

<案>

平成22年度実績評価書

(評価対象期間:平成22年4月～23年3月)

平成23年9月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

- 1. 金融庁における政策評価の取組み 2
- 2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）. 2
- 3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見 3
 - （参考資料1）金融庁における政策評価への取組み 6
 - （参考資料2）政策評価に関する有識者会議メンバー 9
 - （参考資料3）達成度、端的な結論等の一覧（平成22年度）. 10

II 22年度における各施策の評価結果（概要）. 16

III 各施策の評価結果

基本政策	施策目標	施策	ページ
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	35
		(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	51
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止	65
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	73
		(3) アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援	82
	II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実			105
(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立			119
(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適正な対応			125
2 公正、透明な市場を確立し維持すること		(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	134

基本政策	施策目標	施策	ページ
		(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	157
		(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着	163
		(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	174
		(5) 公認会計士監査の充実・強化	182
		Ⅲ 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること
		(2) 決済システム等の整備・定着	206
		(3) 専門性の高い人材の育成等	212
		(4) 個人投資家の参加拡大	216
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着	231
		(2) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進	236
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上	253

業務支援基盤整備に係る施策

分野	課題	施策	ページ
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	① 職員の育成・強化のための諸施策の実施	265
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	270
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究分析の実施	277

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料1）、実績評価については、平成13年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成22年度（平成22年4月～23年3月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

平成22年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。

なお、平成22年度金融庁政策評価実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている3つの法定任務を基本政策として、施策目標、施策を導出して体系的な整理を行っています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

① 施策及び達成目標等

平成22年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」、「達成目標」、「目標設定の考え方及びその根拠」、「測定指標（目標値・達成時期）」及び「参考指標」を記載しました。

② 平成22年度主な事務事業

平成22年度金融庁政策評価実施計画に定めた「事務事業」及び「実施内容」を記載しました。

③ 評価結果

平成22年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、4ページの「評価の判断基準」に基づきA、B、Cの3段階で評価を行い、その判断理由について説明を行いました。

また、政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、中期的にみて取組みの成果が上がっているかどうか、及び今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。さらに、端的な結論の記述に当たっては、5ページの「中期的にみた取組みの成果及び今

後の取組方針に関する端的な結論の基本類型」によるものとし、各施策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

なお、各施策に係る平成22年度における目標の達成度の一覧及び端的な結論の一覧は、参考資料3（10ページ）のとおりです。

④施策の趣旨・概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。また、当該施策に関係する主な内閣の重要政策についても説明しました。

⑤目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因について、説明しました。

⑥平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

平成22年度において、施策の達成に向けて行った業務（取組み）内容及び評価について説明しました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り客観的なデータを用いました。

⑦施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている3つの観点（必要性、有効性、効率性）から評価するよう努めました。

⑧今後の課題及び予算要求等への反映内容

当該施策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。また、評価結果及び今後の課題を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求等への反映内容について説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見については、その旨を記載しました。

⑩注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

⑪担当課室名

当該施策の担当部局を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

〔評価(単年度)の判断基準〕

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

1. 指標等に照らした目標の達成度

(1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

(2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

(注) アウトカムベースでの評価が困難で、アウトプットベースしかない場合には、当初の想定基準及び想定状況の達成度合いに加え、今後、取り組むべき課題の状況についても達成度の判断に加える。

2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

〔 中期的にみた取組みの成果及び今後の
取組方針に関する端的な結論の類型 〕

現時点で成果の発現が予定されるもの	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
	施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
平成22年度以降に成果の発現が予定されるもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13年1月政策評価各府省連絡会議了承） 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」（13年12月閣議決定） 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） 「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
14年7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日）
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）
15年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告） 	
15年7月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15年7月1日） 「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告） 	
16年7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
17年4月		・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告）	
17年7月		・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日）
17年8月		・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）
12月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承）	
18年4月		・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告）	
18年7月		・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日）
8月		・政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）
19年3月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19年3月閣議決定）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19年6月国会報告）	・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19年6月14日）
19年7月		・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間19年7月～20年6月末）策定（19年7月3日）
8月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19年8月政策評価各府省連絡会議了承）	・政策評価（平成18年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19年8月30日）
20年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20年6月国会報告）	・「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20年6月10日）
20年7月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間20年7月～24年3月末）策

	政府全体の動き	金融庁の動き
		定（20年7月3日） ・「平成20年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間20年7月～21年6月末）策定（20年7月3日）
8月		・政策評価（平成19年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20年8月29日）
21年3月		・「平成21年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間21年4月～22年3月末）策定（21年3月31日）
5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21年5月国会報告）	・「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21年5月22日）
8月		・政策評価（平成20年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21年8月31日）
22年3月		・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間22年4月～23年3月末）策定（22年3月31日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（22年5月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22年5月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22年6月国会報告）	・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22年6月4日）
8月		・政策評価（平成21年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22年8月31日）

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成23年9月27日現在

座長	富田 俊基	中央大学法学部教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
	田辺 国昭	東京大学公共政策大学院院長
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計 6名]

(敬称略)

基本政策	施策目標	施策	平成22年度主な事務事業
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	① 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 ② 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ③ グローバルに活動している金融機関に対する監督 ④ 証券会社の連結規制・監督の導入等 ⑤ 金融機関のリスク管理の高度化 ⑥ 中小企業金融円滑化法の適切な運用 ⑦ 金融機能強化法の適切な運用 ⑧ 早期健全化法の適切な運用
	2 金融システムの安定が確保されていること	(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	① 内外の金融実態に応じた的確な金融検査の実施 ② ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施
		(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止	① 預金保険制度の周知及び適切な運用 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ② 海外監督当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献
		(3) アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援	① 金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進 ② 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	① 投資家保護の確保 ② 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 ③ 共済事業の規制のあり方に係る検討等 ④ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行 ⑤ 振り込め詐欺への的確な対応 ⑥ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ
		(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	① 金融経済教育の充実 ② 当局における相談体制の整備・充実 ③ 金融行政に関する広報の充実 ④ 多重債務者のための相談体制等の整備
		(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立	① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応
		(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	① 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 ② 振り込め詐欺への的確な対応（再掲） ③ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ（再掲）

達成目標	22年度の達成度	端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)	ページ
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	A	経済・金融情勢が依然として厳しい中ではあるものの、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後も効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みをより一層進めていく必要があります。	35
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策への取組みを行う必要があります。	51
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られること	A	施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要があります。	65
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること	A	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献、海外監督当局等との連携強化等）を進めていく必要があります。	73
アジア域内の金融・資本市場の整備が図られるとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開が図られること	A	施策の達成に向けて、今後もこれまでの取組み（金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、振興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施）を進めるとともに、本邦金融機関が事業展開を行う中で障壁となりうる規制については、相手国の金融監督当局に対して規制緩和・自由化の要望を一層積極的に行っていきます。	82
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	89
利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	B	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。）必要があります。	105
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	119
金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	125

基本政策	施策目標	施策	平成22年度主な事務事業
	2 公正、透明な市場を確立し維持すること	<p>(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視</p> <p>(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進</p> <p>(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着</p> <p>(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実</p> <p>(5) 公認会計士監査の充実・強化</p>	<p>① 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視</p> <p>② 市場規律の強化に向けた取組み</p> <p>③ 金融商品取引業者に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p> <p>④ 不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施</p> <p>⑤ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> <p>⑥ 犯則事件に対する厳正な調査の実施</p> <p>① 自主規制機関との適切な連携等</p> <p>② 取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化への取組み</p> <p>① 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進</p> <p>② 上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組み</p> <p>① 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備</p> <p>① 監査基準等の整備に係る対応</p> <p>② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等</p> <p>③ 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等</p> <p>④ 諸外国の監査監督機関との協力・連携</p> <p>⑤ 公認会計士試験の実施の改善</p>
Ⅲ 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること	<p>(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着</p> <p>(2) 決済システム等の整備・定着</p> <p>(3) 専門性の高い人材の育成等</p>	<p>① 国際会計基準の任意適用の円滑な実施等</p> <p>② 金融商品・サービスの販売チャネルのあり方の検討等</p> <p>① 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み</p> <p>② 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み</p> <p>③ 情報セキュリティ・リスクマネジメント能力、コストパフォーマンス向上の促進等</p> <p>① 高度かつ実践的な金融教育の充実</p> <p>② 公認会計士試験の実施の改善（再掲）</p> <p>③ 金融専門人材の育成</p>

達成目標	22年度の達成度	端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)	ページ
市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること	A	施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(顕在化しつつある問題に対する将来を見据えた機動的な対応や市場監視体制の更なる充実・強化)を行う必要があります。	134
市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、市場の公正性・透明性の確保に向け、取組みの充実・改善等を促進する必要があります。	157
金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を行うことにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、国際的な動向や環境の変化、取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(非上場会社の会計についての検討等)を行う必要があります。	163
投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっており、金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実に向け、今後も同様の取組みを進めていく必要があります。	174
厳正な会計監査の確保を図ること	A	施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、監査に関する国際的動向や公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大の状況といった環境の変化や取組みの有用性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	182
多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	192
安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	A	施策の達成に向けて着実に取組みを進めており、一定の成果が上がっていますが、店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け等に係る政府令の策定作業や、清算機関による業務開始等に向けた対応等を引き続き進めていく必要があります。	206
金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること	B	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(専門性の高い人材の育成に向けた更なる取組み)を行う必要があります。	212

基本政策	施策目標	施策	平成22年度主な事務事業
		(4) 個人投資家の参加拡大	① 安心して投資できる環境の整備 ② 個人投資家の裾野拡大のための税制面の環境整備 ③ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行（再掲） ④ 金融経済教育の充実（再掲）
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着	① 資金決済法の適切かつ円滑な施行
		(2) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進	① 中小企業金融円滑化法の適切な運用等、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 ② 地域密着型金融の推進 ③ 金融機能強化法の適切な運用（再掲）
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上	① 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化 ② 行政処分についての透明性の向上 ③ 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 ④ ノーアクションレター制度等の適切な運用 ⑤ 金融機関等との対話の充実 ⑥ 法令外国語訳の推進 ⑦ 金融行政に関する広報の充実（再掲） ⑧ 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用

業務支援基盤整備に係る施策（平成20～23年度）

分野	課題	施策	平成22年度主な事務事業
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	① 職員の育成・強化のための諸施策の実施	① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	① 業務・システムの最適化の実施 ② 情報システム調達の適正化
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究分析の実施	① 金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施

達成目標	22年度の達成度	端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)	ページ
個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること	B	施策の達成に向けて一定の効果(個人株主の数や特定口座の増加など)が上がっていますが、個人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要があります。	216
内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、顧客に対してより質の高いサービスを提供する環境の整備には引き続き取り組んでいく必要があります。また、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	231
①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること ②地域密着型金融の推進が図られること	A	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もより一層取組みを進めていく必要があります。	236
明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	A	施策の達成に向けて成果が上がっており、金融行政の透明性及び予測可能性の向上の観点から、今後も一層の取組みを進めていく必要があります。	253

達成目標	22年度の達成度	端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)	ページ
職員の資質の向上を図ること	B	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(必要に応じた見直し)を行う必要があります。	265
①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	B	①施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。ただし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていませんが、25年1月の新システム稼働に向け、取組みを充実させる必要があります。	270
②情報システム調達の適正化を図ること	A	②施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	
的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	277

Ⅱ 22年度における各施策の評価結果(概要)

基本政策Ⅰ 金融機能の安定

基本目標Ⅰ－１ 金融機関が健全に経営されていること

施策Ⅰ－１－（１） 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施（P35）

【達成目標】

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること

【評価結果概要】

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的な金融・経済危機に発展しました。また、平成22年度においては、一部欧州周辺国の債務問題、日本振興銀行の破綻、東日本大震災の発生等に伴い、金融機関及び金融システムのリスクについて正確な情報をタイムリーに把握することがますます重要となりました。

こうした中で、当庁においては、金融機関の財務会計情報やリスク情報等を徴求するとともに、金融機関との意見交換等を通じてその経営状況の把握に努めました。また、海外当局との連携を図り、金融機関に関する情報の共有及び議論を行いました。

これらの報告徴求や意見交換等を通じて、金融機関の問題点を認識し、それを金融機関にフィードバックすることにより、金融機関の健全性の向上を促しました。

さらに、金融機関が、貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能を十分に発揮することで、中小企業者の経営や返済能力の改善策につながる、という流れを定着させる等という観点から、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長するとともに、監督指針の改定による金融機関のコンサルティング機能の発揮の促進や、中小企業金融円滑化内閣府令等の改正による、開示・報告資料の大幅な簡素化といった運用面の改善を図っております。

これらの取組みの結果、各業態の自己資本比率や不良債権比率等の指標に照らしても、我が国金融機関の健全性が維持されていると考えられるとともに、中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告によれば、各金融機関において中小企業等に対する貸付けの条件の変更等が積極的に行われており、適切な金融仲介機能の発揮が図られているものと考えられます。

また、東日本大震災の発生以降、金融機関に対し、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた対応を行うよう繰り返し要請を行うとともに、貸付条件の変更等に、より注力出来るよう、被災地域にある金融機関等における開示報告義務の弾力化を行うなど、金融機関が、適切な金融仲介機能を発揮することができるような環境整備に取り組みました。

こうしたことから、総体としてみれば、金融機関の業務の健全かつ適切な運営が確保されたと判断されるため、Aと評価しました。

施策 I - 1 - (2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 (P51)

【達成目標】

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること

【評価結果概要】

金融検査を実施するに当たっては、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に取り組むとともに、金融検査マニュアルの前文5原則に基づき、重要なリスクに焦点を当てた検証や、問題点の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明を通じて、効果的・効率的な検査の実施に努めました。

平成22年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみると、検査実施に関する項目の合計（「検査運営」、「資料の提出」、「検査の執行状況等」など）で、「1（妥当）」、「2（概ね妥当）」との回答が98%を超えています。このような結果を踏まえると、金融検査においては、検査を受ける金融機関の負担を考慮しつつ、双方向の議論等を通じて、金融機関の主体的・能動的な経営改善につながるような、検証結果に対する真の理解（「納得感」）を得ることができたと考えています。

また、これらの取組みもあって、自己資本比率や不良債権比率等の指標を見ると、我が国金融機関の財務の健全性は維持されているものと考えています。

以上のような点を総合的に勘案し、Aと評価しました。

基本目標 I - 2 金融システムの安定が確保されていること

施策 I - 2 - (1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止 (P65)

【達成目標】

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること

【評価結果概要】

預金保険制度の周知については、制度の誤解等から無用な混乱を起こさないよう、引き

続き国民への理解を深めるための広報活動を行い、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](22年)によると、同制度について「知っていた」と回答した世帯は81.1%(前年79.2%)と、引き続き高い水準を維持しており、制度の周知が相当程度図られていると考えています。

また、預金保険法第102条の適切な運用については、同法に基づく資本増強を行ったりそのグループに対し、「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。同グループにおいては、従来から取り組んできた差別化戦略を徹底するなど、経営健全化計画の着実な進捗が図られていると考えています。

さらに、円滑な破綻処理のための態勢整備については、名寄せデータの整備状況について、預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関の検査・フォローアップを行い、金融機関において改善に向けた取組みが行われており、その精度の維持・向上が図られていると考えています。

そのほか、22年9月10日に破綻した日本振興銀行については、預金保険機構との緊密な連携により、円滑かつ迅速に初動対応が行われ、初動後の対応においても最終的な受皿金融機関等への事業譲渡等に向けた処理が円滑に行われていると考えています。

以上のことから、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止に向け成果が上がっていると考えられたため、Aと評価しました。

施策 I - 2 - (2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 (P73)

【達成目標】

国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること

【評価結果概要】

平成22年度は、21年度に引き続き、G20首脳からの指示の下で、金融安定理事会(FSB)、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構(IOSCO)、保険監督者国際機構(IAIS)等における国際的なルール策定が進展しました。

こうした中、我が国は、

- ・ ソウル・サミットにおいて、国際的に活動する銀行に対する自己資本・流動性の新たな枠組みについて合意されたが、当該合意は中長期的な自己資本の強化を図る一方、性急な実施による実体経済への影響に配慮した措置が相当程度盛り込まれるなど、我が国の主張も踏まえたものとなった
- ・ 22年6月に総括審議官(国際担当)が証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会の副議長に就任し、これまで以上にIOSCOの政策立案に貢献

- ・ 国際会計基準（I F R S）財団（旧国際会計基準委員会財団（I A S C F））モニタリング・ボードのメンバーとして、国際会計基準審議会（I A S B）のガバナンスに積極的に関与（特に、22年10月から暫定議長国として取りまとめを実施）など、国際的な金融監督のルール策定に具体的に大きく貢献しました。

更に、従来から行っていた二国間金融協議に加え、日米規制改革イニシアティブの後継として22年11月に新設された日米経済調和対話に参画したほか、日EU・EPA交渉入り合意を目指し、22年4月に新設された日EU合同ハイレベルグループに積極的に参加しました。23年3月には、日ベトナムEPAに基づく金融協議の立ち上げに向け、ベトナム金融当局と事前協議を開催しました。また、G20首脳会合等の提言を受けて設置された監督カレッジの対象となる金融機関について、海外当局と監督上の対応等について認識を共有し、連携を強化しました。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、F A T F等の国際的政府間機関の活動に参画し、国際的な取り組みに協調するとともに、我が国の実情を考慮した幅広い視点から、バランスの取れた実効性あるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実施を積極的に推進しました。また、20年に実施されたF A T F第3次対日相互審査結果における不合格項目へのフォローアップ対応については、早期フォローアップ卒業を目指し、国際協調といった観点のみならず、我が国の社会経済への影響を考慮しつつ、警察庁との連携により、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正等に取り組みました。

以上のように、国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資することができたと判断し、Aと評価しました。

施策 I - 2 - (3) アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援 (P82)

【達成目標】

アジア域内の金融・資本市場の整備が図られるとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開が図られること

【評価結果概要】

W T O及び経済連携協定（E P A）交渉に積極的に参加した結果、日インドE P Aの署

名を達成し、金融サービスについて高いレベルの自由化を獲得しました。また、平成 23 年 3 月に日ベトナム E P A に基づく金融当局間協議の立ち上げに向けた事前協議を開催しました。右協議では日本・ベトナム金融当局間の情報交換及び連携の強化を確認したほか、ベトナムに進出している本邦金融機関からのヒアリングに基づき、ベトナム金融当局に対して自由化・規制緩和要望を行いました。更に、中国や韓国など、他のアジア諸国の当局との間でも、多国間会議の機会を捉えて、随時意見交換を行い、強い連携関係を維持することができました。なお、アジア以外の地域でも、日ペルー E P A 交渉について大筋合意を達成するといった進捗が見られました。

また、アジア新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修では、研修終了後のアンケート調査の結果、回答者の 7 割以上から、研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ており、技術支援を通じた能力向上に貢献するなど、我が国との連携強化に寄与していると考えられることから、A と評価しました。

基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

基本目標Ⅱ－１ 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること

施策Ⅱ－１－（１） 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底（P89）

【達成目標】

金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること

【評価結果概要】

金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率の向上や無登録業者による未公開株等の取引に関する対応に加え、公益法人等が行う共済事業に関する制度整備や金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行・定着に向けた取組みなど、利用者保護ルールの整備・徹底は確実に進展しています。

なお、P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）における金融関係の消費生活相談の件数はここ数年高水準で推移しているものの、金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数のうち、顧客からの苦情に関連するものと考えられる個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数は減少しているのに加え、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数も減少しています。

このため、利用者保護の充実に向け、一定の成果が上がっていると考えられることから、Aと評価しました。

施策Ⅱ－１－（２） 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実（P105）

【達成目標】

利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること

【評価結果概要】

「金融に関する消費者アンケート調査」では「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が前年を若干上回っています。当庁としては、国民に各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みの理解度を高めてもらうために取り組んだ各種施策もあり、一定の成果が得られたと考えています。一方で、金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の更なる充実・普及に努める必要など、引き続き取り組むべき課題もあることから、Bと評価しました。

施策Ⅱ－１－(３) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立（P119）

【達成目標】

金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること

【評価結果概要】

金融取引の多様化に対応した法令等遵守態勢を確立するため、金融機関等における対応が必要と思われる改正においては、十分な期間をとった上で監督指針等の改正を行い、それに基づいた監督によって金融機関等に法令等遵守を促しています。また、法令違反のある金融機関には行政処分を行い、業務の改善状況を報告させるなど、金融機関等の業務改善を担保する取組みを実施してきました。

また、金融サービス利用者相談室から回付される金融機関の不適正な行為に関する相談・苦情等を分析し、監督行政へ適切な反映を図る等の取組みを進めています。

これらの取組みを通じて、全体としてみれば、金融機関等における法令等遵守態勢の確立が進展していると考えられることから、Aと評価しました。

施策Ⅱ－１－(４) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応（P125）

【達成目標】

金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること

【評価結果概要】

金融機関の預貯金口座に関する犯罪は、引き続き発生しており、今後もこうした犯罪の未然防止に向けた取組み及び被害者の保護を図る取組みが必要です。

平成22年度は、金融機関における預貯金口座に関する犯罪の未然防止に向けた取組みを促す観点から、金融機関に対し口座の不正利用や偽造キャッシュカード犯罪等に関する情報提供を実施しました。さらに、業界団体を通じて、振り込め詐欺の未然防止に向けた積極的な取組みに努めるよう要請を行いました。これらの施策により、金融機関において口座凍結等の措置や情報セキュリティ向上に向けた対応がとられたものと考えます。

また、被害者の保護を図る観点からは、当庁から預貯金者保護法等の趣旨を踏まえた適切な対応や振り込め詐欺救済法の趣旨に沿った対応に努めるよう要請を行っており、これを受けて、金融機関においては被害者の保護を図る取組みがなされているものと考えます。

こうしたことから、犯罪の未然防止や被害者保護のための成果が上がっており、Aと評価しました。

基本目標Ⅱ－２ 公正、透明な市場を確立し維持すること

施策Ⅱ－２－(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 (P134)

【達成目標】

市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること

【評価結果概要】

金融商品及び取引の複雑化・多様化・グローバル化といった市場環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行をはじめとする制度の変革などに対し、迅速かつ効果的に対応するため、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、その検査・調査等の手段を戦略的に活用することにより、新たな金融商品や複雑な取引形態を用いた不公正な取引等にも監視の目を光らせてきました。

その結果、市場の公正を損なうような法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や刑事告発を行うことにより厳正な対応を行ってきたほか、公益・投資者保護のため緊急を要する法令違反行為については、22年度に初めて裁判所への禁止命令等の申立てを行うなど、適切に対応してきました。また、建議等によるルール整備を通じた投資者保護への貢献や、市場参加者への幅広い情報発信や自主規制機関等との双方向の連携を通じて、市場規律の更なる強化にも取り組んできました。

こうした取組みは、検査・調査対象業者の業務管理態勢等の改善や開示書類の自主的な訂正のほか、投資者保護のためのルール整備や、市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律の強化につながっているものであり、このことは、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保することに貢献したものと考えられるため、Aと評価しました。

施策Ⅱ－２－(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 (P157)

【達成目標】

市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること

【評価結果概要】

第二種金融商品取引業を行っている多様な主体が中心となって、平成22年11月に一般

社団法人第二種金融商品取引業協会が設立されました。今後、同協会が、当局の認定を受け、自主規制の隙間にあった第二種金融商品取引業における自主規制機関としての体制整備が進められ、速やかに機能が発揮されるよう金融庁としても連携を図っているところです。

また、日本証券業協会の「社債市場の活性化に関する懇談会」においては、同懇談会報告書「社債市場の活性化に向けて」が取りまとめられ、22年6月に公表されており、引き続き、例えば、「社債の価格情報インフラの整備」など、社債市場の透明性や信頼性を高め、市場関係者の自主的な取組みを強化するための取組みが進められています。金融庁としても、こうした市場関係者により行われている社債市場の活性化に向けた検討・取組みが、市場の公正性や透明性の向上を通じ、投資者保護にも資するものと考えており、積極的に支援しているところです。

さらに、21年6月に公表された「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」に基づき、取引所関係者との適切な連携に努めた結果として行われた各取引所規則の改正を踏まえ、金融庁も参加している東京証券取引所の上場制度整備懇談会においてこれらの取組みの現状評価を行うとともに、広く上場制度全般について更なる改善を進めるための課題や問題点を洗い出すことを目的として、上場制度に関する投資家向けの意見募集を実施しており、引き続き金融庁としても連携を図っているところです。

このように、金融庁による、自主規制機関や取引所関係者との連携の結果、市場の公正性・透明性の向上に向けた市場関係者の取組みが進展したものと考えており、Aと評価しました。

施策Ⅱ－２－（３） 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着 （P163）

【達成目標】

金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること

【評価結果概要】

国際会計基準（IFRS）の日本企業への適用に関しては、平成22年3月期末から一定の上場企業の連結財務諸表に対するIFRSの任意適用が認められており、その円滑な任意適用のために、IFRSによる開示例の公表等を行いました。

また、単体財務諸表の基準改定を当面どのように取り扱うべきかについて、産業界を中心としたハイレベルな意見を聴取するために公益財団法人財務会計基準機構に設けられた「単体財務諸表に関する検討会議」へのオブザーバー参加等を通じ、検討に参画しました。

海外当局との連携に関しては、国際財務報告基準財団（IFRS財団）（IFRSF）（旧国際会計基準委員会財団（IASCF））のガバナンス強化を目的として日本・米国・

欧州の市場規制当局等が中心となって設立した I F R S 財団モニタリング・ボードに積極的に関与し、その活動等を通じ、高品質のグローバルな会計基準の実現、I F R S 財団のガバナンスの強化に向けて一定の成果が上がったと考えています。

また、我が国上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組みとして、21年度に行った「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正内容を実施の段階に移したほか、コーポレート・ガバナンスに係る問題意識について、市場関係者・有識者との意見交換の内容等を踏まえ、会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部会場で伝えています。

以上のような成果を踏まえ、Aと評価しました。

施策Ⅱ－２－(４) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 (P174)

【達成目標】

投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること

【評価結果概要】

内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の改訂及び「内部統制報告制度に関するQ & A」の改訂等による基準の明確化等を実施したほか、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の稼働率について99.97%と高水準を確保し、E D I N E T情報公開サイトへのアクセス件数も大幅に増加するなど、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するための取組みが着実に進展していると認められることから、Aと評価しました。

施策Ⅱ－２－(５) 公認会計士監査の充実・強化 (P182)

【達成目標】

厳正な会計監査の確保を図ること

【評価結果概要】

国際的な動向を踏まえて中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂案を公表する準備を行いました。また、公認会計士・監査法人に対し厳正な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めたほか、品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査を的確に実施しました。

さらに、国際的な会合や二国間協議等を通じて諸外国の監査監督機関との協力・連携を強化したほか、公認会計士試験の実施の改善等について着実に実施しました。

これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっていると考えられることから、Aと評価しました。

基本政策Ⅲ 円滑な金融等

基本目標Ⅲ－１ 活力のある市場を構築すること

施策Ⅲ－１－（１） 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着 （P192）

【達成目標】

多様で良質な金融商品・サービスが提供されること

【評価結果概要】

多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計について着実な進展が見られたほか、金融商品仲介業の登録件数の増加などにより、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が一定程度進展していること、金融・資本市場の重要なインフラである会計制度について、金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた整備を行っていることから、Aと評価しました。

施策Ⅲ－１－（２） 決済システム等の整備・定着（P206）

【達成目標】

安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること

【評価結果概要】

店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組みについては、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成22年5月12日成立、5月19日公布）に基づき、清算機関の基盤強化等に係る政令・内閣府令を同年12月27日に公布（23年4月1日施行）したほか、関係する国際会議等に参画して国際的協調に努めつつ、我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の開始に向けた検討・取組みをサポートしました。

また、国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組みについては、市場関係者による決済リスク削減に向けた工程表の策定・公表（22年6、12月に公表）をサポートしました。

これらにより、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムの構築が図られていくものと考えられることから、Aと評価しました。

施策Ⅲ－１－（３） 専門性の高い人材の育成等（P212）

【達成目標】

金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること

【評価結果概要】

金融行政に関する大学院との連携講座の継続や公認会計士試験の実施の改善、それに伴う公認会計士試験受験者の増加等、一定の成果は上がっていますが、専門性の高い人材育成に向けた更なる取組みが必要なことから、Bと評価しました。

施策Ⅲ－１－（４） 個人投資家の参加拡大（P216）

【達成目標】

個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること

【評価結果概要】

個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に向けた環境整備や適切な投資機会の提供などに取り組み、個人株主の数や特定口座数の増加といった成果が得られたものの、個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合や、投資主体別で見た個人の売買比率にわずかながら低下が見られます。

また、「金融に関する消費者アンケート調査」では「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が前年を若干上回っています。当庁としては、国民に各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みの理解度を高めてもらうために取り組んだ各種施策もあり、一定の成果が得られたと考えています。

以上のことから、Bと評価しました。

基本目標Ⅲ－２ 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること

施策Ⅲ－２－（１） 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着（P231）

【達成目標】

内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと

【評価結果概要】

「資金決済に関する法律」(平成 21 年 6 月 17 日成立、6 月 24 日公布)の制定に伴う関係政令・内閣府令の制定・整備(22 年 4 月 1 日)に係る事務を円滑に処理したほか、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた取組みも着実に進めていることから、A と評価しました。

施策Ⅲ－２－(２) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進 (P 236)

【達成目標】

- ① 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること
- ② 地域密着型金融の推進が図られること

【評価結果概要】

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、本年度は「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。)を適切に運用するとともに、その期限を 1 年間延長し、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)」をとりまとめ・公表する等、積極的な施策の展開に努めました。中小企業の資金繰りは、東日本大震災の影響もあり、引き続き厳しい状況にあるものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは着実に進められています。

また、地域密着型金融の推進については、地域金融機関の自主的な取組みを一層促進するため、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成 22 年 12 月公表)も踏まえ、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案を 23 年 3 月に公表するとともに、地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)等の充実を図るための取組みを実施しました。

こうしたことから、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進に向けた取組みは、着実に進んでいるものと考えられるため、全体では A と評価しました。

基本目標Ⅲ－３ 金融の円滑を図るためのより良い規制環境(ベター・レギュレーション)を実演すること

施策Ⅲ－３－(１) 金融行政の透明性・予測可能性の向上 (P 253)

【達成目標】

明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること

【評価結果概要】

金融庁及び財務局等が行った行政処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ四半期ごとに公表することで、他の金融機関における予測可能性が高まり、同様の事案の発生の抑制が図られたものと考えています。加えて、検査マニュアルや監督指針等を整備し、検査・監督上の重点項目・着眼点を一層明確化することにより、行政対応の予測可能性の向上を図るとともに、金融機関との意見交換会等を通じて金融機関における自主的な取組みを奨励してきました。

また、当庁の施策について、金融庁ウェブサイトを活用した情報発信をはじめ、様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の各種媒体を更に幅広く活用すること等により広報展開を行いました。さらに、当庁所管の重要性及びニーズの高い法令から英訳を行い、金融庁ウェブサイトに公表することにより、規制・監督の透明性・予見可能性の向上を図りました。

なお、金融庁ウェブサイトの内容・機能等の充実については、平成22年4月に「改正貸金業法」、23年3月に「東日本大震災に関連する金融上の措置」に関する特設ウェブページを開設し、貸金利用者や被災者の方々が、容易に重要情報（改正ポイント、措置内容、相談窓口一覧等）を入手できるように内容・構成の充実を図りました。

これらの取組みを総合的に考慮すると、ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケートは21年6月以降実施していませんが、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底が進捗していると考えられ、Aと評価しました。

業務支援基盤整備に係る施策

業務支援基盤整備に係る施策 1－(1)－①

職員の育成・強化のための諸施策の実施（P265）

【達成目標】

職員の資質の向上を図ること

【評価結果概要】

職員の専門性の向上については、受講生による研修内容に関する評価結果において目標値（5段階評価で3以上）を上回っているなど、一定の成果が上がっているものの、高度な専門知識を有する職員を育成するためには、引き続き更なる取組みを進める必要があることから、Bと評価しました。

業務支援基盤整備に係る施策 2－(1)－①

行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進（P270）

【達成目標】

- ①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
- ②情報システム調達の適正化を図ること

【評価結果概要】

- ① 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」及び「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、経費、業務処理時間について、引き続き所期の削減目標を達成しました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、平成21年5月に設計・開発事業者と21年8月に工程管理支援事業者と請負契約を締結し、スケジュールに沿って設計・開発等のためのプロジェクトを開始しました。21年10月までに要件定義を確定しましたが、設計工程については、進捗に遅れが発生したことから、本来、22年3月に予定していた設計書の納品は行われませんでした。その後、スケジュールの遅延が拡大したことから、金融庁より設計・開発事業者に対して、体制強化を要請しました。その結果、23年3月、当初の予定から1年遅れて、設計工程が完了しました。こうした経緯を踏まえ、B評価としました。

- ② 金融庁情報システム調達会議を4回開催し、政府調達案件について、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うなど、情報システム調達の適正化に向けた取組みを行いました。

情報システムに係る政府調達案件（競争性のある契約方式による機器の調達を除く）

の情報システム調達会議への付議状況については、100%となっています。

また、調達仕様書を徹底的に見直し、これまで公募で行っていた案件の調達を一般競争入札に変更するなどの成果があったことなどからA評価としました。

なお、これらの取組みの結果、随意契約比率（企画競争・公募による契約または小額の契約を除く件数ベース）は10.5%（前年度15.7%）となりました。

業務支援基盤整備に係る施策2-(2)-① 専門性の高い調査研究分析の実施（P277）

【達成目標】

的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること

【評価結果概要】

近年の金融危機を踏まえ、実証的・理論的調査研究（バブルと金融システム・金融仲介機能の関係、景気変動増幅効果）を実施するとともに、国会提出法案の策定に参考とすべく、リーマン・ブラザーズの破綻と証券決済上の問題点等を調査しました。さらに、G20のコンファレンス等の場で積極的な対外発信を行いました。また、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を導入するとともに、新たに特別研究員を公募し金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するよう努めました。

このように、金融環境の変化に応じた的確な調査研究分析を実施し、適切な金融行政の運営に資するよう活用するとともに、研究体制の更なる強化を図っていることから、Aと評価しました。

Ⅲ 各施策の評価結果

施策Ⅰ－１－(1)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

1. 達成目標等

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日）等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等> ・公的資金の返済額 ※ 施策Ⅲ－２－(2)における各指標について、必要に応じて参照する。

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応	グローバルな株式、為替、債券、クレジット、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システムの安定の確保、金融・資本市場の的確な動向把握の観点から、引き続き、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、実体経済との相互作用に留意しつつ、日本銀行とも連携し、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力していく。 また、集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図る。
②効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングに努める。 特に、借手企業に対する円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうかについて、モニタリングしていく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関によるストレステストの活用についても、バーゼル銀行監督委員会における検討の状況を踏まえつつ、一層の精緻化・明確化を図るよう促していく。 ・監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項を可能な限り明確化する。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。
③グローバルに活動している金融機関に対する監督	<p>グローバルに活動している金融機関に関し、20年4月のFSF報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、適切な監督を行う。</p> <p>また、昨今の国際的な議論等を踏まえて、国際的に活動する金融機関に対し、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢の整備等を促すための監督指針の改正を22年3月に実施したことを踏まえ、適切な監督を行う。</p>
④証券会社の連結規制・監督の導入等	<p>大規模な証券会社の、グループ内会社の問題等に起因する突然の破綻により、証券会社の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資家に悪影響が及び、ひいては金融システムへの悪影響が及ぶ懸念を回避するため、証券会社の連結規制・監督の枠組みを導入する。</p> <p>また、保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについて、グループ全体の財務状況を定量的に把握し、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、保険会社等の連結財務健全性基準の枠組みを導入する。</p> <p style="text-align: right;">[R I A]</p>
⑤金融機関のリスク管理の高度化	<p>各金融機関が、国際的な動向や自らのビジネスを取り巻く環境の変化を展望した上で、適切なリスク管理の遂行を行っているかという観点を踏まえ、総合的なリスク管理態勢の整備状況等について検査・監督を通じ検証する。</p> <p>また、バーゼルⅡにおいては、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、引き続き承認申請に対し適切な審査を行う。</p>
⑥中小企業金融円滑化法の適切な運用	<p>中小企業等からの申込みに対し、金融機関が貸付条件の変更等に努めることとする中小企業金融円滑化法の施行並びにこれに併せた金融検査マニュアル及び監督指針の改定を</p>

	受けて、同法等に基づく貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行うとともに、金融機関の中小企業融資・経営改善支援への取組状況について重点的にモニタリングを行う。
⑦金融機能強化法の適切な運用	<p>中小企業等に対する信用供与の円滑化を目的とする改正金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。</p> <p>また、国の資本参加を実施した金融機関に対しては、旧金融機能強化法に基づく資本参加行と同様、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。</p>
⑧早期健全化法の適切な運用	<p>早期健全化法に基づく資本増強行について、経営健全化計画の履行を確保する観点から、計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行うほか、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。</p>

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的な金融・経済危機に発展しました。また、平成22年度においては、一部欧州周辺国の債務問題、日本振興銀行の破綻、東日本大震災の発生等に伴い、金融機関及び金融システムのリスクについて正確な情報をタイムリーに把握することがますます重要となりました。

こうした中で、当庁においては、金融機関の財務会計情報やリスク情報等を徴求するとともに、金融機関との意見交換等を通じてその経営状況の把握に努めました。また、海外当局との連携を図り、金融機関に関する情報の共有及び議論を行いました。

これらの報告徴求や意見交換等を通じて、金融機関の問題点を認識し、それを金融機関にフィードバックすることにより、金融機関の健全性の向上を促しました。

さらに、金融機関が、貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能を十分に発揮することで、中小企業者の経営や返済能力の改善策につながる、という流れを定着させる等という観点から、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長するとともに、監督指針の改定による金融機関のコンサルティング機能の発揮の促進や、中小企業金融円滑化内閣府令等の改正による、開示・報告資料の大幅な簡素化といった運用面の改善を図っております。

これらの取組みの結果、各業態の自己資本比率や不良債権比率等の指標に照らして

も、我が国金融機関の健全性が維持されていると考えられるとともに、中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告によれば、各金融機関において中小企業等に対する貸付けの条件の変更等が積極的に行われており、適切な金融仲介機能の発揮が図られているものと考えられます。

また、東日本大震災の発生以降、金融機関に対し、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた対応を行うよう繰り返し要請を行うとともに、貸付条件の変更等に、より注力出来るよう、被災地域にある金融機関等における開示報告義務の弾力化を行うなど、金融機関が、適切な金融仲介機能を発揮することができるような環境整備に取り組みました。

こうしたことから、総体としてみれば、金融機関の業務の健全かつ適切な運営が確保されたと判断されるため、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

経済・金融情勢が依然として厳しい中ではあるものの、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後も効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みをより一層進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリング（検査と検査の間の期間においても、監督部局で継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて監督上の対応を行うこと）を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があります。このため、モニタリング・システムの機能強化を行うとともに、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等の実施、グローバルに活動する金融機関の監督に関する監督当局間の連携、リスク管理に関するルールの整備、金融機能強化法及び早期健全化法の適切な運用を図ることとしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。
金融・世界経済に関する首脳会合 宣言	平成21年11月15日	9. (略) ・健全な規制の拡大 我々は、規制枠組み、健全性監督、リスク管理を強化し、すべての金融市場、商品、参加者が状況に応じて適切に規制され、あるいは監督の対象となることを確保することを誓約す

		<p>る。(中略)我々はまた、規則が効果的で、技術革新を抑制せず、金融商品とサービスの取引の拡大を促すことを確保しつつ、規制枠組みを景気循環に対してより効果的にしていく。</p>
--	--	---

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的な金融・経済危機に発展しました。こうした国際的な金融危機に直面し、金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、個々の金融機関のリスクの特性やその変化をきめ細かく把握する必要性が一層高まっています。

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

①取組内容

平成22事務年度主要行等向け監督方針において、「現在考え得るリスクに的確に対応していくため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融機関の健全性等に与える影響について認識を深め、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握する。また、モニタリングのオンサイト・オフサイトの一体化の推進等により、リスクの早期把握に努める。」という考え方を示しました。

これに基づき、金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んでいます。具体的には、グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況や内外のマクロ経済の情勢等について、部局横断的な情報の集約や分析、共有の場を設け、金融システム、金融・資本市場の動向を早期に把握するよう努めました。また、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握にも注力しました。

また、我が国の預金取扱金融機関が保有するサブプライム関連商品及び証券化商品等の残高及び関連する損失等についての調査を行い、四半期ごとに公表(22年6月、9月、23年1月に公表)するなど、グローバルな金融市場の混乱が我が国金融システムに与える影響について把握してきました。

さらに、主要国の監督当局で構成され、金融機関のリスク管理実務について調査・分析を実施するSenior Supervisors Group(SSG)による金融機関における各種リスク管理の状況等に係るサーベイに対して協力するとともに、グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ及び野村グループ)について、監督カレッ

ジ（6.（3）を参照）の会合を開催し、関係監督当局間で情報共有及び議論等を行いました。監督カレッジでの議論を通じ、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクのフォワード・ルッキングな特定・把握が促進されました。

上記のような手段で集積した情報及び分析結果については庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、金融行政への反映を図っています。

②評価

グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、収集した情報及び分析結果を庁内で共有することにより、リスクの早期把握が促進され、効果的な行政対応を行う上で、一定の効果があったものと考えています。

また、監督カレッジにおける議論等、海外当局との連携を通じ、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクのフォワード・ルッキングな特定・把握が促進され、効果的な行政対応を行う上で、一定の効果があったものと考えています。

（2）効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

①取組内容

オフサイト・モニタリングにおいては、金融機関（預金取扱金融機関、金融商品取引業者、保険会社）の財務会計情報やリスク情報等を徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関の経営状況の把握等を行いました。また、検査・監督の両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を図りました。

さらに、モニタリング・システムについて、オンラインによるデータ徴求、データの暗号化等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に努めるとともに、金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、随時システムの改修を実施するなど、システムの強化を図っています。

②評価

23年3月期における預金取扱金融機関の自己資本比率は、主要行等で17.3%と前年同期比1.5ポイントの増加、地域銀行で11.6%と前年同期比0.3ポイントの増加となっています。他方、不良債権比率は、主要行等で1.8%と前年同期比0.1ポイントの減少、地域銀行で3.2%と前年同期と比べ横ばいとなっていますが、全国銀行ベースでは2.4%と前年同期比0.1ポイントの減少となっており、いずれの指標においても健全性が維持されています。しかしながら、東日本大震災の影響により、先行きが不透明になっているため、金融機関の健全性については、注視が必要と考えています。

また、23年3月期において、証券会社※1の自己資本規制比率は397.2%、生命保険会社及び損害保険会社のソルベンシー・マージン比率はそれぞれ、1,066.0%、628.6%となっており、証券会社及び保険会社においても健全性が維持されていると考えられますが、今後ともその動向を注視してまいります。

加えて、中小企業金融円滑化法に基づく23年3月末時点の開示・報告によれば、中小企業向け貸付及び住宅ローンの双方について、審査中の案件等を除き、実行の割合は9割を超える水準となっています。

このように、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施もあって、我が国金融機関において健全性が維持されており、また、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が図られているものと考えています。

【資料1】自己資本比率

	21/3期	22/3期	23/3期
主要行等	12.4%	15.8%	17.3%
地域銀行	10.5%	11.3%	11.6%
信用金庫	11.8%	12.3%	12.6%
信用組合	10.1%	10.9%	11.0%

(出所) 金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

【資料2】不良債権比率(=金融再生法開示債権÷総与信額)

	21/3期	22/3期	23/3期
主要行等	1.7%	1.9%	1.8%
地域銀行	3.4%	3.2%	3.2%
信用金庫	5.8%	5.8%	6.0%
信用組合	9.0%	8.2%	8.0%
全国銀行	2.4%	2.5%	2.4%

(出所) 監督局総務課調

(3) グローバルに活動している金融機関に対する監督

①取組内容

20年4月の「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム(FSF)報告書※」や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ(監督カレッジ)の枠組みの下、グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ及び野村グループ)について、監督カレッジの会合を開催しました。

また、我が国に拠点を有している複数の海外金融機関について、当該金融機関の母

※1 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

国監督当局が主催する監督カレッジの会合に参加しました。

これら会合において、関係監督当局間で、該当金融機関の経営内容や監督上の注視点等について、情報共有及び議論を行いました。

※2008年4月にFSFより公表された、今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての提言に関する報告書。この中で、当局間の情報交換及び連携に関して、世界的な大手金融機関ごとに監督カレッジを設置すべきことを提言している。

②評価

監督カレッジの会合での情報共有及び議論等を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局間で共有することにより、当該金融機関の適切な監督に一定の効果があったものと考えています。

(4) 証券会社の連結規制・監督の導入等

①取組内容

ア. 証券会社の連結規制・監督の導入について

証券会社のグループ規制・監督を強化する観点から、一定規模以上の証券会社に対する連結規制・監督の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(22年5月12日成立、5月19日公布)。これらを踏まえ、連結規制・監督の対象となる証券会社の総資産の基準額等を定める関係政令・内閣府令や、証券会社の自己資本規制比率の算出基準等を定める告示等を22年12月27日に公布しました。また、グループ全体の健全性の状況等を踏まえた適切な行政対応が実施できるよう「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正しました(23年3月18日公表)。

イ. 保険会社等の連結規制・監督の導入について

保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、保険会社等の連結財務健全性基準の導入を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(22年5月12日成立、5月19日公布)。これらを踏まえ、保険会社等の連結財務健全性基準の具体的な算出方法を定めた保険業法施行規則等を23年3月に公布しました(24年3月末から施行)。

②評価

ア. 証券会社の連結規制・監督の導入について

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に必要な政令・内閣府令等を整備したことにより、証券会社を含む金融商品取引業者について、グループ・ベース

の規制・監督の枠組みを強化することにつながると考えています。

イ. 保険会社等の連結規制・監督の導入について

保険会社等のグループに対する連結財務健全性基準の具体的基準を保険業法施行規則等に定めたこと（23年3月）により、グループ全体のリスクの把握及び規制・監督の強化につながると考えています。

（５）金融機関のリスク管理の高度化

①取組内容

ア. バーゼルⅡに関して

19年3月末より全ての預金取扱金融機関を対象に実施されたバーゼルⅡの第1の柱（最低所要自己資本比率）において、当局の事前承認を要するリスク計測手法の採用を希望する金融機関に対し、リスク管理の高度化に向けたインセンティブの所在、安定的な運用の可能性等を確認しつつ、規制上求められる要件に照らし、審査を行いました。その結果として、22年度は、以下の通り承認を行いました。

（信用リスク）

・基礎的内部格付手法（FIRB）：近畿大阪銀行、山陰合同銀行

（オペレーショナル・リスク）

・粗利益配分手法（TSA）：紀陽ホールディングス及び紀陽銀行、岩手銀行、阿波銀行、野村信託銀行

また、既に承認を受けた金融機関に対し、定期的なヒアリングや当局への報告を通じて、安定的なリスク管理の運用状況等について確認を行いました。この他、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）についても、早期警戒制度の枠組みを活用しつつ、銀行勘定の金利リスクに関するアウトライヤー基準、統合的なリスク管理態勢の整備状況等に関するモニタリングを実施しました。

イ. ソルベンシー・マージン比率に関して

保険会社のソルベンシー・マージン比率については、マージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とする保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等を22年4月に公布しました（24年3月期末から施行。ただし、23年3月期末から新基準でのソルベンシー・マージン比率を開示できる旨を、改正した保険業法施行規則の附則等に規定。）。

また、資産負債を一体的に時価評価することで計算される純資産額（＝資産－負債）等を用いて計算したソルベンシー・マージン比率に基づいて財務の健全性を評価する経済価値ベースのソルベンシー規制の導入について検討を進めているところです。

このため、全保険会社を対象として、経済価値ベースの保険負債等の計算の実施を要請し、「経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテスト」を

実施しました（22年6月以降）。

②評価

ア．バーゼルⅡに関して

先進的なリスク計測手法の承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、一般の金融危機への対応を含めて当局と金融機関との間でリスク管理の高度化に向けた課題等の共有化を図っています。

また、バーゼルⅡの実施後、先進的なリスク計測手法の承認を受けた金融機関も増えており、定量データの横断的な比較等により、モニタリングの実効性が高まっています。

イ．ソルベンシー・マージン比率に関して

保険業法施行規則等において、マージン算入の厳格化や想定される損失を厳格に算定することを明記したこと（22年4月）により、ソルベンシー・マージン比率に対するより一層の信頼性の向上が図られると考えています。

（6）中小企業金融円滑化法の適切な運用

①取組内容

中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努めるほか、年末、年度末といった機会を捉えて、金融機関に対し、貸付条件の変更等の申込みに対して、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努めることを要請いたしました。

さらに、東日本大震災の発生以降、被災した中小企業や住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みについて、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努めること等を要請しています。

また、金融機関が、貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能を十分に発揮することで、中小企業者の経営や返済能力の改善策につながる、という流れを定着させる等という観点から、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長するとともに、監督指針の改定による金融機関のコンサルティング機能の発揮の促進や、中小企業金融円滑化内閣府令等の改正による、開示・報告資料の大幅な簡素化といった運用面の改善を図っております。

②評価

中小企業金融円滑化法に基づく23年3月末時点の条件変更等の実績によれば、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方について、審査中の案件等を除き、実行の割合は9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の貸付条件の変更等の取組みは着実に行われていると考えております。

【資料3 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況（平成23年3月末時点）】

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行（A）	謝絶（B）	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1538)	1,837,988 (498,382)	1,652,961 (453,849)	46,112 (12,223)	97.3%
【住宅ローン】 金融機関合計(1538)	167,554 (25,433)	125,721 (19,267)	11,892 (1,778)	91.4%

（出所） 監督局総務課調

（注） 上記金融機関（1538）は、銀行（145）、信用金庫（272）、信用組合（159）、労働金庫（14）、系統金融機関（67）、農協・漁協（881）の合計。

（7）金融機能強化法及び早期健全化法の適切な運用

①取組内容

ア．金融機能強化法に基づく資本参加行について

金融機能強化法に基づき国の資本参加を行った金融機関から 経営強化計画の履行状況の報告がなされ、22年3月期（13金融機関）については同年7月に、22年9月期（13金融機関）については翌年1月にその内容を公表しました。

イ．早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行に対して、経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、22年3月期については同年6月に、22年9月期については同年12月にその内容を公表しました。

22年3月期の当期利益が経営健全化計画比で大幅に下振れした1行に対して、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を22年6月に発出しました。

②評価

ア．金融機能強化法に基づく資本参加行について

金融機能強化法に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、法令上、半期毎に当局に報告がなされ、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとされています。

このような枠組みの下、資本参加行の金融仲介機能が一層強化され、中小企業等に対する円滑な資金供給に結びつくことにより、地域経済の活性化に貢献しているものと考えています。

イ．早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行の経営健全化計画の履行状況については、各金

融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正を図ることとしています。また、計画未達の金融機関について、報告徴求、業務改善命令といった監督上の措置を講じることとしています。こうした枠組みの下で、資本増強の経営健全化が促されているものと考えています。

そうした中、22年度においては、旧安定化法（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律）、早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約12.3兆円）のうち、約1.2兆円の返済が行われました。その結果、23年3月末の残高は約1.5兆円となっており、資本増強以後23年3月末までに約1.4兆円の利益が生じています。

【資料4 旧安定化法、早期健全化法、預金保険法に基づく返済状況】

	19事務年度 (20年6月末)	20事務年度 (21年6月末)	21年度 (22年3月末)	22年度 (23年3月末)
返済額	0.1兆円	0.4兆円	599億円	1.2兆円
残 額	3.3兆円	2.9兆円	2.8兆円	1.5兆円

(出所) 監督局銀行第二課調

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や実体経済の悪化など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要性が高まっています。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、監督指針の整備等を進めたことは、金融機関におけるリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がるものと考えられることから、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保に資することができたと考えています。また、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であったと考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができました。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られました。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

一部欧州周辺国の債務問題や東日本大震災の影響など、内外の経済・金融情勢が依然として厳しい中、実体経済の状況が金融システムに与える影響を引き続き的確に把握する必要があります。その際には、国際的にも議論されているように、個別金融機関の財務の健全性のみならず、金融システム全体の安定性を見渡した、市場動向等の把握にも注力していく必要があります。

② 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

引き続き、金融機関の財務会計情報やリスク情報等の蓄積・分析及び市場動向の把握に努めるとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握等に努め、内部管理態勢の確立等、経営の健全性及び業務の適切性の確保に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促していく必要があります。あわせて、検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図りながら、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、一層効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えています。

また、報告・分析の対象となる情報の処理はコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、引き続き、システムの強化等を図っていくことが必要です。

さらに、中小企業金融円滑化法の期限が1年延長されたことも踏まえて、中小企業等に対する金融の円滑化を図る観点から、適切かつ積極的に金融仲介機能が発揮されているかについても、引き続きモニタリングしていくことが必要です。

③ 証券会社の連結規制・監督の導入等

ア. 証券会社の連結規制・監督の導入

連結規制等で導入されたリスク計測手法に係る承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、各金融機関のリスク管理の高度化を適切に促していく必要があります。

また、自己資本規制比率の計算ルール等について、金融実務慣行の変化等のほか、23年末より導入されるバーゼルⅡの枠組み強化（バーゼル2.5）や、25年より実施予定のバーゼル3を踏まえ、必要に応じ見直していく必要があります。

イ. ソルベンシー・マージン比率に関して

24年3月からの連結規制の本格施行に向けて、円滑に制度が導入できるよう報告様式の検討・見直し等を行う必要があります。

④ 金融機関のリスク管理の高度化

ア. バーゼルⅡに関して

バーゼルⅡは、金融機関の業務や取引が複雑化する中、従来の簡素な規制の枠組みと比べ、金融機関が抱えるリスクをより精緻に把握することで、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促す枠組みです。金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、今後とも、第1の柱におけるリスク計測手法に係る承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組みを適切に把握し、第2の柱の補完的な枠組みを通じて、各金融機関の特性に応じたリスク管理の高度化を適切に促していく必要があります。また、自己資本比率の計算ルールや当局の監督上のモニタリング手法等について、金融実務慣行の変化等のほか、23年末より導入されるバーゼルⅡの枠組み強化（バーゼル2.5）や、25年より実施予定のバーゼル3を踏まえ、必要に応じ見直していく必要があります。

イ. ソルベンシー・マージン比率に関して

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの結果を通じて把握した経済価値ベースの保険負債等の計算結果や実務上の問題点等を踏まえた上で、国際的な動向を十分に見据えつつ、我が国における経済価値ベースのソルベンシー規制の導入についての検討を進めていく必要があります。

⑤ 中小企業金融円滑化法の適切な運用

23年3月31日に、中小企業金融円滑化法の期限が1年間延長されたことに併せて、金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進のための対応や、中小企業金融円滑化内閣府令の改正による開示・報告様式の大規模な簡素化を通じた金融機関の負担軽減といった運用面の改善を図ってきました。

中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、引き続き、金融機関の貸付け条件の変更等の取組状況について注視するとともに、金融機関による条件変更後の継続的なモニタリング、経営相談・指導といったコンサルティング機能の一層の定着を含め、中小企業等に対する金融の円滑化を図る観点から、適切かつ積極的に金融仲介機能が発揮されているかについて、引き続きモニタリングしていくことが必要と考えています。

⑥ 金融機能強化法の適切な運用

金融機能強化法に基づき国の資本参加を行った金融機関については、経営強化計画の履行状況の公表・フォローアップを行うなど、引き続き適切な運用に努めていく必要があります。

また、今後、他の金融機関から同法に基づく国の資本参加の申請があった場合には法令等に則り、適切な審査に努めていく必要があります。

⑦ 早期健全化法の適切な運用

より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づく資本増強の経営の健全性の確保及び預金保険機構のいわゆる「3原則」(①経営の健全性の維持、②国民負担の回避、③市場への悪影響の回避)を踏まえた公的資金の管理を図るため、引き続き適切な対応に努めていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
モニタリング・システム関係経費	②	予算 <継続>	181,476千円
バーゼルⅡ対応システム関係経費	⑤	予算 <継続>	6,858千円
金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に 必要な経費	⑦	予算 <継続>	102,375千円
金融商品取引業者等の監督に必要な経費	②	予算 <継続>	1,241千円
業務・システム最適化計画に基づく「金融庁 業務支援統合システム」への移行等に必要な 経費	②	予算 <継続>	—
総務企画局審議官(不良債権問題担当)の時 限の撤廃(恒久化)	①	機構・定員	
総務企画局参事官(預金取扱金融機関担当) の时限の撤廃(恒久化)	①	機構・定員	
監督局銀行第二課の时限の撤廃(恒久化)	②⑥	機構・定員	
国際金融危機管理対応に係る体制整備	①	機構・定員	
リスク情報管理システム分析に係る体制整備	①	機構・定員	
新しい自己資本比率規制等の実施に係る監督 体制整備	⑤	機構・定員	
協同組織金融機関の会計の整備に係る監督体 制の整備	②	機構・定員	
金融円滑化の支援に係る体制整備	②	機構・定員	
保険会社の財務基準高度化に係る体制の整備	⑤	機構・定員	

海外当局等との連携強化・監督体制の強化	③	機構・定員	
証券会社の財務基準高度化に係る体制整備	③	機構・定員	

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 監督局総務課「我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について」
(平成23年1月18日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20110118-1.html>)
- ・ 監督局銀行第一課「主要行等の平成23年3月期決算の概要」
(平成23年6月10日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20110610-3.html>)
- ・ 監督局銀行第二課「地域銀行の平成23年3月期決算の概要」
(平成23年6月10日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20110610-1.html>)
- ・ 監督局総務課協同組織金融室「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」
- ・ 監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」
(平成23年8月19日公表 <http://www.fsa.go.jp/status/npl/20110819.html>)
- ・ 監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」
- ・ 監督局保険課「生命保険会社及び損害保険会社ソルベンシー・マージン比率」
- ・ 監督局総務課「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について」
(平成23年7月26日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110726-2.html>)
- ・ 監督局総務課信用機構対応室「経営健全化計画の履行状況報告について」
(平成22年6月30日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100630-4.html>)
- ・ 監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況について」
(平成22年12月27日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20101227-6.html>)

11. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課市場分析室、総務企画局市場課

施策 I - 1 - (2)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

1. 達成目標等

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 【根拠】銀行法第 25 条、中小企業金融円滑化法第 9 条、明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成 21 年 12 月 8 日）等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイト検査モニターのアンケート結果（4 段階評価）のうち「1（最も評価が高い）」または「2（次に評価が高い）」と回答された割合（前年度の水準を維持・22 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査実施件数 ・ 検査指摘内容 ・ 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉 ・ 中小企業及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の状況 ・ 評価結果の分布状況

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 内外の金融実態に応じた的確な金融検査の実施	<p>金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に取り組む。</p> <p>特に、金融機関のコンサルティング機能（経営相談・経営指導等）をはじめとする金融円滑化を柱の一つとした改定金融検査マニュアル（平成 21 年 12 月 4 日）の早期定着及び中小企業金融円滑化法の実効性確保を図るための検査運営に努める。また、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた国際的な議論の動向も踏まえつつ、大手金融グループについて、グループ全体として、総合的なリスク管理態勢や適切な内部管理態勢が整備されているかについて、重点的に検証する。その他の重点的な検証課題については、検査基本方針において、可能な限り明確化する。</p>
② ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施	<p>以下の検査マニュアル 5 原則に則った検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 重要なリスクに焦点をあてた検証 ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明 ③ 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証 ④ 指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化 ⑤ 検査結果に対する真の理解（「納得感」）

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

金融検査を実施するに当たっては、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に取り組むとともに、金融検査マニュアルの前文5原則に基づき、重要なリスクに焦点を当てた検証や、問題点の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明を通じて、効果的・効率的な検査の実施に努めました。

平成22年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみると、検査実施に関する項目の合計（「検査運営」、「資料の提出」、「検査の執行状況等」など）で、「1（妥当）」、「2（概ね妥当）」との回答が98%を超えています。このような結果を踏まえると、金融検査においては、検査を受ける金融機関の負担を考慮しつつ、双方向の議論等を通じて、金融機関の主体的・能動的な経営改善につながるような、検証結果に対する真の理解（「納得感」）を得ることができたと考えています。

また、これらの取組みもあって、自己資本比率や不良債権比率等の指標を見ると、我が国金融機関の財務の健全性は維持されているものと考えています。

以上のような点を総合的に勘案し、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策への取組みを行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、限られた人員の下で効果的・効率的な検査を実施し、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があります。

このため、平成22事務年度（22年7月～23年6月）の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、金融機関において、資金需要者への適切・円滑な資金供給や利用者への良質な金融商品・サービス提供という役割を果たす態勢が整備されているかを検証するとともに、そうした役割を果たすことができるだけの十分な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が整備されているかについて検証することを基本としました。特に、金融円滑化を一層推進する観点から、これまで、金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、中小企業及び個人の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているかを重点的に検証してきましたが、本事務年度は、こうした観点に加え、金融機関がコンサルティング機能等を十分に果たしながら、引き続き、円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているかを重点的に検証しました。

また、検査運営に当たっては、ベター・レギュレーションを運営指針として、引き続き、

その実践を進めていくこととし、具体的には、金融検査マニュアル前文5原則（①重要なリスクに焦点をあてた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、③問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証、④指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解（「納得感」）を基本に据え、双方向の議論を通じ、一層深度ある検証に努めることとしました。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

東日本大震災に伴う直接・間接的な影響の広がりや、昨今の国際的な金融・経済情勢等、従前にも増して先行きの不透明感が増大しています。このような震災の直接・間接的な影響等が、金融機関やその取引先等に広がり、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する」という目標達成に影響を与えた可能性があります。

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

（1）内外の金融実態に応じた的確な金融検査の実施

ア. オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの強化

①取組内容

平成22事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、金融機関のリスク特性を十分見極めた、実効的かつ効率的な金融検査を実現するため、検査局のオンサイトデータ集積・分析機能と、監督局のオフサイトモニタリングデータ集積・分析機能とを一体化し、オン・オフ一体的なモニタリングをさらに強化することで、金融機関の負担軽減を図りつつ、一層メリハリのある金融検査の実施に努めました。

この結果、平成22事務年度においては、銀行等（銀行持株会社を含む）については93件、協同組織金融機関については249件、保険会社（保険持株会社を含む）については13件、その他金融機関については233件の検査をそれぞれ実施しました。

（参考）平成22年度の検査実施状況

銀行等（銀行持株会社を含む）：89件
 協同組織金融機関：283件
 保険会社（保険持株会社を含む）：13件

【資料3 平成22事務年度の検査実施計画・実施件数】（単位：件）

	検査計画件数（注）	検査実施件数
銀行等（銀行持株会社を含む）	105	93
協同組織金融機関	265	249
保険会社（保険持株会社を含む）	20	13
その他金融機関	255	233

（出所）検査局総務課調

（注）当該計画は、事務年度当初の見込みとして設定したものです。

②評価

オン・オフ一体的なモニタリングの強化を通じて、検査実施前の事前分析を充実させ、検証分野の絞り込みや規模・特性等を勘案した検査班編成を行ったことは、金融機関の検査負担を軽減しつつ、限られた人員の下で、効果的・効率的な金融検査を实

施することにつながったと考えています。

イ. 強固で包括的なリスク管理態勢の整備

①取組内容

(i) 経営管理態勢の整備

金融機関が、金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、適切な経営管理のもとでの、経営陣の主導性とコミットメントが決定的に重要です。

したがって、平成 22 事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、経営陣との対話等を通じ、経営方針に基づく戦略目標（収益、費用、資本政策等）について、中期的な展望も踏まえ、その合理性や持続可能性の観点から十分な分析と検討が行われているか、等について重点的に検証を行いました。

(ii) 統合的リスク管理態勢の整備

金融技術の進展により、金融取引が高度に複雑化していることから、金融機関は、従来のリスクカテゴリーの観点だけでは捉えられないリスクが発生すること等を念頭に置いて、リスク管理態勢の整備を図る必要があります。また、金融機関においては、統計的なリスク計測手法の限界を認識し、フォワード・ルッキングなシナリオに基づくストレス・テストを実施し、これを経営判断に活用すること等によって、金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切なリスク管理態勢を整備する必要があります。

したがって、平成 22 事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた統合的リスク管理態勢が整備されているかについて、重点的に検証を行いました。

(iii) 信用リスク管理態勢の整備

金融機関における信用リスク管理の重要性を踏まえ、平成 22 事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、金融機関の経営戦略や規模・特性等を踏まえた信用リスク管理態勢が整備されているか、個別の金融機関の状況に応じ、大口与信や複雑な形態の与信、海外向け与信等について、スキームの実態やリスク特性を十分に把握し、適切な審査・与信管理が行われているか、等について重点的に検証を行いました。

(iv) 金融グループ全体としてのリスク管理態勢の整備

大手金融グループについては、金融システムに与える潜在的な影響度が高まっている一方、組織の巨大化・縦割り化や金融取引のグローバル化に伴い、グループ全体のリスクの把握が困難になっています。

したがって、平成 22 事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた国際的な議論の動向も踏まえつつ、大手金融グループについて、グループ全体として、総合的なリスク管理態勢や適切な内部管理態勢が整備されているかを重点的に検証しました。

②評価

(i) 経営管理態勢の整備

金融検査において、①(i)の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

(指摘事例)

- ・ 理事会が、重点施策の実施状況について報告を受けるにとどまり、計画比未達等の原因分析や改善策の検討を行っていない事例。
- ・ 取締役会が、経営計画に掲げる主要施策の具体的な推進策や進捗管理等について、具体的な指示を行っていない事例。

(ii) 統合的リスク管理態勢の整備

金融検査において、①(ii)の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

(指摘事例)

- ・ 統合的リスク管理部門が、目的に応じたストレス・レベルを予め想定することなくシナリオを作成しているほか、金利リスク、集中リスク等の主要なリスクや、リスクの伝播構造、二次的影響等をストレス・テストのシナリオに十分勘案していない事例。
- ・ 統合的リスク管理部門が、ストレス・テストの結果報告において、収益面を考慮した影響度のほか、ストレス時に想定される内外環境に応じたリスク管理上の留意点を検討して経営陣に報告していないため、経営陣がシナリオの蓋然性を評価したり、危機時に機動的に対応するためにストレス・テストを活用できる態勢となっていない事例。

(iii) 信用リスク管理態勢の整備

金融検査において、①(iii)の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

(指摘事例)

- ・ 取締役会等が、大口与信グループに対する与信取引において、保全面のみを重視した対応を行い、債務者の財務実態の把握が不十分となっているほか、融資案件の把握・分析が不十分となっている事例。
- ・ 与信集中リスク管理について、理事会等が、リスク量がリスク目標を超過した状態が継続していることを信用リスク管理部門からの定期報告により把握しているにもかかわらず、関係部署に対して改善策の検討を指示しておらず、与信集中リスクの是正に向けた実効性ある管理態勢を構築していない事例。

(iv) 金融グループ全体としてのリスク管理態勢の整備

金融検査において、① (iv) の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

(指摘事例)

- ・ 統合的リスク管理部門において、グループ全体の大口・業種集中リスクが、リスク量、損益及び所要自己資本に与える影響度を把握していない事例。
- ・ 統合的リスク管理部門が、信用リスク計測に当たって、グループ全体の大口・業種集中リスクの影響度を把握していないほか、不動産価値の下落や業種相関等をストレス・テストに反映していない事例。

(v) 各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率）

平成 23 年 3 月期における預金取扱金融機関の自己資本比率をみると、主要行等で 17.3%と前年同期比 1.5%ポイントの上昇、地域銀行で 11.6%と同 0.3%ポイントの上昇となっている等、いずれの業態においても前年同期比で上昇しています。

また、同じく不良債権比率をみると、信用金庫で 6.0%と前年同期比 0.2%ポイントの上昇となっているものの、その他の業態においては、低下若しくは横ばいとなっています。

このように、内外の金融実態に応じた的確な金融検査に取り組んだこともあり、自己資本比率や不良債権比率等の指標を見ると、我が国金融機関の財務の健全性は維持されているものと考えています。

【資料 4】自己資本比率

	21/3 期	22/3 期	23/3 期
主要行等	12.4%	15.8%	17.3%
地域銀行	10.5%	11.3%	11.6%
信用金庫	11.8%	12.3%	12.6%
信用組合	10.1%	10.9%	11.0%

(出所) 金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

【資料 5】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	21/3 期	22/3 期	23/3 期
主要行等	1.7%	1.9%	1.7%
地域銀行	3.4%	3.2%	3.2%
信用金庫	5.8%	5.8%	6.0%
信用組合	9.0%	8.2%	8.0%

(出所) 監督局総務課調

ウ. 金融円滑化の一層の推進

①取組内容

中小企業者等をめぐる環境は引き続き厳しい状況にある中、金融機関においては、その業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、金融の円滑化を図るとともに、債務者の経営改善に関して積極的なサポートをすることが期待されています。

平成 22 事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、金融円滑化を一層推進する観点から、これまでも、金融機関において、適切にリスク管理をベースとして、中小企業及び個人の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているかを重点的に検証してきましたが、本事務年度は、こうした観点に加え、金融機関がコンサルティング機能等を十分に果たしながら、引き続き、円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているかを重点的に検証しました。

②評価

金融検査において検証を行った結果、次のような評価できる事例や問題として指摘した事例が認められました。改善が必要な金融機関については、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

(評価事例)

- ・ 審査部門が、地域の面的再生に向けビジネスマッチングにより販路拡大や新事業展開の支援に積極的に取り組んでいる事例。
- ・ 債務超過に陥っている債務者に対し、過剰在庫の見直し等の経営改善計画の策定支援を行っている事例。
- ・ 事業継続が困難になった個人事業者に対し、事業承継や債務整理を提案・支援している事例。

(指摘事例)

- ・ 融資部門及び営業店が、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の実現可能性の検証や進捗管理などについて十分に取り組んでいない事例。
- ・ 審査部門が条件変更等を行った債務者に対する事後管理を十分行っていない事例。
- ・ 審査部門が、条件変更先に対するモニタリングについて、営業店に対し十分な指導を行っていない事例。

なお、中小企業金融円滑化法の施行日（21 年 12 月 4 日）から 23 年 3 月末までの間に金融機関が実行した、中小企業及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実績をみると、全体として金融機関による条件変更等の取組みは着実に進められていると考えています。

【資料3 中小企業円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況】

(法の施行日(21年12月4日)～23年3月末:件数ベース)

	実行/(実行+謝絶)	実行/申込(注)
中小企業向け貸付け・条件変更実行率	97.3%	89.9%
住宅ローン・条件変更実行率	91.4%	75.0%

(出所) 監督局総務課調

(注) 審査中・取下げの案件を含む

エ. 顧客保護・利用者利便の向上

①取組内容

金融機関においては、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要です。したがって、平成22事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向け、①顧客等に関する情報管理の徹底、②適正かつ安全な金融取引の確保、③相談・苦情等への適切な対応、④顧客に対する適切な説明について、重点的に検証しました。

②評価

金融検査において検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

(指摘事例)

- ・ 個人情報保護委員会による顧客情報管理の改善に向けた指導が不十分なことから、個人データが紛失しているなどの事例。
- ・ 営業推進部門が、一定額の損失を被っている為替デリバティブ利用先を重点管理先として抽出し、同部門と営業店が一体となって重点的に管理・フォローしていくこととしているにもかかわらず、審査部門等が、把握している債務者の経営実態に係る情報を営業推進部門へ提供していないほか、営業推進部門から提供されている重点管理先のアフターフォロー結果を活用する仕組みを構築していない事例。
- ・ 営業推進部門が、「投資信託販売の手引き」を策定し、優越的地位の濫用防止の観点から、資金繰りが厳しいと認識している融資先等に対する投資信託の販売を禁止することなどを規定しているにもかかわらず、営業店や審査部門が行う、投資信託販売時における顧客の財務状況等の確認事項などの具体的なルールを定めていないため、要注意先以下に対し投資信託を販売している事例。

(2) ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施

ア. 金融検査マニュアル前文5原則の実践強化

①取組内容

平成22事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、リスクに対する感応度を高めながら、問題を先取りし、金融機関と深度ある双方向の議

論を通じて課題を共有し、金融機関の自主的な経営改善につなげていくこととし、引き続き、ベター・レギュレーションを金融検査の運営指針として、その実践を進めました。

具体的には、金融検査マニュアルの前文に記載されている5原則（①重要なリスクに焦点をあてた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、③問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証、④指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解（「納得感」）を基本に据え、双方向の議論を通じ、一層深度ある検証に努めました。

②評価

平成 22 年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみると、検査実施に関する項目の合計（「検査の検証の範囲」、「根拠等の提示」、「検証に当たっての双方向の議論」など）で、「1（妥当）」、「2（概ね妥当）」との回答が98%を超えています。

このような結果を踏まえると、金融検査においては、金融機関の主体的・能動的な経営改善につながるよう、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解（「納得感」）を得る等、金融検査マニュアル前文5原則に基づく運営ができたと考えています。

【資料1 オフサイト検査モニター アンケート結果】

区分	アンケート項目	回答内容		回答率 (%)
検査運営	準備期間	1	妥当なものであった	68.9(68.5)
		2	概ね妥当なものであった	29.0(26.0)
		3	あまり妥当なものではなかった	2.1(5.5)
		4	妥当なものではなかった	— (—)
	検査期間	1	妥当なものであった	64.0(53.5)
		2	概ね妥当なものであった	32.9(41.5)
		3	あまり妥当なものではなかった	3.2(4.5)
		4	妥当なものではなかった	— (0.5)
	検査の検証の範囲	1	適当なものであった	79.9 (76.0)
		2	概ね適当なものであった	20.1 (23.0)
		3	あまり適当なものでなかった	— (0.5)
		4	適当なものでなかった	— (0.5)
資料の提出	資料の提出方法 (既存資料の活用等)	1	十分活用された	56.9(58.3)
		2	概ね活用された	41.3(38.7)
		3	一部で活用されなかった	1.8(2.5)
		4	活用されなかった	— (0.5)
	提出期限の設定に当たっての事務負担への配慮	1	十分配慮したものであった	49.5(48.0)
		2	概ね配慮したものであった	48.4(45.0)
		3	一部で配慮されなかった	2.1(6.5)
		4	配慮されなかった	— (0.5)

	資料の作成範囲	1	検査内容に応じたものであった	61.1(66.5)
		2	概ね検査内容に応じたものであった	37.8(31.0)
		3	一部で検査内容に応じたものではなかった	1.1(2.0)
		4	検査内容に応じたものではなかった	－(0.5)
検査の 執行状 況等	根拠等の提示	1	十分根拠等が示された	63.6(56.5)
		2	概ね根拠等が示された	36.4(42.5)
		3	一部で根拠等が示されないところもあった	－(0.5)
		4	根拠等は示されなかった	－(0.5)
	検査官の態度	1	常に穏健冷静な態度であった	77.0(67.0)
		2	概ね穏健冷静な態度であった	20.5(31.0)
		3	一部で穏健冷静な態度ではなかった	2.5(1.5)
		4	穏健冷静な態度ではなかった	－(0.5)
	検証にあたっての双 方向の議論	1	十分議論が行われた	67.5(66.5)
		2	概ね議論が行われた	31.1(30.5)
		3	一部で議論が行われなところもあった	1.4(2.5)
		4	議論は行われなかった	－(0.5)
金融検査 評価制 度	評価結果及びそれに 至る過程など全体的 な印象について	1	十分納得のいくものであった	44.8(51.0)
		2	概ね納得のいくものであった	54.5(47.7)
		3	一部で納得のいかないところもあった	0.7(1.3)
		4	納得のいかないものであった	－(－)

合 計	件数		割合 (%)
	1	4,564	71.4
	2	1,722	27.0
	3	101	1.6
	4	1	0.0

(出所) 検査局総務課調

※回答率における括弧書きは前事務年度の回答率を示す。また、金融検査評価制度に関するオフサイト検査モニターのアンケート結果においては、評価未実施先については含んでいない。

(参考) 金融検査評価結果の分布状況について

平成 21 事務年度 (21 年 7 月～22 年 6 月) に検査を行った金融機関に対する「金融検査評価結果の分布状況」をみると、金融検査を実施するに当たって、「金融検査マニュアル前文 5 原則」を踏まえ、重要なリスクに焦点をあてた深度ある検証を行ったこともあり、「A 評価」の割合が減少する一方、「C 評価以下」の割合が増加しています。

【資料 2 金融検査評価結果の分布状況 (各評価項目数/各業態の全評価項目数)】

	20 事務年度	21 事務年度
A 評価	5.5%	0.9%
B 評価	84.7%	79.0%
C 評価以下	9.8%	20.1%

(出所) 検査局総務課調

(注) 平成 21 事務年度に検査を開始し、評価を実施した金融機関 176 先

イ. 金融検査の質的向上に向けた取組み

①取組内容

(i) 検査結果の分析・情報発信の強化

金融検査の目的は、単に指摘をすることではなく、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保と預金者等の保護を実現することです。このため、検査結果の分析を強化し、そこから得られた分析結果を金融機関に還元して情報や問題意識の共有を図ることは、重要な課題だと考えています。

こうした問題意識に基づき、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような検査結果事例を取りまとめ、「金融検査結果事例集」として、年2回公表しました。

さらに、情報発信の充実・強化を推進する観点から、業界横断的に内在する共通のリスクなど、最近の検査において認められた事例や一般的な傾向等を、業界団体との意見交換会の場等において、タイムリーに金融機関に紹介することに努めました。

(ii) 関係機関との連携強化

国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、海外駐在検査官を米国、英国、シンガポールに派遣するとともに、検査局幹部が当地の海外当局等を直接訪問し、海外当局等と情報や問題意識の共有を含め、連携をさらに強化しました。

また、金融業界団体や弁護士会等の様々な団体における意見交換や講演を通じて、情報や問題意識等の共有に努めました。

(iii) IT環境の変化への対応

近年、金融機関においては、クラウド・コンピューティング（注）という新たな形態のサービスを導入する動きが確認されています。

このような状況を踏まえ、検査局にシステムの専門家等を含めたプロジェクト・チームを設置し、金融機関等に対するヒアリングを通じてクラウド・コンピューティングの利用実態を把握するとともに、それに対する金融検査のあり方について検討を行いました。

また、金融機関におけるクラウド・コンピューティングの利用実態等については、FISC等と連携して金融機関やベンダー等向けに説明会を実施し、情報や問題意識の共有を図りました（23年6～7月）。

（注）コンピュータとネットワークの新しい利用形態。データやサービスがインターネット上のサーバ群（「クラウド（雲）」と表現。）にあり、ユーザはそれらを利用することにより独自に情報システムを構築・管理する必要がないことが特徴。（出所：金融庁「平成21年度実績評価書」）

②評価

(i) 検査結果の分析・情報発信の強化

「金融検査結果事例集」を年 2 回公表するとともに、最近の検査において認められた事例や一般的な傾向等を、業界団体との意見交換会の場等において、タイムリーに金融機関に紹介することは、金融機関において、管理態勢の改善に向けた自主的な取組みが行われることにつながり、業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があったと考えています。

(ii) 関係機関との連携強化

海外当局等との間で情報や問題意識の共有を含めた連携を強化したことは、国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する効果的・効率的な金融検査の実施につながったものと考えています。

また、金融業界団体や弁護士会等の様々な団体における意見交換や講演を通じて、情報や問題意識の共有に努めたことは、金融機関の管理態勢の改善に向けた自主的な取組み等につながったものと考えています。

(iii) IT 環境の変化への対応

金融機関におけるクラウド・コンピューティングの利用実態を把握するとともに、それに対する金融検査のあり方について検討を進め、検査官に検査の着眼点等について研修等を行ったことは、IT の進展に適切に対応した金融検査を行うことにつながったと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段です。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があったと考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

当局の人員が限られている中で、検査基本方針等に基づき、オン・オフ一体的なモニタリングの強化を通じて検査実施前の事前分析の充実を図り、立入検査における検証分野の絞り込みや規模・特性等を勘案した検査班編成を行ったことにより、効率的な検査を実施することができたと考えています。

また、監査人や関係機関との連携を強化したことや、検査結果の分析と情報発信の強化を図ったことは、金融機関の管理態勢の改善に向けた自主的な取組みにつながったと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① システムリスク等に関する検査体制の強化

システムリスクに関する検査は、これまで、システム統合やシステム更改など、リスクの発生する可能性が高いと思われる局面において、システムリスクに焦点を絞った検査を実施してきました。しかしながら、先般の一部主要行の大規模システム障害（これまで安定的に稼動してきた、一般にリスクが低いと思われてきた既存システムにおいて発生した事例）を踏まえると、今後は、発生確率は低いものの、障害発生時の影響が非常に大きいシステムリスクについても十分に着目して検査を行っていく必要があります。そのため、今後、コンピュータシステムに関する高い専門的知識を有する人材の確保を含めた、適切なシステムリスクに関する検査体制を整備することが重要な課題であると考えています。

なお、金融検査において、金融機関の専門的なリスク管理に対して的確な検証を行うためには、システムの専門家のほかにも、専門的知識を有する民間出身の専門家（市場・信用リスクの専門家、公認会計士、不動産鑑定士、弁護士等）を積極的に採用し、金融検査の実務を担当させることも重要な課題であると考えています。

② 保険会社に対する検査体制の強化

保険検査マニュアルについては、保険会社の統合的リスク管理態勢を検証するための項目を追加する等の改定を行いました（23年4月より適用を開始）。

内外の経済・金融環境が大きく変動している中で、保険会社は、個々のリスクを個別に管理するのではなく、リスク全体を統合して管理する、統合的リスク管理態勢の構築が極めて重要となっており、改訂保険検査マニュアルに則した適切な検査を行うことが重要な課題であると考えています。

③ 検査におけるITの活用

近年のIT化の進展に伴って、金融機関においても電子媒体を利用した業務運営が行われており、金融検査に当たっても、電子媒体の検証が中心となっています。

したがって、金融検査において電子媒体を用いた検証を行う際に、デジタルフォレンジック技術を活用し、例えば、電子メールの抽出・分析、財務会計データの分析（データアナリシス）を行うことや、金融機関の電子メールの復元・保全等（データリカバリ）を行うことは、効果的・効率的な金融検査の実施に資すると考えています。

④ 海外当局等との連携強化

国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、海外当局等との間で情報や問題意識の共有を含めた連携をさらに強化することは、引き続き、重要な課題であると考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求 **【P】**

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
金融機関等検査経費	①	予算 <継続>	336,737千円
金融検査手法向上経費	①	予算 <継続>	3,846千円
リスク計測参照モデル関係経費	①	予算 <継続>	24,192千円
システムリスクに関する検査の強化を図るための体制の整備	①	機構・定員	
保険会社の検査における問題点を解消するための体制の整備	①	機構・定員	
デジタルフォレンジック等の新たな課題への対応の強化等を図るための体制の整備	①	機構・定員	

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 検査局総務課 「平成22事務年度検査実施計画・実施件数」
- ・ 検査局総務課 「オフサイト検査モニターのアンケート結果」
- ・ 監督局総務課 「中小企業円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況」
(平成23年7月26日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110726-2.html>)
- ・ 監督局銀行第一課 「主要行等の平成23年3月期決算の概要」
(平成23年6月10日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20110610-3.html>)
- ・ 監督局銀行第二課 「地域銀行の平成23年3月期決算の概要」
(平成23年6月10日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20110610-1.html>)
- ・ 監督局総務課協同組織金融室 「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」
- ・ 監督局総務課 「金融再生法開示債権の状況等について」
(平成23年8月19日公表 <http://www.fsa.go.jp/status/npl/20110819.html>)
- ・ 検査局総務課 「金融検査評価結果の分布状況」

11. 担当課室名

検査局総務課

施策 I - 2 - (1)

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止

1. 達成目標等

達成目標	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>一昨年来の欧米発の金融危機を踏まえ、危機の再発防止と強固な金融システムの構築が重要な課題となっている。金融機関は緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（大臣発言）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度実績を維持・22 年度末） <ul style="list-style-type: none"> ※ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・ 名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・22 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ リソナグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・ 名寄せ検査の実施件数

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 預金保険制度の周知及び適切な運用	<p>広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。</p> <p>また、金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。</p>
② 円滑な破綻処理のための態勢整備	<p>預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p>

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

預金保険制度の周知については、制度の誤解等から無用な混乱を起こさないよう、引き続き国民への理解を深めるための広報活動を行い、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](22年)によると、同制度について「知っていた」と回答した世帯は81.1%(前年79.2%)と、引き続き高い水準を維持しており、制度の周知が相当程度図られていると考えています。

また、預金保険法第102条の適切な運用については、同法に基づく資本増強を行ったりそのグループに対し、「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。同グループにおいては、従来から取り組んできた差別化戦略を徹底するなど、経営健全化計画の着実な進捗が図られていると考えています。

さらに、円滑な破綻処理のための態勢整備については、名寄せデータの整備状況について、預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関の検査・フォローアップを行い、金融機関において改善に向けた取組みが行われており、その精度の維持・向上が図られていると考えています。

そのほか、22年9月10日に破綻した日本振興銀行については、預金保険機構との緊密な連携により、円滑かつ迅速に初動対応が行われ、初動後の対応においても最終的な受皿金融機関等への事業譲渡等に向けた処理が円滑に行われていると考えています。

以上のことから、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止に向け成果が上がっていると考えられたため、Aと評価しました。

(2) 端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)

施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

ペイオフに関しては、14年4月から、まず定期性預金が定額保護に移行し、その後、同年の預金保険法一部改正により、無利息等の3要件を満たす決済用預金について全額保護とするなど、決済機能の安定確保策を講じた上で、17年4月から、利息が付される普通預金等についても定額保護に移行(ペイオフ解禁)しています。

このような政策の遂行を担保し、預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、以下のような措置を講じてきているところです。

(1) 預金保険制度についての誤解や不知による混乱を起こさないことが重要であるとの

観点から、制度の整備を進めるとともに、制度の周知を図るための広報活動を実施することとしています。

(2) 預金保険法に基づき、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、同法第 102 条に基づく措置を講ずるとともに適切なフォローアップ等を行うこととしています。

(3) 金融機関の破綻処理を迅速かつ円滑に進めるため、名寄せデータの精度の維持・向上や預金保険機構等の関係機関との緊密な連携に努めることとしています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 預金保険制度の周知及び適切な運用

①取組内容

ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

22 年度についても、万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、以下のとおり、引き続き国民への理解を深めるための広報活動を行いました。

(ア) 財務局等に対して預金保険制度に係る広報活動要領を通達し（22 年 7 月）、効果的な広報活動を行うよう周知しました。

(イ) 預金保険制度に係るリーフレットについて、前回作成時（19 年 12 月）以降、（株）商工組合中央金庫が制度加入したことなどを踏まえ、刷新しました。刷新したリーフレットについては、全国の預金取扱金融機関のほか財務局等を通じて地方公共団体等へ配布（配布部数：約 103 万部）し、制度の周知及び情報提供に努めました（22 年 10 月～23 年 3 月）。

イ. 預金保険法第 102 条の適切な運用

・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループに対しては、早期健全化法第 5 条第 4 項及び預金保険法第 108 条第 2 項に基づき、22 年 3 月期及び同年 9 月期における「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ 22 年 6 月及び 12 月に公表しました。

(注) 22 年 11 月、りそなグループは、24 年 3 月末までを対象としていた経営健全化計画を見直し、26 年 3 月末までを対象とする新しい経営健全化計画を策定・公表しました。

なお、22 年度においては、りそなグループからの申出により、預金保険法

に基づき引き受けた優先株式のうち、約1兆2,000億円の返済が行われました。

②評価

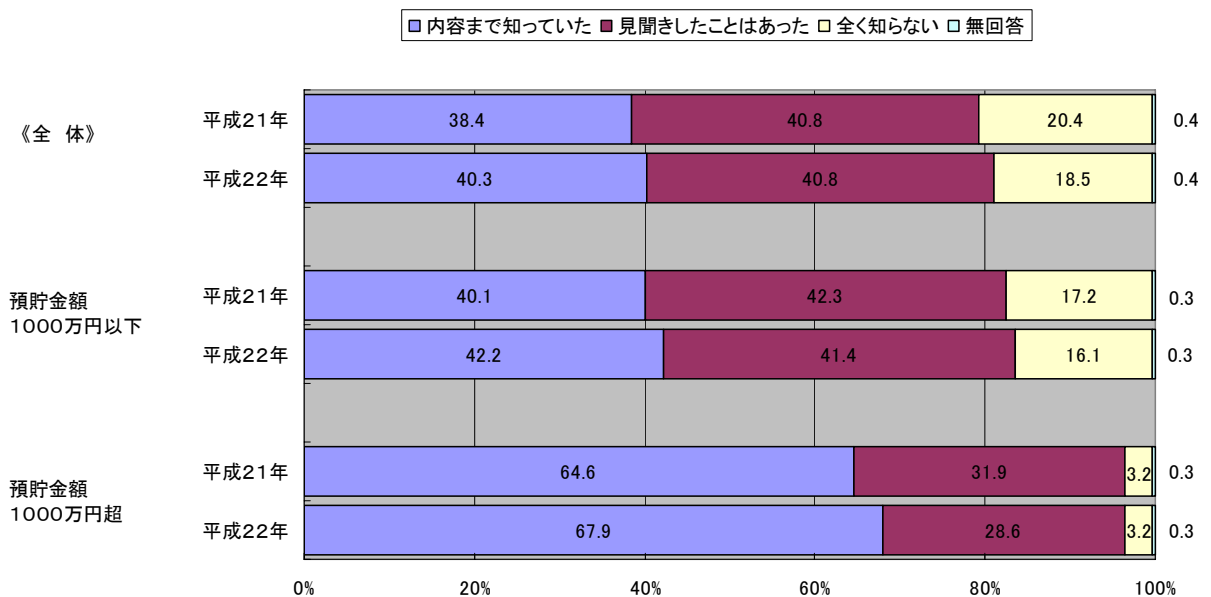
ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

預金保険制度に係る国民の認知度については、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](22年)によると、「知っていた」「内容まで知っていた」と「見聞きしたことはあった」の合計と回答した世帯は81.1%(前年79.2%)と、引き続き高い水準を維持しています。

なお、金融機関が破綻した際に預金保険制度によって定額保護される保険基準額の範囲内にあたる1,000万円以下の預貯金額を保有する世帯の認知度については、83.6%(前年82.4%)に留まっている一方、保険基準額の範囲外にあたる1,000万円超の預貯金額を保有する世帯の認知度については96.5%(前年96.5%)と、引き続き高い水準を維持している点が注目されます。

アンケートの結果を踏まえれば、関係団体等と連携し広報活動に継続的に取り組んだ結果、制度の周知が相当程度図られてきているものと考えられます。

【資料1 預金保険制度の認知度】



(出所: 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(二人以上世帯調査)」の2010年データに基づき金融庁において作成)

イ. 預金保険法第102条の適切な運用

・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループは策定した「経営健全化計画」に基づき、従来から取り組んできた差別化戦略(「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」、「サー

ビス改革)を徹底するとともに、更なる「事業領域の選択と集中」(重点地域・重点ビジネスの再整理)と「リソナスタイルの確立」(新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度 No. 1 への挑戦)を柱に、「真のリテールバンクの確立」へ向けた取組みを進めるなど、22 年 9 月期において同計画の着実な進捗が図られているものと考えています。

(2) 円滑な破綻処理のための態勢整備

①取組内容

ア. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの整備状況について、22 年度においては、預金保険機構と連携し、74 件の預金取扱金融機関の検査を行いました。

【資料 2 名寄せ検査実施状況 (23 年 3 月末現在)】

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
18	36	1	0	0	16	97	53	4	30	31	30	1	82	129	83	5	299
19	20	0	0	0	12	97	49	4	49	29	13	8	81	126	62	12	281
20	12	0	0	0	25	64	37	1	17	59	35	5	54	123	72	6	255
21	12	0	0	0	14	33	19	0	6	45	41	0	32	78	60	0	170
22	20	0	1	0	0	1	1	0	3	27	21	0	23	28	23	0	74

(出所) 検査局総務課調

(注 1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注 2) 実施件数は検査着手ベース。

(注 3) 18~20 年度は事務年度 (7 月~翌年 6 月) ベース、21~22 年度は会計年度 (4 月~翌年 3 月) ベースの計数。

イ. 関係機関との連携強化

22 年 9 月 10 日に破綻した日本振興銀行については、預金保険機構との緊密な連携により、円滑かつ迅速に初動対応が行われ、初動後の対応においても最終的な受皿金融機関等への事業譲渡等に向けた処理が円滑に行われました。

また、預金保険機構との緊密な連携の下、破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議を継続するとともに、同機構で行われた「金融整理管財人業

務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実に努めました。

②評価

ア. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上については、預金保険機構と連携し金融機関の検査を行っており、そのデータベース等の整備状況を厳正に検証した結果、次のような事例が認められています。

- ・ 名寄せデータの整備について、所管部署は、預金保険機構からの指摘を受けて名寄せデータ整備計画を策定しているものの、同計画の進捗が遅延し、未だ多数のデータ不備が認められる事例。

指摘を受けた金融機関においては、改善計画の履行等を通して、名寄せデータの精度の維持・向上に向けた取組みが行われており、また、当局においてもその取組みをフォローアップしており、実態面から見て、名寄せデータの精度の維持・向上が図られたものと考えています。

イ. 関係機関との連携強化

22年9月10日（金）に破綻した日本振興銀行については、預金保険法施行（昭和46年）以降、初めての預金等定額保護に基づく破綻処理でしたが、週末に預金保険機構において名寄せ作業を終え、週明けの9月13日（月）には一部店舗にて営業を再開し、付保預金の円滑な払戻しを行うことができました。この初動対応は、預金保険機構との緊密な連携により、円滑かつ迅速に行われたと考えています。また、初動後の対応においても、預金保険機構との緊密な連携により、預金の概算払いや最終的な受皿候補の募集など、最終的な受皿金融機関等への事業譲渡等に向けた、預金等定額保護下における破綻処理が円滑に行われていると考えています。このように、破綻処理が円滑に行われているのは、これまで預金保険機構と破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議等を行うことにより、同機構において、各種事務手続の整備・改良や金融整理管財人業務のノウハウ・スキルの向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備が確実に行われている結果であると考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

（1）必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要があります。

（2）有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られています。

りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られています。

円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

各財務局等を通じて行った預金保険制度の周知及びその適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策により、システミックリスクの未然防止を図るとともに、円滑に破綻処理を進めることができたと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①預金保険制度の周知及び適切な運用

ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

17年4月にペイオフ解禁が実施され、決済用預金を除く全ての一般預金等が定額保護に移行しました。これに伴い、万が一預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、関係団体と連携のうえ、国民の預金保険制度に対する理解を深めるためのパンフレットを更新するなど、広報活動を全国的規模で推進し、引き続き預金保険制度の認知度の維持・向上を図っていく必要があると考えています。

イ. 預金保険法第102条の適切な運用

・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループについては、引き続き、経営健全化計画等が着実に履行されるよう、適切にフォローアップしていく必要があります。

②円滑な破綻処理のための態勢整備

ア. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータのための預金者データは随時変動が生じることなどから、預金保険機構と連携しつつ、検査・監督を通じ、引き続き、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組む必要があります。

イ. 関係機関との連携強化

破綻した日本振興銀行について、最終的な受皿金融機関等への円滑な事業譲渡等が行われるよう、預金保険機構と連携を図っていく必要があります。

また、引き続き、預金保険機構と連携しつつ、初動対応の一層の円滑化・迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備の充実を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
金融危機管理に係る経費	①	予算 <継続>	40,950千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査「預金保険制度の認知度」
(22年10月22日掲載)
<http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/yoron2010fut/index.html>)
- ・ 監督局総務課信用機構対応室「りそなグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」
(22年6月30日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h220630/risona_hd.pdf)
- ・ 監督局銀行第1課「りそなグループの経営の健全化のための計画」
(22年11月5日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/k_h221105/resona_hd_b.pdf)
- ・ 監督局銀行第1課「りそなグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」
(22年12月27日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h221227/risona_hd.pdf)

11. 担当課室名

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

施策 I - 2 - (2)

国際的な金融監督のルール策定等への貢献

1. 達成目標等

達成目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日） ・ G20 サミット首脳声明（平成 21 年 4 月 2 日） ・ G20 サミット首脳声明（平成 21 年 9 月 24 日、25 日） ・ 金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）等
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定状況 ・ 各国際金融監督機関等の主催会議への出席状況

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般の金融危機を受け開催されてきた「金融・世界経済に関する首脳会合」では、金融危機再発防止のため、金融規制・監督の改革等が合意されたところであり、首脳会合での議論を踏まえ、各国当局等と協調しつつその着実な実施を図るとともに、金融安定理事会（FSB）などの場における、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた議論に引き続き積極的に参加・貢献していく。また、国際的なルールが我が国の市場や金融機関の実情を十分踏まえたものとなるよう努める。 ・ 国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、90 年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓について、発信を引き続き行う。 ・ バーゼル銀行監督委員会においては、国際的に活動する銀行に対する、資本及び流動性規制を強化する一連の提案について具体的な議論が行われる予定であり、これらに積極的に貢献する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・証券監督者国際機構（IOSCO）の各種会議においては、国際的な金融監督基準やガイドライン等の策定等に積極的に貢献する。また、ヘッジ・ファンドに関する規制においては、国際的な議論等を踏まえ、当局に対する報告事項の拡充等を各国と協調して行う。 ・保険監督者国際機構（IAIS）においては、金融危機からの教訓等を踏まえ、国際的に活動する保険グループの監督枠組みの策定に向けた議論等が行われており、こうした議論に積極的に参加・貢献していく。また、国内の連結ソルベンシー規制の見直し等の検討においては、IAISにおける取組みも、必要に応じて参照していく。
②海外監督当局との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化する。 ・監督カレッジや国際的な危機管理についても、適切に対応していく。 ・20年11月及び21年7月に、日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行によるワークショップが開催されたことを踏まえ、引き続き、3カ国の連携を強化する。また、G20各国及びアジアの新興国との連携を強化する。
③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献	<p>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした、政府間機関である金融作業活動部会（FATF）及びFATF型地域機関であるアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）の取組みに対し、積極的に参画していく。</p> <p>特に、22年度以降に予定されているFATF対日審査フォローアップへの適切な対応を行う。</p>

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

平成22年度は、21年度に引き続き、G20首脳からの指示の下で、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）等における国際的なルール策定が進展しました。

こうした中、我が国は、

- ・ ソウル・サミットにおいて、国際的に活動する銀行に対する自己資本・流動性の新たな枠組みについて合意されたが、当該合意は中長期的な自己資本の強化を図る一方、性急な実施による実体経済への影響に配慮した措置が相当程度盛り込まれるなど、我が国の主張も踏まえたものとなった
- ・ 22年6月に総括審議官(国際担当)が証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会の副議長に就任し、これまで以上にIOSCOの政策立案に貢献

- ・ 国際会計基準（IFRS）財団（旧国際会計基準委員会財団（IASCF））
モニタリング・ボードのメンバーとして、国際会計基準審議会（IASB）の
ガバナンスに積極的に関与（特に、22年10月から暫定議長国として取りまとめ
を実施）
など、国際的な金融監督のルール策定に具体的に大きく貢献しました。

更に、従来から行っていた二国間金融協議に加え、日米規制改革イニシアティブの後継として22年11月に新設された日米経済調和対話に参画したほか、日EU・EPA交渉入り合意を目指し、22年4月に新設された日EU合同ハイレベルグループに積極的に参加しました。23年3月には、日ベトナムEPAに基づく金融協議の立ち上げに向け、ベトナム金融当局と事前協議を開催しました。また、G20首脳会合等の提言を受けて設置された監督カレッジの対象となる金融機関について、海外当局と監督上の対応等について認識を共有し、連携を強化しました。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、FATF等の国際的政府間機関の活動に参画し、国際的な取り組みに協調するとともに、我が国の実情を考慮した幅広い視点から、バランスの取れた実効性あるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実施を積極的に推進しました。また、20年に実施されたFATF第3次対日相互審査結果における不合格項目へのフォローアップ対応については、早期フォローアップ卒業を目指し、国際協調といった観点のみならず、我が国の社会経済への影響を考慮しつつ、警察庁との連携により、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正等に取り組みました。

以上のように、国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資することができたと判断し、Aと評価しました。

（2）端的な結論

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献、海外監督当局等との連携強化等）を進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール策定等に積極的に参加し、主導的な役割を果たす必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

新成長戦略	平成 22 年 6 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> 「成長戦略実行計画(工程表)」の「Ⅶ 金融戦略」の「早期実施事項(22 年度に実施する事項)」に、「国際的な金融規制改革への積極的な対応」と掲示。
-------	------------------	---

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

22 年は、欧州ソブリン問題（ギリシャ危機、アイルランド危機）の表面化を契機に海外の金融資本市場で緊張が高まり、国際金融システムの先行き不透明感が増すなど、依然として金融セクターに課題が残っており、こうした要因が国際金融監督機関における国際的なルール策定等にも影響を与えた可能性があるものと考えられます。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際基準設定主体における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

①取組内容

22 年度は、2009 年度に引き続き、G20 首脳の合意を受けて、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）等における国際基準設定主体における国際的なルール策定が進展する中で、基準・指針の策定等に貢献しました。

国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制（いわゆるバーゼルⅢ）については、中長期的に我が国も含めた世界の金融システムの健全性の向上に資するものとなる一方、实体经济への影響に十分配慮すべきことを一貫して主張しました。これを受け、22 年 6 月に開催された G20 トロント・サミットにおいては、持続的な回復と統合的で、市場の混乱を抑えるような移行期間を経て、24 年末までを目標に段階的にバーゼルⅢを実施していくことで合意されました。また、中央銀行総裁・監督当局長官グループ会合やバーゼル銀行監督委員会での議論を経て、G20 ソウル・サミットにおいて了承されたバーゼルⅢの自己資本の定義等には、我が国の実情にも配慮した措置が盛り込まれたほか、新規制への円滑な移行を確保する観点から、段階的实施に向けた措置やグランドファザリング（新規制実施後も、既存の取扱いを一定期間認めること）などの各種の移行措置が導入されることとなりました。

また、システム上重要な金融機関（SIFIs）への対応については、我が国としては、①経済等への影響に鑑み、過度な規制内容としないこと、②それぞれの SIFIs のリスクの程度に応じた規制内容とすること、③追加的な資本規制のみに焦点を絞るのではなく包括的でバランスのとれた政策パッケージを策定すること、が重要と考えており、FSB 等の議論の場において、我が国の立場を主張してきました。

さらに、証券分野においては、証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールの策定等を行っている IOSCO の意思決定機関である専門委員会の議長職等の要職を積極的に獲得

する等により、より深化した貢献を行ってきました。具体的には、河野総括審議官（23年4月より金融国際政策審議官）が22年6月にIOSCO専門委員会の副議長に就任し、その後、2011年4月にIOSCO専門委員会議長に就任しました。

このほか、国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボード等においてIFRSの設定主体のガバナンスに関する議論が進展するなど、IFRS財団モニタリング・ボードのメンバーとして、国際会計基準審議会（IASB）でのガバナンス向上のための議論に積極的に参加し、その取りまとめ（特に、22年10月から暫定議長国として取りまとめを実施）等を行うことを通じて、ガバナンス改革に貢献しました。

また、保険分野においては保険監督に関する原則等の国際的な監督基準の設定主体であるIAISの最高意思決定機関である執行委員会の副議長職の要職を積極的に獲得する等により、一層の貢献を果たしてきました。具体的には、早崎国際担当参事官が、22年10月にIAIS執行委員会副議長に就任しました。

② 評価

- ・ 以上の通り、バーゼルⅢは、わが国の主張もふまえ、中長期的な自己資本の強化の必要性と実体経済への影響の双方に配慮したバランスのとれたものとなっており、わが国の銀行にとっても、実体経済に大きな影響をもたらすことなく経営努力の範囲内で達成可能な内容であると評価しています。また、SIFIsへの対応については、G20カンヌサミットにSIFIsに関する施策を報告すべく議論が行われている段階であり、その結果を最終的に評価する段階にはないものの、国際的な議論に積極的に参加し、23年7月に公表された市中協議文書には、我が国の主張が反映されています。さらに、IOSCOにおいて国際的な金融規制改革の議論が進展しているところ、こうした議論に我が国として積極的に対応し、当庁としてのプレゼンスを高めるとともに、国際的な金融市場の安定性、信頼性、効率性の向上に積極的に取り組んでいるところであり、こうした取り組みに大きく寄与することができたと評価しています。

（2）海外監督当局との連携強化等

①取組内容

日本の金融業界からの要望を踏まえた上で、我が国の要望を主張する場として二国間金融協議を活用しています。具体的には、米国、英国、仏国、中国等との間で、トップレベルでの金融監督当局間の対話を実施しました。また、主要国の監督当局と日加財務金融協議（22年10月）、日スイス財務金融協議（22年10月）を財務省と合同で実施したほか、日米ハイレベル証券市場対話（22年6月）を実施しました。更に、外務省が主体となって実施している日米経済調和对話（新設、23年3月）、日米保険協議（22年10月）などの定例又は随時の協議に計8回参加しました。

アジア各国との連携強化については、22年8月の第3回日中ハイレベル経済対話に自見金融担当大臣が参加し、我が国金融機関からのヒアリング結果を踏まえた規制緩和要望の伝達を行いました。また、23年3月に第4回日中ハイレベル経済対話に向け

た準備協議である第9回日中経済パートナーシップ協議（関係省庁の局次長級が参加）に参加しました。

EPAの締結については、貿易や投資の自由化・円滑化による日本企業の海外進出のための環境整備などを通じて両国経済の活性化につながりうるものとして、特に金融サービス分野においては、日系金融機関の関心が高い市場開放・規制緩和を念頭にWTOを上回るレベルの自由化獲得を目指して交渉を行っています。アジア太平洋諸国とのEPA締結促進の観点からは、22年度中に日ペルーEPAの大筋合意、日インドEPAの署名という成果が得られました。

また、定期協議以外においては、アジア各国の金融当局等からの要請による金融分野に関する意見交換の開催、JICA主催研修に係る研修生（金融当局職員）の受け入れ等を通じ、更なる海外監督当局との連携及び協力強化を行っています。

②評価

海外の金融監督当局との協議等を通じて、各国当局の金融安定化に向けた取り組みや我が国の対応状況等を情報交換し、金融セクターの状況や各国の主要な金融機関の動向、並びに、監督上の共通の重要事項等について、積極的な対話を行うことにより、連携強化を図りました。また、日本の1990年代の金融危機の経験や教訓を海外当局者に説明するとともに、双方で検討している規制・制度枠組みについても情報交換を行うことができました。

日米保険協議及び日米経済調和対話における日本側からの対米要望については、米国の保険の州別規制の統一化に関連し、米側より、22年7月にドッド・フランク法が成立し、同法に基づき、財務省内に連邦保険局（Federal Insurance Office）が設置されることとなりました。また、米国外の保険会社に課される再保険担保要件の撤廃についても、州レベルでは、フロリダ州やNY州において、再保険に係る担保の減額制度が導入されたことが表明され、一定の進展がみられました。こうした米国の保険分野に関し、今後も引き続き日米間の対話を続けていくことで合意しました。

アジアに関しては、日ベトナムEPAに基づく金融作業部会の立ち上げに向けた事前協議の開催、日ペルーEPAの大筋合意、日インドEPAの署名、各国当局からの意見交換や研修生の受け入れ、当庁幹部が国際会議等出席のためアジア各国へ往訪する際、現地当局との意見交換を設けるなど、海外監督当局との連携強化を図ることができました。

また、FSFの提言を受けて監督カレッジを設置した金融機関について、米欧やアジアの海外監督当局と実践的かつ効果的な議論を行うことにより、監督上の対応等について連携を強化することができたと考えています。

（3）マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献

①取組内容

FATF等の国際的政府間機関の以下の活動に参画し、マネー・ローンダリング及

びテロ資金供与対策上の国際的な取組みに協調するとともに、我が国の実情を考慮した幅広い視点から、積極的にバランスの取れた実効性あるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実施を推進しました。

- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するF A T F第4次相互審査国際基準の改訂
 - ・ F A T F参加国におけるF A T F基準の遵守状況の監視
 - ・ 汎世界的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の向上
 - ・ F A T F非参加国、地域におけるF A T F勧告遵守の態様
 - ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向の研究、調査協力 等
- また、20年10月にF A T F全体会合にて採択された第3次対日相互審査結果におけるF A T F勧告履行上の指摘事項について、それら不合格項目へのフォローアップ進捗状況の報告を、22年10月F A T F全体会合で行いました。国際協調といった観点のみならず、我が国の社会経済への影響をも考慮しつつ、警察庁との連携により、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正等に取り組みました。

②評価

上記の活動により、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みに参画したほか、警察庁との連携による、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正等の取り組みは、できるだけ早期に第3次対日審査フォローアップからの卒業を目指すことに大きく貢献しました。これらは社会経済への影響を考慮しつつ、我が国のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の改善・向上につながるものと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融危機の再発防止のために金融システム強化の動きが進展しており、また金融そのものがグローバル化しているという観点も踏まえ、国際的な金融監督のルール策定等に、積極的に参加していくことが必要であると考えています。

また、国際的な金融監督のルール策定等への積極的な参加により、我が国の金融機関だけでなく我が国の国益にかなうルール策定に繋げることが期待されます。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融庁が参画している各国際基準設定主体等におけるルール策定等の作業に積極的に参加することや、E P A交渉及び二国間定期協議等の枠組みによる海外当局との連携を強化すること等により、国際金融システムの安定と発展に有効であると考えられます。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

国際的な金融監督のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行わ

れている当該ルールの新設段階において、積極的に参加し発言していくことが、より効率的であると考えています。

また、監督当局間の連携強化にあっても、二国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、より効率的であると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①国際基準設定主体における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

21年9月のピッツバーグ・サミットにおいてG20首脳会合は定例化され、引き続き金融規制改革の中心となることが予想される中、23年11月に開催予定の第6回首脳会合に向けて、過去5回首脳会合での合意を各国と連携・協調しつつ着実に実施していく必要があります。金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）等における議論に引き続き積極的に参画していく必要があります。また、SIFIsへの対応については、G20カンヌサミットにSIFIsに関する施策を報告すべく、引き続き議論を行っていく必要があります。

国際的な会計基準を巡る取り組みについて、我が国企業への国際会計基準（IFRS）の任意適用が、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業に対して、22年3月期末の連結財務諸表から開始されたことから、会計基準を巡る国際的な動向を踏まえ、IFRSの設定プロセスへの早期段階からの関与及びIFRS財団のガバナンス強化に向けた貢献を更に強化する必要があります。

各国とのEPA交渉及びWTOにおける金融サービス自由化交渉について、海外における我が国金融機関の活動及び取引が拡大する中で、マルチ、バイの通商貿易交渉の状況を斟酌しつつ、引き続きEPA交渉及びWTOの金融サービス自由化交渉へ積極的に参加し、経済連携等の強化を進めていく必要があります。

②海外監督当局との連携強化等

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も引き続き、個別案件ごとに連絡を取り合っていく他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要があります。

アジア各国の金融当局との連携については、引き続き積極的に取り組み、各レベルでの更なる連携強化を図る必要があります。

また、監督カレッジにおいても、引き続き、海外監督当局と実践的かつ効果的な議論を行うことにより認識を共有し、監督上の対応等について連携を強化していく必要があります。

③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、政府間における議論及び取組みに積極的に参加・貢献していくと共に、関係省庁との密接な連携の上、今後も引き続き金融機関等による取組みが適切になされるよう対応していく必要があります。

また、F A T F 対日審査において指摘された F A T F 勧告履行における不合格項目については、フォローアップ状況を F A T F に対し継続的に報告する必要があることから（初回は 22 年 10 月に報告済み、その後は原則として 1 年毎に報告）、社会経済への影響をも考慮しつつ、我が国のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の改善を図るべく、関係省庁との緊密な連携の上、引き続き対応を検討してゆく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 23 年度予算額
総務企画局総務課企画官（国際銀行担当）の新設	①②	機構・定員	
総務企画局総務課企画官（国際証券担当）の新設	①②	機構・定員	
総務企画局総務課企画官（国際保険担当）の新設	①②	機構・定員	
国際銀行分野での国際的ルール形成及び実施に係る体制整備	①②	機構・定員	
IOSCO への戦略的対応に係る体制整備	①②	機構・定員	
国際保険分野での国際的ルール形成及び実施に係る体制整備	①②	機構・定員	

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 各国際機関等における各種ルール及び原則等
- ・ 総務企画局国際室「国際関連情報」(<http://www.fsa.go.jp/inter/index.html>)

11. 担当課室名

総務企画局総務課国際室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課、監督局総務課国際監督室

施策 I - 2 - (3)

アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援

1. 達成目標等

達成目標	アジア域内の金融・資本市場の整備が図られるとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	我が国経済の持続的な成長を図るため、アジア市場の一体化や東アジア共同体の構築を目指す観点から、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドである他のアジア諸国の金融・資本市場に関し、国際機関等とも連携しつつ、その制度・インフラを整備することに協力するとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び金融機関自らの他のアジア諸国における積極的な事業展開を支援することが必要である。 【根拠】 ・ 鳩山首相国連演説（平成 21 年 9 月 24 日） ・ 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成 21 年 12 月 30 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。
参考指標	・ 金融協議の開催状況 ・ 研修事業の実施実績

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進	WTO及び経済連携協定（EPA）交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。特に、WTOにおいては 22 年度内の妥結を目指すとともに、EPA交渉では既存の交渉を妥結に向けて進展を図っていく。またアジア等の金融監督当局とさらなる緊密な協力体制の構築及び協議の枠組みの強化を図る等により、我が国の金融機関や事業会社が他のアジア諸国においてより積極的な事業展開を可能とする環境支援を行えるよう積極的に取り組んでいく。

②新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施	国際金融市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、アジア、太平洋諸国を中心とする新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るために、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施する。
-----------------------------	--

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

WTO及び経済連携協定（EPA）交渉に積極的に参加した結果、日インドEPAの署名を達成し、金融サービスについて高いレベルの自由化を獲得しました。また、平成23年3月に日ベトナムEPAに基づく金融当局間協議の立ち上げに向けた事前協議を開催しました。右協議では日本・ベトナム金融当局間の情報交換及び連携の強化を確認したほか、ベトナムに進出している本邦金融機関からのヒアリングに基づき、ベトナム金融当局に対して自由化・規制緩和要望を行いました。更に、中国や韓国など、他のアジア諸国の当局との間でも、多国間会議の機会を捉えて、随時意見交換を行い、強い連携関係を維持することができました。なお、アジア以外の地域でも、日ペルーEPA交渉について大筋合意を達成するといった進捗が見られました。

また、アジア新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修では、研修終了後のアンケート調査の結果、回答者の7割以上から、研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ており、技術支援を通じた能力向上に貢献するなど、我が国との連携強化に寄与していると考えられることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて、今後もこれまでの取組み（金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、振興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施）を進めるとともに、本邦金融機関が事業展開を行う中で障壁となりうる規制については、相手国の金融監督当局に対して規制緩和・自由化の要望を一層積極的に行っていきます。

4. 施策の趣旨・概要

我が国経済の持続的な成長を図るため、他のアジア諸国の金融・資本市場に関し、国際機関等とも連携しつつ、その制度・インフラの整備に協力するとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業に対する適切な金融サービスの提供及び金融機関自らの他のアジア諸国における積極的な事業展開を支援する必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
新成長戦略	平成 22 年 6 月 18 日	アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるため、日本の経験をアジア諸国と共有し、日本がアジアの成長の「架け橋」となるとともに、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要がある。同時に、国内でも、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、アジアの新興市場国に対する金融監督当局等の能力向上を支援すると共に、効果的な監督対応を行うための連携強化を図る必要性が高まっています。また、23年3月に開催する予定であった銀行監督セミナーについては、セミナー開催直前に発生した東日本大震災の影響により、開催を中止しています。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

（1）金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進

○各国との経済連携協定（EPA）交渉

①取組内容

WTOにおける多国間交渉の補完的役割であるEPA交渉（インド及びオーストラリア）に積極的に参加し、金融サービス自由化の促進を図っています。

②評価

インド及びオーストラリアとのEPA交渉において定期的に開催される交渉に積極的に参加し、金融サービス交渉が前進するよう、精力的に交渉を行ってきました。

その結果、日・インドEPA交渉において22年9月に大筋合意、23年2月には署名、23年6月には我が国国会での承認に至りました。いずれにおいても、金融分野については、WTOでの約束を上回るレベルの自由化を獲得しております。

なお、日・オーストラリアEPA交渉においても、WTOでの約束を上回るレベルの自由化約束を獲得できるよう、引き続き交渉を行っております。

今後は、締結済の各EPAに基づく金融作業部会の立ち上げを行い、現地に進出した我が国金融機関が円滑に活動できるように貢献すべく、その作業部会において、定期的な関係当局間同士の対話を行うよう努力していきます。更には、このような対話の枠組みを通じ、各国当局同士と金融サービス分野における連携強化が推進されるもの

と考えております。なお、アジア地域以外においても、日・ペルーEPA交渉が22年11月に大筋合意に至り、現在署名に向けた手続きを行っております。

OWTOにおける金融サービス自由化交渉

①取組内容

WTOサービスクラスター会合（計4回）への参加等、精力的に金融サービスの自由化に向けた議論を行うとともに、各国との二国間協議を開催し、各国の規制状況の把握及び更なる自由化に向けた議論を行いました。

②評価

WTOサービスクラスター会合等の様々な場において、積極的に各国が提示しているオファーの評価や改善の可能性について議論を行いました。

海外における我が国金融機関の活動が拡大している中、特に顕著に進出がみられるアジアの新興市場国等と自由化交渉を通じることで、各国の規制の状況や動向等を明確に把握すると共に、金融サービス分野における自由化の進展が図られるものと考えられます。

(2) 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施

①取組内容

22年度は、保険監督者セミナー、証券監督者セミナーを東京にて開催。

ア. 保険監督者セミナー（23年2月開催）

アジアの新興市場国8ヶ国の保険監督当局の職員9名を招き、「第7回保険監督者セミナー」を開催しました。このセミナーでは、保険会社の健全性規制やリスク管理等に関する日本の取組みを中心に、金融庁職員等より講義を行いました。

イ. 証券監督者セミナー（23年3月開催）

アジアの新興市場国5ヶ国の証券監督当局の職員6名を招き、「アジア等新興市場の証券市場規制監督担当者に対する国際研修」を開催しました。このセミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁や証券取引等監視委員会、自主規制機関の職員等による講義等を行いました。

※ 銀行監督セミナー（23年3月に開催予定→中止）

アジアの新興市場国6ヶ国から金融監督当局の職員9名を招き、「銀行監督セミナー」を開催する予定であったものの、セミナー開催直前に発生した東日本大震災の影響に鑑み、開催を中止しました。このセミナーでは、我が国の銀行監督・検査制度、バーゼルⅡの国内適用に係る取組みやバーゼルⅢに関する国内的な議論などについて、金融庁職員から講義を行う予定としていました。

②評価

各セミナー終了後、研修生に対してアンケート調査を実施しており、22年度のアン

ケート調査結果については、各セミナーとも回答者の概ね7割以上から「実際に役立っている」、「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ております。

従って、これらのセミナーは、アジア新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援を通じた能力向上に資するものであり、アジア新興市場国との連携強化、延いてはアジアにおける我が国金融機関の事業活動に資するものと考えております。

【資料 アンケート調査結果】（総務企画局総務課国際室調べ）

研修テーマについて「役にたつ」「具体的に活用する方向で検討中」と回答した割合

- ・ 保険監督者セミナー：75%
- ・ 証券監督者セミナー：100%

（3）アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等

①取組内容

アジア地域成長への貢献に向けた現状把握への取組みについては、在外日本大使館等からの情報収集に加え、東アジア在外公館国際経済問題担当者会議への参加による情報共有（23年1月フィリピンにて開催、金融庁からは国際室参事官が出席）、及びアジア各国当局と定期・不定期における意見交換等を行うことにより、緊密な連携強化を図り、情報収集を行っております。

従前から開催しているアジア各国との二国間協議を引続き開催しており、主なものとして、22年8月の第3回日中ハイレベル経済対話（関係省庁の閣僚級が参加。当庁より大臣が参加）への参加、23年3月に第4回日中ハイレベル経済対話に向けた準備協議である第9回日中経済パートナーシップ協議（関係省庁の局次長級が参加）に参加し、本邦金融機関からのヒアリングに基づいて、中国側に対して金融・資本市場の自由化・規制緩和要望を行ったほか、23年3月、日ベトナムEPAに基づく金融協議の立ち上げに向けた事前協議を開催しました。

また、上記の協議以外でも、多国間の国際会議の機会等を捉えてアジア各国の金融当局と随時意見交換を開催したほか、JICA主催研修の枠内でアジア各国の金融当局者を対象にして、我が国の金融監督行政等についての研修を実施し、海外監督当局との連携及び協力の強化に努めました。

（最近の主な金融協議等）

22年8月 第3回日中ハイレベル経済対話（北京）

23年3月 第9回日中経済パートナーシップ協議（関係省庁の局次長級）（東京）

23年3月 日ベトナム金融作業部会の立ち上げに向けた事前協議（ハノイ）

②評価

上記のとおり金融協議等を通じ、アジア各国当局との連携強化を図っており、達成目標であるアジア域内の金融・資本市場の整備、アジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供、我が国金融機関の事業展開に資するものと考えております。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

アジア域内の金融・資本市場は、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドとして世界経済に占めるウエイトが年々高まっております。

そのような状況において、これらの施策を通じアジア諸国の金融・資本市場の整備を推進し、アジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び我が国金融機関の事業展開の支援に資する必要があります。

さらに、アジア諸国の金融・資本市場の整備が図られることにより、これらの国々の健全な発展に貢献していくことが期待されます。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融協議等を通じたアジア諸国の金融監督当局との協力体制の構築、及び各種セミナーによる金融監督当局の能力向上を図ることは、金融システムの安定と発展に有効と考えられます。

なお、セミナーの成果として、アンケート調査結果によると、概ね「実際に役に立っている」「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ており、金融監督当局の能力向上、更には金融システムの安定化に貢献することで、アジア地域の金融・資本市場の整備と、我が国金融機関のアジア地域における事業展開の促進を後押しすることが期待されます。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融サービス自由化交渉に積極的に参加することや、金融協議等を通じたアジア等の金融監督当局と緊密な協力体制の構築および意見交換を図ることにより、日本の金融危機の経験や法制備を紹介することで、アジア域内の金融・資本市場の整備に効率的に対応しております。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

緊密な経済関係を有するアジア域内において、我が国企業への適切な金融サービスの提供及び我が国金融機関の事業展開を支援するために、引き続き、アジア諸国の金融監督当局等の能力向上や連携強化を図り、金融・資本市場の整備に取り組むことが必要であると考えております。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
新興市場国を対象にした金融行政研修経費	②	予算 <継続>	19,601 千円
国際開発金融機関経費	②	予算 <継続>	85,049 千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 各国際機関等における各種ルール及び原則等
- ・ 総務企画局国際室「国際関連情報」(<http://www.fsa.go.jp/inter/index.html>)

11. 担当課室名

総務企画局総務課国際室

施策Ⅱ－１－（１）

金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

1. 達成目標等

達成目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年 12 月 20 日法律第 115 号）附則第 67 条 ・ 多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・ G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日） ・ G20 サミット首脳声明（平成 21 年 4 月 2 日） ・ G20 サミット首脳声明（平成 21 年 9 月 24 日、25 日） ・ 金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度実績より向上・22 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・ 各業界団体における苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・ 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）の受付状況<内容・件数> ・ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・ P I O－N E Tにおける苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・ 指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額> ※預金保険機構公表資料 ・ 振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・ 無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 投資家保護の確保	<p>一部の地方公共団体において、高度な金融知識が求められる複雑な金融商品を購入しているところが見受けられることを踏まえ、地方公共団体に係る特定投資家制度の見直しを行う。</p> <p>また、近年、店頭 F X 取引と類似する証券 C F D 取引が個人に広がりを見せていること等を踏まえ、取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とするべきかどうかについて、平成 22 年前半を目途に結論を得るよう検討を進める。</p> <p>さらに、平成 21 年度に導入した F X 取引・証券 C F D 取引に係る証拠金規制・分別管理義務について、適切かつ、円滑な施行・運用に取り組む。</p>
② 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等	<p>改正貸金業法（平成 18 年 12 月成立）の完全施行（22 年 6 月まで）を、適切かつ円滑に行うよう取り組む。</p> <p>また、多重債務問題改善プログラムに掲げられた施策の実施に引き続き取り組む。</p>
③ 共済事業の規制のあり方に係る検討等	<p>公益法人等が行う共済事業についての実態調査、関係団体・各省庁からのヒアリングの結果等に基づいて、共済事業のあり方について、論点整理・具体的対応策をとりまとめる。</p>
④ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 A D R）の円滑な施行	<p>利用者保護の充実・利用者利便の向上等を図る観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 A D R）の円滑な施行に取り組む。また、金融団体等が認定投資者保護団体の枠組み等を用いて行う取組みをも適切にフォローする。</p>
⑤ 振り込め詐欺への的確な対応	<p>振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、振り込め詐欺救済法（平成 20 年 6 月施行）の円滑な運用に取り組む。</p>
⑥ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ	<p>金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。</p>

3. 評価結果

(1) 22 年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率の向上や無登録業者による未公開株等の取引に関する対応に加え、公益法人等が行う共済事業に関する制度整備や金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行・定着に向けた取組みなど、利用者保護ルールの整備・徹底は確実に進展しています。

なお、PIONEER（全国消費生活情報ネットワーク・システム）における金融関係の消費生活相談の件数はここ数年高水準で推移しているものの、金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数のうち、顧客からの苦情に関連するものと考えられる個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数は減少しているのに加え、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数も減少しています。

このため、利用者保護の充実に向け、一定の成果が上がっていると考えられることから、Aと評価しました。

（2）端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指しています。

このため、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む必要があります。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

（1）投資者保護の確保

①取組内容

ア. 投資者保護の確保のための政令・内閣府令の公布

「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成22年1月21日公表）等を受け、以下の投資者保護の確保のための施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（22年5月12日成立、5月19日公布）に係る政令・内閣府令等の策定作業が進められ、22年10月22日から11月22日までの間、パブリックコメント手続に付した上で、当該政令・内閣府令を同年12月27日に公布しました（23

年4月1日施行)。

○ 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

地方公共団体について、「一般投資家（アマ）へ移行可能な特定投資家（プロ）」から「特定投資家（プロ）へ移行可能な一般投資家（アマ）」に分類を変更しました。

○ デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し

個人顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引全般を不招請勧誘禁止の対象として定めました。また、これに合わせ、再勧誘の禁止及び勧誘受諾意思確認義務についても同様に対象範囲を拡大しました。

○ デリバティブ取引の参照指標の追加

デリバティブ取引の参照指標に、行政機関や不動産関連業務を行う団体が発表・提供する不動産インデックス・不動産価格等を追加しました。

○ 事業型ファンド販売に係る契約締結前交付書面の記載事項の拡充

契約締結前交付書面の記載事項に、具体的な分別管理先や分別管理の実施状況に関する事項を追加しました。

イ. FX取引・証券CFD取引に係る証拠金規制・分別管理義務の適切かつ円滑な施行・運用

(ア) FX取引・証券CFD取引に係る証拠金規制について

個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引（FX取引）について、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止することを内容とする「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を22年8月1日に施行しました。ただし、22年8月1日から起算して1年を経過する日までの間は、証拠金率を2%とする経過措置を設けています。これに伴い、22年4月には、対応未済の業者（60社）に対し、報告徴求命令を発出するなど、規制導入に向けた体制整備状況を確認しました。

また、個人顧客を相手方とする証券CFD取引等の有価証券店頭デリバティブ取引について、対象資産ごとに定められた証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止することを内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」を23年1月1日に施行しました。これに伴い、22年10月には、店頭証券CFD取扱業者（16社）に対し、書面調査を実施しました。

(イ) 証券CFD取引に係る分別管理義務について

個人顧客を相手方とする証券CFD取引等の有価証券店頭デリバティブ取引について、原則分別管理義務の対象とすることを内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」を22年4月1日に施行しました。これに伴い、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正（22年4月1日実施）し、監督上の着眼点を追加しま

した。

また、店頭証券CFD取引に係る分別管理の状況の適切性の確認のため、22年4月には、全ての店頭証券CFD取扱業者（16社）に対し、報告徴求命令を發出し、週1回、信託残高の疎明資料及びこれに対応する計算書面を提出することを求めました。

ウ. 「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（23年4月1日国会提出、5月17日成立、5月25日公布）の閣議決定

金融商品取引法上の登録を受けていない業者が、未公開株等について「上場間近で必ず儲かる」などと勧誘を行い、高齢者等に対して不当な高値で売り付けるといった事例が多発したことや、近時、投資助言・代理業者において、法令遵守意識の欠如等を原因とする悪質な法令違反が発生したこと等を受けて、

- 無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合に、その売買契約を原則として無効とするルールの創設
- 無登録業者による広告・勧誘行為の禁止
- 無登録業者に対する罰則の引上げ
- 投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加

により、投資者被害を抑止するなどの所要の措置等を盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が23年3月11日に閣議決定されました。（23年4月1日国会提出、5月17日成立、5月25日公布）

②評価

地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し及びデリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し、デリバティブ取引の参照指標の追加、事業型ファンド販売に係る契約締結前交付書面の記載事項の拡充、FX取引・証券CFD取引に係る証拠金規制・分別管理義務及び無登録業者による未公開株等の取引に関する対応等の施行・運用等により、今後金融商品・サービスに関する利用者保護の更なる充実が図られると考えています。

（2）改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等

①取組内容

18年12月に成立した「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（改正貸金業法）の完全施行（22年6月18日）に先立ち、金融庁及び消費者庁の副大臣・大臣政務官、並びに法務省の大臣政務官により構成された「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」において、総量規制等の円滑な実施のための施策の他、多重債務相談の改善・強化やセーフティネットの充実のための施策等を盛り込んだ「借り手の目線に立った10の方策」をとりまとめました（22年4月2日公表）。当該方策に基づい

て22年5月より実施した「あなたは大丈夫？キャンペーン－貸金業法が大きく変わります！－」においては、多重債務相談窓口の認知度向上のための取組み等を実施しました。

改正貸金業法が完全施行された後には、直ちに金融庁、消費者庁及び法務省の副大臣・大臣政務官からなる「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置し（22年6月22日）、制度の周知徹底、実態把握、制度のフォローアップ・点検の三本を柱として取組みを推進してきました。具体的には、年度内に計4回、借り手・貸し手の完全施行後の状況や、預金取扱金融機関による消費者向け融資の取組み状況等に関して関係者からヒアリングを行った他、22年11月には、改正貸金業法の完全施行から約半年後の貸金業利用者の実態把握のための意識調査を実施しました。

また、全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するため、22年度も「多重債務者相談強化キャンペーン2010」（9月～12月）を実施し、その際、特に事業者向けの相談を強化するため、中小企業団体を実施主体に追加する等、取組みを深化させました。

②評価

改正貸金業法の完全施行を円滑に実施するための取組み等を行ってきたところですが、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数は、35,461件（21年度）から29,843件（22年度（対前年度比▲15.8%））に減少し、また、22年6月の完全施行以降も、苦情等受付件数は一貫して減少しています。さらに、苦情等の内容毎の内訳をみても、「金利」を除いた全ての項目で減少しているほか、無担保無保証借入の残高のある者の1人当たり残高金額は79.7万円（21年度末）から67.1万円（22年度末（対前年度比▲15.8%））に減少するなど、借り手保護について一定の効果があったものと考えています。

また、多重債務相談窓口については、全ての都道府県で多重債務相談窓口が整備されており、市区町村においても、22年9月末の時点で1,627市区町村（約92%）に相談窓口が整備されています（21年9月末時点1,640市区町村（約92%）と比較すると減少していますが、これは市町村合併の影響によるものであり、相談窓口が未整備の自治体は159市区町村（21年9月末）から140市区町村（22年9月末）に減少しています。）さらに、常設の窓口については、1,424市区町村（22年9月末）で整備されており、昨年度（21年9月末時点：1,419市区町村）と比較して増加し、相談体制の整備が進んでいます。なお、都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口においては、22年度上半期合計で、約6万件の多重債務相談が寄せられました。

さらに、多重債務相談窓口と関連部局・関係機関との連携については、特に、法律相談機関（弁護士会、司法書士会、法テラス）、自殺関連相談機関（自殺対策窓口・自治体関連部署）及び福祉関係機関（自治体福祉関係部署・窓口、社会福祉協議会）との間で、相互の連絡先の紹介が進んでいます（22年12月末時点で、相談者に関係機関の連絡先を紹介している都道府県数は、①法律相談機関へ：36、②自殺関連相談

機関へ：26、③福祉関係機関へ：30 となっています）。

【資料1】金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）の受付件数

(単位:件)

	平成21年度					平成22年度					
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	
苦情等受付件数	10,156	8,220	8,656	8,429	35,461	8,738	7,847	6,760	6,498	29,843	
うち無登録業者に係るもの	2,571	2,073	1,889	1,734	8,267	1,859	1,871	1,748	1,661	7,139	
苦情等の内容	債務整理等	1,039	525	595	622	2,781	619	602	473	544	2,238
	保証契約	14	14	16	33	77	9	23	4	2	38
	帳簿の開示	645	412	350	277	1,684	264	280	205	156	905
	取立て行為	243	162	154	157	716	145	114	106	89	454
	契約内容	106	59	50	54	269	57	57	35	34	183
	金利	294	187	165	185	831	294	268	141	161	864
	年金担保	10	5	6	8	29	3	1	1	1	6
	その他	7,805	6,856	7,320	7,093	29,074	7,347	6,502	5,795	5,511	25,155

(注1) 件数については、財務局及び都道府県の監督部に寄せられた申出内容を分類した件数に金融庁(「金融サービス利用者相談室」)に寄せられた申出内容を分類した件数を加えたものである。

(注2) 「苦情等受付件数」及び「苦情等の内容」については、その内容が複数にわたる場合でも延べて計上せず、主なものを1件として計上している。

(注3) 「その他」の事例としては、「相談先」、「登録確認(無登録の疑いあり)」、「制度改正要望」、「法令等解釈」等の相談・照会が大半を占めている。

【資料2】無担保無保証借入の残高がある者の借入れ件数毎登録状況

		21年度	22年度												
			3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数毎の人数	1件	万人	713	748	774	787	780	786	788	779	789	781	781	786	787
	2件	万人	334	341	344	343	339	340	340	339	339	334	332	333	332
	3件	万人	188	195	195	192	189	188	187	185	181	177	176	175	173
	4件	万人	103	112	111	109	106	105	103	101	95	92	91	89	88
	5件以上	万人	84	112	110	107	103	100	97	91	82	77	75	73	70
合計	人数	万人	1,421	1,508	1,534	1,538	1,517	1,518	1,515	1,495	1,486	1,460	1,455	1,456	1,449
	うち、延滞情報の登録がある者	万人	404	446	465	461	463	464	465	455	448	447	451	454	453
	残高金額	億円	113,190	122,592	122,234	120,840	117,568	115,770	113,741	110,544	105,383	101,551	100,142	99,012	97,147
	1人当たり残高金額	万円	79.7	81.3	79.7	78.6	77.5	76.3	75.1	73.9	70.9	69.5	68.8	68.0	67.1

(出典) ㈱日本信用情報機構

(注1) 21年4月1日をもって、㈱日本信用情報機構(旧社名㈱テラネット)は、全国信用情報センター連合会(全情連)加盟33情報センターから信用情報事業を承継しており、21年6月以降、旧テラネットに登録されていた無担保無保証借入れにかかる情報を本統計に順次反映させたため、6月以降、人数合計、残高金額合計等の各種データが増加している。(移行作業は21年12月に完了。)

(注2) 指定信用情報機関制度の導入に伴い、22年4月以降のデータは、指定信用情報機関に指定された㈱日本信用情報機構HPにおいて公表。(22年6月までのデータは金融庁HPにおいて公表。)

(参考) 表の見方

- (1) 「一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数毎の人数」は、1件でも無担保無保証借入の残高がある者を、無担保無保証の借入件数毎に集計したものの。
- (2) 完済した債務や残高がゼロの契約や無担保無保証以外の債務は1件として数えない。
- (3) 債務者が破産や特定調停など法的整理を行った後に債権放棄されていないもの、貸金業者が過払金返還請求に応じた後に残高があるもの(20年1月以降)については1件として数える。
- (4) 「延滞」は、約定返済日(又は入金予定日)から3ヶ月以上何ら入金されないもの。
- (5) 「残高金額」は、当該債務者の残高のある全ての無担保無保証借入及び残高金額を集計したもの。無担保無保証以外(販売信用など)の件数や残高は含まない。

(3) 共済事業の規制のあり方に係る検討等

①取組内容

17年の「保険業法」改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制には直ちには適合することが容易でないものも存在しており、また、公益法人については25年11月までに、新法人に移行することとなり、新法人移行後は、そのままの形態では、共済事業を行うことができなくなるという状況にありました。

こうした問題意識の下、共済事業の規制のあり方について検討を行い、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を22年5月11日に国会に提出し、11月12日に成立しました（23年5月13日施行）。

また、同法の施行に向けて、認可基準や業務・経理等に関する規制の細目等について定めた政省令案を3月11日に公表し、パブリック・コメント手続に付しました（5月13日施行）。

②評価

共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実に契約を履行することが求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要です。17年の「保険業法」改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件を満たすものについて、「保険業法」の特例を設け、保険契約者等の保護を図りつつ、当分の間、その実態に即した監督の下で事業の継続が可能となったところであり、適切な対応が図られたものと考えています。

(4) 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行

①取組内容

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）は、金融機関のトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とするものです。金融ADR制度は21年の改正金融商品取引法等において整備され、22年10月1日から各金融機関に対する行為規制が発効しました。この金融ADR制度の導入を円滑に行うため、「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）に関する留意事項について（金融ADRガイドライン）」を22年4月26日から適用しました。また、金融ADR制度の開始に向けた金融機関の体制整備状況を検証し、金融商品取引業協会に加入していない業者に対しては、認定投資者保護団体の活用も含め、苦情・相談処理態勢等が適切に整備されているかについて重点的に検証しました。さらに、22年9月15日には全国銀行協会等の7団体を紛争解決機関に指定し、23年2月15日には1団体を追加指定しました。広報面では、パンフレット「金融機関との間でトラブルをかかえている利用者の皆様へ」を作成し、制度の周知に取り組みました。

②評価

23年3月末時点で、紛争解決機関として主要な8団体が指定されています。また、指定紛争解決機関の苦情処理手続の受付件数は2,778件(22年10月~23年3月(前年同期比+62%))、紛争解決手続の受付件数は487件(22年10月~23年3月(前年同期に紛争解決業務を行っていた機関の前年同期比+231%))、金融関係の業界団体における苦情・相談の受付件数は196,330件(22年度(対前年度比▲10.6%))となっており、制度の周知や紛争解決機関等の受付態勢の強化に係る努力等も背景に、引続き高い水準で推移しています。また、各金融機関等においては、指定紛争解決機関が設立されている業態では当該指定紛争解決機関と契約締結をし、指定紛争解決機関が設立されていない業態では弁護士会と契約締結する等、金融ADR制度に対応する措置を講じております。このように、金融ADR制度は円滑に施行されたものと考えています。

今後も、金融ADR制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組むとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点等について検討を行ってまいります。

(5) 振り込め詐欺への的確な対応

①取組内容

ア. 振り込め詐欺の未然防止について

22年8月27日に策定・公表した「平成22事務年度主要行等向け監督方針」及び「中小・地域金融機関向け監督方針」において、振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を、監督上の重点事項としました。

また、業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺の未然防止に向け、ATM関連対策を含めた積極的な取組みに努めるよう要請しました。

さらに、23年3月18日、東日本大震災への対応として、義援金等の募集を装った振り込め詐欺にかかる注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載しました。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用について

「振り込め詐欺救済法」に基づき、被害者の財産的被害の回復に向けた各種の取組みが行われていましたが、被害者に対する返金率(消滅預金等債権に占める支払総額)は低位に止まっており、被害者の被害回復を一層図る観点から、返金率の向上に向けた施策を検討する必要性がありました。

そこで、22年8月27日に策定・公表した「平成22事務年度主要行等向け監督方針」及び「中小・地域金融機関向け監督方針」において、「振り込め詐欺救済法」に沿った犯罪利用預金口座等に係る取引の停止及び当該口座に残された資金についての「被害が疑われる者」への情報提供やその後の分配等の被害者救済対応を、監督上の重点事項としました。

また、22年9月9日に、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題

に関するプロジェクトチーム」を設置し、金融機関における被害者に対する返金率の向上を検討課題の一つとして掲げ、関係者へのヒアリングを実施しました。

さらに、業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺等の被害者救済に向け、「振り込め詐欺救済法」の的確な運用を確保するため、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等の対応に努めるよう要請しました。

②評価

ア. 振り込め詐欺の未然防止について

振り込め詐欺の認知件数・被害総額については、警察庁公表によると、22年は前年に比べ、1割程度減と引き続き減少（〔平成22年〕6,637件・82億円、〔平成21年〕7,340件・95億円）しており、23年に入ってから、3月末までで1,284件・18億円（対前年比▲405件・+0.4億円）と件数は減少傾向にあり、警察による取締り強化に加え、金融機関による被害の未然防止活動の成果が着実に現れているものと考えています。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用について

「振り込め詐欺救済法」に基づく金融機関の取組みについては、法施行後約3年が経過し、被害者への返金率向上に向けた取組みの促進等、法の趣旨に沿った被害者救済に向けた対応が着実に進展してきていると考えています。特に、「振り込め詐欺救済法における預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の要請を踏まえ、全国銀行協会は、23年3月18日に事務取扱手を改正し、「被害が疑われる者」としての連絡対象者を選択する標準的な目安の設定、連絡方法の統一化を実施しました。引き続き、できるだけ多くの被害者に返金するため、「被害が疑われる者」への積極的な連絡等の対応に努めるよう、金融機関の取組みを促してまいります。

なお、「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率については、預金保険機構公表によると、21年度の43.4%から、22年度の58.0%へと上昇しており、被害者救済は一定程度進んでいるものと考えています。

(6) 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

①取組内容

ア. 22年8月27日に策定・公表した「平成22事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成22事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、前年に引き続き、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策や「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（「預貯金者保護法」）・銀行業界内の申合せに沿った被害者に対する補償への的確な対応を監督

上の重点事項としました。

- イ. 金融機関に対し、偽造キャッシュカード等による犯罪等に関する情報提供を実施し、注意喚起を行いました。
- ウ. 業界団体に対して、「預貯金者保護法」等の趣旨を踏まえた適切な対応に努めるようを要請しました。
- エ. 各預金取扱金融機関の23年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計しました（概要を23年7月に公表）。
- オ. 「預貯金者保護法」の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを行っています。また、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況については、取りまとめを行い、四半期ごとに公表しました。

②評価

ア. 23年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート調査によると、以下のとおりであり、この結果、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に行われているものと考えます。

(ア) ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合については、22年3月末時点で80.1%（126,672台）であったのに対し、23年3月末時点では83.7%（129,628台）へと増加し、さらに生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合についても、22年3月末時点で44.1%（69,782台）であったのに対し、23年3月末時点では46.2%（71,569台）へと増加しています。

(イ) ICキャッシュカードについては、22年3月末時点で77.1%の金融機関（1,160金融機関）が導入済みであったのに対し、23年3月末時点では84.1%（1,241金融機関）へと増加し、さらに生体認証機能付ICキャッシュカードについても、22年3月末時点で19.5%の金融機関（294金融機関）が導入済みであったのに対し、23年3月末時点では19.9%（293金融機関）へと増加しています。

(ウ) インターネットバンキング導入金融機関のうち、複数認証を導入している金融機関は23年3月末時点で99.6%（1,398金融機関）となっており、ほとんどの金融機関で導入している状況となっています。

また、インターネットバンキングにおける本人認証方式のうち、パスワード生成機による認証方式については、22年3月末時点で5.8%の金融機関（82金融機関）が導入済みであったのに対し、23年3月末時点では5.5%（77金融機関）、さらに乱数表等による認証方式については、22年3月末時点で21.2%の金融機関（299金融機関）が導入済みであったのに対し、23年3月末時点では21.3%（299金融機関）と概ね横這いとなっています。

※ なお、23年3月11日に発生した東日本大震災の影響を鑑み、一部被災地域の

金融機関において、23年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況に係るアンケート調査の実施を取り止めたため、22年度の実績に当該金融機関の実績は含まれていません。

イ. 22年度に発生した偽造キャッシュカード等による被害件数・被害額について、取りまとめ結果によると、偽造キャッシュカード被害件数は244件（対前年度比▲62件）・被害金額209百万円（同+40百万円）、盗難キャッシュカード被害件数は6,213件（同+262件）・被害金額3,648百万円（同+801百万円）、盗難通帳被害件数は219件（同▲13件）・被害金額203百万円（同▲49百万円）、インターネットバンキング被害件数は72件（同+12件）・76百万円（同+42百万円）となっており、盗難キャッシュカード被害とインターネットバンキング被害は増加し、偽造キャッシュカード被害と盗難通帳は減少傾向となっています。

特に盗難キャッシュカード被害については、22年度においても被害件数・被害額ともに前年度比で増加しています。これは、警察官や銀行協会、あるいは金融庁職員等になりすまし、キャッシュカードを騙し取るという新たな手口が横行したこと等が要因として挙げられます。こうしたことから、利用者に対する被害防止策の周知等の啓蒙活動を含め、引き続き未然防止に向けた取組みが行われることが重要であると考えています。

（7）震災に伴う利用者の便宜を考慮した特例措置等について

①取組内容

ア. 本人確認手続きの特例措置等について

東日本大震災に起因する災害を踏まえた特例措置として、警察庁及び関係省庁と共に犯罪収益移転防止法施行規則に関して二点の改正を行いました。

（ア）第一に、犯罪収益移転防止法においては、顧客が、金融機関に口座を開設する場合等には、金融機関等に対し、運転免許証等による本人確認を行うことを義務付けていますが、東日本大震災で被災した顧客については、こうした正規の本人確認方法によることが困難な場合には、暫定的な措置として、当分の間、顧客からの申告による方法とすることができることとしました。

（イ）第二に、東日本大震災に係る寄附のために、寄附専用口座向けに行われる現金での送金については、本人確認義務の対象外とする措置を併せて行いました（送金額が200万円以下のものに限る）。

イ. 金融上の措置について

東日本大震災の発生に伴い、地震発生当日（23年3月11日）、金融担当大臣及び日本銀行総裁の連名で、金融関係団体に対し、通帳・有価証券・保険証券・届出印鑑等を喪失した顧客については、可能な限りの便宜措置を講じることや、窓口営業の状況等については、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底す

ること、また、生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること等を要請する文書を発出しました。

②評価

ア. 本人確認手続きの特例措置等について

本件特例措置による成果は、以下のとおりであり、被災者の方々や義援金を送金する方々の状況に応じた適切な対応ができたものと考えています。

(ア) 今回の被災により本人確認書類を消失等した方々でも、銀行口座の開設等、生活再建に必要な取引が円滑に行うことができることとなりました。

(イ) 一般に、送金については、口座から口座への送金（振込み）を行う場合には、運転免許証等による本人確認は不要とされていますが、今般の震災においては、例えば職場やグループ内等で集まった寄附金をそのまま現金で送金するといった事例が多く見られ、その場合には、10万円を超えるものについて本人確認が必要となります。

本件特例措置により、金融機関の窓口で運転免許証等を持参していなくても現金による送金額が200万円以下であれば、震災義援金の送金が可能となりました。

なお、いわゆる義援金詐欺等の犯罪が発生していることを踏まえ、今般の措置を講ずるに当たっては、各金融機関に対し、公知の機関の災害義援金口座など、当該寄附が今回の地震に係る寄附に当てられることが容易かつ確実に判断できる口座を対象として運用するよう要請を行っています。

イ. 金融上の措置について

この要請を踏まえ、各金融関係団体においては、東日本大震災に関する対応について、その取組内容を公表しました。また、各金融機関においても、利用者（被災者）の便宜を考慮した適切な対応ができているものと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

国民が幅広く金融サービスを利用し、そのメリットを享受するには、質が高く安心できる資産運用の機会が国民に提供されることが必要です。そのためには、同時に、「金融商品取引法」、「貸金業法」、「振り込め詐欺救済法」、「預貯金者保護法」等の整備及び円滑な運用など、利用者保護の取組みを進めていく必要があります。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

「金融商品取引法」の改正や「貸金業法」の完全施行等の制度整備が着実に行われているほか、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数や振り込め詐欺の認知件数の減少等、利用者保護ルールについても適切な運用が行われているものと考えています。

なお、P I O - N E Tにおける金融関係の苦情・相談の受付件数を見ると、20年度

176,513件、21年度157,157件、22年度167,202件と高水準で推移しておりますが、金融サービス利用者相談室における相談等については、顧客からの苦情に関連するものと考えられる個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数は、4,664件（21年度）から3,640件（22年度（対前年度比▲22.0%））に減少しています。

（3）効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融実態に即した利用者保護のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。

なお、「振り込め詐欺救済法」の運用や偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策においては、金融機関の取組みを促すことにより、効率的に施策効果を実現していると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（23年3月11日閣議決定、4月1日国会提出、5月17日成立、5月25日公布）の円滑な施行など、利用者保護の更なる充実にに向けた取組みを引き続き進める必要があります。

（2）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	（参考）23年度予算額
改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	②	予算 <継続>	9,200千円
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	④	予算 <継続>	452千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」（19年4月20日公表、www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf）
- ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「改正貸金業法の完全施行にについて」（22年4月2日公表、<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/pt.pdf>）
- ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「借り手の目線に立った10の方策」（22年4月2日公表、<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/housaku.pdf>）

- ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「あなたは大丈夫？キャンペーン—貸金業法が大きく変わります！の実施について」
(22年4月30日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100430-4.html>)
- ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置について」
(22年6月22日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100622-2.html>)
- ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2010の実施について」
(22年8月31日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/kinyu/20100831-4.html>)
- ・ 総務企画局企画課調査室「「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の設置について」
(22年9月9日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20100909-1.html>)
- ・ 総務企画局企画課金融ADR推進室「「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）に関する留意事項について（金融ADRガイドライン）（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」
(22年4月26日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/20100426-2.html>)
- ・ 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(23年3月末)について」
(23年7月22日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110722-4.html>)
- ・ 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」
(23年7月22日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110722-3.html>)
- ・ 総務企画局企画課保険企画室「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」
(22年5月11日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/hoken/20100511-2.html>)
- ・ 総務企画局企画課保険企画室「「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・主務省令案等の公表について」
(23年3月11日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/hoken/20110311-1.html>)
- ・ 「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」
(23年5月17日成立、<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>)
- ・ 総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」
(<http://www.fsa.go.jp/policy/adr/index.html>)
- ・ 金融トラブル連絡調整協議会「平成20年度の苦情・紛争解決支援の取組みについて」
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryu/20090619.html)
- ・ 金融トラブル連絡調整協議会「金融ADR機関の苦情処理手続実施状況（平成22年10月1日～平成22年12月31日）」、「金融ADR機関の紛争解決手続実施状況（平成22年10月1日～平成22年12月31日）」
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryu/20110214.html)

1 1. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局企画課調査室、総務企画局市場課、監督局総務課、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局保険課、監督局証券課

施策Ⅱ－１－（２）

利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

1. 達成目標等

<p>達成目標</p>	<p>利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>多重債務問題は深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者 と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、 利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・22 年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウムの開催実績 ・ パンフレットの配布実績 ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・ 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融経済教育の充実	<p>利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成 17 年 6 月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や 19 年 4 月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。</p>
②当局における相談体制の整備・充実	<p>金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の充実を図る。</p> <p>また、平成 21 年 6 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に盛り込まれた附帯決議の内容を踏まえ、金融サービス利用者相談室の在り方について検証し、役割の拡充のために所要の見直しを行う。</p>
③金融行政に関する広報の充実	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p>
④多重債務者のための相談体制等の整備	<p>相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するための取組みを実施する。</p> <p>財務局等の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局管内の都道府県、市区町村における取組みをバックアップする。</p>

3. 評価結果

(1) 22 年度の達成度

B

【達成度の判断理由】

「金融に関する消費者アンケート調査」では「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が前年を若干上回っています。当庁としては、国民に各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みの理解度を高めてもらうために取り組んだ各種施策もあり、一定の成果が得られたと考えています。一方で、金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の更なる充実・普及に努める必要など、引き続き取り組むべき課題もあることから、Bと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。）必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要です。このため、金融庁においては、副教材・パンフレットの作成・配布や金融庁ウェブサイトを通じた情報提供など、金融経済教育の充実を図ることとしています。また、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応することも必要であると考えています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融経済教育の充実

①取組内容

ア. パンフレット等の作成・配布

近年、社会問題となっている未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を平成 22 年 12 月に作成し、地方公共団体等へ広く配布しました(52 万部)。また、一般社会人及び高齢者等を対象に金融の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」等を、全国の地方公共団体、高校、大学等に、広く配布しました(18 万部)。

イ. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例を含め、生活設計と資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、福岡市、金沢市、高松市、東京都、札幌市、熊本市の計 6 箇所で開催しました。

ウ. 金融庁ウェブサイト金融経済教育コーナーによる情報提供

学生及び新社会人を対象に金融の仕組みについて分かりやすく解説する「おしえて金融庁」、及び一般社会人を対象に金融取引に係る注意喚起情報等を掲載する「一般のみなさんへ」のコーナーにより、分かりやすい情報提供、タイムリーな情報提供に努めています。22年度は、新規に作成したパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を「一般のみなさんへ」に掲載するな

どしました。

②評価

ア. パンフレットの配布部数の推移

22年度に新規作成したパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」は、全国の地方公共団体等へ52万部配布され、配布先へのアンケートによると、講義での使用や住民への配布など有効に活用されています。

また、19年2月から引き続き配布している「はじめての金融ガイド」については、全国の地方公共団体、高校、大学等からの追加配布要望に応じ配布しており、22年度においては、「はじめての金融ガイド」作成から年数を経たためか、21年度より配布要望は減少したものの、配布先へのアンケートによると、授業での使用や住民・学生への配布など有効に活用されています。これらのことから、金融経済教育の推進に資することができたと考えています。

【資料1 パンフレット「はじめての金融ガイド」の配布部数】

19年度	20年度	21年度	22年度
76万部	18万部	23万部	18万部

(出所) 総務企画局政策課調

イ. シンポジウムの開催

19年度より実施している「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」は21年度には6箇所開催しましたが、22年度についても福岡市、金沢市、高松市、東京都、札幌市、熊本市の計6箇所で各地の財務局と共催で開催しており、引き続き金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

なお、19年度より同じ内容で実施しており、従前のテーマ・開催形態でのシンポジウムは最近の金融庁の重点施策や国民のニーズにマッチしていないのではないかという意見もあることから内容の見直しが必要であると考えています。

ウ. 金融庁ウェブサイト（「おしえて金融庁」等）へのアクセスの状況

金融庁ウェブサイト上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」へのアクセス件数は18年度に行ったウェブサイト改訂の効果が薄れたため、年々減少していましたが、22年度は、新規に作成したパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を「一般のみなさんへ」に掲載したこと等の効果もあり、358,445件と21年度と比較すると増加しており、利用者のニーズに応じた取り組みができたと考えています。

【資料2 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数の推移】

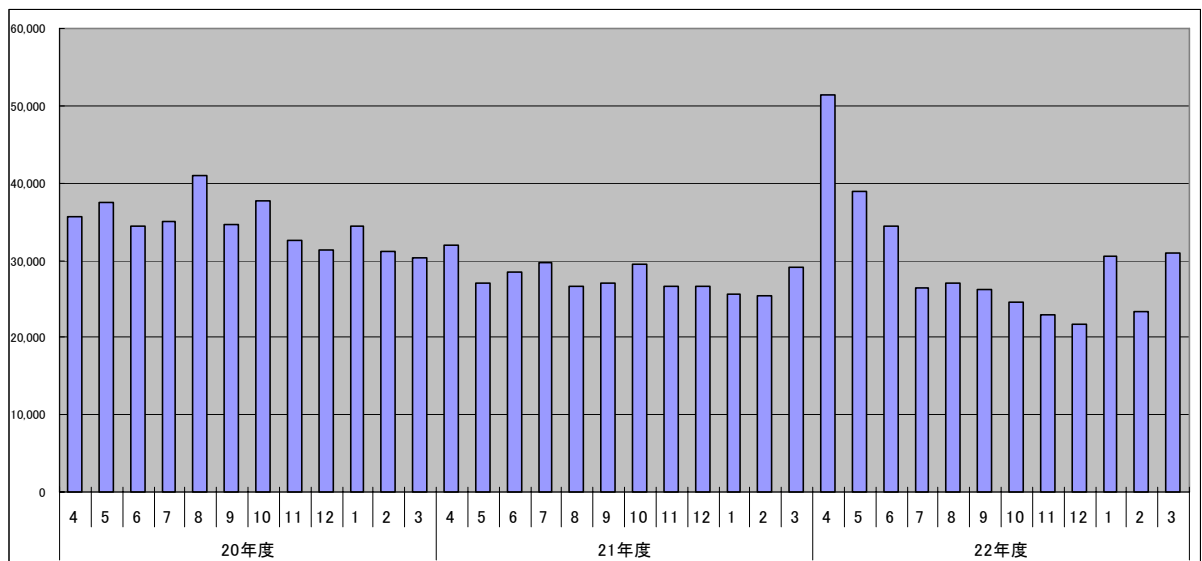
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年間件数	565,913件	506,276件	415,623件	333,894件	358,445件
月間平均件数	47,159件	42,190件	34,635件	27,824件	29,870件

(出所) 総務企画局政策課調

(注) 18年度は、金融庁ウェブサイトの改訂を行っています。

【資料3 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数】

(単位：件)

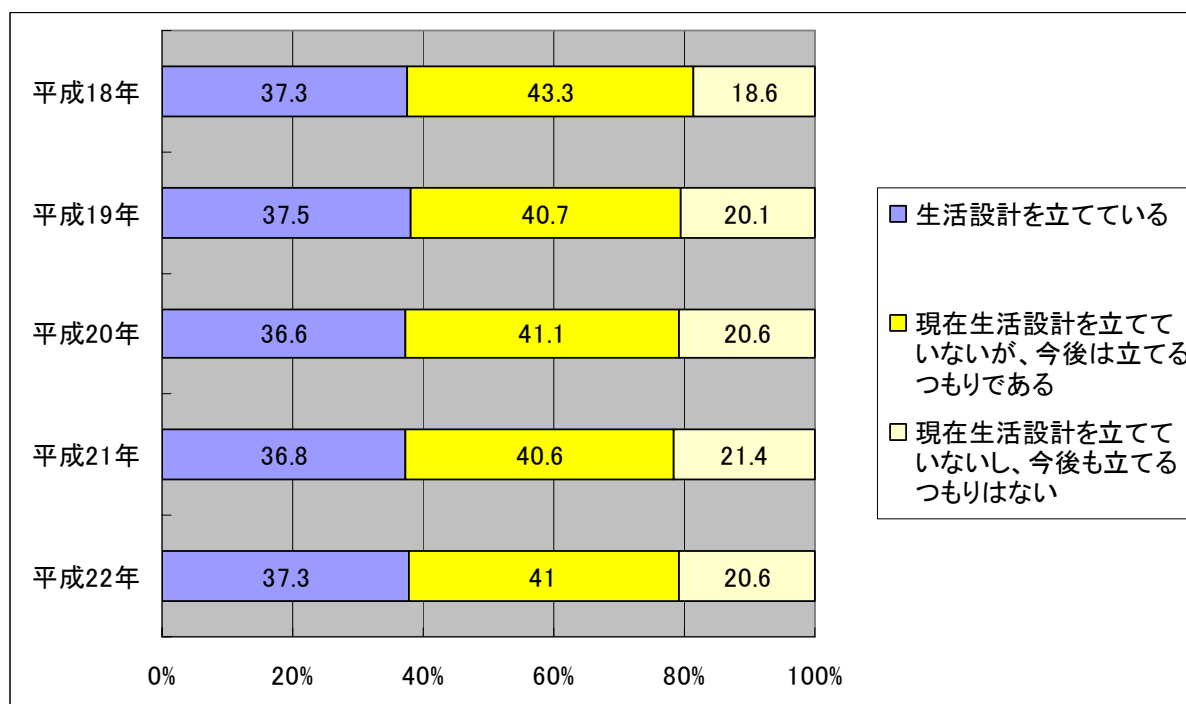


(出所) 総務企画局政策課調

エ. 金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査（金融に関する消費者アンケート調査）

22年は「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が37.3%であり、前年より上昇しています。

【資料4 生活設計設定の有無】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

これらの調査結果等をみると、指標の動きはばらつきがあるものの、生活設計を立てていると回答した世帯の比率が前年より上昇していることやパンフレット配布等の利用者のニーズに応じた取組みにより、総じて国民の金融知識への関心が高まっていると考えていますが、一方、生活設計を立てる予定がない世帯が2割程度いるなど、引き続き、金融経済教育の充実を図ることが重要と考えています。

(2) 当局における相談体制の整備・充実

①取組内容

ア. 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等

金融サービス利用者の利便性向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に一元的に対応し、相談件数や主な相談事例のポイント等を四半期毎に公表しました(22年4月、22年7月、22年10月、23年1月)。

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しており、その中で、貸金業法の完全施行に関するものや未公開株に関するものなどを追加して80事例としました。

イ 「第三者によるモニタリング調査(相談業務における対応評価分析)」

21年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に対する附帯決議(金融サービス利用者相談室の在り方について検証を行い、役割の拡充を図ること)

を受け、「第三者によるモニタリング調査（相談業務における対応評価分析）」および「利用者相談室満足度調査」を実施しました。

②評価

ア. 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等

22年度の相談等の受付件数は53,036件となっており、21年度（52,875件）とほぼ同水準になっています。

分野別では、預金・融資等が17,379件（33%）、保険商品等が10,539件（20%）、投資商品等が15,592件（29%）、貸金等が7,959件（15%）、金融行政一般・その他が1,567件（3%）となっています。

各分野の特徴は以下のとおりです。

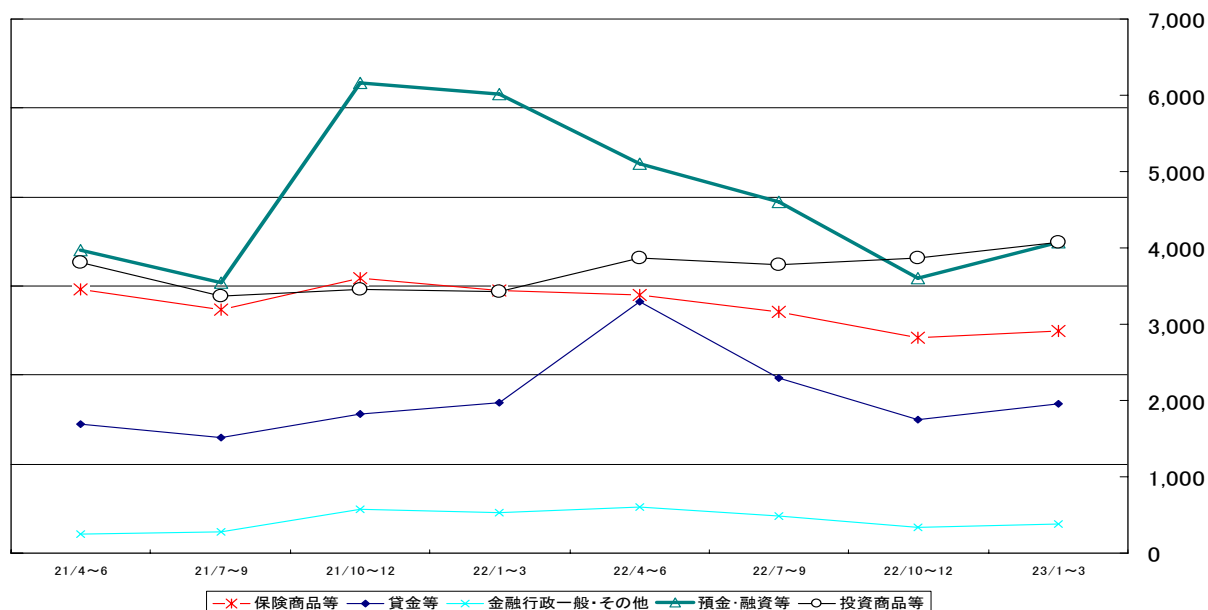
- a. 預金・融資等については、融資の実行・返済に関する相談や一般的な照会・質問等が寄せられており、受付件数は21年度に比べてやや減少しています。
- b. 保険商品等については、保険金の支払認定や保険会社の顧客対応に関する相談等が寄せられており、受付件数は21年度に比べてやや減少しています。
- c. 投資商品等については、金融商品取引業者、無登録業者に関する相談等が寄せられており、未公開株や社債等に関する相談が増加したことなどから、受付件数は21年度に比べてやや増加しています。
- d. 貸金等については、一般的な照会・質問や個別取引・契約の結果に関する相談等に加え、改正貸金業法に関する相談が多く寄せられたことから、受付件数は21年度に比べて大幅に増加しています。

受け付けた情報は、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しており、このうち、貸し渋り・貸し剥がし等に関する情報で、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、金融機関に対し、事実確認等のヒアリングを実施しています。これらにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができたと考えています。

また、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しており、利用者の保護や利便性向上が図られていると考えています。

【資料5 相談等の分野別受付件数】

(単位:件)



(出所) 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室調 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

イ. 「第三者によるモニタリング調査(相談業務における対応評価分析)」等の実施
「第三者によるモニタリング調査(相談業務における対応評価分析)」によれば、検証項目の平均は、5段階評価で3.2となっており、普通(3.0)よりもやや高めの評価をいただいたものの、電話対応のスキルアップに関するいくつかの提案もありました。

「利用者相談室満足度調査」は、23年2月から5月末まで実施する予定ですが、3月末現在、231名の方から回答が寄せられています。

(3) 金融行政に関する広報の充実

①取組内容

閣議後(毎週2回)の定例大臣記者会見については、従来からの記者クラブ向け会見と、21年10月から開始した外国メディア・専門紙・雑誌・フリーなどのジャーナリストを対象とした会見を、22年6月に一本化したことにより、記者会見の完全オープン化を実現しました。また、重要な報道発表時に実施する副大臣・大臣政務官による記者会見や、事務方による記者ブリーフについても、引き続き記者クラブに加え上記のジャーナリストに対して積極的に開催を案内しその参加を得ており、当庁の施策・考え方を発信・説明する機会の充実に取り組みました。

また、金融庁ウェブサイト上で公表している日本語版月刊広報誌「アクセスFSA」

及び英語版月刊広報誌「FSA Newsletter」を活用し、毎月の報道発表の中から関心の高いと思われる施策について、周知に努めました。

さらに、当庁の各種施策のうち、特に国民にとって重要と考えられるもの（「改正貸金業法の完全施行」、「詐欺的な投資勧誘にご注意」等）については、ラジオ、インターネットテレビ、新聞等の政府広報枠を活用することにより、視聴者・購読者である国民に対する直接的な広報展開を行うとともに、平易な表現での情報発信に努めました。

金融庁ウェブサイトの内容・機能等の充実については、アクセシビリティ（利用者からのアクセスのしやすさ）の向上を図るため、日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」に従った改善を行ったほか、22年6月にウェブサイト内のキーワード検索手法を見直し、ウェブサイト閲覧者が、速やかに必要情報を入手できるように機能の強化（検索精度の改善）を図りました。また、22年4月に「改正貸金業法」、23年3月に「東日本大震災に関連する金融上の措置」に関する特設ウェブページを開設し、貸金利用者や被災者の方々が、容易に重要情報（改正ポイント、措置内容、相談窓口一覧等）を入手できるように内容・構成の充実を図りました。

さらに、東日本大震災の被災者に向けた情報発信については、上記の特設ウェブページの開設のほか、財務局を通じて避難所にポスターを掲示するなど、重要な情報がより多くの被災者に伝播するように多角的な取組みを実施しました。

②評価

記者会見をはじめとする情報発信については、閣議後の定例大臣記者会見を一本化し記者会見の完全オープン化を実現したことなどにより、専門紙や雑誌など記者クラブに所属していない媒体のジャーナリストの恒常的な会見参加が定着したほか、それら媒体において会見での質疑内容（発言）を踏まえた記事が増加しました。これらは、金融行政の透明性の向上に資するとともに、金融行政に対する関心・注目度を高める効果があったほか、その内容・趣旨等の正確な理解に寄与したと考えています。

金融庁ウェブサイトについては、前年度は減少していた、トップページのアクセス件数が増加しました。ウェブサイトの内容・構成の充実や検索機能の強化等を図り、閲覧者の利便性向上に努めたことも、一因であると考えています。

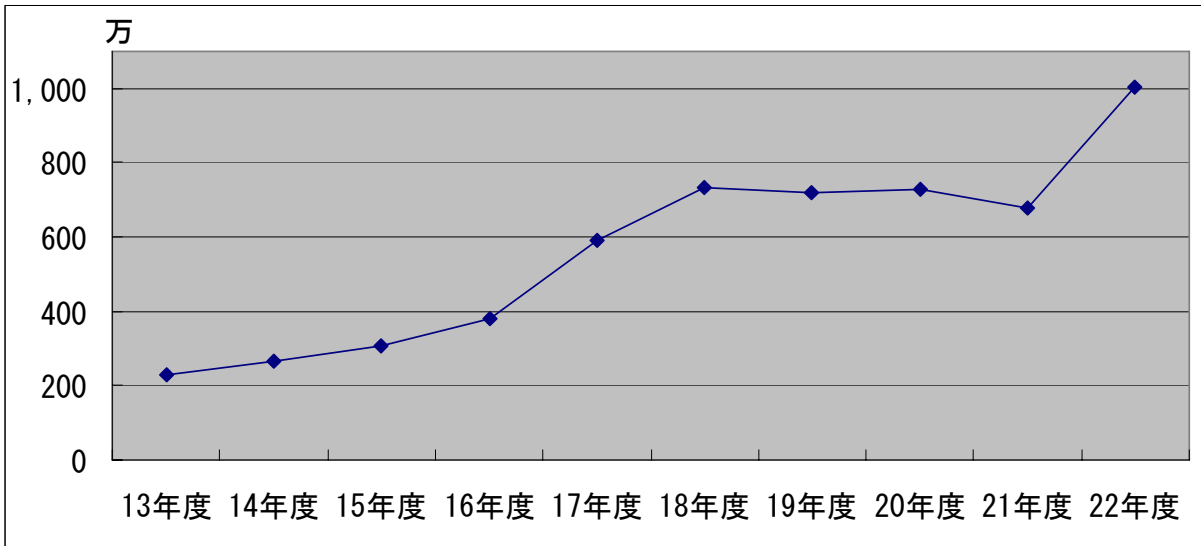
また、ウェブサイトへのアクセス分析については、アクセス経路は現状把握できていないものの（23年度中に立ち上げる新システムにおいて本件課題は解消見込み）、個別ページのアクセス数は、従来から把握していた日本語版金融庁ウェブサイトに加えて、英語版金融庁ウェブサイトでも把握しており、着実に改善を図っています。

ア. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数についてみると、22年度は10,057,651件で、21年度6,805,202件に比較して大幅に増加しています。

【資料1 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数】

(単位：万件)



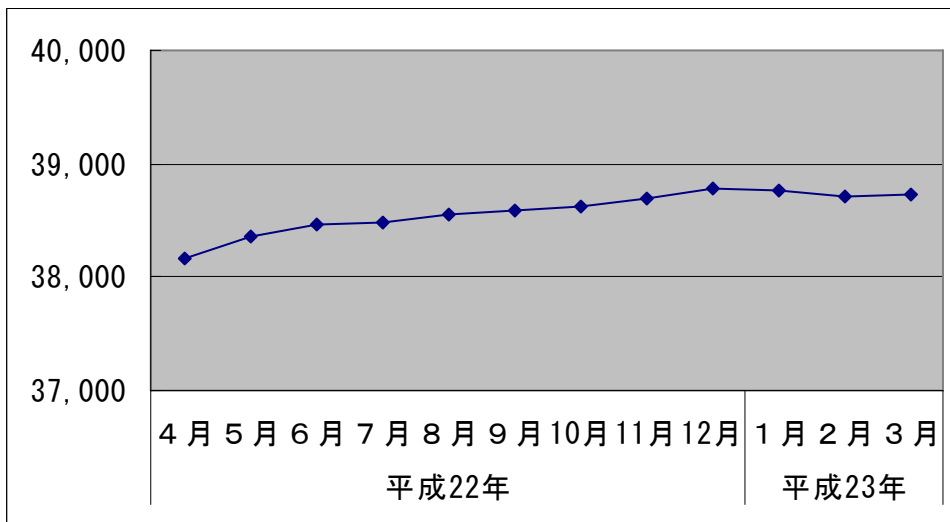
(出所) 総務企画局政策課広報室調

イ. 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービスへの登録状況

利用者が予めメールアドレスを登録すると、更新情報を日々電子メールで案内する「新着情報メール配信サービス」を提供しています。その登録者数は着実に増加しており、23年3月末時点で3万8千件を超えています。

【資料2 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数】

(単位：件)



(出所) 総務企画局政策課広報室調

②評価

相談窓口については、全ての都道府県で多重債務相談窓口が整備されており、市区町村においても、22年9月末の時点で1,627市区町村（約92%）に相談窓口が整備されています。市区町村の合併の影響により、21年9月末時点（1,640市区町村（約92%））と比較すると減少していますが、相談窓口が未整備の自治体は159市区町村（21年9月末）から140市区町村（22年9月末）に減少しています。さらに、常設の窓口については、1,424市区町村（22年9月末）で整備されており、昨年度（21年9月末時点：1,419市区町村）と比較して増加し、相談体制の整備が進んでいます。なお、都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口においては、22年度上半期合計で、約6万件の多重債務相談が寄せられました。

さらに、多重債務相談窓口と関連部局・関係機関との連携については、特に、法律相談機関（弁護士会、司法書士会、法テラス）、自殺関連相談機関（自殺対策窓口・自治体関連部署）及び福祉関係機関（自治体福祉関係部署・窓口、社会福祉協議会）との間で、相互の連絡先の紹介が進んでいます（22年12月末時点で、相談者に関係機関の連絡先を紹介している都道府県数は、①法律相談機関へ：36、②自殺関連相談機関へ：26、③福祉関係機関へ：30となっています）。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

（1）必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融を取り巻く環境をみると、多重債務問題が深刻な社会問題となり、また、金融商品・サービスの多様化・高度化が進んでいることから、金融経済教育を強化する必要があります。また、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠です。

（2）有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融サービス利用者相談室における相談等の内容を情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができたと考えています。また、地方公共団体等からの金融経済教育に関する各種パンフレット等の配布要望に対し、必要とする部数全てを配布することにより各団体等の積極的な取組みを支援したほか、多重債務問題については、全ての都道府県に多重債務相談窓口が整備されるなど、相談体制の整備が着実に進んでいます。多重債務を苦にした自殺者は22年度で1,306件となっており、昨年度（1,630件）と比較して減少していることに鑑みると、一定の効果があったものと考えています。

（3）効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットや、国民が直接アクセスできるウェブサイトなど、多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができたと考えています。また、金融サービス利用者相談室において、金融サー

ビス利用者からの相談等に一元的に対応しているほか、ウェブサイトの内容・構成の充実や検索機能の強化などを実施することにより、効率的に利用者の利便性の向上を図ることができたと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①金融経済教育の充実

ア. 金融経済教育の推進にあたっては、引き続き、文部科学省等の関係省庁や、金融広報中央委員会等の金融関係団体との連携を図り、諸施策を効率的かつ横断的に進めていくことが重要です。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要があります。

イ. 学校教育において金融経済教育を充実・強化するためには、金融商品等を取り扱った教材の作成や新学習指導要領を踏まえた教材の改訂などとともに、それら教材の普及に努める必要があります。

ウ. 一般社会人向けの金融経済教育を充実するためには、金融商品・サービスの多様化や、多重債務問題をはじめとする金融サービス利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の更なる充実・普及に努める必要があることから、現行のパンフレットの改訂等を検討する必要があります。また、これまで実施していた「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」についても、最近の金融庁の重点施策や国民のニーズにマッチした内容に見直す必要があります。

②当局における相談体制の整備・充実

金融サービス利用者からの相談等について、金融サービス利用者相談室では問題の解決に繋がるアドバイスを行ったり、業界団体が開設している紛争処理機関の紹介等を行っています。今後とも適切な対応に努めるとともに、「第三者によるモニタリング調査」および「利用者相談室満足度調査」の結果を踏まえ、利用者の利便性向上に向けた検討を行います。

③金融行政に関する広報の充実

金融庁ウェブサイトの内容の一層の充実や、アクセシビリティ（アクセスのしやすさ）の向上に努める必要があります。また、海外広報を充実する観点から、重要な政策を中心として、英訳の推進に努める必要があります。

④多重債務者のための相談体制等の整備

多重債務相談窓口については、全国で整備が進んでいます。今後も、潜在的な多重債務者が相談窓口にアクセスできるよう、ポスター等の配付先・掲示場所の工夫や、自治

体の回覧板等を活用する等、多重債務相談窓口の広報の充実を進めていく必要があります。また、「借り手の目線に立った10の方策」にも盛り込まれているように、適切な相談がなされるためには、相談員の知識や相談技術の向上が不可欠であるため、相談員に対する情報提供（制度や判例等の周知、Q & Aの作成・配布）や相談マニュアル、研修制度の充実等を図る必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
学校における金融知識等普及施策推進実施経費	①	予算 <継続>	3,039千円
一般社会人向けパンフレット等作成経費	①	予算 <継続>	9,734千円
金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	①	予算 <継続>	3,014千円
金融知識普及施策奨励経費	①	予算 <継続>	370千円
貸金業者情報検索サービス運用経費	②	予算 <継続>	24,594千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・金融庁総務企画局政策課「パンフレット『はじめての金融ガイド』の配付部数」
- ・金融庁総務企画局政策課『『おしえて金融庁』及び『一般のみなさんへ』アクセス件数』
- ・金融中央広報委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
- ・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」

(22年4月28日、22年7月30日、22年10月29日、23年1月31日)

(平成22年4月28日公表 <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20100428.html>)

(平成22年7月30日公表 <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20100730.html>)

(平成22年10月29日公表 <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20101029.html>)

(平成23年1月31日公表 <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20110131.html>)

- ・総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトへのアクセス件数」
- ・総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数」

1 1. 担当課室名

総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課信用制度参事官室

施策Ⅱ－１－（３）

金融機関等の法令等遵守態勢の確立

1. 達成目標等

達成目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・P I O－N E Tにおける苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・規制の新設・強化に係る政令・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数（金融機関等における対応準備のための期間）

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	<p>監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反の事実や情報セキュリティ管理上の問題等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金取扱金融機関については、20年12月より、排出権の現物取引等や銀行による外国銀行の業務の代理・媒介など、業務範囲が一部拡大（銀行法が改正）され、また21年6月より利益相反管理体制の整備が義務付けされたことを踏まえて、引き続き各金融機関が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・保険会社等については、保険契約者等の保護の観点から20年6月に公布された保険法が、22年4月に施行されることを

	<p>踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視する。特に、営業部門等への牽制、監視機能の適切な発揮が行われているか、その運営状況を検証することを通じて、法令等遵守態勢の整備を促していく。 <p>また、信用格付業者について、22年4月に改正金融商品取引法が施行されることを踏まえ、規制・監督の円滑かつ適切な実施に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸金業者については、22年6月までに貸金業法の完全施行が予定されていることを踏まえつつ、貸金業者に対する適切な監督を行うほか、貸金業者の実態把握に努める。 <p>なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払式支払手段発行者と資金移動業者については、22年4月1日に資金決済に関する法律が施行されることを踏まえ、前払式支払手段発行者と資金移動業者に対する適切な監督を行う。また、電子債権記録機関についても、引き続き適切な監督を行う。
--	--

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

金融取引の多様化に対応した法令等遵守態勢を確立するため、金融機関等における対応が必要と思われる改正においては、十分な期間をとった上で監督指針等の改正を行い、それに基づいた監督によって金融機関等に法令等遵守を促しています。また、法令違反のある金融機関には行政処分を行い、業務の改善状況を報告させるなど、金融機関等の業務改善を担保する取組みを実施してきました。

また、金融サービス利用者相談室から回付される金融機関の不適正な行為に関する相談・苦情等を分析し、監督行政へ適切な反映を図る等の取組みを進めています。

これらの取組みを通じて、全体としてみれば、金融機関等における法令等遵守態勢の確立が進展していると考えられることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっておりますが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、金融機関等がその業務の公共性を十分に認識した上で、法令等遵守態勢を確立することが重要です。金融庁としては、金融機関等に法令等遵守態勢の確立を促していくとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととしています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

①取組内容

ア. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、平成22年4月から23年3月の間に73件の行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、業務の改善状況についてフォローアップするなど、金融機関等における経営管理の質の改善に向けた取組みの実施を担保しています。

また、行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表しています（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く）。

22年5月27日、日本振興銀行に対して、銀行法第26条及び第27条に基づく行政処分（業務の一部停止命令及び業務改善命令）を行いました。また、同年9月10日、同行より、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出があったことを受けて、預金保険法第74条に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行いました。

さらに、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処分事例集」として取りまとめ、公表・更新（四半期毎）しています。

イ. 監督指針等の整備

以下のとおり監督指針等の改正を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っています。

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針（22年4月、6月、7月、23年3月改正）
- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（22年4月、6月、7月、23年3月改正）
- ・ 保険会社向けの総合的な監督指針（22年6月、7月、12月改正）
- ・ 少額短期保険会社向けの監督指針（22年6月、7月、12月改正）

- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（22年4月、6月、7月、9月、23年3月改正）
- ・貸金業者向けの総合的な監督指針（22年6月、7月改正）
- ・事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（22年6月、8月、9月、12月、23年3月改正）

ウ. 業界団体との情報交換

業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、情報交換を行いました。

全国銀行協会、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、生命保険協会、日本損害保険協会等との間で22年4月から23年3月の間に57回の意見交換会を開催しました。

②評価

ア. 行政処分を受けた金融機関等に対しては、改善計画の履行状況を報告させているほか、取組みが不十分な場合には、追加処分を発動する等して、金融機関等の業務改善に向けた取組みを担保することにより、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上に資すると考えています。また、重大な問題が生じた場合に、業界に対して要請文を発出し、注意喚起を促すことは、法令等遵守態勢の確立に資すると考えています。

イ. 金融サービス利用者相談室に寄せられた金融機関等の不適正な行為に関する相談・苦情等（22年度は2,515件）についても適宜監督行政へのフィードバックを行っており、定量的な評価は困難であるものの、金融機関の法令等遵守態勢の構築に一定の貢献をしているものと考えています。

なお、P I O - N E Tにおける苦情・相談の受付件数をみると、「預貯金・証券等」「ファンド型投資商品」に関連した件数は17,951件（21年度）から30,783件（22年度（対前年度比+71.5%））に増加しましたが、その他の件数については、139,206件（21年度）から136,419件（22年度（対前年度比▲2.0%））に減少しています。また、金融関係の業界団体における苦情・相談の受付件数は219,564件（21年度）から196,330件（22年度（対前年度比▲10.6%））に減少しており、利用者保護等に対しても、一定の成果があったと考えています。

ウ. 業界団体との意見交換について、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するなど対話の充実に努めたことは、金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであったと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）
金融取引が高度化・複雑化する中で、預金者、保険契約者及び投資家等の保護の必要性

や取引の信頼性の確保等、金融機関等による法令等遵守態勢の確立は重要性を増しています。金融機関等の自主的な取組みを促すほか、法令違反の事実があれば厳正かつ適切な行政処分を行うことは、金融機関等の法令等遵守態勢の確立に必要不可欠であると考えています。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、法令違反の再発の防止や、金融機関等やその利用者への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があったと考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。

また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっています。従って、今後とも、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。

さらに、引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、法令違反の再発防止に努めるとともに、金融機関等やその利用者への情報提供を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
貸金業務取扱主任者登録に必要な経費	①	予算 <継続>	5,002千円
貸金業者等の監督に必要な経費	①	予算 <継続>	1,773千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 監督局総務課「行政処分事例集」の更新について
（平成23年4月28日公表 http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html）

11. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課

施策Ⅱ－１－（４）

金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

1. 達成目標等

達成目標	金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。</p> <p>また、偽造キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。</p> <p>【根拠】振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法、主要行等向けの総合的な監督指針等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度実績より向上・22年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況〈件数・金額〉 ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額〈件数・金額〉 ※警察庁公表資料 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況〈件数・金額〉

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①不正口座利用に関する金融機関等への情報提供	預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう取り組む。
②振り込め詐欺への的確な対応（再掲）	振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取り組みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、振り込め詐欺救済法（平成20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。

③偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ（再掲）	金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。
--	---

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

金融機関の預貯金口座に関する犯罪は、引き続き発生しており、今後もこうした犯罪の未然防止に向けた取組み及び被害者の保護を図る取組みが必要です。

平成 22 年度は、金融機関における預貯金口座に関する犯罪の未然防止に向けた取組みを促す観点から、金融機関に対し口座の不正利用や偽造キャッシュカード犯罪等に関する情報提供を実施しました。さらに、業界団体を通じて、振り込め詐欺の未然防止に向けた積極的な取組みに努めるよう要請を行いました。これらの施策により、金融機関において口座凍結等の措置や情報セキュリティ向上に向けた対応がとられたものと考えています。

また、被害者の保護を図る観点からは、当庁から預貯金者保護法等の趣旨を踏まえた適切な対応や振り込め詐欺救済法の趣旨に沿った対応に努めるよう要請を行っており、これを受けて、金融機関においては被害者の保護を図る取組みがなされているものと考えています。

こうしたことから、犯罪の未然防止や被害者保護のための成果が上がっており、A と評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっておりますが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、金融機関が顧客からの届出の受付体制の整備等、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

金融機関は、上記のような観点を踏まえて、預貯金口座の不正利用の防止に向けた対策及び偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた対策を講じる必要があります。

このため、金融機関に対し、各種の情報提供や業界団体を通じた要請により、迅速かつ適切な取組みを促すこととしています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

金融機関の預貯金口座に関する犯罪発生件数や未然防止策は当庁や金融機関の取組みの

ほか、その時々¹の経済・社会状況や警察当局の取組み等により、影響を受ける可能性があります。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響を鑑み、一部被災地域の金融機関において、23 年 3 月末時点での A T M 及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況に係るアンケート調査の実施を取り止めたため、22 年度の実績に当該金融機関の実績は含まれていません。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

①取組内容

22 年 4 月～23 年 3 月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は 5,877 件となっており、これを受け金融機関において、3,507 件の利用停止、1,632 件の強制解約等が行われました。また、15 年 9 月以降の累計では、23 年 3 月末時点で、32,976 件の情報提供に対して 18,041 件の利用停止、11,852 件の強制解約等が行われています。

このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す観点から、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表し、また、適宜金融機関と預金口座の不正利用防止について意見交換を実施しました。

【資料 1 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数】

時 期	情報提供件数	うち	
		利用停止	強制解約等
22 年 4 月～6 月	1,297 (28,396)	730 (15,264)	423 (10,643)
22 年 7 月～9 月	1,353 (29,749)	784 (16,048)	399 (11,042)
22 年 10 月～12 月	2,088 (31,837)	1,251 (17,299)	502 (11,544)
23 年 1 月～3 月	1,139 (32,976)	742 (18,041)	308 (11,852)

(出所) 金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(注) 当該期間内の件数。() 書きは 15 年 9 月以降の累計件数。

②評価

上記のとおり当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては、22 年 4 月から 23 年 3 月までの間に、37,825 件の利用停止、25,659 件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に一定の効果があったものと考えています。

【資料2 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況】

(単位：件)

時 期	利用停止	強制解約等
22年4月～6月	9,876	6,089 (5,729)
22年7月～9月	9,349	5,896 (5,635)
22年10月～12月	9,135	7,070 (6,733)
23年1月～3月	9,465	6,604 (6,255)

(出所) 全国銀行協会

(注) 強制解約等の件数の()書きは当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後、強制解約等に至った件数。

(2) 振り込め詐欺への的確な対応

①取組内容

ア. 振り込め詐欺の未然防止について

22年8月27日に策定・公表した「平成22事務年度主要行等向け監督方針」及び「中小・地域金融機関向け監督方針」において、振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を、監督上の重点事項としました。

また、業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺の未然防止に向け、ATM関連対策を含めた積極的な取組みに努めるよう要請しました。

さらに、23年3月18日、東日本大震災への対応として、義援金等の募集を装った振り込め詐欺にかかる注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載しました。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用について

「振り込め詐欺救済法」に基づき、被害者の財産的被害の回復に向けた各種の取組みが行われていましたが、被害者に対する返金率(消滅預金等債権に占める支払総額)は低位に止まっており、被害者の被害回復を一層図る観点から、返金率の向上に向けた施策を検討する必要性がありました。

そこで、22年8月27日に策定・公表した「平成22事務年度主要行等向け監督方針」及び「中小・地域金融機関向け監督方針」において、「振り込め詐欺救済法」に沿った犯罪利用預金口座等に係る取引の停止及び当該口座に残された資金についての「被害が疑われる者」への情報提供やその後の分配等の被害者救済対応を、監督上の重点事項としました。

また、22年9月9日に、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を設置し、金融機関における被害者に対する返金率

の向上を検討課題の一つとして掲げ、関係者へのヒアリングを実施しました。

さらに、業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺等の被害者救済に向け、「振り込め詐欺救済法」の的確な運用を確保するため、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等の対応に努めるよう要請しました。

②評価

ア. 振り込め詐欺の未然防止について

振り込め詐欺の認知件数・被害総額については、警察庁公表によると、22年は前年に比べ、1割程度減と引き続き減少（〔平成22年〕6,637件・82億円、〔平成21年〕7,340件・95億円）しており、23年に入ってから、3月末までで1,284件・18億円（対前年比▲405件・+0.4億円）と件数は減少傾向にあり、警察による取締り強化に加え、金融機関による被害の未然防止活動の成果が着実に現れているものと考えています。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用について

「振り込め詐欺救済法」に基づく金融機関の取組みについては、法施行後約3年が経過し、被害者への返金率向上に向けた取組みの促進等、法の趣旨に沿った被害者救済に向けた対応が着実に進展してきていると考えています。特に、「振り込め詐欺救済法における預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の要請を踏まえ、全国銀行協会は、23年3月18日に事務取扱手続を改正し、「被害が疑われる者」へ連絡する際の対象者を選択する標準的な目安の設定、連絡方法の統一化を実施しました。引き続き、できるだけ多くの被害者に返金するため、「被害が疑われる者」への積極的な連絡等の対応に努めるよう、金融機関の取組みを促してまいります。

なお、「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率については、預金保険機構公表によると、21年度の43.4%から、22年度の58.0%へと上昇しており、被害者救済は一定程度進んでいるものと考えています。

(3) 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

①取組内容

ア. 22年8月27日に策定・公表した「平成22事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成22事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、前年に引き続き、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策や「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（「預貯金者保護法」）・銀行業界内の申合せに沿った被害者に対する補償への的確な対応を監督

上の重点事項としました。

- イ. 金融機関に対し、偽造キャッシュカード等による犯罪等に関する情報提供を実施し、注意喚起を行いました。
- ウ. 業界団体に対して、「預貯金者保護法」等の趣旨を踏まえた適切な対応に努めるようを要請しました。
- エ. 各預金取扱金融機関の23年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計しました（概要を23年7月に公表）。
- オ. 「預貯金者保護法」の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを行っています。また、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況については、取りまとめを行い、四半期ごとに公表しました。

②評価

ア. 23年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート調査によると、以下のとおりであり、この結果、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に行われているものと考えています。

(ア) ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合については、22年3月末時点で80.1%（126,672台）であったのに対し、23年3月末時点では83.7%（129,628台）へと増加し、さらに生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合についても、22年3月末時点で44.1%（69,782台）であったのに対し、23年3月末時点では46.2%（71,569台）へと増加しています。

(イ) ICキャッシュカードについては、22年3月末時点で77.1%の金融機関（1,160金融機関）が導入済みであったのに対し、23年3月末時点では84.1%（1,241金融機関）へと増加し、さらに生体認証機能付ICキャッシュカードについても、22年3月末時点で19.5%の金融機関（294金融機関）が導入済みであったのに対し、23年3月末時点では19.9%（293金融機関）へと増加しています。

(ウ) インターネットバンキング導入金融機関のうち、複数認証を導入している金融機関は23年3月末時点で99.6%（1,398金融機関）となっており、ほとんどの金融機関で導入している状況となっています。

また、インターネットバンキングにおける本人認証方式のうち、パスワード生成機による認証方式については、22年3月末時点で5.8%の金融機関（82金融機関）が導入済みであったのに対し、23年3月末時点では5.5%（77金融機関）、さらに乱数表等による認証方式については、22年3月末時点で21.2%の金融機関（299金融機関）が導入済みであったのに対し、23年3月末時点では21.3%（299金融機関）と概ね横這いとなっています。

※ なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響を鑑み、一部被災地域の金融機関において、平成 23 年 3 月末時点での A T M 及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況に係るアンケート調査の実施を取り止めたため、平成 22 年度の実績に当該金融機関の実績は含まれていません。

イ. 22 年度に発生した偽造キャッシュカード等による被害件数・被害額について、取りまとめ結果によると、偽造キャッシュカード被害件数は 244 件（対前年度比▲62 件）・被害金額 209 百万円（同+40 百万円）、盗難キャッシュカード被害件数は 6,213 件（同+262 件）・被害金額 3,648 百万円（同+801 百万円）、盗難通帳被害件数は 219 件（同▲13 件）・被害金額 203 百万円（同▲49 百万円）、インターネットバンキング被害件数は 72 件（同+12 件）・76 百万円（同+42 百万円）となっており、盗難キャッシュカード被害とインターネットバンキング被害は増加し、偽造キャッシュカード被害と盗難通帳は減少傾向となっています。

特に盗難キャッシュカード被害については、22 年度においても被害件数・被害額ともに前年度比で増加しています。これは、警察官や銀行協会、あるいは金融庁職員等になりすまし、キャッシュカードを騙し取るという新たな手口が横行したこと等が要因として挙げられます。こうしたことから、利用者に対する被害防止策の周知等の啓蒙活動を含め、引き続き未然防止に向けた取組みが行われることが重要であると考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

（1）必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融機関に対する各種の情報提供及び金融機関における迅速かつ適切な取組みを促すことは、預貯金口座の不正利用の防止、また偽造キャッシュカード等による被害防止のため必要な施策です。

（2）有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融機関に対する各種の情報提供により、金融機関において、預貯金口座の不正利用の防止、偽造キャッシュカード等による犯罪に関する適切な現状分析が可能となるものと考えています。

また、業界団体を通じて、預貯金口座の不正利用の問題、偽造キャッシュカード等の問題への取組みに関する要請を行うことにより、これらの問題について、認識の共通化が図られるものと考えています。

これらの施策は、預貯金口座の不正利用による被害発生の防止、偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた金融機関の取組みを促すことになり、有効であると考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

当局より、金融機関等に対し各種の情報提供を行うとともに、業界団体を通じて傘下金融機関に対する要請を行うことにより、金融機関において、効率的に預金口座の利用停止等の措置、また、振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法への対応が行われているものと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

- ア. 預貯金口座の不正利用問題については、振り込め詐欺の被害が依然多く発生している状況等も踏まえ、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、預金口座の不正利用問題に対する適切な対応について検討等を行なっていく必要があります。
- イ. 振り込め詐欺を未然に防止するため、引き続き、金融機関に対して未然防止に向けた積極的な取組みを促す必要があります。また、振り込め詐欺救済法の運用については、引き続き、金融機関に対し、本法の的確な運用に向けた態勢整備を促していく必要があります。
- ウ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、引き続き、金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上に向けた取組みや被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるようフォローアップしていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」
(23年4月28日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20110428-6.html>)
- ・ 全国銀行協会「盗難通帳、盗難・偽造キャッシュカード、インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果、口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」
(23年6月21日掲載 <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/06/21150000.html>)
- ・ 警察庁「振り込め詐欺被害発生状況・被害額」
(23年5月24日更新 http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm)
- ・ 預金保険機構「振り込め詐欺救済法に基づいて平成22年度中に実施した公告について

て」

(23年4月18日掲載 <http://www.dic.go.jp/new/new.html>)

- ・ 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(23年3月末)について」

(23年7月22日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110722-4.html>)

- ・ 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」

(23年7月22日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110722-3.html>)

1 1. 担当課室名

監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課

施策Ⅱ－２－（１）

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

1. 達成目標等

達成目標	市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>市場監視を適正に行うことにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に寄与するものとする。</p> <p>このため、機動性・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけを基本的な考え方として、業務運営に取り組んでいく。</p> <p>その際、世界的な金融危機の経緯や、その後における金融・資本市場及び実体経済の状況等を踏まえ、市場における不正取引等や金融商品取引業者の経営に関するリスクの増大に対し、ベターレギュレーションの考え方のもとで実効性ある業務運営に取り組んでいく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第194条の7第2項及び第3項、第210条等 ・G20サミット首脳声明（平成21年9月24日、25日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適切な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数>

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融・資本市場に関する包括的か	以下の取組みを進めつつ、引き続き機動的な市場動向の分

<p>つ機動的な市場監視</p>	<p>析を行い、不公正取引のリスク等を検証していく。</p> <p>(1) 東京証券取引所で平成 22 年 1 月に稼動した新たな株式売買システム「arrowhead」において、注文応答や情報配信が高速化していることから、それに伴う取引パターンの変化を注視しつつ、システムでの対応も含め、取引審査を的確に実施するための対応を進める。</p> <p>(2) 市場において重要となっている新たな金融商品や取引形態について実態把握を行っていく。</p> <p>(3) 取引所等による市場監視や証券会社による売買管理の強化を図るため、当委員会の問題意識や関連情報を伝達し、全体としての市場監視の実効性を高めていく。</p> <p>(4) 関係機関や市場関係者との連携を強化し、発行市場における不適切なファイナンスと流通市場における不公正取引との結びつきについての的確に監視する。</p> <p>(5) クロスボーダー取引を用いた不公正取引を監視するため、多国間での証券当局間の情報交換枠組み（マルチ MOU）等を活用して、個別の事案に関する海外当局との情報交換を積極的に実施していく。このため、海外市場に精通した職員の配置を含め、海外当局との情報交換を円滑に行うための体制を構築するとともに、海外当局からの情報を有効に活用するための人材育成に取り組む。</p>
<p>②市場規律の強化に向けた取組み</p>	<p>以下により、市場規律の強化に向けた情報発信や連携を進める。</p> <p>(1) 日本証券業協会、証券取引所等の自主規制機関との間で、当局による対応との相乗効果を高める観点から、自主規制業務等の強化に役立つ情報の当委員会からの提供や、当委員会による研修への自主規制機関職員の参加など、双方向での連携を強化する。</p> <p>これに加え、市場の公正性の確保に関わる公認会計士協会、弁護士会、監査役協会及び税理士会等の諸団体との連携強化をすすめる。</p> <p>(2) 勧告・告発事案の公表にあたっては、当該個別事案に加えて、市場や社会一般に関わる問題点について積極的に説明する。</p> <p>(3) 新規チャネルの開拓による各講演会への講師派遣等を通じ、当委員会の活動に関する情報提供を幅広く行っていく。また、当委員会が抱える問題意識を各種団体等の機関紙やホームページ等に積極的に寄稿することとし、市場参加者の自主的な規律強化の取組みに向けた情報発信を行う。</p>

<p>③金融商品取引業者に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p>	<p>金融商品取引業者に対しては、年度当初に公表する証券検査基本方針及び基本計画に基づき、引き続き効率的かつ効果的な検査の実施に努め、必要に応じ金融庁に対し勧告を行う。その際、検査対象の増大・多様化に対応して、より効率的かつ効果的な検査体制を構築するために、以下のような施策を講じる。</p> <p>(1) 監督部局との連携の下、金融商品取引業者に関する幅広い情報収集に努め、これらの情報を基にリスク・ベースで検査対象先を選定する。また、検査対象先に関する監督部局のモニタリング情報等を事前に分析のうえ検査の着眼事項を設定し、効率的な検査の実施に資する。</p> <p>(2) 効果的な検査実施の観点から、個別の法令等違反行為の有無の検証については、その発生原因となった内部管理態勢との関わりを分析し、当該業者の管理態勢に内在する問題点の検証に繋げる。</p> <p>(3) グローバルに活動する金融商品取引業者に対しては、金融庁とも連携し、オフサイトとオンサイトの一体的モニタリングの下で、フォワード・ルッキングの観点からのリスク管理態勢の検証の一層の充実を図る。</p> <p>(4) 金融庁検査局との間では、同一グループの金融機関に係るコングロマリット検査の積極的な実施により、リスク管理態勢の実態等の効果的な把握に努める。また、自主規制機関との間では、検査手法等に関する意見交換や研修への相互参加等を通じて、検査内容等の取れんを図り、総体としての検査機能の効果的発揮に努める。</p>
<p>④不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施</p>	<p>以下の取組みを進めつつ、引き続き、インサイダー取引等の違反行為に係る迅速、効率的な調査を実施し、法令違反行為に対しては、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行う。</p> <p>(1) TOB等に関連するインサイダー取引の増加などの不公正取引の傾向の変化に対応し、調査手法を工夫する。</p> <p>(2) インターネット取引を用いた株価操縦等の違法行為の増加等に積極的に対応していく。</p> <p>(3) 不公正取引を未然に防止する観点から、これまでの事例の分析を行い、市場関係者の自主的な規律付けに繋げるほか、上場企業による内部管理体制の構築を促すため、様々なチャネルを通じて情報発信を行う。</p>
<p>⑤ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p>	<p>世界的金融危機に伴う実体経済の悪化が企業の財務内容に影響を与えている現状で、粉飾のリスクが高くなっていることを踏まえ、以下の取組みを進めつつ、きめ細かく迅速な開示検査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告等を行う。</p> <p>(1) 課徴金減算制度が導入された趣旨及び開示制度の本質に鑑み、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示企業に働きかける。</p>

	<p>(2) 市場内外の様々な情報を収集・分析するための態勢を強化し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒の効率的な発見のための態勢を整備する。</p> <p>(3) 国際会計基準（IFRS）の下で、開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の整備に努める。</p> <p>(4) 市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。</p>
<p>⑥ 犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<p>以下の取組みを進めつつ、引き続き金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは告発を行う。</p> <p>(1) 不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の犯則行為を含む複雑・悪質な複合事案について、積極的に取り組み、必要に応じて警察当局とも連携して厳正に対処する。</p> <p>(2) 犯則事件の国際的な広がりに対しては、多国間での証券当局間の情報交換枠組み（マルチMOU）等を積極的に活用して、クロスボーダー事案に取り組むとともに、平素から海外の関係機関との情報交換を心がけ、ノウハウの蓄積、関係の強化を図る。</p> <p>(3) 証券取引の高度化及びインターネット取引化の進展に伴い、電子機器及び電磁的記録に対する解析等が犯罪立証に必要不可欠であることを踏まえ、専門的知識を有する人員の配置、所要のデジタルフォレンジック用機材の整備、専門的技術・知識の共有化、株券等の発注状況を秒単位で再現・解析する独自開発システムの活用を図る。</p>

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

金融商品及び取引の複雑化・多様化・グローバル化といった市場環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行をはじめとする制度の変革などに対し、迅速かつ効果的に対応するため、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、その検査・調査等の手段を戦略的に活用することにより、新たな金融商品や複雑な取引形態を用いた不公正な取引等にも監視の目を光らせてきました。

その結果、市場の公正を損なうような法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や刑事告発を行うことにより厳正な対応を行ってきたほか、公益・投資者保

護のため緊急を要する法令違反行為については、22年度に初めて裁判所への禁止命令等の申立てを行うなど、適切に対応してきました。また、建議等によるルール整備を通じた投資者保護への貢献や、市場参加者への幅広い情報発信や自主規制機関等との双方向の連携を通じて、市場規律の更なる強化にも取り組んできました。

こうした取組みは、検査・調査対象業者の業務管理態勢等の改善や開示書類の自主的な訂正のほか、投資者保護のためのルール整備や、市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律の強化につながっているものであり、このことは、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保することに貢献したものと考えられるため、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（顕在化しつつある問題に対する将来を見据えた機動的な対応や市場監視体制の更なる充実・強化）を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査などの市場監視活動を行っています。

これらの監視活動の結果、市場の公正性・透明性を損なうような法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件としての告発に加え、22年度に初めて実施した裁判所への禁止命令等の申立てを行うことにより、厳正に対処しています。

また、証券監視委は、22年12月より第7期の新体制が発足したことから、平成23年1月には、第7期中期的な活動方針として、「公正な市場の確立に向けて」（以下「活動方針」という。）を策定・公表しました。第7期の活動方針においては、第6期の活動方針の2つの基本的な考え方である「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」、「市場規律の強化に向けた働きかけ」に、新たに「市場のグローバル化への対応」を加えた3つの基本的な考え方と6つの重点施策を掲げています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
消費者基本計画	平成22年3月30日	<p>〈消費者取引の適正化を図るための施策〉</p> <p>未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、(略)特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、(略)被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン	平成 22 年 12 月 24 日	〈クロスボーダー取引に対する監視の強化〉 クロスボーダー取引に対する監視を強化する観点から、国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外の監視当局への職員派遣の推進等、証券取引等監視委員会の人材育成及び体制整備を進める。
-------------------------------	-------------------	---

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

23 年 3 月の東日本大震災の発生を受け、証券監視委は、金融庁及び金融商品取引所との緊密な連携の下、不自然な価格形成や大量の空売り等に対する監視を強化しました。

また、証券検査においては、証券会社の検査負担にも配慮し、検査実施中であった証券会社のうち、地震等の影響により検査対応が困難となった一部の証券会社について、検査の中止を行いました。

なお、その後の被災地域の証券会社に対する検査については、証券会社の復旧状況や地震に伴う業務の繁忙状況を踏まえ、今後の取扱いを判断することとしています。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視

①取組内容

ア. 日常的な市場監視においては、市場の公正性を害すると疑われる取引について審査を行うほか、そのような取引に関与していた金融商品取引業者による行為規制違反等の問題のある行為の有無についても審査を行いました。

22 年度においては、こうした取組みにより、691 件の取引審査を実施し、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において、一層の究明が行われました。

また、一般投資家等から寄せられる情報については、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で受け付けており、22 年度における情報受付件数は 6,927 件となりました。

【資料 1 取引審査実施件数】

(単位：件)

区 分	20 事務年度		21 年度	22 年度
価格形成	132	(49)	94	54
インサイダー取引	889	(224)	649	613
その他	10	(3)	6	24
合 計	1,031	(276)	749	691

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

(注 1) 20 年度は、事務年度(7 月～翌年 6 月)ベース、21 年度以降は会計年度(4 月～翌年 3 月)

- ベースの計数。
 (注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数
 (※) 上記の注意書きについては、資料2以下において同じ。

【資料2 情報受付件数】

(単位：件)

区 分	20 事務年度		21 年度	22 年度
インターネット	3,847	(974)	4,293	4,040
電 話	1,253	(406)	1,917	2,219
文 書	384	(93)	380	393
来 訪	67	(15)	60	45
財務局等から回付	861	(264)	468	230
合 計	6,412	(1,752)	7,118	6,927

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

イ. 証券監視委では、金融・資本市場において、取引規模やその重要性が近年増してきている取引形態等について、その実態把握に努めました。22年度においては、私設取引システム(Proprietary Trading System: P T S)について、機関投資家による利用が拡大するとの見方があったことから、P T S業務を行う金融商品取引業者における各P T Sの特色や、不公正取引に対する内部管理態勢の状況について実態把握を行いました。また、22年に東京証券取引所が導入した新株式売買システム「arrowhead」が稼動したことなどに伴う取引の高速化や、同年5月の米国株式市場で発生した株価の乱高下(フラッシュ・クラッシュ)を踏まえ、市場参加者におけるコロケーション/プロキシミティ(市場参加者がより高速な売買執行を行うためのツールとして金融商品取引所等が提供するサービス)の利用状況や、いわゆる高頻度取引(High Frequency Trading: H F T)を行う取引主体・取引戦略等や、更に、これらに対する金融商品取引業者における内部管理態勢の状況について実態把握を行いました。

ウ. 証券監視委では、証券取引所の上場管理・審査部門や売買審査部門と連携を図りつつ、発行市場と流通市場の双方を見渡した情報収集・分析を行い、不公正ファイナンスの監視に努めています。22年度においては、第三者割当等のファイナンス事例の動向調査を行ったところ、現物出資による事例が増加している傾向がみられたため、こうした現物出資の出資対象財産の適正な価格評価の必要性について、関係者との間で認識の共有を図りました。

エ. 金融・資本市場のクロスボーダー取引が日常化している中、証券規制当局におい

ても、国際的な連携は不可欠なものとなっていることから、証券監視委は、個別事案に関し、必要に応じて海外規制当局から情報を収集するなどの取組みを行いました。また、IOSCO（証券監督者国際機構）等における国際的議論への参画や海外当局等との情報交換等により、不公正取引等の監視に関する国際的な連携の強化に努めているほか、人材育成の一環として、証券監視委の事務局職員の海外当局への派遣にも取り組ましました。

②評価

ア. 引き続き、市場全体の動向等を踏まえた幅広い情報の収集・分析を行ったほか、自主規制機関と連携し、機動的かつ迅速に取引審査を行ったことにより、実効性のある効率的な市場監視につながったと考えています。

また、一般投資家等から寄せられた情報については、市場における生の声であり、証券監視委が審査・検査・調査等を行うに際しての有用な端緒として役立っているものと考えています。

イ. 近年市場において重要性の増している取引形態（PTSやHFT・コロケーション等）について実態把握に取り組み、それらを踏まえた分析結果を証券監視委内や財務局等の証券取引監視官部門と共有するとともに、金融庁や自主規制機関とも情報交換を行ったことは、金融・資本市場に対する包括的かつ機動的な市場監視の実現に寄与したものと考えています。

ウ. 現物出資による第三者割当等のファイナンス事例の増加傾向を把握し、これらの出資対象となる不動産等への適正な価格評価の重要性について、関係者との間で問題意識の共有等を図った結果、例えば、不動産の現物出資については、平成22年8月に国土交通省から日本不動産鑑定協会に対し、「会社法上の現物出資の目的となる不動産の鑑定評価の適正な実施について」との通知の発出等が行われ、その後、日本不動産鑑定協会から、協会会員に対し、不動産鑑定評価の適正な実施に関する注意喚起が行われるなど、市場参加者による自主的な取組みを通じた不公正ファイナンスの未然防止に寄与することができたと考えています。

エ. 個別事案に関し、必要に応じて海外規制当局から情報を収集する一方、IOSCO等における国際的議論への参画や海外当局との情報交換等を通じ、国際的な連携に取り組んだことは、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する監視の強化につながるものであり、市場監視の空白を作らないための重要な取組みであると考えています。また、海外当局への職員派遣を通じて、海外当局との緊密な関係構築のために必要な人材の育成を推進することは、海外当局の審査・検査等の手法の習得及び海外当局との一層の連携強化につながっているものと考えています。

(2) 市場規律の強化に向けた取組み

①取組内容

ア. 日常的な市場監視活動は、自主規制機関においても行われており、取引審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなどの重要な機能を有しています。証券監視委は、これら自主規制機関の市場監視部門に対し、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題や検査の手法等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有に努めているほか、証券監視委及び自主規制機関の職員を対象とする研修において、相互に研修に参加するなど、緊密な連携に取り組んでいます。

特に、株式公開買付け（TOB）に関連したインサイダー取引の摘発件数の増加を受け、証券監視委では、インサイダー取引の未然抑止が重要な課題であるとの認識から、幅広い関係者に対してヒアリングを実施することにより、情報管理や情報の広がり等に関する実態把握及び未然防止策の検討を行いました。また、これらの検討結果等の内容については、自主規制機関等を含むTOB関係者へ積極的に提言を行ってきました。

また、22年7月、日本弁護士連合会により、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が公表されたところですが、不公正ファイナンス、有価証券報告書等の虚偽記載、企業関係者による不公正取引などの企業における不祥事の再発防止の観点からは、こうした第三者委員会が適切に機能することが重要となることから、証券監視委は、本ガイドラインの策定に先立ち、日本弁護士連合会と問題意識の共有に努めました。

イ. 証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、事案に応じて公表の時期や内容等を検討した上で、記者会見等を通じた公表を行っています。また、その際には、個別事案の説明に加え、市場や社会一般に関わる問題点についても説明を行うように努めています。

ウ. 市場規律の強化に向けた取組みとして、上場会社における内部管理態勢の構築を促すため、証券取引所主催のコンプライアンスフォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、公認会計士協会や監査法人との間において、粉飾事案等に関する講演や意見交換を行いました。また、一般投資家向けの説明会への参加などの新規チャネルの開拓にも取り組むとともに、新たな情報発信のツールとしてメールマガジンを発刊し、証券監視委の活動状況や問題意識等のメッセージについて適時の配信を行うこととしました。

【資料3 講演会等の実施件数】

(単位：件)

対 象	平成 21 年度	平成 22 年度
市場参加者	56	57
自主規制機関等	39	63
日本公認会計士協会、公認会計士	24	10
日本弁護士連合会、弁護士等	11	3
大学・法科大学院等	20	12
合 計	150	145

(出所) 証券監視委総務課調

【資料4 寄稿の実施件数】

(単位：件)

広報媒体	平成 22 年度
自主規制機関等の刊行物及びホームページ等	63
各種専門誌及びホームページ等	63
合 計	126

(出所) 証券監視委総務課調

②評価

ア. 市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、証券監視委と自主規制機関との間で認識の共有を図ることは、効率的・効果的な市場監視の観点から有効なものであり、また、研修の相互参加は、市場監視に関する双方のノウハウ等の習熟及び共有化を図ることができるなど、これらの取組みにより、証券監視委と自主規制機関による市場監視機能の相乗効果が高まることになると考えています。

また、TOBに係るインサイダー取引の実態把握及び未然防止策の検討について、TOB関係者へ情報発信を行い、問題意識の共有に取り組んだ結果、日本証券業協会においては、会員に対し、インサイダーの未然防止の徹底に係る注意喚起が行われたほか、各証券取引所においては、売買審査のために上場企業から徴求する経緯報告書について、TOBの買付者が上場する取引所と、対象者が上場する取引所が異なる場合でも、対象者が上場する取引所において、買付者の経緯報告書が徴求できるようにする枠組みが整備されました。このことは、TOBに係るインサイダー取引を未然に防止するための抑止力として、一定の効果があるものと考えています。

また、日本弁護士連合会や証券取引所との間で、企業不祥事における第三者委員会の重要性について問題意識を共有したことにより、22年8月には、東京証券取引所により「上場管理業務について－虚偽記載審査の解説－」が公表され、この中で、

上場企業が虚偽記載に関して第三者委員会を設置する際には、日本弁護士連合会が公表した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を参照する旨が示されました。こうした一連の取組みにより、市場規律の向上が図られたと考えています。

イ. 告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合に、個別事案の説明に加え、市場や社会一般に関わる問題点についても説明を行うことは、当該事案の正確な報道につながるだけでなく、当該事案が持つ意義付けやその社会的背景についても情報発信を行うこととなるため、市場参加者等に対し、証券監視委の活動に対する理解と関心を、より深めてもらうことにつながると考えています。

ウ. 市場の公正性の確保に重要な役割を持つ諸団体との意見交換や講演を通じたアプローチ、また、各種広報媒体への寄稿やメールマガジンといった情報発信を通じ、市場参加者との間で問題意識の共有に取り組んだことは、不公正取引の未然防止などによる市場規律の強化につながるものであると考えています。

(3) 金融商品取引業者に対する効率的かつ効果的な検査の実施

①取組内容

ア. 22年4月に公表した「平成22年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」において、効率的・効果的な検査に向けた取組みとして、リスクに基づいた検査計画の策定、予告検査の導入、関係部局等の連携強化等の施策を掲げました。これに基づき、22年度においては、186件（着手件数ベース）の検査を実施し、重大な法令違反等が認められた18件について、行政処分を求める勧告を行いました。

また、検査対象先の選定に当たっては、金融庁の監督部局から幅広く情報を収集し、その分析を行うとともに、個別業者の市場における位置付けや、その抱えている問題点などを総合的に勘案し、事前に重点的に検証すべき事項の特定に取り組みました。

【資料5 証券検査実施件数】

(単位：法人等)

区 分	20 事務年度	21 年度	22 年度
第一種金融商品取引業者	117 (20)	90	91
第二種金融商品取引業者	1 (1)	23	6
投資助言・代理業者	58 (35)	45	36
投資運用業者	15 (6)	18	15
登録金融機関	25 (4)	24	28
適格機関投資家等特例業務届出者	0 (0)	1	2
金融商品仲介業者	0 (0)	1	1
自主規制機関	5 (2)	5	1
投資法人	7 (1)	9	6
合 計	228 (69)	216	186

(出所) 証券監視委証券検査課調

イ. 証券検査の実施に当たっては、個別の法令違反行為等の指摘にとどまらず、業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢やリスク管理態勢の検証を行い、内部管理態勢等の問題点の把握に努めました。

特に、グローバルに活動する大手証券会社への検査においては、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性の検証に取り組みました。

また、23年4月の証券会社に対する連結財務規制等の導入への対応として、必要となる検査マニュアルの見直し（連結ベースでの自己資本規制比率の検証等）を行うとともに、国内外の大手証券会社グループのリスク管理態勢の検証のための確認項目についても策定しました。

【資料6 問題点が認められた会社等数及び勧告件数】

(単位:件)

区 分	20 事務年度		21 年度	22 年度
問題点が認められた会社等	112	(35)	123	103
勧 告	18	(4)	21	18

(出所) 証券監視委証券検査課調

ウ. ファンド販売業者及び投資助言・代理業者に対しては、集中的な検査を実施し、当該検査において認められた問題点等について、取りまとめの上公表しました、さらに、これらの検査結果等を踏まえ、22年10月には、事業型ファンド販売に係る契約締結前交付書面の記載事項の拡充について建議を行った結果、金融庁において、同書面の記載事項の拡充を盛り込んだ内閣府令の改正が行われました(同年12月27日公布、23年4月1日施行)。また、23年2月には、投資助言・代理業者の登録拒否事由への人的構成要件の追加について建議を行った結果、金融庁において、同要件の追加を盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案の閣議決定(同年3月11日)が行われました(同年4月1日国会提出、5月17日成立、5月25日公布)。

【資料7 建議の実施件数】

(単位:件)

	20 事務年度		21 年度	22 年度
件数	4	(4)	4	2

(出所) 証券監視委総務課調

エ. 無登録業者による未公開株等の販売に対する裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)については、金商法が改正され、緊急差止命令に違反した法人への刑罰を盛り込んだ、いわゆる両罰規定が整備(22年6月施行)されたことも受け、金融庁・財務局や捜査当局等と連携の下、22年11月に、昭和23年の制度導入以来初めて当該申立てを行い、申立ての内容どおり、裁判所から緊急差止命令が発令されました。

②評価

ア. 検査対象業者の拡大・多様化に対応すべく、監督部局等との連携の下、リスクに基づいた検査計画を策定し、ファンド販売業者や投資助言・代理業者については、集中的に検査を実施し、問題点を取りまとめ建議につなげる一方、グローバルに活動する大手証券会社については、リスク管理態勢等に着目した検査を実施するなど、

増加し続ける検査対象先について、メリハリのある効率的・効果的な検査の実施ができたと考えています。

イ. 証券検査において、法令違反行為等の指摘にとどまらず、その背後にある内部管理態勢やリスク管理態勢の検証を行い、態勢面の問題点の指摘を行ったことは、検査対象先の自主的な改善努力に資するものであり、効果的な検査が実施できたものと考えています。

特にグローバルに活動する大手証券会社に係るリスク管理態勢等について、フォワード・ルッキングな観点から検証を行ったことや、検査マニュアルの整備を行ったことは、先般の世界的な金融危機の経験を踏まえた大手証券会社グループの業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けた国際的な取組みや、我が国における証券会社の連結財務規制等の導入へ対応した適切な取組みであると考えています

ウ. ファンド販売業者及び投資助言・代理業者に対する集中的な検査について、当該検査において認められた問題点等を取りまとめの上公表したことは、それぞれの業界に、改めて法令遵守への取組みを促す契機となったほか、投資者に対し具体的な問題事例を周知することで、悪質業者への注意喚起が図られたと考えています。

また、事業型ファンド販売に係る契約締結前交付書面の記載事項の拡充や投資助言・代理業者の登録拒否事由への人的構成要件の追加について建議を行い、投資者保護の強化に向けた所要の法令改正につながったことは、業界の問題点を適切に把握し、取りまとめた結果によるものであると考えています。

エ. 無登録業者による未公開株等の販売について、金融庁・財務局や捜査当局等と連携の下、裁判所への緊急差止命令の申立てを行い、裁判所から緊急差止命令が発令されたことは、投資者の被害の拡大を防ぐための迅速かつ実効性のある対応ができたものであり、また、同様の違法行為の未然防止に対する一定の効果があつたと考えています。

(4) 不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施

①取組内容

ア. インサイダー取引や相場操縦事案等の不公正取引については、課徴金制度の特色を活かした迅速・効率的な調査を実施し、違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告を行いました。

22年度においては、26件の不公正取引にかかる課徴金納付命令の発出を求める勧告を行い、金融庁長官は、ただちに上記26件について審判手続開始の決定を行いました。また、金融庁長官は、審判官による審判手続を経て、合計28件の課徴金納付命令の決定を行いました。

22年度における不公正取引事案のうち、インサイダー取引に係る勧告事案につい

ては、第一次情報受領者によるインサイダー取引事案の勧告件数が、会社関係者・公開買付者等関係者による事案の件数を上回ったほか、重要事実別に見ると、新株等発行、自己株式取得、株式交換等、多岐にわたるものとなっています。相場操縦事案については、制度導入以降最も多い6件の勧告を行いました。これらは、すべてインターネット取引によって行われた相場操縦事案であり、の中には、コンピュータシステムが、その時点の株価や出来高に応じて、自動的に株式売買注文のタイミングや数量を決めて取引を行う「アルゴリズム取引」の特性を利用することを意図した事案もありました。

【資料8 課徴金調査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	20 事務年度		21 年度		22 年度	
	勧告	命令	勧告	命令	勧告	命令
インサイダー取引	18 (9)	14 (6)	38	34	20	23
相場操縦	2 (1)	1 (0)	5	5	6	5
合 計	20 (10)	15 (6)	43	39	26	28

(出所) 証券監視委課徴金・開示検査課、総務企画局総務課審判手続室調

イ. 22年7月には、3回目の更新となる、「金融商品取引法における課徴金事例集」の公表を行いました。今回の事例集においては、各章の冒頭に解説ページを設け、課徴金勧告案件の特色をまとめた傾向分析等を記載するなど、その内容の充実を図りました。また、「金融商品取引法における課徴金事例集」に掲載している事例を各種の講演資料等にも引用するなど、その活用にも努めました。

②評価

ア. 第一次情報受領者によるインサイダー取引やインターネット取引を用いた相場操縦の増加など、不公正取引事案の傾向の変化に対応し、調査手法の工夫等によって、迅速かつ効率的な課徴金調査が実施できたと考えています。

また、勧告事案を公表する際、市場監視の立場からのメッセージ（個別事案から得られる教訓等）を示すことにより、不公正取引の未然防止のための注意喚起を行うことができたと考えています。

イ. これまでの課徴金勧告の事例を分析の上、「金融商品取引法における課徴金事例集」として個別の事案を取りまとめ、証券監視委のウェブサイト掲載や証券監視委幹部による関係団体での講演等においてPRを行ったことは、市場監視行政の透明性の向上や市場参加者の自主的な規律付けの促進のほか、証券市場における不公正

取引の未然防止等につながるものであると考えています。

(5) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

①取組内容

ア. 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう迅速・効率的な開示検査に努めるとともに、開示書類の重要な事項に係る虚偽記載等の開示義務違反が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告を行いました。

22年度においては、売上の前倒し計上や架空売上の計上等による有価証券報告書等の虚偽記載及び有価証券報告書等の不提出を含む19件の開示書類の虚偽記載等について、課徴金納付命令の発出を求める勧告を行い、金融庁長官は、ただちに上記19件について審判手続開始の決定を行いました。また、金融庁長官は、審判官による審判手続を経て、合計22件の課徴金納付命令の決定を行いました。

なお、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合についても、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しました。

【資料9 開示検査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	20 事務年度		21 年度		22 年度	
	勧告	命令	勧告	命令	勧告	命令
課徴金納付命令	12(5)	11(2)	10	9	19	22
訂正報告書等提出命令	0	0	0	0	0	0
合 計	12(5)	11(2)	10	9	19	22

(出所) 証券監視委課徴金・開示検査課、総務企画局総務課審判手続室調

(※) 課徴金納付命令については、勧告に基づかず金融庁の調査により審判手続開始決定を行った件数を含む(20事務年度：2件、22年度：4件)。

(※) 21年度に勧告を行った事案のうち1件については、審判手続の結果、違反事実がない旨の決定が22年度に行われた。

(※) 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行うが、自発的に訂正した場合には行わない。

イ. 市場内外の情報の収集・分析態勢を強化し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するため、市場関連部局や自主規制機関から情報提供を受けるなど、その連携を図りました。

また、金融商品取引所や公認会計士協会等との間においては、近時の虚偽記載事案の紹介を踏まえた講演や意見交換等を行い、証券監視委の持つ問題意識や関連情

報の共有を図りました。

ウ. 任意適用が始まった国際会計基準（I F R S）の下で開示検査を的確に行うため、その情報の収集に努めました。

エ. 株式等の無届募集に対する裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）については、金商法が改正され、緊急差止命令に違反した法人への刑罰を盛り込んだ、いわゆる両罰規定が整備（22 年 6 月施行）されたことも受け、金融庁・財務局や捜査当局等と連携の下、22 年 11 月に、昭和 23 年の制度導入以来初めて当該申立てを行い、申立ての内容どおり、裁判所から緊急差止命令が発令されました。

②評価

ア. ディスクロージャー違反の態様には、売上の前倒し計上や架空計上、資産の過大計上や負債の過小計上等による虚偽記載のほか、有価証券報告書等の不提出等がありますが、こうした多岐にわたる違反事案について課徴金納付命令の勧告を行ったことにより、違反行為の未然防止のための注意喚起を行うことができたと考えています。

また、開示検査の実施により、対象企業においては、必要に応じて第三者委員会等を設置し、自ら開示書類の訂正を行った事例があるほか、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、証券監視委の懲憑を受け自発的に訂正を行う事例があるなど、自律的な取組みが促され、対象企業による正確な企業情報の市場への提供や、市場規律の強化につながるものと考えています。

イ. 市場関連部局や自主規制機関との連携を図ることにより得られた情報を開示検査事案の端緒情報として有効に活用することにより、迅速・効率的な開示検査の実施が図られているものと考えています。

また、開示企業と日常的に関わりのある金融商品取引所や公認会計士協会等との間において、証券監視委の持つ問題意識や関連情報の共有を図ったことは、市場参加者の自主的な規律付けを促進するものと考えています。

ウ. 任意適用が始まった国際会計基準（I F R S）について、その情報の収集に努めたことは、国際会計制度の動向の適切な把握につながるものと考えています。

エ. 株式等の無届募集について、金融庁・財務局や捜査当局等と連携の下、裁判所への緊急差止命令の申立てを行い、裁判所から緊急差止命令が発令されたことは、投資者の被害の拡大を防ぐための迅速かつ実効性のある対応ができたものであり、また、同様の違法行為の未然防止のための注意喚起を行うことができたと考えています。

(6) 犯則事件に対する厳正な調査の実施

①取組内容

ア. 市場の公正性を害する犯則行為である、インサイダー取引、相場操縦、偽計、虚偽有価証券届出書の提出等の複雑・悪質な事案に対して、必要に応じて警察当局や財務局と連携しつつ、厳正な調査を行いました。

22年度においては、上場企業の新規上場時の粉飾を伴う公募増資について、虚偽有価証券届出書提出に加え、初めて偽計を適用して告発したほか、未公表の企業情報に接する機会の多い金融機関職員によるインサイダー取引事件や上場企業役員から情報伝達を受けた配偶者によるインサイダー取引事件を摘発しました。また、相場操縦については、東京証券取引所の新株式売買システム「arrowhead」稼働後の、いわゆる「見せ玉」手法を用いた相場操縦行為を初めて摘発するなど、不公正取引や虚偽記載等について、厳正に対応してきました。

【資料10 犯則事件の告発の実施状況】

(単位：件、人)

区 分	20 事務年度		21 年度		22 年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
インサイダー取引	7(2)	8(2)	7	13	4	5
相場操縦	0	0	3	13	1	1
相場変動目的の暴行・脅迫	2(0)	2(0)	0	0	0	0
風説の流布・偽計	0	0	3	10	1	3
虚偽の有価証券報告書提出等	4(2)	11(4)	4	10	2	6
合 計	13(4)	21(6)	17	46	8	15

(出所) 証券監視委特別調査課調

(※)人数には、法人を含む。

イ. 我が国市場における証券取引についても、海外からの発注が広く見られるようになる中、インサイダー取引等の不公正取引に加え、粉飾や不公正ファイナンスにおいても、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用されるリスクが存在しています。

このようなクロスボーダーでの不正行為を摘発するためには、各国の市場監視当局間の連携が不可欠であることから、証券監視委としても、多国間での証券当局間の情報交換枠組み（マルチMOU）等を通じた情報交換を行うことにより、海外当局との連携強化に努めています。

ウ. 証券取引の高度化及びインターネット取引化の進展に伴い、電子機器及び電磁的記録に対する解析等が犯罪立証に必要不可欠であることを踏まえ、所要のデジタルフォレンジック用機材の整備や研修を通じた人材育成を行いました。

②評価

ア. 東京証券取引所の「arrowhead」稼動後における、いわゆる「見せ玉」手法を用いた相場操縦事案を摘発したことは、取引の高速化が進む市場に対しても、証券監視委が目を光らせていることを市場に対して示すことができたと考えています。また、上場企業の役員から情報伝達を受けた者や、金融機関職員によるインサイダー取引を摘発したことは、「インサイダー取引は必ずばれる」というメッセージに加え、不用意な情報漏えいは本人以外の第三者を違反行為者にしてしまうという事実について、改めて警鐘を鳴らすことができたと考えています。

さらに、新規上場時に粉飾のあった公募増資について、虚偽有価証券届出書の提出に加え、偽計を適用して告発したことは、事件の本質をよりの確に捉えたものと考えています。なお、当該事件の調査では、上場前からの投資家に対する同社株の取引制限（ロックアップ）が解除される直前に強制調査に着手したことで、被害の拡大を最小限に食い止めたと考えています。

イ. 多国間での証券当局間の情報交換枠組み等を通じた情報交換を行うことにより、海外当局との連携強化に取り組んだことは、市場監視の空白を作らないことにつながるとともに、平素からの海外当局との関係を強化することにもつながるものと考えています。

ウ. 所要のデジタルフォレンジック用機材の整備や人材の育成に取り組んだことは、調査に必要となる電子データについて、その保全や復元、分析等のための環境整備を着実に進めるものであり、高度化・急増する電子機器・電磁的記録に対して適切に対応しているものと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、金融商品取引業者等に対する検査、不公正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、無登録業者や無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立てのほか、建議等を通じたルール整備への貢献などにより、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

証券監視委の持つ権能を機動的・戦略的に組み合わせた市場監視活動を行い、市場の公正性・透明性を損なう法令違反等が認められた場合には、行政処分の勧告や犯則事件として告発を行うほか、裁判所に対して禁止命令等の申立てを行うなど、それぞれの事案に応じ、厳正に対処しました。また、調査・検査等の市場監視活動の過程で得られた問題意識については、建議を通じたルール整備を働きかけました。これらの諸活動が、検査・調査対象業者の業務態勢の改善・是正や金融庁における所要の法令改正のほか、一般投資家等に対する注意喚起へとつながったことは、市場の公正性・透明性の確保に加え、投資者の保護及び不公正な取引等の未然防止に一定の効果があったものと考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

限られた人員及び予算の中において、検査対象先の拡大・多様化といった環境変化に対応すべく、金融庁監督部局との連携強化の下、リスク・ベースでの検査計画の策定等に努めるとともに、検査対象先に関する情報を事前に分析の上、その着眼事項の設定等に努めたことは、効率的な業務の実施につながったものと考えています。また、証券監視委による市場監視のみではなく、自主規制機関との緊密な連携等を通じた市場規律機能の強化に取り組んだことは、より効率的な市場監視につながるものであると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

証券監視委は、合議制の機関として金融庁に置かれており、独立してその職権を行使する組織です。証券監視委は3年毎に新体制での「今後の取組み方針」を策定しているところですが、22年12月以降の新体制下における新たな「今後の取組み方針」について、23年1月に策定・公表しました。その重点施策については、以下のとおりです。

①包括的かつ機動的な市場監視

市場監視の空白を作らないよう、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、市場のグローバル化への対応として、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。また、見かけ上は法令違反とは言えないような取引についても、これまでと同様に、日頃から注意を払うとともに、今後とも、幅広く情報収集を行い、市場監視の強化に結びつけることが重要であると考えています。

②不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計、虚偽記載などの違法行為について、悪質な事案に対しては刑事告発を行うことを通じて、引き続き厳正に対応していくことにより、市場規律の強化を促していきます。さらに、こうした市場監視

活動の過程で把握された制度上の論点についても、これを積極的に金融庁や自主規制機関に伝えていくことなどを通じ、市場ルールの改善に向けた貢献を行っていきたいと考えています。

③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

上場企業等における適正なディスクロージャーの重要性に鑑み、ディスクロージャー違反に対し、引き続き迅速・効率的な検査・調査を実施していきます。また、企業等が虚偽記載等を行った場合に設置される第三者委員会が担う役割の重要性を踏まえ、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適切な取組みを促すとともに、関係者への働きかけについても強化していきます。さらに、昨今問題となっている株式等の無届募集については、課徴金納付命令勧告や告発といった対応に加え、金商法第 192 条による裁判所への緊急差止命令の申立ても含めた適切な対応が必要であると考えています。

④課徴金制度の一層の活用

課徴金調査は、犯則調査が必要な重大性・悪質性が認められない事案を迅速・効率的に処理する上で、今後ともますます重要な手段であると考えています。また、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信などを通じた、未然防止の観点からの取組みについても強化していきます。

⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

証券検査については、検査対象先が大きく増大するとともに、その多様性も拡大しています。こうした中、詐欺的な業者に対しては厳正な対応が必要となる一方で、グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、「市場のグローバル化への対応」として、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した対応を行っていく必要があります。

このような検査を取り巻く状況の変化を踏まえ、証券検査においては、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、これまで以上に検査対象先の特性に応じたメリハリの利いた検査を行っていきます。特に、グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社については、内部管理態勢やリスク管理態勢の検証や連結財務規制等の導入に対応した検査を実施していきます。

また、投資者保護への取組みとして、悪質なファンド販売業者などへの検査や、無登録業者による未公開株等の販売に対する金商法第 192 条による裁判所への緊急差止命令の申立てを活用していきます。

⑥自主規制機関などとの連携

これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加や詐欺的な投資勧誘の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めること、また未公開株詐欺などに巻き込まれることのないよう、投資家への情報発信・提供を強化充実していきます。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
証券取引等監視委員会一般事務費	①②③ ④⑤⑥	予算 <継続>	50,212千円
検査等一般事務費	③	予算 <継続>	20,872千円
証券取引等監視経費(犯則調査経費)	⑥	予算 <継続>	159,990千円
証券取引等監視経費(課徴金調査等経費)	④⑤	予算 <継続>	20,888千円
課徴金制度関係経費	④⑤	予算 <継続>	3,885千円
証券取引等監視経費(証券取引審査経費)	①	予算 <継続>	670千円
市場分析審査体制の整備	①	機構・定員	
証券検査体制の整備	③	機構・定員	
取引調査体制の整備	④	機構・定員	
開示検査体制の整備	⑤	機構・定員	
犯則調査体制の整備	⑥	機構・定員	

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記(評価に使用した資料等)

- ・ 第7期証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて)
 (平成23年1月掲載http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf)
- ・ 証券監視委市場分析審査課「取引審査実施件数」
 (平成23年4月掲載 <http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/torihiki.pdf>)
- ・ 証券監視委市場分析審査課「情報受付件数」
 (平成23年4月掲載 <http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm>)

- ・ 証券監視委総務課「講演会等の実施件数」
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouenkai/kouen22.htm>)
- ・ 証券監視委総務課「刊行物等への掲載」
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai22.htm>)
- ・ 証券監視委証券検査課「証券会社等に対する行政処分等に関する勧告」
(平成 23 年 4 月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm)
- ・ 証券監視委証券検査課「問題点が認められた会社等数及び勧告件数」
(平成 23 年 4 月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm)
- ・ 証券監視委総務課「建議の実施件数」
(平成 23 年 4 月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kengi_01.htm)
- ・ 証券監視委課徴金・開示検査課、総務企画局総務課審判手続室「課徴金調査に係る勧告の実施状況」
(平成 23 年 4 月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm)
- ・ 証券監視委課徴金・開示検査課、総務企画局総務課審判手続室「開示検査に係る勧告の実施状況」
(平成 23 年 4 月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm)
- ・ 証券監視委特別調査課「犯則事件の告発の実施状況」
(平成 23 年 4 月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_joukyou.htm)

1 1. 担当課室名

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課総務課審判手続室、総務企画局企業開示課

施策Ⅱ－２－（２）

市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進

1. 達成目標等

達成目標	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第1条 ・市場強化プラン（平成19年12月21日） ・我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告（平成21年6月17日）
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・関係者との意見交換会の開催実績

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①自主規制機関との適切な連携等	<p>自主規制機関における市場の公正性・透明性の確保に向けた取組み（例えば、自主規制規則の制定・改正）との適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努める。</p> <p>また、金融商品取引業において依然として「自主規制の隙間」にある業者に対し、どのような規律付けが可能か各協会における検討を推進するため、業界との意見交換に努める。</p> <p>さらに、日本証券業協会等の自主規制機関が連携して、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを幅広く行う機関を設立する動きを踏まえ、認定投資者保護団体制度等の一層の周知を図る。</p> <p>加えて、市場関係者により自主的に進められている市場活性化に向けた取組み（例えば、社債市場の活性化に向けた検討）との連携を図る。</p>
②取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化への取組み	<p>東京証券取引所の上場制度整備懇談会において検討されている子会上場への対応等のコーポレート・ガバナンス強化に向けた取組みを引き続き促していく。</p>

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

第二種金融商品取引業を行っている多様な主体が中心となって、平成22年11月に一般社団法人第二種金融商品取引業協会が設立されました。今後、同協会が、当局の認定を受け、自主規制の隙間にあった第二種金融商品取引業における自主規制機関としての体制整備が進められ、速やかに機能が発揮されるよう金融庁としても連携を図っているところです。

また、日本証券業協会の「社債市場の活性化に関する懇談会」においては、同懇談会報告書「社債市場の活性化に向けて」が取りまとめられ、22年6月に公表されており、引き続き、例えば、「社債の価格情報インフラの整備」など、社債市場の透明性や信頼性を高め、市場関係者の自主的な取組みを強化するための取組みが進められています。金融庁としても、こうした市場関係者により行われている社債市場の活性化に向けた検討・取組みが、市場の公正性や透明性の向上を通じ、投資者保護にも資するものと考えており、積極的に支援しているところです。

さらに、21年6月に公表された「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」に基づき、取引所関係者との適切な連携に努めた結果として行われた各取引所規則の改正を踏まえ、金融庁も参加している東京証券取引所の上場制度整備懇談会においてこれらの取組みの現状評価を行うとともに、広く上場制度全般について更なる改善を進めるための課題や問題点を洗い出すことを目的として、上場制度に関する投資家向けの意見募集を実施しており、引き続き金融庁としても連携を図っているところです。

このように、金融庁による、自主規制機関や取引所関係者との連携の結果、市場の公正性・透明性の向上に向けた市場関係者の取組みが進展したものと考えており、Aと評価しました。

(参考1) 金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数は、20年度16,166件、21年度14,075件、22年度15,592件となっています。

このうち、顧客からの苦情により関連するものと考えられる「個別取引・契約における顧客説明」・「個別取引・契約の結果」・「不適正な行為」・「金融機関の態勢・各種事務手続」についての受付件数は、20年度5,330件、21年度4,599件、22年度5,605件となっています。

(参考2) 日本証券業協会における苦情・相談受付件数は、20年度9,591件、21年度8,323件、22年度5,099件となっています。(22年2月以降の件数については、同協会が苦情処理・相談業務等を「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」に委託しているため、同センターにおいて受付・処理された同協会分の件数を集計したものです。なお、22年度の受付件数が減少していますが、

22年4月以降、未公開株に関する相談等は、同協会内に設置する「未公開株コールセンター」に一元化され、別途、6,351件（21年度は1,855件）の相談等が寄せられています。）

（2）端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、市場の公正性・透明性の確保に向け、取組みの充実・改善等を促進する必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があります。我が国金融・資本市場ひいては経済全体の重要なインフラの一つである金融商品市場の公正性・透明性を確保するためには、規制当局による取組みのみならず、金融商品取引所等の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要です。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

（1）自主規制機関との適切な連携等

①取組内容

金融庁では、日本証券業協会等の自主規制機関との連携を図るとともに、金融商品取引業における「自主規制の隙間」にある第二種金融商品取引業に係る自主規制機関を設立しようとする業界の動きと連携し、関係者との綿密な意見交換などを行いました。こうした取組みを経て、22年11月に「一般社団法人 第二種金融商品取引業協会」が設立されました。今後、同協会が金融商品取引法上の認定を取得し、速やかに自主規制機能を発揮できるよう更なる連携を図りました。

また、金融ADR制度の施行に伴い、当該制度に係る措置を講ずるよう金融商品取引業者へ周知・徹底した結果、認定投資者保護団体である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」の利用可能業者の増加に繋がりました。

さらに、社債市場の活性化の観点からは、日本証券業協会が主催する「社債市場の活性化に関する懇談会」において精力的に議論されているところであり、22年6月には、同懇談会報告書「社債市場の活性化に向けて」が取りまとめられ、公表されたところです。金融庁としても、こうした市場関係者により行われている社債市場の活性化に向けた検討・取組を、積極的に支援しているところです。

②評価

第二種金融商品取引業を行っている多様な主体の連携が図られたことにより、一般社団法人第二種金融商品取引業協会が設立されたことは、第二種金融商品取引業の健

全な発展及び投資者保護に資するものとして評価できると考えています。

また、金融ADR制度に係る措置を講ずるよう金融商品取引業者へ周知・徹底したことにより、結果的に認定投資者保護団体である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」の利用可能業者が増加したことは、新たに投資者へ紛争等を解決するための選択肢を提示したこととなり、投資者保護に資するものとして評価できると考えています。

さらに、日本証券業協会を中心とした市場関係者によりおこなわれている、例えば、「社債の価格情報インフラの整備」など、社債市場を活性化し、社債市場の透明性や信頼性を高め、市場関係者の自主的な取組みを強化するための検討・取組みは、市場の公正性や透明性の向上を通じ、投資者保護にも資するものとして評価できると考えています。

(2) 取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み

①取組内容

東京証券取引所は、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において、20年10月から上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方について幅広く審議を行い、その結果を取りまとめた報告書が21年6月に公表されたことを踏まえ、取引所関係者との意見交換会等を通じて、取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化に向けた取組みを促してきました。

上記報告書を踏まえ各取引所が行った規則改正について、金融庁も参加している東京証券取引所の上場制度整備懇談会においてこれらの取組みの現状評価を行っています。併せて、広く上場制度全般について更なる改善を進めるための課題や問題点を洗い出すことを目的として、上場制度に関する投資家向け意見募集を実施しており、引き続き金融庁としても連携を図っているところです。

②評価

株主・投資者の保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、企業行動に適切な対応を求める等の取引所規則の改正が行われており、当該改正のフォローアップが行われる等、取引所における取引の公正性・透明性の確保に向けた取組みが進んでいるものとして評価することができます。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があり、そのためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者や市場仲介者など、市場

の関係者全体で取組みを進める必要があります。このため、金融商品取引所及び金融商品取引業協会の持つ自主規制機能や金融商品取引業者の市場仲介者としての機能等が適正に発揮されるよう、関係者の取組みが強化されることが必要と考えています。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

第二種金融商品取引業等の健全な発展及び投資者保護の推進を目的として「一般社団法人 第二種金融商品取引業協会」が設立され、また、「社債市場の活性化に関する懇談会」において報告書（「社債市場の活性化に向けて」）の取りまとめ・公表が行われるなど、市場関係者の自主的な取組みが円滑に進みました。

こうした取組みは、市場における公正性・透明性の確保につながるものと考えています。

他方、金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数が昨年度実績と比較して増加したことを踏まえると、今後もさらに取組みを進めていく必要があると考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

市場関係者の自主的な取組みを強化するという事務事業であるため、特段の予算支出を必要とするものではありません。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 自主規制機関との適切な連携等

第二種金融商品取引業協会が金融商品取引法上の認定を取得し、速やかに自主規制機能を発揮できるよう連携を図るとともに、引き続き自主規制機関と連携して取り組んでいく必要があります。

また、市場関係者により行われている社債市場の活性化に向けた検討・取組を、引き続き、積極的に支援していく必要があります。

② 取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み

金融庁としては、これまでの取組みにより、上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた真剣な取組みが図られていることから、今後は、当該取組みが着実に実行されているか注視していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

なし

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 監督局証券課「認定投資者保護団体一覧」
(<http://www.fsa.go.jp/koueki/koueki10c.html>)
- ・ 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」（平成23年4月28日公表、
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20110428.html>)
- ・ 日本証券業協会「平成22年度のあっせん・苦情・相談の処理状況について」
(<http://www.jsda.or.jp/sonaeru/kujyou/files/20110526hp.pdf>)
- ・ 日本証券業協会「社債市場の活性化に向けて」（平成22年6月22日公表、
http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/shasai_kon/files/100622_r1.pdf)
- ・ 総務企画局市場課「金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告の公表について」（平成21年6月17日公表、
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html)
- ・ 東京証券取引所「上場制度整備の実行計画2009（具体策の実施に向け検討を進める事項）に関する審議のとりまとめ」（平成22年3月31日、
<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/jikkou2009.pdf>)

11. 担当課室名

総務企画局市場課、監督局証券課

施策Ⅱ－２－（３）

市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着

1. 達成目標等

達成目標	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進するとともに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けて、関係者と連携し、開示ルールの整備等を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成21年6月30日） ・G20サミット首脳声明（21年9月24日、25日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況＜ASBJプロジェクト計画表の進捗度＞（目標値・達成時期は、同計画表に掲げた取組み内容を参照する。）
参考指標	・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 等

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	<p>金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。</p> <p>こうした中、企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際的な会計基準設定主体とともに、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業や会計基準の国際的なコンバージェンスを進めている。このため、金融庁は、ASBJによるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与する。</p> <p>さらに、21年6月30日に企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を踏まえ、連結財務諸表規則等を改正し、国際的な財務・事業活動を行う上場企業の22年3月期以後の連結財務諸表にIFRSの任意適用を認めたところである。</p> <p>こうした対応に加え、IFRSに基づく連結財務諸表の開</p>

	<p>示例や、民間関係者との必要な協力を行いつつ、IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。</p> <p>なお、非上場企業に適用される会計基準のあり方についても、民間の会計関係者によって設置される懇談会当懇談会に金融庁もオブザーバー参加。</p>
②上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取り組み	<p>上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けて、関係当局や取引所等と連携し、法令（開示ルール等）や取引所規則等の整備を図り、その適切な執行を確保する。</p>

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

国際会計基準（IFRS）の日本企業への適用に関しては、平成22年3月期末から一定の上場企業の連結財務諸表に対するIFRSの任意適用が認められており、その円滑な任意適用のために、IFRSによる開示例の公表等を行いました。

また、単体財務諸表の基準改定を当面どのように取り扱うべきかについて、産業界を中心としたハイレベルな意見を聴取するために公益財団法人財務会計基準機構に設けられた「単体財務諸表に関する検討会議」へのオブザーバー参加等を通じ、検討に参画しました。

海外当局との連携に関しては、国際財務報告基準財団（IFRS財団）（IFRSF）（旧国際会計基準委員会財団（IASCF））のガバナンス強化を目的として日本・米国・欧州の市場規制当局等が中心となって設立したIFRS財団モニタリング・ボードに積極的に関与し、その活動等を通じ、高品質のグローバルな会計基準の実現、IFRS財団のガバナンスの強化に向けて一定の成果が上がったと考えています。

また、我が国上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取り組みとして、21年度に行った「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正内容を実施の段階に移したほか、コーポレート・ガバナンスに係る問題意識について、市場関係者・有識者との意見交換の内容等を踏まえ、会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部会場で伝えています。

以上のような成果を踏まえ、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、国際的な動向や環境の変化、取り組みの有効性等を踏まえ、取り組みの充実・改善や新たな施策の検討等（非上場会社の会計についての検討等）を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に

に向けた取組みがG20首脳等から求められています。

こうした中、ASBJは、「東京合意」（注）に基づき、以前から認識されてきた日本基準とIFRSとの重要な差異の解消に向けた取組みを進めるなど、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業や国際的なコンバージェンスを進めています。

（注）「東京合意」：2007年8月8日にASBJと国際会計基準審議会（IASB）との間で交わされた、会計基準のコンバージェンスの加速化に向けて取組むことを内容とする合意。

金融庁は、ASBJによるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、IFRSの設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくこととしています。

また、我が国におけるIFRSの適用に関しては、2009年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が示され、2010年3月期以降任意適用が認められましたが、その後、国内外で様々な状況変化が生じています。

IFRS適用については、「中間報告」において方向性が示されていますが、上記の「中間報告」以降の変化と2010年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、2011年6月よりさまざまな立場から追加的に委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を開始しております。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることが望まれます。また、少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5～7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能としました。

さらに、コーポレート・ガバナンスについて内外の市場関係者等の関心は非常に高く、その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報でもと考えられます。このため、21年度に行った「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正内容を実施の段階に移したほか、コーポレート・ガバナンスに係る問題意識について、市場関係者・有識者との意見交換の内容等を踏まえ、会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部会の場で伝えています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
G20 トロント・サミット宣言	平成22年6月26日 ～27日	・我々は、単一の質の高い改善された世界的な会計基準の実現が重要であることを改めて強調した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・我々は、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会が 2011 年末までに収れんに向けたプロジェクトを完了するための努力を増すことを促した。 ・我々は、国際会計基準審議会が、新興市場国へのアウトリーチを含め、独立した会計基準設定プロセスの枠内において、利害関係者の関与を更に改善することを奨励した。
G20 ソウル・サミット首脳宣言	22 年 11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・我々は、単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを我々が重要視していることを改めて強調し、国際会計基準審議会及び米国財務基準審議会に対して、2011 年末までに会計基準の収れんに向けたプロジェクトを完了するよう求めた。 ・我々はまた国際会計基準審議会に対し、会計基準設定プロセスの独立性の枠組みの下で、国際的な基準の設定プロセスにおける利害関係者の関与を、新興市場国へのアウトリーチやメンバーシップを含め更に改善するよう奨励した。
大臣談話「IFRS 適用に関する検討について」	23 年 6 月 21 日	<p>一部で早ければ 2015 年 3 月期（すなわち 2014 年度）にも IFRS の強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くが、「少なくとも 2015 年 3 月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から 5-7 年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016 年 3 月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。</p>

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進

①取組内容

イ. 会計基準の国際的なコンバージェンス

22年9月に開催されたASBJとIFRSの設定主体である国際会計基準審議会（IASB）との間の会合において、両者は会計基準のコンバージェンスに向けた取組みが進んでいることを確認しました。

ロ. IFRSの日本企業への任意適用

金融・資本取引や企業活動の国際化等を踏まえ、21年6月に公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を受け、21年12月に「連結財務諸表規則」等を改正した後、22年3月期末から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に対してIFRSの任意適用を認めています。また、IFRSの任意適用会社が準拠すべき企業会計の基準として、新しくIFRSにおいて基準化・改訂された基準を、随時、追加で指定しました。

IFRSの円滑な任意適用のために、21年12月に既に公表していた「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」に加え、22年4月に、「国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例」を公表しました。

ハ. 非上場会社等の会計基準および単体財務諸表の取扱いにかかる課題

日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるなどの意見を踏まえ、22年8月に、民間団体が中心となった非上場会社の会計基準に関する懇談会より報告書が公表されました。同懇談会には、金融庁もオブザーバーとして参加しました。

また、中小企業庁において設置された「中小企業の会計に関する研究会」より、22年9月30日に、中間報告書が公表されました。同研究会には、金融庁もオブザーバーとして参加しました。

これらの報告書の内容を踏まえ、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すもの、その普及方法、中小企業におけるその活用策等の具体的な内容について検討を行うため、「中小企業の会計に関する検討会」が、金融庁、中小企業庁の共同事務局の下、設置されました。また、本検討会の下に、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設置し、精力的な検討を行い、23年秋頃のとりまとめを目指しています。

単体財務諸表の基準改定を当面どのように取り扱うべきかに関しては、22年8月に、企業会計審議会において、単体財務諸表の基準の策定について、産業界を中心としたハイレベルな意見を聴取するために、公益財団法人財務会計基準機構にASBJのサポート体制を整備することが提言されました。これを受け、「単体財務諸表に関する検討会議」が設けられ、金融庁もオブザーバーとして参加しました。

二. 国際基準設定主体のガバナンスへの関与

IASBにおける基準設定及びIASBの母体であるIFRS財団のガバナンス

に関しては、IFRS財団のガバナンス強化の一環として設立されたIFRS財団モニタリング・ボードや証券市場における会計・監査・開示等の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議へのメンバーとしての参加（モニタリング・ボードに関しては、22年10月から暫定議長国としてとりまとめを実施）や、22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国を務めている他、関係者との意見交換のためにIASBやIFRS財団が開催した円卓会議への参加等を通じて、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも連携した積極的な意見発信を行っております。

②評価

20年12月に、EUの欧州委員会は、日本の会計基準について、「EUで採用されているIFRSと同等である。」との決定を公表し、EU市場に上場する日本企業は、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となっています。その後の継続したコンバージェンスへの対応により、日本の会計基準は国際的に高品質に保たれており、EUによる同等性評価の決定も維持され、日EU双方の金融・資本市場の開放性が保持されております。

IFRSの任意適用については、IFRSによる連結財務諸表等の開示例の公表により、その円滑な適用に貢献できたと考えています。さらに、非上場会社の会計基準に関する懇談会、単体財務諸表に関する検討会議への参加により、非上場会社の会計基準および単体財務諸表の取扱いにかかる課題について、着実に検討が進められていると考えています。

IASBによる基準設定及びIFRS財団のガバナンスに関しては、国内関係者とも連携して積極的な意見発信を行うとともに、22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国を務めるなど、国際会議等における積極的な活動を通じて、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現、IFRS財団のガバナンスの強化への貢献ができたと考えています。

（2）上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組み

①取組内容

イ. 上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示制度の適切な執行

21年度に行った、上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示内容の充実を図るための「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正について、その改正内容を実施の段階に移しました。

ロ. 法務省法制審議会会社法制部会の議論への貢献

コーポレート・ガバナンスを巡る動きについて、市場関係者・有識者の方々と意見

交換を行うため、コーポレート・ガバナンス連絡会議を6回開催しました。当該連絡会議の意見等を踏まえたコーポレート・ガバナンスに係る問題意識を、会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部会場で伝えています。

②評価

上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する情報開示の充実については、国内外の市場関係者等からも一定の評価を受けているものと考えています。更に、コーポレート・ガバナンスに関する内外の市場関係者等の意見を伝えること等により、法務省法制審議会会社法制部会場の場等における法令整備の議論に貢献することができたと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、国際的に高品質なものである必要があり、2008年11月G20ワシントン・サミット以降のG20首脳会議においても、単一で質の高いグローバルな会計基準の設定・適用に向けた取組みの強化が求められております（G20ソウル・サミットでは、「単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを我々が重要視していることを改めて強調」が首脳宣言に記載されております）。また、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現には、基準設定主体のガバナンス向上が不可欠であり、市場規制当局として、海外当局とも連携し、IFRS財団のガバナンス強化に努めていく必要があります。

さらに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家等の関心は非常に高く、その情報は投資家が投資判断を行う際の重要な情報でもと考えられることから、関係当局等と連携し、上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討を不断に行っていく必要があります。

なお、金融・資本市場の公正性・透明性の向上により、我が国金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化が見込まれ、日本経済の持続的な成長に貢献していくことも期待されます。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

会計基準のコンバージェンスへの継続した対応により、日本の会計基準が国際的に高品質に保たれるとともに、EUによる会計基準の同等性評価の決定が維持されていること、IFRS財団モニタリング・ボードを初めとする国際会議等における積極的な活動により、IFRSの品質及びその設定主体のガバナンスが強化されていること、一定の日本企業に対してもIFRSの任意適用を認めたこと等から、企業財務報告の品質や国際的な比較可能性の向上等を通じて、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっていると考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融庁として積極的に施策に取り組むだけでなく、国内・海外関係者とも連携して取り組むことで、施策効果の実現に向けた業務を行っており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用していると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

我が国における I F R S の適用に関しては、2009 年 6 月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が示され、2010 年 3 月期以降任意適用が認められましたが、その後、国内外で様々な状況変化が生じています。

I F R S 適用については、「中間報告」において方向性が示されていますが、上記の「中間報告」以降の変化と 2010 年 3 月期から任意適用が開始されている事実、EU による同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、2011 年 6 月よりさまざまな立場から追加的に委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を開始しております。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることが望まれます。また、少なくとも 2015 年 3 月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から 5－7 年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016 年 3 月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能としました。

上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方については、21 年度に行った「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正の定着状況を十分に注視するとともに、当該改正に基づく開示を契機として、企業と投資家との間における建設的な対話が進められていくよう、必要な環境整備に不断に取り組んでいく必要があると考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23 年度予算額
企業財務諸制度調査等経費	①	予算 <継続>	47,363 千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 企業会計基準委員会「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表」（19年8月8日、https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20070808.jsp）
- ・ 総務企画局企業開示課「会計基準の同等性評価に係る欧州委員会の決定について」（20年12月15日、<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20081215.html>）
- ・ 企業会計基準委員会「東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目の終了にあたって」（20年12月26日、https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20081226.jsp）
- ・ 総務企画局企業開示課「欧州連合（EU）における会計基準の同等性評価について」（21年1月7日、<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20090107.html>）
- ・ 総務企画局企業開示課「国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボードによるIFRS財団のガバナンス見直しに関する声明」（22年7月7日、<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20100707.html>）
- ・ 総務企画局企業開示課「国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボード ガバナンス改革ワーキング・グループの作業状況に関するプレスリリースについて」（22年12月27日、<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20101227.html>）
- ・ 総務企画局企業開示課「国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボード ガバナンス改革に関する市中協議文書の公表について」（23年2月8日、<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20110208-1.html>）
- ・ 企業会計基準委員会「プロジェクト計画表の更新について」（22年12月17日、https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20101217.pdf）
- ・ 企業会計基準委員会「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が、日本におけるIFRSとのコンバージェンスとIFRS導入に関して協議（第12回会合）」（22年9月13日、https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20100913.pdf）
- ・ 企業会計審議会事務局「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」の公表について」（21年6月30日、<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html>）
- ・ 総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等に

ついて」(21年12月11日、

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html>)

- ・総務企画局企業開示課「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」(22年3月3日、

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100303-1.html>)

- ・総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件について(22年6月2日、<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100602-1.html>)

- ・総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件について(22年7月29日、<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20100729-2.html>)

- ・総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件について(22年12月3日、<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101203-1.html>)

- ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)等」に対するパブリックコメントの結果等について(23年4月6日、

<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110406-2.html>)

- ・企業会計基準委員会「IFRS対応会議～IFRS導入のロードマップに対応した民間の推進機関～が発足」(21年7月3日、https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/IFRS/20090703/index.jsp)

- ・総務企画局企業開示課「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例の公表について」(21年12月18日、<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091218-1.html>)

- ・「総務企画局企業開示課「国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例の公表について」(22年4月14日、<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100414-2.html>)

- ・企業会計基準委員会「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」(22年8月30日、

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/establishment/20100830/press_release/20100830.pdf

f

- ・財務会計基準機構「単体財務諸表に関する検討会の設置について」

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20100928.jsp

- ・総務企画局企業開示課「金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告の公表について」(21年6月17日公表

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html)

- ・総務企画局企業開示課「「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について」(21年12月11日公表

- <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-4.html>)
- ・ 総務企画局企業開示課 「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
 (22年3月31日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8.html>)
 - ・ 総務企画局企業開示課 「コーポレート・ガバナンス連絡会議」について
 (23年2月9日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110209-1.html>)
 - ・ 法務省「法制審議会－会社法制部会」
 (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500005.html>)
 - ・ 総務企画局企業開示課 「自見金融担当大臣談話－IFRS 適用に関する検討について－」
 (23年6月21日、<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>)
 - ・ SEC “SEC Approves Statement on Global Accounting Standards”
 (22年2月、<http://sec.gov/news/press/2010/2010-27.htm>)
 - ・ IFRS “IASB and FASB report substantial progress towards completion of convergence programme”
 (23年4月、<http://www.ifrs.org/News/Press+Releases/progress+report+2011.htm>)
 - ・ 財務会計基準機構 「単体財務諸表に関する検討会議」報告書
 (23年4月28日、
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/non-consolidated_financial_statements/)
 - ・ 産業界「我が国のIFRS対応に関する要望」
 (23年5月25日、
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20110630/07.pdf)
 - ・ SEC “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers”
 (23年5月26日、
<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf>)
 - ・ 連合「2012年度重点政策」
 (23年6月、
<http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/seisaku/jyutenseisaku2012.pdf#search='連合2012年度重点施策'>)
 - ・ 日本経団連「国際会計基準（IFRS）の適用に関する早期検討を求める」
 (23年6月29日、<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/069.html>)
 - ・ 金融庁企業開示課「企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議」
 (23年6月30日、
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20110630.html)

11. 担当課室名

総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅱ－２－（４）

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実

1. 達成目標等

達成目標	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】金融商品取引法第1条・第2条の2等、市場強化プラン（平成19年12月21日）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子開示システム（EDINET）の稼働率 （注）システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 ・ EDINETサイトへのアクセス件数 ・ 有価証券報告書及び臨時報告書の提出件数 ・ 大量保有報告書の提出件数

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備	<p>20年度から導入された内部統制報告制度のレビューを適時に行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する。特に、「内部統制報告制度に関する11の誤解」等で明示しているところであるが、企業の規模等に配慮した内部統制の整備が可能であるという点について、引き続き周知や明確化を図っていく。</p> <p>内部統制に重要な欠陥等がある会社については、是正状況等を適宜フォローアップする。</p> <p>さらに、開示書類の虚偽記載、不提出の違反行為については、課徴金制度を適切に運用することで抑止に努める。なお、有価証券報告書については、重点審査を行い、記載誤り等を適宜是正させる。</p> <p>加えて、行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る観点から、平成21年度に「株券等の公開買付けに関するQ&A」を公表したところ。引き続き、必要に応じ行政対応の透明</p>

	<p>性・予測可能性の向上に努める。</p> <p>なお、E D I N E Tについては、財務情報を国際的に比較可能なものとするため、I A S C F（国際会計基準委員会財団）、S E C（米国証券取引委員会）と連携し検討を進めてきたタクソニ（国際標準のコンピュータ言語であるXBRLを用いた財務情報の電子的な様式）の国際標準技術仕様を、E D I N E Tにおいて使用するために、必要なシステム開発を行う。</p>
--	---

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の改訂及び「内部統制報告制度に関するQ & A」の改訂等による基準の明確化等を実施したほか、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の稼働率について99.97%と高水準を確保し、E D I N E T情報公開サイトへのアクセス件数も大幅に増加するなど、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するための取組みが着実に進展していると認められることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっており、金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実に向け、今後も同様の取組みを進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な金融・資本市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠のものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備及びその内容・運用の明確化を図ることとしています。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。こうした観点から、E D I N E Tを利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行

①取組内容

ア. 内部統制報告制度の運用の見直し

企業会計審議会内部統制部会では、平成 22 年 5 月から、内部統制報告制度の運用の見直しを図るため、内部統制の基準・実施基準の更なる簡素化・明確化等の審議・検討を開始しました。同部会では、実際に制度を実施した上場企業等からの内部統制報告制度に関する要望・意見等を分析するとともに、諸外国における内部統制監査の実態など検討を行いました。加えて、様々な工夫を行ったことにより、内部統制の有効性を保ちつつも、効率的に内部統制の評価等を行っている事例等を検証しました。

企業会計審議会は、内部統制部会での審議等を踏まえ、23年3月30日に、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」を公表しました。

さらに、23年3月31日に、「内部統制報告制度に関するQ & A」を改訂するとともに、「内部統制報告制度に関する事例集」を公表しました。

また、企業会計審議会内部統制部会において、内部統制報告書の提出状況を報告しました。22年3月期決算会社（22年6月中提出分）のうち、内部統制の評価結果において「重要な不備」があると記載した会社は22社、全体の0.8%となり、前年の2.1%よりも大幅に低い比率となっています。

イ. ディスクロージャー制度の法令適用等に係る留意事項の一部改正の公表

金融商品取引法等の法令適用に当たり、留意すべき事項及び審査・処分の基準・目安等を示すため、22年6月4日に「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の一部改正を公表しました。

ウ. 開示制度における課徴金制度の適切な運用

20年12月から「金融商品取引法」上の課徴金制度の対象が拡大され、新たに発行開示・継続開示書類の不提出及び公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出についても課徴金制度の対象となったことを踏まえて、違反事実については証券取引等監視委員会及び財務局等と連携をとりながら課徴金制度を適切に運用しています。

エ. 有価証券報告書に対する重点審査の実施

有価証券報告書に係る重点審査については、より効果的な審査方法を検討するため、任意に選んだ239社からのヒアリング等を行い、会計処理上の一般的な問題点がないかについての確認を行いました。

22年度の検討を踏まえ、今後とも適切な審査を行ってまいります。

なお、上記ヒアリング時に判明した誤りについては、訂正報告書が提出されました。

オ. 東日本大震災に係る災害に対する初期対応（有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置）

23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、企業等が本来の提出期限内に有価証券報告書等を提出できない可能性が生じていた状況を踏まえ、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、震災により本来の提出期限までに有価証券報告書等の提出がなかった場合についても、23年6月末までに提出すればよいこととする特例措置「有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置について」を公表、実施しました。

②評価

内部統制の基準・実施基準の見直し、「内部統制報告制度に関するQ & A」の改訂、「内部統制報告制度に関する事例集」の公表は、制度の趣旨等の明確化や、より実効性のある制度の実現に向けた施策であり、また、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の一部改正は、ディスクロージャー制度の法令適用に係る留意事項の明確化や、より実効性のある制度に向けた施策であり、企業又は監査人等並びに投資家の制度理解に資するものと考えられます。

22年3月期決算会社の内部統制報告書の提出状況の報告については、重要な欠陥が発生した要因等を踏まえた、内部統制と企業の属性との因果関係の分析等に有益な資料となると考えられます。

開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用や有価証券報告書に対する重点審査の実施は開示の適切性の確保に向けた施策であり、投資家に対して投資判断に必要な情報の提供につながるものと考えられます。

これらの取組みの結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護が図られているものと考えられます。

(2) EDINETの整備・運用

①取組内容

EDINETの整備については、提出者が開示書類をスムーズに提出することができるよう、システムの処理速度を向上するための開発を行いました。

EDINETの運用についても、定期的な保守を行い、システムの安定運用に努めました。

また、XBRLデータの利活用の向上等を図ることを目的として、EDINETタ

クソノミ（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語であるXBRLを用いた財務情報の電子的な様式）の構造に係る国際標準仕様を25年度に移動する予定の次世代EDINETのクソノミに導入するための開発を行うとともに、次世代EDINETにおいて、XBRLデータの利活用の向上等を図ることを目的として、21年度から引き続いて、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等の試験的な開発を行いました。

なお、EDINETの広報のため、情報ベンダーとの意見交換を行うとともに、XBRLに関する講演会を実施しました。

②評価

EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）は、資料1のとおり、23年3月末は約5,800社となっており、22年3月末と同様の水準となっています。

また、EDINETによる開示書類等の提出件数については、資料2のとおり、有価証券報告書はほぼ同数の提出があり、大量保有報告書及び変更報告書は合計で約1割減少した一方で、臨時報告書の提出件数は11,100件と前年度に比べ約4割増加しています。

インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数については、開示書類等蓄積データの増加等に伴い、資料3のとおり、年々増加傾向にあり、前年度に比して約2.6倍と大幅に増加しております。

このような中、システムの安定運用に努めた結果、EDINETの稼働率は99.97%となり高水準を達成しました。

このような状況は、ディスクロージャーの電子化の推進とEDINETの安定運用を努めた結果として、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供の効果を表しているものと考えています。

【資料1 EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）の推移】

（単位：社）

13年6月末	20年6月末	21年6月末	22年3月末	23年3月末
約500	約5,700	約5,800	約5,800	約5,800

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

【資料2 EDINETへの開示書類等の提出件数の推移】

（単位：件）

提出書類	20事務年度	21年度	22年度
有価証券報告書	9,319	9,491	9,479
訂正有価証券報告書	3,169	1,599	1,287
臨時報告書	8,182	7,968	11,100
訂正臨時報告書	588	574	540

大量保有報告書	1,915	1,680	1,390
(同) 変更報告書	10,026	8,327	7,951
(同) 訂正報告書	3,385	3,117	2,433

(出所) 総務企画局企業開示課開示業務室調

【資料3 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数(月平均)の推移】
(単位: 件)

20事務年度	21年度	22年度
約4,438,000	約5,928,000	約15,532,000

(出所) 総務企画局企業開示課開示業務室調

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か)

公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のために、企業の財務情報などの投資判断に必要な情報を正確、公平かつ適時に開示するためのディスクロージャー制度の不断の整備、制度の円滑な導入は必要不可欠です。

開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達の効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待されます。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの推進が必要と考えています。

(2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか)

内部統制の基準・実施基準の見直し、「内部統制報告制度に関するQ&A」の改訂、「内部統制報告制度に関する事例集」の公表、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の一部改正は、制度の趣旨の明確化等を通じて、財務情報等の透明性・信頼性の向上のために有効な施策であると考えています。

開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為については、証券取引等監視委員会及び財務局等と連携をとりながら、対象が拡大された課徴金制度を適切に運用することで抑止力として有効に機能しているものと考えています。

EDINETの安定した運用は、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るという目的に十分寄与しているものと考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

実際に制度を実施した上場企業等からの内部統制報告制度に関する要望・意見等の分

析等を踏まえた内部統制の基準・実施基準の更なる簡素化・明確化等の実施などは、投資者の判断に対する必要な情報の適切な提供という施策効果を効率的に実現するものであると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

内部統制報告制度の運用の見直しとして、内部統制の基準・実施基準の見直し、「内部統制報告制度に関するQ & A」の改訂、「内部統制報告制度に関する事例集」の公表を実施しました。今後も、制度の趣旨等の一層の明確化や、より実効性のある制度の実現に向け、企業又は監査人等並びに投資者の制度理解に資する対応を行っていく必要があります。

EDINETについては、更に投資家の利便性の向上等を図るため、21年度及び22年度で、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等の試験的な開発を行ったところですが、23年度以降、21年度及び22年度に開発したシステムの機能を現行EDINETに統合するための開発を行い、25年度中に次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」を稼働する必要があります。

このほか、近年トラブルが急増している未公開株等の取引のうち無届募集が疑われた事案について、より迅速な対応を行う必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
有価証券報告書等電子開示システム整備経費	①	予算 <継続>	833,490千円
業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発に必要な経費	①	予算 <継続>	337,000千円
制度改正等へ対応するための経費	①	予算 <継続>	15,000千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・総務企画局企業開示課「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」の公表について（平成23年3月30日公表、

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20110330.html)

- ・総務企画局企業開示課「内部統制報告制度に関するQ & A」の改訂について（平成 23 年 3 月 31 日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110331-11.html>）
- ・総務企画局企業開示課「内部統制報告制度に関する事例集」の公表について（平成 23 年 3 月 31 日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110331-10.html>）
- ・総務企画局企業開示課「「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」（平成 22 年 6 月 4 日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100604-4.html>）
- ・総務企画局企業開示課「有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置について」（平成 23 年 3 月公表、<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110331-3.html>）

1 1. 担当課室名

総務企画局企業開示課

施策Ⅱ－２－（５）

公認会計士監査の充実・強化

1. 達成目標等

達成目標	厳正な会計監査の確保を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）に係る審査の実施状況＜件数＞ ・ 監査法人等に対する立入検査の実施状況＜件数＞ ・ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・ 監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数 ・ 海外監査監督機関との意見交換の実績 ・ 公認会計士試験の受験者数 ・ 講演会等の実施回数

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	企業会計審議会等において、監査基準等を巡る国際的な動向等に留意しつつ、必要に応じて監査基準等の整備に係る対応を行う。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等	虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。 また、公認会計士制度に関する懇談会において、公認会計士試験・資格制度等についての検討を行う。
③品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等	日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を的確に行い、必要に応じて監査法人等に対する検査等を的確に実施する。また、検査等の結果に基づき、必要に応じ金融庁に処分等の勧告を行う。 さらに、外国監査法人等に対する検査等について適切な対応を行う。

④諸外国の監査監督機関との協力・連携	監査人監督に係る国際的な会合に積極的に参画するとともに、各国の外国監査法人等に対する監視体制の動向を踏まえ、諸外国の監査監督機関との協力・連携を図る。
⑤公認会計士試験の実施の改善	公認会計士試験受験者にとっての利便性向上のため、試験期日から合格者発表日までの期間を短縮するほか、論文式試験の成績通知の内容等を充実させるなど、受験者への情報提供の拡充を図る。 さらに、幅広い人々が受験するよう、全国の大学等において講演を行うなど、引き続き広報の強化に努める。

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

国際的な動向を踏まえて中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂案を公表する準備を行いました。また、公認会計士・監査法人に対し厳正な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めたほか、品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査を的確に実施しました。

さらに、国際的な会合や二国間協議等を通じて諸外国の監査監督機関との協力・連携を強化したほか、公認会計士試験の実施の改善等について着実に実施しました。

これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっていると考えられることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、監査に関する国際的動向や公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大の状況といった環境の変化や取組みの有用性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

我が国の資本市場が、その機能を十分に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠です。公認会計士・監査法人による監査は、この企業財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであり、このような観点から、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 監査基準等の整備に係る対応

①取組内容

企業会計審議会では、国際監査基準（I S A）における、明瞭性（クラリティ）プロジェクト¹による基準改正を踏まえ、平成 22 年 3 月 26 日にとりまとめた「監査基準の改訂に関する意見書」と同様、中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂案を公表する準備を行いました²。

②評価

I S A の改正を踏まえ、中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂を行うことにより、監査基準の国際的な整合性がより高まり、公認会計士監査の質の向上に寄与するものと考えられます。

（２）公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等

①取組内容

ア．金融庁では、財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めています。22 年度は、以下の件数の行政処分を行いました。

また、日本公認会計士協会等との意見交換会を開催するなど、関係団体との対話の充実に努めました。

【資料 1 公認会計士法に基づく行政処分】

区 分	21 年度	22 年度
監査法人に対する処分	1 法人	2 法人
公認会計士に対する懲戒処分	5 名	5 名

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

イ．金融庁は、22 年 11 月、「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会中間取りまとめ」（21 年 7 月）に併せて公表した「当面のアクションプラン」を改訂し、これに基づき、合格者等の意識改革や企業向け就職説明会の開催、経済界における周知活動など、関係団体と連携しながら合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを引き続き行いました。

また、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）とともに作成した試験合格者向けパンフレット（21 年 9 月作成）について、合格者等の意識改革を進めるため、合格者の就職状況や企業内会計士の活躍状況などの情報を更に充実させました。

¹ 監査において必ず実施すべき手続き（要求事項）と、そうでないものとを明確化すること等を目的とするプロジェクト。2004 年から開始され、2009 年 3 月に完了。これにより、37 本の監査の基準が改正された。（金融庁 HP）

² 平成 23 年 4 月 8 日、「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」（公開草案）を公表し、広く意見を募集した。（金融庁 HP）

他方、公認会計士試験合格者の経済界等への就職は進んでおらず、現状のまま推移した場合、公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができないことが懸念されるなどの状況を踏まえ、「公認会計士制度に関する懇談会」（21年12月設置）において公認会計士試験・資格制度等に関する検討を行い、22年7月、中間報告書を取りまとめ、22年8月、この中間報告書についてパブリック・コメントを実施し、広く意見を募集しました。これらを踏まえ、公認会計士試験・資格制度等を見直すための公認会計士法の改正案を作成し、23年3月、同改正案を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました^(注)。

(注)「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」については、国会における審議の結果、公認会計士法の改正案は削除され、23年5月、公認会計士法の改正に関する部分を除いて、法案が成立しました。

②評価

監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、適切な監督を実施したことは、各監査法人等に質の高い監査の実施を促し、ひいては企業の財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

また、日本公認会計士協会等との意見交換会を開催し対話の充実に努めたことは、行政対応の予測可能性の向上に資するものと考えています。

さらに、関係団体と連携しながら試験合格者が経済界で活躍しやすくなるような環境整備に向けた取組み等を行ったことは、試験合格者等の活動領域の拡大を図るに当たり、プラスの効果があったものと考えています。

このほか、「公認会計士制度に関する懇談会」において取りまとめた中間報告書に対しパブリック・コメントを実施し、広く意見を募集したことは、行政対応の透明性の向上に資するものと考えています。

(3) 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等

①取組内容

ア. 審査会は、品質管理レビューの審査結果等に基づき、監査法人等に対し報告徴収を行い、品質管理レビューの改善勧告に関する改善計画の実施状況について検証しました。

また、審査結果を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人に対して検査を実施し、検査結果を通知して問題点を指摘するとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行いました。

さらに、監査法人等による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促すことなどを目的として20年2月に公表した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」について、前回見直し（21年6月公表）に続き、その後の検査で確認さ

れた事例や会計基準等の改訂等を踏まえて指摘事例を追加・削除したほか、背景・原因を可能な限り記載し、根拠規定等を明記して利用者の確実な理解を図るよう見直しを行い、22年6月に公表しました。

【資料2 審査及び検査状況】

区 分	21年度	22年度
前年度の品質管理レビューの結果に対する審査	120件	83件
監査法人に対する検査	7法人	9法人
金融庁長官に対する勧告	1法人	1法人
当年度の品質管理レビューの報告受理	64件	81件

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室調

イ. 金融庁及び審査会は、外国監査法人等に対する検査監督を行っていく上での基本的考え方などを示した「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を21年9月14日に公表した後、当該考え方等を踏まえて、検査監督の方針等、具体的な実施手続や留意事項等を定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を22年1月14日に公表しましたが、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施しないこととしています。

金融庁・審査会は、上記基本指針等を踏まえ、諸外国の監査監督機関との間で、情報交換の取極めの締結等に向けた協議を行いました。また、23年1月に欧州委員会が日本を含む域外第三国当局の監査人に対する監督制度の同等性に関する決定を採択したことを受けて、欧州各国との協議を一層促進しました。

②評価

品質管理レビューを審査し、その結果等に基づき、監査法人に対して検査を実施し、検査結果を通知して問題点を指摘したこと、また、これらの検査結果等を踏まえて指摘事例を追加・削除したほか、背景・原因を可能な限り記載し、引き続き根拠規定等を明記して利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の見直しを行ったことは、監査法人等の監査の品質管理の向上を促し、我が国の監査の品質の向上に資するものと考えています。

さらに、外国監査法人等に対する検査等における情報交換のあり方等について諸外

国の監督当局と交渉を進めたことは、我が国の資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

(4) 諸外国の監査監督機関との協力・連携

①取組内容

上述6.(3)①イ.のとおり、諸外国の監査監督機関との間で、情報交換の取極めの締結等に向けた二国間での協議を行いました。

また、多国間での取組みにおいては、22年9月(第8回マドリッド)に開催された監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)³に参加し、監査品質の向上のための国際的な監査ネットワークや投資家との対話、各国の検査に関する状況について意見交換等を行ったほか、同フォーラムの検査ワークショップ⁴(23年2月ワシントン)に参加し、金融危機後のマクロ経済的視点を踏まえた監査上の課題及びリスクベース検査の実施、職業的懐疑心のあり方等をテーマに、我が国の検査における経験を踏まえた積極的な意見交換を行い、当会合での議論に貢献しました。

②評価

情報交換の取極めの締結等に向けた二国間協議の実施や、国際的な会合における議論への積極的な貢献等を通じて、諸外国の監査監督機関との連携を強化できたことは、我が国の資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

(5) 公認会計士試験の実施の改善

①取組内容

審査会では、公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすいものとする観点から、平成22年試験から短答式試験を年2回実施しました。

また、受験者の利便性向上の観点から、平成22年試験において、短答式試験及び論文式試験の期日から合格発表日までの期間を従来より約1週間短縮するとともに、論文式試験の成績について、通知内容の充実を図った上で、合格者を含めた受験者全員に通知することにより、受験者への情報提供の拡充を図りました。

さらに、公認会計士に期待される役割等をテーマとした講演を全国6大学で実施しました。

②評価

公認会計士試験の実施面に係る上記の措置を講じたことは、受験者の増加や受験者にとっての利便性の向上を通じ、公認会計士監査の質の向上、企業財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

³ 各国の監査監督機関の長が集まり、各国の動向について情報交換等を行っている。23年3月末時点で37カ国・地域が加盟。(公認会計士・監査審査会HP)

⁴ 各国の監査監督機関の監査検査の技術と経験を共有することを目的に設立。(公認会計士・監査審査会HP)

【資料1 平成18年以降の公認会計士試験出願者数の推移】

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
16,311人	18,220人	19,736人	20,443人	25,147人

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

(注1) 旧2次試験合格者は除く。

(注2) 平成22年の出願者数は、第I回短答式、第II回短答式のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計。

なお、上記(3)から(5)までの取組みについては審査会ウェブサイトで公表しております。直近のトップページへのアクセス件数は資料2のとおり増減して推移しており、その変動要因の特定は困難ですが、公認会計士試験関係へのアクセス件数をみると、試験の改善状況に係る情報発信の充実などから、増加傾向で推移しております。

今後とも、こうしたアクセス件数の動向に留意しつつ、ウェブサイトの更なる充実について検討していく必要があると考えています。

【資料2 審査会ウェブサイトアクセス件数の推移】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間件数 (審査会トップページ)	766,290件	936,425件	710,406件
年間件数 (公認会計士試験関係)	45,340件	89,755件	118,538件
月間平均件数 (審査会トップページ)	65,858件	78,035件	59,201件
月間平均件数 (公認会計士試験関係)	3,778件	7,480件	9,878件

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か)

公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果があがっていると考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査を実施し、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものであったと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①監査基準等の整備に係る対応

今後も、国際的な監査の動向等に留意しつつ、必要に応じて継続的な監査基準等の改訂作業を進めていく必要があります。なお、国際監査基準（ISA）の設定・改正にあたっては、関係者と連携しつつ、積極的に我が国の意見を発信していく必要があります。

②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等

非違事例等に対しては法令に基づき厳正な処分を行うなど、引き続き、法令等に則り、適切な監督等を行っていく必要があります。

また、公認会計士試験の合格者の活動領域の拡大について、引き続き、日本公認会計士協会や経団連等の関係団体と連携し、試験合格者の就職促進のための取組みを進めていく必要があります。

③品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等

今後も、監査法人等における監査の品質の一層の向上を図っていくため、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査を的確に実施する必要がありますが、その際、資本市場における役割等に十分留意しつつ対応していく必要があります。

また、監査法人等による自主的な取組みを促すなどの観点から、検査指摘事例集についても、検査における指摘の状況等を踏まえ、今後とも見直しを行う必要があるものと考えています。

外国監査法人等に対する検査等については、諸外国の監査監督機関との協力・連携の状況にも留意しつつ、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」等を踏まえ、引き続き適切な対応を行っていく必要があります。

④諸外国の監査監督機関との協力・連携

外国監査法人等に対する検査・監督に当たっては、21年9月に公表した「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を踏まえ、実効性・効率性を確保する観点からも、可能な限り相互依拠⁵に基づくことを前提として、情報交換の取極めの締結等に向けた協議を引き続き進めるなど、諸外国の監査監督機関との協力・連携を一層強化していく必要があります。

また、我が国の検査事務等の一層の改善に資するため、引き続き、IFIARなど監査監督に係る国際的な会合に積極的に参画し、諸外国の監査監督機関と意見交換を行い検査経験等の情報を共有する必要があります。

⑤公認会計士試験の円滑な実施等

引き続き、公認会計士試験を円滑に実施していく必要があります。

また、多様な人々が受験するよう、公認会計士試験に関して、引き続き広報の強化に努める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
懲戒処分経費（参考人等旅費）	②	予算 <継続>	211 千円
課徴金制度関係経費	②	予算 <継続>	2,046 千円
監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費	③④	予算 <継続>	32,414 千円
公認会計士試験の実施に係る経費	⑤	予算 <継続>	78,051 千円
公認会計士・監査審査会の事務局機能の充実・強化	③④⑤	機構・定員	/
組織的かつ効率的な検査等の体制の整備	③	機構・定員	

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

⁵ 外国監査法人等の所属する国における監査制度や監査監督体制が我が国と同等であるなど、一定の条件が揃う場合には、原則として当該国の監査監督機関に外国監査法人等に対する検査等を依拠。（公認会計士・監査審査会HP）

- ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士制度に関する懇談会」(<http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeisi/index.html>)
- ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」(平成21年9月公表、平成22年5月・8月更新
http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html)
- ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書の公表及び意見募集について」(平成22年8月4日公表
<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20100804-4.html>)
- ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクションプランの改訂について」(平成22年11月15日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101115-1.html>)
- ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査の品質管理に関する検査指摘事例集の改訂について」(平成22年6月30日公表
<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20100630.html>)
- ・ 総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(平成21年9月14日公表
<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html>)
- ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(平成22年1月14日公表
<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20100114.html>)
- ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」
<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/index2.html>
- ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「平成22年公認会計士試験合格者調」(平成22年11月15日公表
http://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_22.html)
- ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」

11. 担当課室名

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

施策Ⅲ－１－（１）

多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着

1. 達成目標等

達成目標	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成21年6月30日） ・G20サミット首脳声明（21年9月24日、25日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況＜ASBJプロジェクト計画表の進捗状況＞ ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者（うち有価証券関連業を行う者）の店舗数 ・銀行代理業等の許可件数 ・金融商品仲介業の登録件数 ・信託業の免許・登録件数 ・銀行における投資信託の窓販の販売額

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 国際会計基準の任意適用の円滑な実施等	<p>国際的な財務・事業活動を行う上場企業の平成22年3月期以後の連結財務諸表に国際会計基準（IFRS）の任意適用が開始されることを踏まえ、民間関係者との必要な協力を行いつつ、IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。</p> <p>また、企業会計基準委員会（ASBJ）によるコンパジェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、IFRS設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与する。</p> <p>なお、非上場企業に適用される会計基準のあり方につ</p>

	いても、民間の会計関係者によって設置される懇談会において検討する予定であり、当懇談会に金融庁もオブザーバー参加する。
② 金融商品・サービスの販売チャネルのあり方の検討等	平成19年12月に全面解禁を実施した銀行等による保険販売規制について、必要に応じ、所要の見直しを行う。 また、業規制の横断化・一本化、行為規制の機能別の整理、規制体系の柔構造化等を内容とする金融商品取引法制を適切かつ円滑に運用する。

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計について着実な進展が見られたほか、金融商品仲介業の登録件数の増加などにより、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が一定程度進展していること、金融・資本市場の重要なインフラである会計制度について、金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた整備を行っていることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、適切な利用者保護を確保しつつ、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大を進める必要があります。

また、金融・資本市場の重要なインフラである会計制度について、金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた整備を行っていくことが必要です。

金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められています。

こうした中、ASBJは、「東京合意」(注)に基づき、以前から認識されてきた日本基準とIFRSとの重要な差異の解消に向けた取組みを進めるなど、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業や国際的なコンバージェンスを進めています。

(注) 「東京合意」：2007年8月8日にASBJと国際会計基準審議会（IASB）との間で交わされた、会計基準のコンバージェンスの加速化に向けて取組むことを内容とする合意。

金融庁は、ASBJによるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外

当局との連携を強化し、IFRSの設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくこととしています。

また、我が国におけるIFRSの適用に関しては、2009年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が示され、2010年3月期以降任意適用が認められましたが、その後、国内外で様々な状況変化が生じています。

IFRS適用については、「中間報告」において方向性が示されていますが、上記の「中間報告」以降の変化と2010年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、2011年6月よりさまざまな立場から追加的に委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を開始しております。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることが望まれます。また、少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能としました。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」	平成22年6月18日 閣議決定	成長戦略における金融の役割は、①实体经济、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。
G20 トロント・サミット宣言	22年6月26日～27日	<ul style="list-style-type: none"> ・我々は、単一の質の高い改善された世界的な会計基準の実現が重要であることを改めて強調した。 ・我々は、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会が2011年末までに収れんに向けたプロジェクトを完了するための努力を増すことを促した。 ・我々は、国際会計基準審議会が、新興市場国へのアウトリーチを含め、独立した会計基準設定プロセスの枠内において、利害関係者の関与を更に改善

		することを奨励した。
G20 ソウル・サミット首脳宣言	22 年 11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・我々は、単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを我々が重要視していることを改めて強調し、国際会計基準審議会及び米国財務基準審議会に対して、2011 年末までに会計基準の取れんに向けたプロジェクトを完了するよう求めた。 ・我々はまた国際会計基準審議会に対し、会計基準設定プロセスの独立性の枠組みの下で、国際的な基準の設定プロセスにおける利害関係者の関与を、新興市場国へのアウトリーチやメンバーシップを含め更に改善するよう奨励した。
大臣談話「IFRS 適用に関する検討について」	23 年 6 月 21 日	一部で早ければ 2015 年 3 月期（すなわち 2014 年度）にも IFRS の強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くが、「少なくとも 2015 年 3 月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から 5-7 年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016 年 3 月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際会計基準の任意適用の円滑な実施等

①取組内容

イ. 会計基準の国際的なコンバージェンス

22 年 9 月に開催された A S B J と I F R S の設定主体である国際会計基準審議会（I A S B）との間の会合において、両者は会計基準のコンバージェンスに向けた取組みが進んでいることを確認しました。

ロ. IFRSの日本企業への任意適用

金融・資本取引や企業活動の国際化等を踏まえ、21年6月に公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を受け、21年12月に「連結財務諸表規則」等を改正した後、22年3月期末から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に対してIFRSの任意適用を認めています。また、IFRSの任意適用会社が準拠すべき企業会計の基準として、新しくIFRSにおいて基準化・改訂された基準を、随時、追加で指定しました。

IFRSの円滑な任意適用のために、21年12月に既に公表していた「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」に加え、22年4月に、「国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例」を公表しました。

ハ. 非上場会社等の会計基準および単体財務諸表の取扱いにかかる課題

日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるなどの意見を踏まえ、22年8月に、民間団体が中心となった非上場会社の会計基準に関する懇談会より報告書が公表されました。同懇談会には、金融庁もオブザーバーとして参加しました。

また、中小企業庁において設置された「中小企業の会計に関する研究会」より、22年9月30日に、中間報告書が公表されました。同研究会には、金融庁もオブザーバーとして参加しました。

これらの報告書の内容を踏まえ、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すもの、その普及方法、中小企業におけるその活用策等の具体的な内容について検討を行うため、「中小企業の会計に関する検討会」が、金融庁、中小企業庁の共同事務局の下、設置されました。また、本検討会の下に、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設置し、精力的な検討を行い、23年秋頃のとりまとめを目指しています。

単体財務諸表の基準改定を当面どのように取り扱うべきかに関しては、22年8月に、企業会計審議会において、単体財務諸表の基準の策定について、産業界を中心としたハイレベルな意見を聴取するために、公益財団法人財務会計基準機構にASBJのサポート体制を整備することが提言されました。これを受け、「単体財務諸表に関する検討会議」が設けられ、金融庁もオブザーバーとして参加しました。

二. 国際基準設定主体のガバナンスへの関与

IASBにおける基準設定及びIASBの母体であるIFRS財団のガバナンスに関しては、IFRS財団のガバナンス強化の一環として設立されたIFRS財団モニタリング・ボードや証券市場における会計・監査・開示等の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議へのメンバーとしての参加（モニタリング・ボードに関しては、22年10月から暫定議長国としてとりまとめを実施）や、22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国を務めている他、関係者

との意見交換のためにIASBやIFRS財団が開催した円卓会議への参加等を通じて、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも連携した積極的な意見発信を行っております。

②評価

20年12月に、EUの欧州委員会は、日本の会計基準について、「EUで採用されているIFRSと同等である。」との決定を公表し、EU市場に上場する日本企業は、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となっています。その後の継続したコンバージェンスへの対応により、日本の会計基準は国際的に高品質に保たれており、EUによる同等性評価の決定も維持され、日EU双方の金融・資本市場の開放性が保持されております。

IFRSの任意適用については、IFRSによる連結財務諸表等の開示例の公表により、その円滑な適用に貢献できたと考えています。さらに、非上場会社の会計基準に関する懇談会、単体財務諸表に関する検討会議への参加により、非上場会社の会計基準および単体財務諸表の取扱いにかかる課題について、着実に検討が進められていると考えています。

IASBによる基準設定及びIFRS財団のガバナンスに関しては、国内関係者とも連携して積極的な意見発信を行うとともに、22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国を務めるなど、国際会議等における積極的な活動を通じて、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現、IFRS財団のガバナンスの強化への貢献ができたと考えています。

(2) 金融商品・サービスの販売チャネルのあり方の検討等

①取組内容

金融商品取引法においては、利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの適切な提供を図るため、従来、各業法毎に分かれていた「販売・勧誘」、「資産運用・助言」、「資産管理」に対する規制を「金融商品取引業」として統合・簡素化するなど、規制の柔軟化を図っています。金融庁としては、これらの措置を講じている金融商品取引法の適切かつ円滑な運用に努めているところであり、金融商品・サービスの販売チャネル等の現状は以下のとおりとなっています。

ア. 預金取扱金融機関等の店舗数等

預金取扱金融機関の店舗数は、22,866店舗(21年度末)から22,799店舗(22年度末(対前年度比▲67店舗))に減少しています。

第一種金融商品取引業者(うち有価証券関連業を行う者)の営業所数は、2,242箇所(21年度末)から2,219箇所(22年度末(対前年度比▲23箇所))に減少しています。

生命保険会社の登録営業職員数は、250,601人（21年度末）から240,952人（22年度末（対前年度比▲9,649人））に減少しています。

損害保険会社の代理店数は、207,903店（21年度末）から202,098店（22年度末（対前年度比▲5,805店））に減少しています。

【資料1】預金取扱金融機関の店舗数等

	20年度末	21年度末	22年度末
預金取扱金融機関 （店舗数）	22,994店舗	22,866店舗	22,799店舗
第一種金融商品取引業者 （営業所数）	2,315箇所	2,242箇所	2,219箇所
保険会社 （登録営業職員数）	248,481人	250,601人	240,952人
損害保険会社 （代理店数）	217,864店	207,903店	202,098店

（出所）金融庁監督局総務課・保険課・証券課調

イ. 銀行代理業等の許可件数

銀行代理業の許可件数は、3,920件（21年度末）から3,985件（22年度末（対前年度比+65件））に増加しています。

【資料2】銀行代理業等の許可件数

	20年度末	21年度末	22年度末
銀行代理業	3,852件	3,920件	3,985件
信用金庫代理業	14件	14件	13件
労働金庫代理業	3件	1件	1件

（出所）金融庁監督局総務課協同組織金融室・郵便貯金・保険監督参事官室・銀行第一課調

ウ. 金融商品仲介業の登録件数

金融商品仲介業者の登録件数は、577者（21年度末）から652者（22年度末（対前年度比+75者））に増加しています。

【資料3】金融商品仲介業の登録件数

	20年度末	21年度末	22年度末
金融商品仲介業	553者	577者	652者

（出所）金融庁監督局証券課調

エ. 信託業の免許・登録件数

22 年度中の信託会社等の免許・登録状況は、運用型信託会社の免許件数が 6 件であるほか、管理型信託会社 7 件、信託契約代理業 170 件が登録されています。また、特定信託業者についても、届出件数は 23 件となっています。

【資料 4】信託業の免許・登録・届出件数

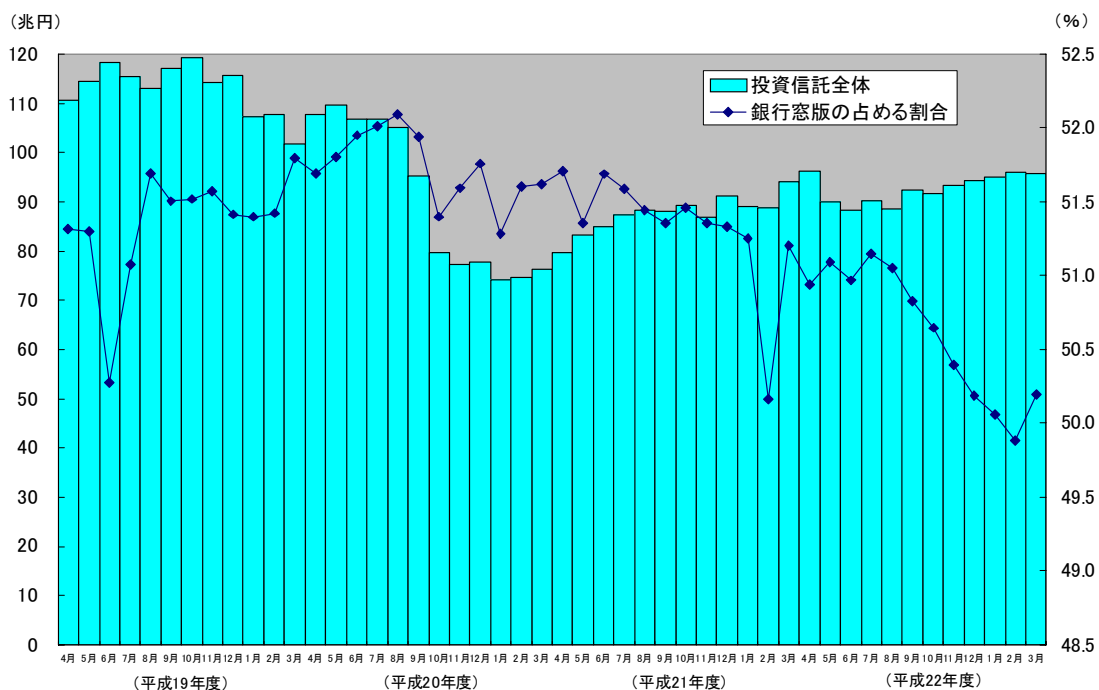
	20 年度末	21 年度末	22 年度末
運用型信託会社	7 件	6 件	6 件
管理型信託会社	7 件	8 件	7 件
信託契約代理業	196 件	177 件	170 件
特定信託業者	21 件	22 件	23 件

(出所) 金融庁監督局銀行第一課調

オ. 銀行における投資信託の窓販の状況

投資信託全体に占める銀行における窓販の比率は 51.2% (21 年度末) から 50.2% (22 年度末 (対前年度比▲1.0 %)) へと減少しています。

【資料 5】銀行における投資信託の窓販の状況



(出典) 投資信託協会「契約型公募・私募投資信託合計の販売態別純資産残高の状況(実額)」(平成23年5月)

②評価

第一種金融商品取引業者（うち有価証券関連業を行う者）の店舗数や投資信託全体に占める銀行における窓販の比率が減少しているものの、銀行代理業の許可や信託業

の免許・登録等も引き続き行われており、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は一定程度進捗していると考えています。

(3) その他の多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着に係る取り組み

①取組内容

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)においては、「金融戦略」を 7 つの戦略分野の 1 つとして位置づけ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の 2 点が掲げられております。こうした中で、金融がこれらの 2 つの役割を十分に発揮するための環境整備に向けて、今後取組んでいく方策として、

- ① 銀行・保険会社等の金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁
- ② ライツ・オフリングが円滑に行われるための開示制度等の整備
- ③ 資産流動化スキームに係る規制の弾力化

等を盛り込んだ「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22 年 12 月 24 日)を公表しました。

また、これらの施策のうち、関連する法律で法改正が必要な事項等を一体的に盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が 23 年 3 月 11 日に閣議決定されました。(23 年 4 月 1 日国会提出、5 月 17 日成立、5 月 25 日公布)

②評価

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」は、多様で円滑な資金供給の実現、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供、市場の信頼性の確保に関する我が国資本市場及び金融業の基盤強化のために不可欠な措置を講じるものであり、各般の制度整備により、適切な対応が図られるものと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か)

経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、国際的に高品質なものである必要があり、2008 年 11 月 G20 ワシントン・サミット以降の G20 首脳会議においても、単一で質の高いグローバルな会計基準の設定・適用に向けた取組みの強化が求められております(G20 ソウル・サミットでは、「単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを我々が重要視していることを改めて強調」が首脳宣言に記載されております)。また、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現には、基準設定主体のガバナンス向上が不可欠であり、市場規制当局として、海外当局とも連携し、IFRS 財団のガバナンス強化に努めていく必要があ

ります。

経済・金融取引の国際化に伴う諸課題への取り組みが必要となる一方で、我が国では少子高齢化が進展する中で、1,400兆円の家計金融資産を活用することが、国民の生活の豊かさの維持のためにも極めて重要となっており、質が高く安心できる資産運用の機会を国民に提供していくことが今後も必要です。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

会計基準のコンバージェンスへの継続した対応により、日本の会計基準が国際的に高品質に保たれるとともに、EUによる会計基準の同等性評価の決定が維持されていること、IFRS財団モニタリング・ボードを初めとする国際会議等における積極的な活動により、IFRSの品質及びその設定主体のガバナンスが強化されていること、一定の日本企業に対してもIFRSの任意適用を認めたこと等から、企業財務報告の品質や国際的な比較可能性の向上を通じて、我が国金融・資本市場の重要なインフラ整備に向けて一定の成果が上がっていると考えています。

また、金融商品・サービスの販売チャネルのあり方の検討に関しては、金融サービス利用者相談室における相談等について、顧客からの苦情に関連するものと考えられる個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数は、4,664件（21年度）から3,640件（22年度（対前年度比▲22.0%））に減少しており、業界団体における苦情・相談の受付件数は金融ADR制度の周知等を背景に、219,564件（21年度）から196,330件（22年度（対前年度比▲10.6%））に減少しているところです。さらに、金融商品仲介業の登録件数が増加しているなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は一定程度進捗していると考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計に係る事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。

なお、金融商品・サービスの販売チャネル拡大等の効果は、銀行等による保険販売の全面解禁や銀行代理店制度の導入などの制度的枠組みの整備に取り組んできたことにより、金融機関等の自主的な取組みを通じて一定程度進捗しており、効率的に施策効果を実現していると考えています。

さらに、金融庁として積極的に施策に取り組むだけでなく、国内・海外関係者とも連携して取り組むことで、施策効果の実現に向けた業務を行っており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用していると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

我が国におけるIFRSの適用に関しては、2009年6月に、企業会計審議会より「我

が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が示され、2010年3月期以降任意適用が認められましたが、その後、国内外で様々な状況変化が生じています。

I F R S適用については、「中間報告」において方向性が示されていますが、上記の「中間報告」以降の変化と2010年3月期から任意適用が開始されている事実、E Uによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、2011年6月よりさまざまな立場から追加的に委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を開始しております。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることが望まれます。また、少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5－7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能としました。

なお、銀行等による保険募集については、引き続きその実態把握に努め、必要が生じた場合には、弊害防止措置等について見直しを行うこととしています。

さらに、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（23年3月11日閣議決定、4月1日国会提出、5月17日成立、5月25日公布）の円滑な施行など、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着に向けた取組みを引き続き進める必要があります。

（2）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	（参考） 23年度予算額
企業財務諸制度調査等経費	①	予算 <継続>	47,363千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・企業会計基準委員会「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表」（19年8月8日、https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20070808.jp）
- ・総務企画局企業開示課「会計基準の同等性評価に係る欧州委員会の決定について」（20

年 12 月 15 日、<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20081215.html>)

・ 企業会計基準委員会「東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目の終了にあたって」
(20 年 12 月 26 日、

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20081226.jsp)

・ 総務企画局企業開示課「欧州連合 (EU) における会計基準の同等性評価について」
(21 年 1 月 7 日、<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20090107.html>)

・ 総務企画局企業開示課「国際会計基準 (IFRS) 財団モニタリング・ボードによる IFRS 財団のガバナンス見直しに関する声明」(22 年 7 月 7 日、
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20100707.html>)

・ 総務企画局企業開示課「国際会計基準 (IFRS) 財団モニタリング・ボード ガバナンス改革ワーキング・グループの作業状況に関するプレスリリースについて」(22 年 12 月 27 日、<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20101227.html>)

・ 総務企画局企業開示課「国際会計基準 (IFRS) 財団モニタリング・ボード ガバナンス改革に関する市中協議文書の公表について」(23 年 2 月 8 日、
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20110208-1.html>)

・ 企業会計基準委員会「プロジェクト計画表の更新について」(22 年 12 月 17 日、
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20101217.pdf)

・ 企業会計基準委員会「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が、日本における IFRS とのコンバージェンスと IFRS 導入に関して協議 (第 12 回会合)」(22 年 9 月 13 日、
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20100913.pdf)

・ 企業会計審議会 事務局「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」の公表について」(21 年 6 月 30 日、
<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html>)

・ 総務企画局企業開示課「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 (案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について (企業内容等開示ガイドライン) の一部改正 (案)」に対するパブリックコメントの結果等について」(21 年 12 月 11 日、
<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html>)

・ 総務企画局企業開示課「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正 (案) に対するパブリックコメントの結果等について」(22 年 3 月 3 日、
<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100303-1.html>)

・ 総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件について

- (22年6月2日、<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100602-1.html>)
- ・総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件について
(22年7月29日、<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20100729-2.html>)
 - ・総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件について
(22年12月3日、<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101203-1.html>)
 - ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)等」に対するパブリックコメントの結果等について(23年4月6日、<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110406-2.html>)
 - ・企業会計基準委員会「IFRS対応会議～IFRS導入のロードマップに対応した民間の推進機関～が発足」(21年7月3日、https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/IFRS/20090703/index.jsp)
 - ・総務企画局企業開示課「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例の公表について」
(21年12月18日、<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091218-1.html>)
 - ・「総務企画局企業開示課「国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例の公表について」(22年4月14日、<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100414-2.html>)
 - ・企業会計基準委員会「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」(22年8月30日、
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/establishment/20100830/press_release/20100830.pdf)
 - ・財務会計基準機構「単体財務諸表に関する検討会の設置について」(22年9月28日、
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20100928.jsp)
 - ・「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(22年6月18日公表、
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/>)
 - ・「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月24日公表、
<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101224-5.html>)
 - ・「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(23年5月17日成立、
<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>)
 - ・総務企画局企業開示課「自見金融担当大臣談話－IFRS適用に関する検討について－」
(23年6月21日、<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>)
 - ・SEC “SEC Approves Statement on Global Accounting Standards”
(22年2月、<http://sec.gov/news/press/2010/2010-27.htm>)
 - ・IFRS “IASB and FASB report substantial progress towards completion of convergence programme”

- (23年4月、<http://www.ifrs.org/News/Press+Releases/progress+report+2011.htm>)
- ・財務会計基準機構「「単体財務諸表に関する検討会議」報告書」
(23年4月28日、
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/non-consolidated_financial_statements/)
 - ・産業界「我が国のIFRS対応に関する要望」
(23年5月25日、
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20110630/07.pdf)
 - ・SEC “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers”
(23年5月26日、
<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf>)
 - ・連合「2012年度重点政策」
(23年6月、
<http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/seisaku/jyutenseisaku2012.pdf#search='連合2012年度重点施策'>)
 - ・日本経団連「国際会計基準(IFRS)の適用に関する早期検討を求める」
(23年6月29日、<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/069.html>)
 - ・金融庁企業開示課「企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議」
(23年6月30日、
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/hatsugen/soukai/20110630.html)
 - ・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(23年4月28日、
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20110428.html>)
 - ・金融トラブル連絡調整協議会「平成20年度の苦情・紛争解決支援の取組みについて」
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryousoukai/20090619.html)
 - ・金融トラブル連絡調整協議会「金融ADR機関の苦情処理手続実施状況(平成22年10月1日~平成22年12月31日)」、「金融ADR機関の紛争解決手続実施状況(平成22年10月1日~平成22年12月31日)」
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryousoukai/20110214.html)

11. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課

施策Ⅲ－１－（２）

決済システム等の整備・定着

1. 達成目標等

達成目標	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>決済システムは、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要なインフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場強化プラン（平成19年12月21日） ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今後の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成21年12月9日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日）
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取り組み状況 ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取り組み	<p>我が国決済システムの強靱化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けるとともに、取引情報保存・報告制度の創設に向けた制度整備に取り組む。</p> <p>また、上記制度整備を進めるとともに、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取り組みをサポートするほか、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画し、海外監督当局との国際的協調に努める。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p>

<p>②国債取引・貸株取引等の証券 決済・清算態勢の強化に向け た取組み</p>	<p>我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時(平成20年9月)にも確認された国債清算機関のリスク削減機能の更なる活用を図るべく、市場関係者による①同機関の利用拡大を図るための態勢強化、②決済期間の短縮やフェイル発生時の取扱いルールの確立・普及に係る取組みをサポートする。</p> <p>また、貸株取引についても、決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポートする。</p>
<p>③情報セキュリティ・リスクマ ネジメント能力、コストパフ ォーマンス向上の促進等</p>	<p>政府における情報セキュリティ対策に係る計画等に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、金融機関の情報セキュリティ対策向上のための情報提供、情報連絡の充実等を図る。また、(財)金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を行う。</p>

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組みについては、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成22年5月12日成立、5月19日公布)に基づき、清算機関の基盤強化等に係る政令・内閣府令を同年12月27日に公布(23年4月1日施行)したほか、関係する国際会議等に参画して国際的協調に努めつつ、我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の開始に向けた検討・取組みをサポートしました。

また、国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組みについては、市場関係者による決済リスク削減に向けた工程表の策定・公表(22年6、12月に公表)をサポートしました。

これらにより、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムの構築が図られていくものと考えられることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて着実に取組みを進めており、一定の成果が上がっていますが、店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け等に係る政府令の策定作業や、清算機関による業務開始等に向けた対応等を引き続き進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国

際競争力を強化するため、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築することが課題となっています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第3回 G20 首脳会合（ピッツバーグ・サミット） 首脳声明	平成 21 年 9 月 24 日 ～25 日	店頭デリバティブ市場の改善：遅くとも 2012 年末までに、標準化されたすべての店頭（OTC）デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。中央清算機関を通じて決済がされない契約は、より高い所要自己資本賦課の対象とされるべきである。我々は、FSB とその関連メンバーに対して、実施状況及びデリバティブ市場の透明性を改善し、システムック・リスクを緩和し、市場の濫用から守るために十分かどうかにつき、定期的に評価することを要請する。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み

①取組内容

「金融・資本市場に係る制度整備について」（22 年 1 月 21 日公表）等を受け、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（22 年 5 月 12 日成立、5 月 19 日公布）のうち清算機関の基盤強化等に係る政令・内閣府令の策定作業が進められ、22 年 10 月 12 日から 22 年 11 月 22 日までの間、パブリックコメント手続に付した上で、当該政令・内閣府令を同年 12 月 27 日に公布しました（23 年 4 月 1 日施行）。

また、我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の開始に向けた検討に積極的に参加し、必要に応じて協力を行いました。

さらに、店頭デリバティブ取引の決済リスク削減に向けた国際的な議論に積極的に参画し国際的協調に努めつつ、議論の状況等について我が国市場関係者への還元等も実施

しました。

②評価

清算機関の利用義務付けや当該清算機関の基盤強化に係る制度を整備することにより、我が国決済システムの強靱化が図られるところであり、上記「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の最終施行期限である24年11月に向けて、着実に取組みが進められたものと考えています。

(2) 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み

①取組内容

「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月21日公表）を踏まえ、市場関係者において、22年6月に国債取引の決済リスク削減に関する工程表が公表（同年12月に更新）され、また、同年12月には貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表が公表されましたが、これらに関する検討に積極的に参加したほか、金融庁ウェブサイトにおいても当該工程表を公表して広く周知を行うなど、必要に応じて協力を行いました。

②評価

国債取引における決済期間の短縮化や清算機関の利用促進、又は貸株取引におけるDVP決済¹の導入に向けた取組みは、我が国決済システムの安定化に資するものであり、当該取組みの推進に寄与したものと考えています。

(3) 情報セキュリティ・リスクマネジメント能力、コストパフォーマンス向上の促進等

①取組内容

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」（21年2月3日情報セキュリティ政策会議）に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、情報システムの機能不全等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供（5件）し、またNISCに対し金融機関の情報システム障害に係る情報の連絡（492件）を行いました。

また、金融分野でのIT投資等についての情報提供の観点から、公益財団法人 金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を行い、「携帯型電子機器の高度化と金融機関業務における活用動向」と題するレポートを公表しました（FISC機関誌に掲載）。

②評価

金融関係事業者団体、NISC及び金融庁の間で、情報セキュリティに関する情報

¹ DVP（Delivery versus Payment）決済とは、証券と資金の受渡しを同時に条件付けて行うこと

が着実に共有されております。

また、上記レポートは、近年機能の高度化が進みつつある携帯型電子機器について、金融機関における導入事例から情報セキュリティ対策上の留意点等を紹介する内容であり、当該レポートを掲載した機関誌は、会員 646 機関に配布され参考に供されています。

なお、FISCによる安全対策基準実施状況調査によると、調査対象の基準の実施率は約 70~90%の水準を維持しており、今後も金融機関の情報セキュリティ対策向上のための情報提供、情報連絡の充実等を図る必要があります。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤であり、我が国金融・資本市場における国際競争力強化の観点から、安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築することが必要です。

また、決済リスク削減の観点から、21年9月のG20ピッツバーグ・サミット首脳声明において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用や、取引情報の保存・報告等を24年末までに実施することが求められているところです。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

店頭デリバティブ取引における清算機関の利用を義務付けや、国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みを進めることにより、決済システムの安定性が確保され、金融危機時においても危機の伝播を抑止する効果が期待できるものと考えます。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者に対して決済リスクの削減に向けた検討を促す等、制度整備に加えて市場関係者の実務面での取組みも推進することで、より大きな効果が得られるように努めています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（22年5月12日成立、5月19日公布）の最終施行期限は24年11月であり、関係政令・内閣府令において、店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付けや取引情報の保存・報告等に係る具体的な制度整備を進める必要があります。

また、清算機関による清算業務の開始に向けた監督対応や、取引情報の報告を受入れるための体制・システムの整備、及び同「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の義務の履行に向けた市場関係者の取組みを推進していく必要があります。

②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み

国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みが工程表に基づいて進められるところであり、例えば、国債取引の決済期間短縮化は24年4月に実施予定となっています。このため、今後も必要に応じた協力や監督対応が必要と考えられます。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
店頭デリバティブ取引情報の報告・蓄積システム(仮称)関係経費	①	予算 <新規>	—
店頭デリバティブ取引情報の報告・蓄積システム(仮称)の開発等に係る体制の整備	①	機構・定員	

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記(評価に使用した資料等)

- ・ 外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」(平成21年9月24・25日開催)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html
- ・ 金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」(平成22年1月21日公表)
<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html>
- ・ 金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」(平成22年6月29日公表)
<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html>
- ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」(平成22年12月22日公表)
<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html>
- ・ 金融情報システムセンター「携帯型電子機器の高度化と金融機関業務における活用動向」(『金融情報システム』平成23年冬号)

11. 担当課室名

総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局政策課

施策Ⅲ－１－（３）

専門性の高い人材の育成等

1. 達成目標等

達成目標	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そのものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。 【根拠】市場強化プラン（平成19年12月21日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・ 主な事務事業の推進等状況 ・ 公認会計士試験の受験者数 ・ 講演会等の実施回数

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①高度かつ実践的な金融教育の充実	我が国金融・資本市場において、専門性の高い優秀な金融人材を確保するため、関係省庁や業界団体の協力を得て、大学・大学院における高度かつ実践的な金融経済教育の充実・強化に努めていく。
②公認会計士試験の実施の改善（再掲）	公認会計士試験受験者にとっての利便性向上のため、試験期日から合格者発表日までの期間を短縮するほか、論文式試験の成績通知の内容等を充実させるなど、受験者への情報提供の拡充を図る。 さらに、幅広い人々が受験するよう、全国の大学等において講演を行うなど、引き続き広報の強化に努める。
③金融専門人材の育成	我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質等について、公的関与のあり方も含め、幅広い観点から議論を行う。

3. 評価結果

（1）22年度の達成度

B

【達成度の判断理由】

金融行政に関する大学院との連携講座の継続や公認会計士試験の実施の改善、それに伴う公認会計士試験受験者の増加等、一定の成果は上がっていますが、専門性の高

い人材育成に向けた更なる取組みが必要なことから、Bと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（専門性の高い人材の育成に向けた更なる取組み）を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,400兆円の家計金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが求められています。

また、国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

こうした市場の優位性や競争力を決定する要因として、専門性の高い人材の確保等の重要性等が指摘されており、我が国市場の競争力を強化していくためには、市場をめぐる周辺環境の整備の一環として、専門性の高い人材の育成等についても、幅広く取り組んでいく必要があります。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 高度かつ実践的な金融教育の充実

①取組内容

広島大学大学院、中央大学大学院において金融行政に関する連携講座を継続して設置しているほか、経済産業省が主催する「高度金融人材産学協議会」に当庁もオブザーバーとして会議に参加するなどの取組みを行っています。

②評価

広島大学・中央大学との連携講座の設置や「高度金融人材産学協議会」へのオブザーバー参加を通じて、金融教育に取り組む関連団体と連携を図るなど金融教育の充実に寄与しているものと考えています。

(2) 公認会計士試験の実施の改善

①取組内容

審査会では、公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすいものとする観点から、平成22年試験から短答式試験を年2回実施しました。

また、受験者の利便性向上の観点から、平成 22 年試験において、短答式試験及び論文式試験の期日から合格発表日までの期間を従来より約 1 週間短縮するとともに、論文式試験の成績について、通知内容の充実を図った上で、合格者を含めた受験者全員に通知することにより、受験者への情報提供の拡充を図りました。

さらに、公認会計士に期待される役割等をテーマとした講演を全国 6 大学で実施しました。

②評価

公認会計士試験の実施面に係る上記の措置を講じたことは、受験者の増加や受験者にとっての利便性の向上を通じ、公認会計士監査の質の向上、企業財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

(3) 金融専門人材の育成

①取組内容

上記(1)「高度かつ実践的な金融教育の充実」に向けた取組みの他、庁内においては、職員に対する各種研修の実施や高い専門的知識を有する人材の積極任用に取り組んでいます。

②評価

我が国金融・資本市場の発展を担う人材の確保・育成については、他の施策とも協働しながら、引き続き幅広い観点から議論を行う必要があると考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か)

金融・資本市場の競争力を規定する最も基本的かつ重要な要素は、諸外国の国際金融センターの例を見るまでもなく、専門性の高い人材の存在です。我が国金融・資本市場において、多様かつ質の高い金融商品・サービスが提供される環境を整備していくためには、金融サービス業や法律、会計等の周辺専門サービスに従事する専門性の高い人材を育成・強化し、その厚みを増していく必要があります。

(2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか)

高度かつ実践的な金融教育の充実、金融専門人材の育成については、金融庁としてできることには限界があり、人材育成のための環境整備が中心となりますが、公認会計士試験の実施の改善を含め、金融面に通じた専門性の高い人材の育成に向けた取組み・議論が進みつつあると考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

金融面に通じた専門性の高い人材の育成等のために取り組む事務事業の多くは制度的枠

組みの整備等であり、公認会計士試験や庁内における各種研修の実施に係る経費を除けば、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

高度かつ実践的な金融教育の充実や金融専門人材の育成について、取組みの充実・改善や更なる取組みについて検討を行う必要があります。

また、多様な人々が受験するよう、公認会計士試験に関して、引き続き広報の強化に努める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「平成 22 年公認会計士試験合格者調」（平成 22 年 11 月 15 日公表
http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_22.html）

11. 担当課室名

総務企画局政策課、総務企画局総務課、公認会計士・監査審査会事務局

施策Ⅲ－１－（４）

個人投資家の参加拡大

1. 達成目標等

達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場強化プラン（平成19年12月21日） ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今後の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成21年12月9日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日）
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合（前年度より増加・22年度末） ・個人の株式売買比率及び株式保有比率（前年度より増加・22年度末） ・個人株主数の推移（前年度より増加・22年度末） ・特定口座数の推移（前年度より増加・22年度末） ・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・22年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①安心して投資できる環境の整備	利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう努める。
②個人投資家の裾野拡大のための税制面の環境整備	個人投資家の裾野が広がるよう、日本版ISAの円滑な施行に向けて取り組むとともに、簡素で分かりやすく投資しやすい、税制面での環境の整備に努める。
③金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行（再掲）	利用者保護の充実・利用者利便の向上等を図る観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行に取り組む。また、金融団体等が認定投資者保護団体の枠組み等を用いて行う取り組みをも適切にフォローする。
④金融経済教育の充実（再掲）	利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や19年4月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シン

	ポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。
--	--

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

B

【達成度の判断理由】

個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に向けた環境整備や適切な投資機会の提供などに取り組み、個人株主の数や特定口座数の増加といった成果が得られたものの、個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合や、投資主体別で見た個人の売買比率にわずかながら低下が見られます。

また、「金融に関する消費者アンケート調査」では「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が前年を若干上回っています。当庁としては、国民に各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みの理解度を高めてもらうために取り組んだ各種施策もあり、一定の成果が得られたと考えています。

以上のことから、Bと評価しました。

(2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の効果（個人株主の数や特定口座の増加など）が上がっていますが、個人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかり支えることが求められています。このため、家計部門に適切な投資機会を提供するためには、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要です。

また、個人投資家自身による直接的な金融・資本市場への参加だけでなく、保険や年金基金などの機関投資家を通じた間接的な参加についても、個人投資家の金融資産の運用の多様化の観点から重要です。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

平成20年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、我が国においても株価等の大幅な変動や実体経済の悪化等が生じましたが、我が国経済はこの危機を克服し、外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきました。他方、我が国の景気は、東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっており、また、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 安心して投資できる環境の整備

①取組内容

我が国金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資者等の保護を確保すること等を目的として、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(22 年 5 月 12 日成立、5 月 19 日公布)に係る関係政令・内閣府令等(23 年 4 月 1 日施行)を整備しました。この中では、事業型ファンドに係る分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供等の観点から、事業型ファンド販売に係る契約締結前交付書面の記載事項の拡充等を盛り込みました。

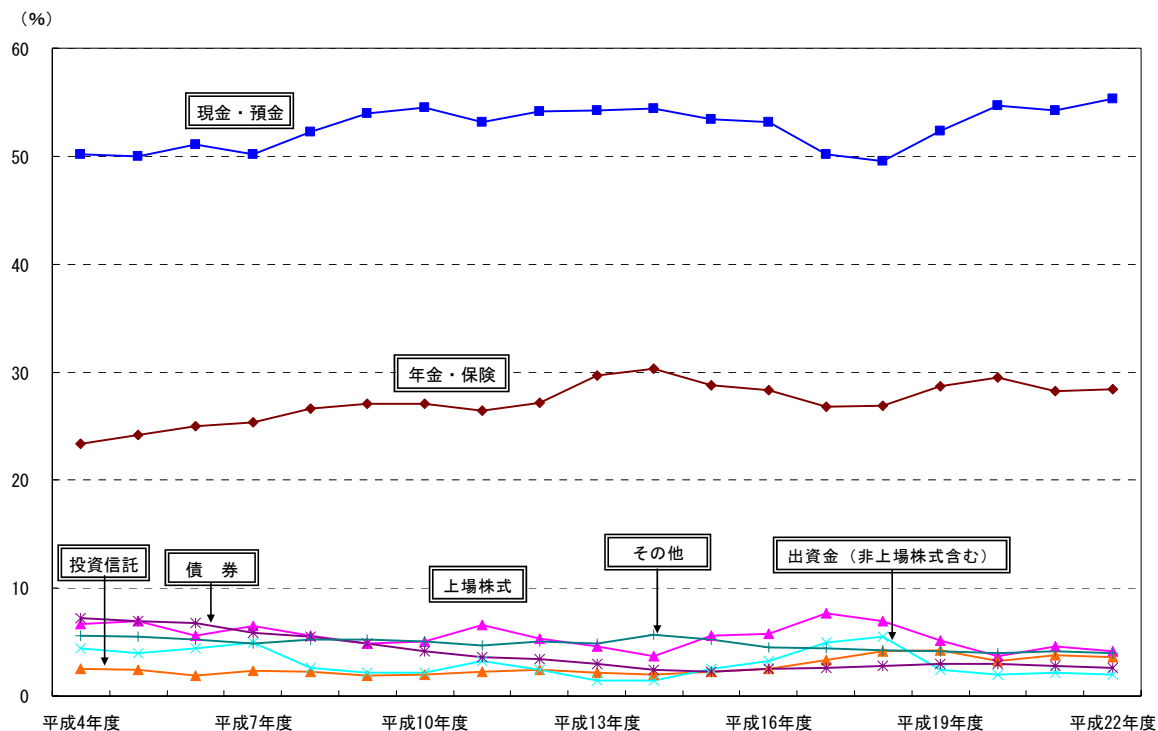
また、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応や投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充等を盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が 23 年 3 月 11 日に閣議決定されました(23 年 4 月 1 日国会提出、5 月 17 日成立、5 月 25 日公布)。

これらの措置により、個人投資家が安心して投資できる環境の整備が進み、我が国金融・資本市場の信頼が高まることにより、個人投資家の参加拡大につながるものと考えています。

②評価

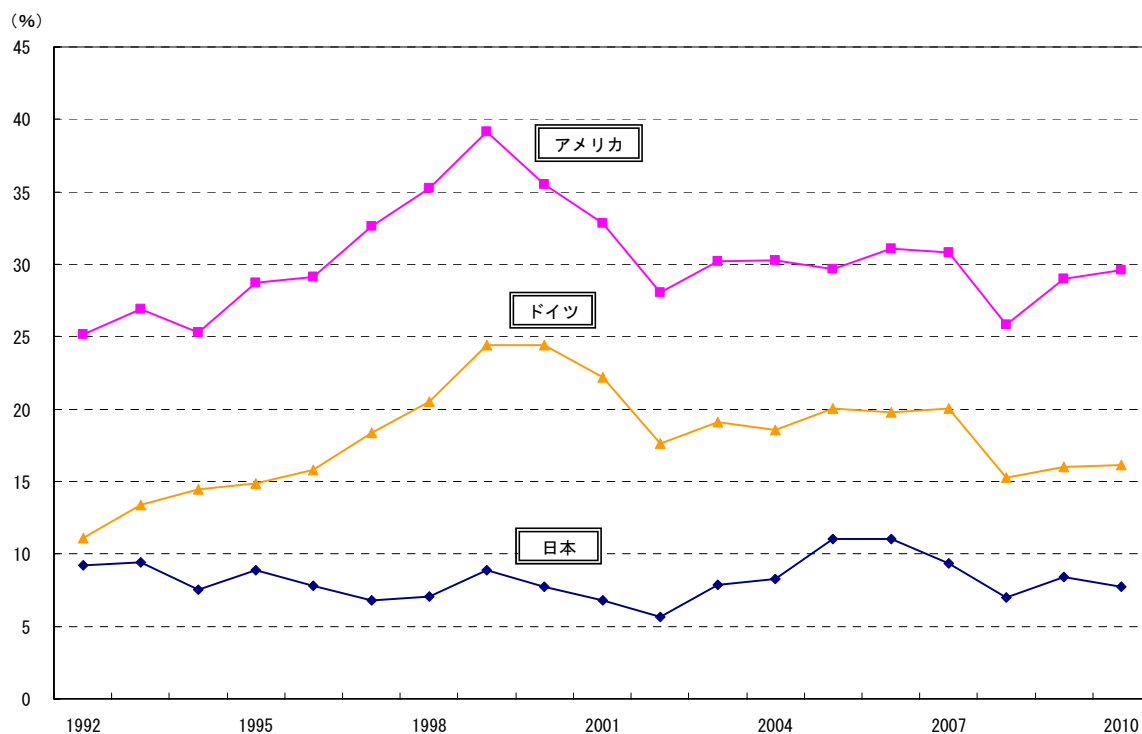
22 年度末の個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災等の影響による株価等の大幅な変動(日経平均株価:9,755.10 円(22 年度末、対前年度末比▲12.0%))等もあり、7.8%(対前年度末比▲0.6%ポイント)となりました。また、諸外国と比べると当該割合は依然低い水準となっています。他方、個人株主の数は、4,591 万人(対前年度末比+2.5%)となり、過去最高を更新するなど、安心して投資できる環境の整備の取組み等が金融・資本市場の公正性・透明性の一層の確保につながり、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものと考えています。

【資料1 個人金融資産の推移】



(出所) 日本銀行「資金循環統計 (2011年1～3月速報)」

【資料2 個人金融資産に占める株式・投資信託の割合】

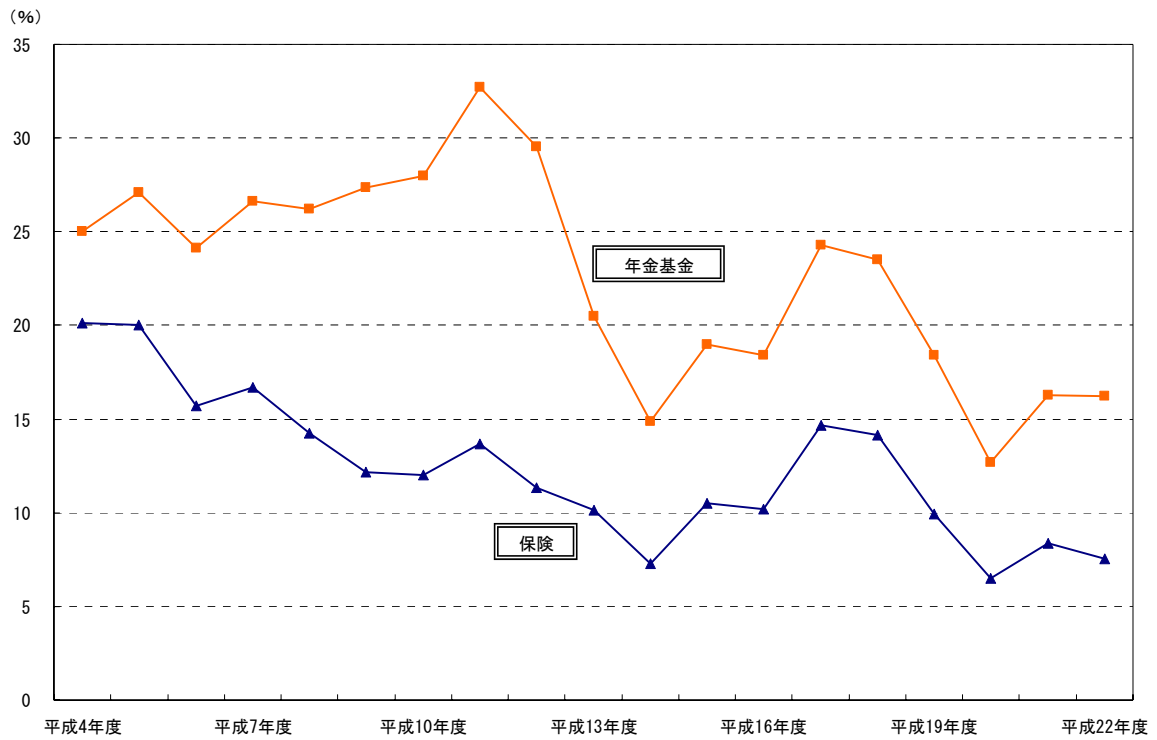


(出所) 日本銀行「資金循環統計 (2011年1～3月速報)」、Federal Reserve Board 「Flow of Funds Accounts (Fourth Quarter 2010)」、Deutsche Bundesbank 「Financial accounts」 「Monthly Report (February 2011)」

(注1) 日本は家計、米国及びドイツは家計と対家計民間非営利団体の合計値。

(注2) 日本は年度末時点、米国及びドイツは年末時点の数値 (ドイツの2010年は2010年9月末時点の数値)。

【資料3 保険・年金基金の金融資産における株式・投資信託の割合】

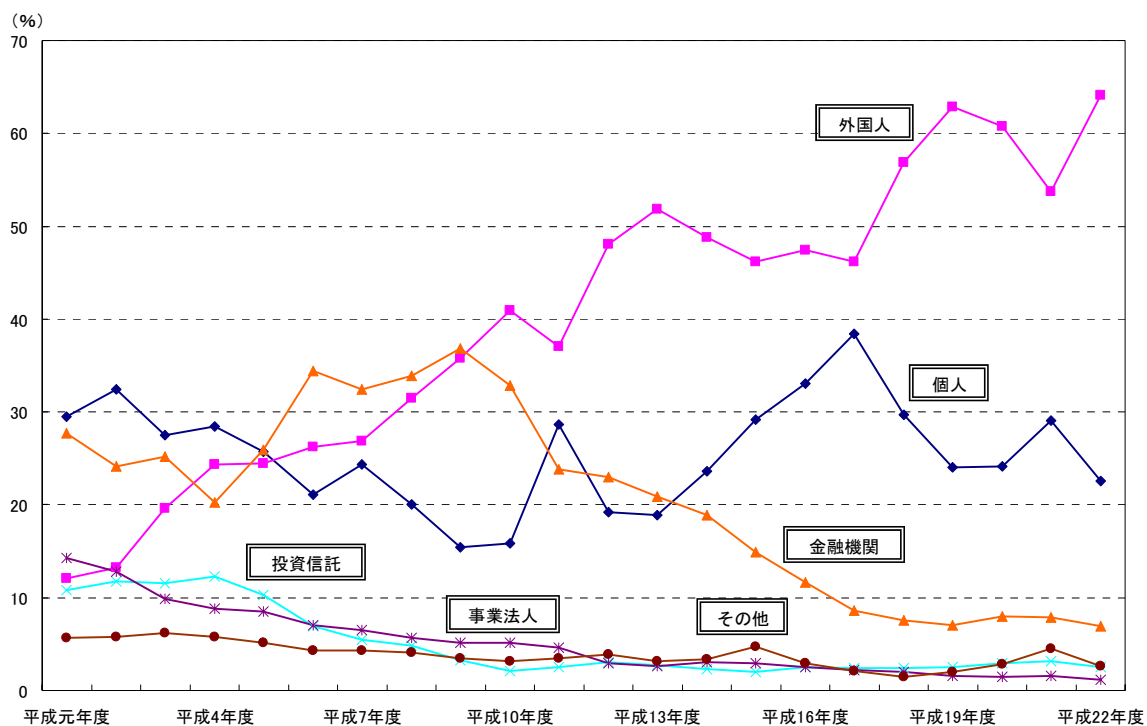


(出所) 日本銀行「資金循環統計(2011年1～3月速報)」。

(注1) 保険には、生命保険会社、損害保険会社等が含まれる。

(注2) 年金基金には、企業年金、国民年金基金等が含まれる

【資料4 我が国の投資主体別株式売買比率の推移（委託売買代金）】



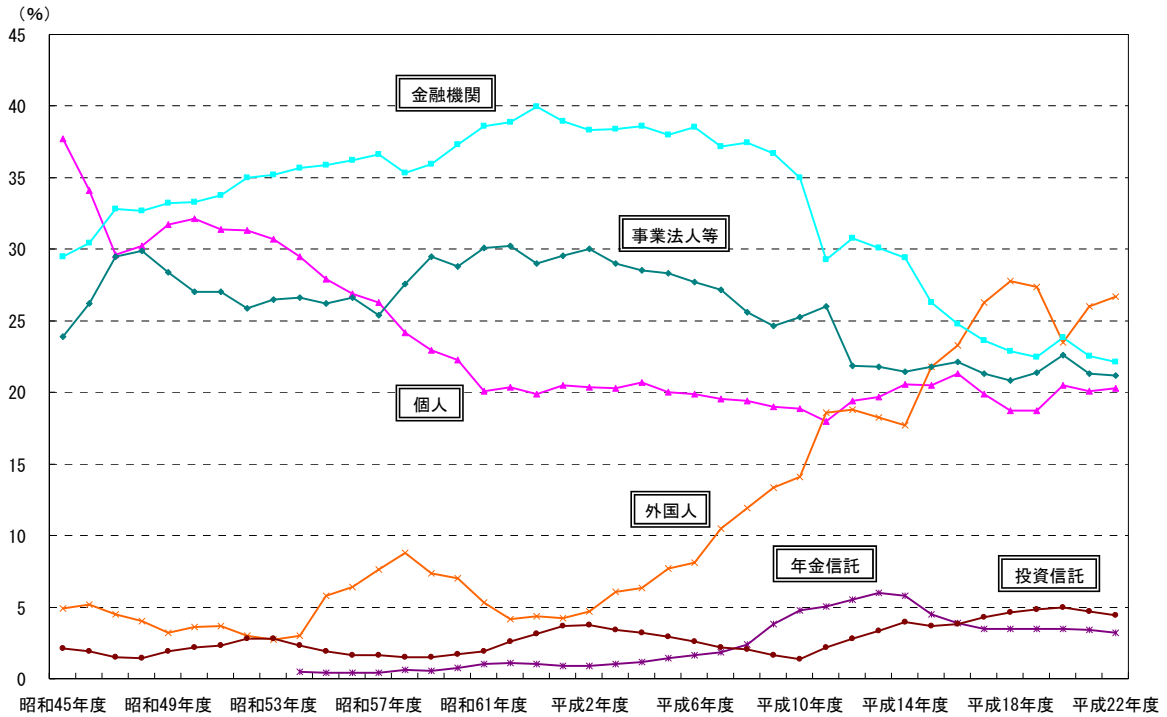
(出所) 東京証券取引所「投資部門別売買状況(2011年)」

(注1) 「金融機関」は「生保・損保」「都銀・地銀等」「信託銀行」の合計。

(注2) 調査対象は、資本金30億円以上の取引参加者で、三市場(東京・大阪・名古屋)の集計値。

(注3) 年間における各主体の売買シェア。

【資料5 我が国の投資主体別株式保有比率の推移】



(出所) 東京・大阪・名古屋・福岡・札幌証券取引所「平成22年度株式分布状況調査」

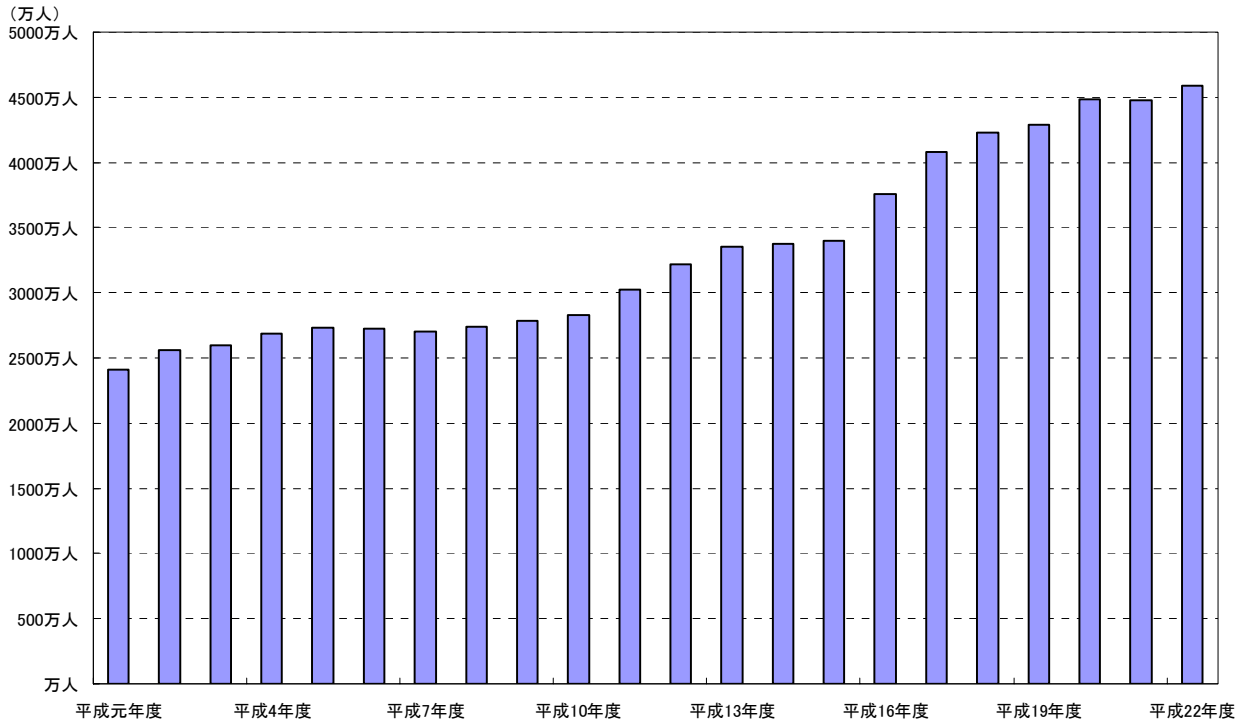
(注1) 金融機関は、投資信託、年金信託を除く。ただし、1978年度以前については、年金信託を含む。

(注2) 事業法人等とは、金融機関及び証券会社以外の法人格を有するすべての国内法人をいう。

(注3) 年金信託とは、企業年金等のうち、信託業務を営む銀行を名義人(受託者)とするものであり、公的年金の運用分については含まれていない。

(注4) 調査対象は、平成23年3月末現在において東京、大阪、名古屋、福岡、札幌の各取引所に上場している内国上場会社のうち、平成22年度中に到来した最終決算期末日現在の上場普通株式が対象。

【資料6 個人株主数の推移】



(出所) 東京・大阪・名古屋・福岡・札幌証券取引所等「平成22年度株式分布状況調査」

(注) 平成13年度より、単位数ベースから単元株ベースへと変更。

(2) 個人投資家の裾野拡大のための税制面の環境整備

①取組内容

22年度においては、引き続き上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率が適用されました。

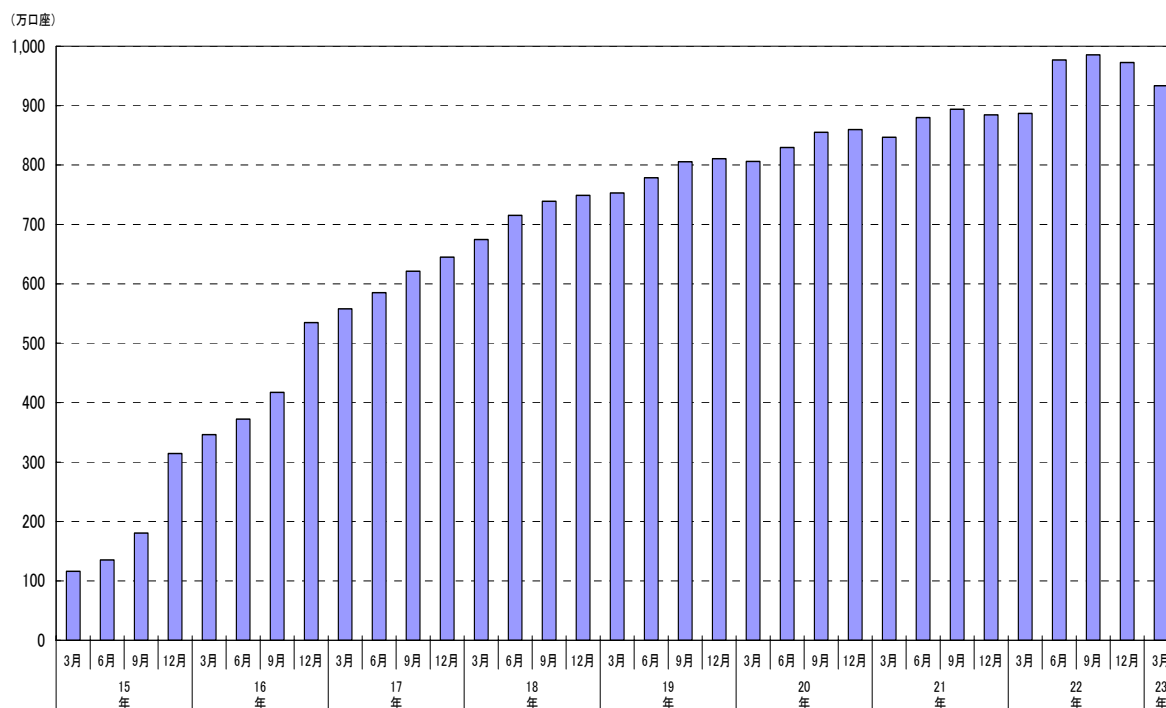
また、23年度税制改正要望において、現下の経済金融情勢及び配当の二重課税問題等に鑑み、23年末で期限切れとなる上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を延長すること及び、投資しやすい中立的な税制を構築する観点から店頭デリバティブ取引等に係る所得について20%申告分離課税とすること等の要望を行いました。

その結果、「23年度税制改正大綱」(22年12月16日閣議決定)において、景気回復に万全を期すため、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率が2年延長されるとともに、金融商品間の課税の中立性を高める観点から、店頭デリバティブ取引等に係る所得について、20%申告分離課税とすること等が認められました。また、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率の2年延長に伴い、日本版ISAの導入時期については、26年1月からとなりました。なお、それらを盛り込んだ税制改正法案が国会に提出され、その後、当該税制改正法案から切り出された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれ、国会で成立(23年6月22日)、公布・施行されました(23年6月30日 ※ただし、店頭デリバティブ取引等に係る税制措置の施行日は24年1月1日)。

②評価

特定口座数が23年3月末時点で934万口座（対前年度末比+5.2%）に増加するなど、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものと考えています。

【資料7 特定口座数の推移】



（出所）日本証券業協会 平成23年3月期

（注）証券会社16社における特定口座

（3）金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行

①取組内容

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）は、金融機関のトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とするものです。金融ADR制度は21年の改正金融商品取引法等において整備され、22年10月1日から各金融機関等に対する行為規制が発効しました。この金融ADR制度の導入を円滑に行うため、「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）に関する留意事項について（金融ADRガイドライン）」を22年4月26日から適用しました。また、金融ADR制度の開始に向けた金融機関等の体制整備状況を検証し、指定紛争解決機関の存在しない業態の金融機関等に対しては、認定投資者保護団体の活用も含め、苦情・相談等への対処態勢等が適切に整備されているかについて重点的に検証しました。さらに、22年9月15日には全国銀行協会等の7団体を紛争解決機関に指定し、23年2月15日には1団体を追加指定しました。広報面では、パンフレット「金融機関との間でトラブルをかかえている利用者の皆様へ」を作成し、制度の周知に取り組みました。

②評価

23年3月末時点で、紛争解決機関として主要な8団体が指定されています。また、指定紛争解決機関の苦情処理手続の受付件数は2,778件（22年10月～23年3月（前年同期比+62%））、紛争解決手続の受付件数は487件（22年10月～23年3月（前年同期に紛争解決業務を行っていた機関の前年同期比+231%））、金融関係の業界団体における苦情・相談の受付件数は196,330件（22年度（対前年度比▲10.6%））となっており、制度の周知や指定紛争解決機関等の受付態勢の強化に係る努力等も背景に、引き続き高い水準で推移しています。また、各金融機関等においては、指定紛争解決機関が設立されている業態では当該指定紛争解決機関と契約締結をし、指定紛争解決機関が設立されていない業態では弁護士会と契約締結する等、金融ADR制度に対応する措置を講じております。このように、金融ADR制度は円滑に施行されたものと考えています。

今後も、金融ADR制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組むとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点等について検討を行ってまいります。

（4）金融経済教育の充実

① 取組内容

ア. パンフレット等の作成・配布

近年、社会問題となっている未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を22年12月に作成し、地方公共団体等へ広く配布しました(52万部)。また、一般社会人及び高齢者等を対象に金融の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」等を、全国の地方公共団体、高校、大学等に、広く配布を行いました(18万部)。

イ. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例を含め、生活設計と資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、福岡市、金沢市、高松市、東京都、札幌市、熊本市の計6箇所で開催しました。

ウ. 金融庁ウェブサイト金融経済教育コーナーによる情報提供

学生及び新社会人を対象に金融の仕組みについて分かりやすく解説する「おしえて金融庁」、及び一般社会人を対象に金融取引に係る注意喚起情報等を掲載する「一般のみなさんへ」のコーナーにより、分かりやすい情報提供、タイムリーな情報提供に努めています。22年度は、新規に作成したパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を「一般のみなさんへ」に掲載するなどしました。

②評価

ア. パンフレット等の配布部数の推移

22年度に新規作成したパンフレット「事例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」は、全国の地方公共団体等へ52万部配布され、配布先へのアンケートによると、講義での使用や住民への配布など有効に活用されています。

また、19年2月から引き続き配布している「はじめての金融ガイド」については、全国の地方公共団体、高校、大学等からの追加配布要望に応じ配布しており、22年度においては、「はじめての金融ガイド」作成から年数を経たためか、21年度より配布要望は減少したものの、配布先へのアンケートによると、授業での使用や住民・学生への配布など有効に活用されています。これらのことから、金融経済教育の推進に資することができたと考えています。

【資料8 パンフレット「はじめての金融ガイド」の配布部数】

19年度	20年度	21年度	22年度
76万部	18万部	23万部	18万部

(出所)総務企画局政策課調

イ. シンポジウムの開催

19年度より実施している「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」は21年度には6箇所開催しましたが、22年度についても福岡市、金沢市、高松市、東京都、札幌市、熊本市の計6箇所で各地の財務局と共催で開催しており、引き続き金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

なお、19年度より同じ内容で実施しており、従前のテーマ・開催形態でのシンポジウムは最近の金融庁の重点施策や国民のニーズにマッチしていないのではないかという意見もあることから内容の見直しが必要であると考えています。

ウ. 金融庁ウェブサイト（「おしえて金融庁」等）へのアクセスの状況

金融庁ウェブサイト上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」へのアクセス件数は18年度に行ったウェブサイト改訂の効果が薄れたため、年々減少していましたが、22年度は、新規に作成したパンフレット「事例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を「一般のみなさんへ」に掲載したこと等の効果もあり、358,445件と21年度と比較すると増加しており、利用者のニーズに応じた取組みが実施できたと考えています。

【資料9 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数の推移】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年間件数	565,913件	506,276件	415,623件	333,894件	358,445件
月間平均件数	47,159件	42,190件	34,635件	27,824件	29,870件

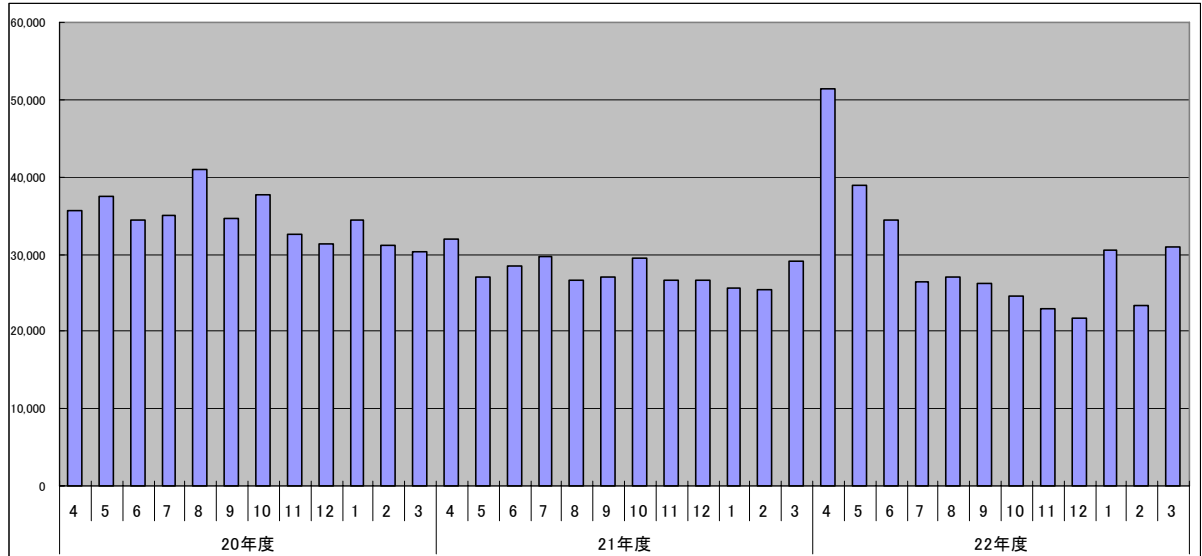
(出所) 総務企画局政策課調

(注1) 18～20事務年度は7月～翌年6月末、21・22年度は4月～翌年3月末の計数。

(注2) 18事務年度は、金融庁ウェブサイトの改訂を行っています。

【資料10 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数】

(単位：件)

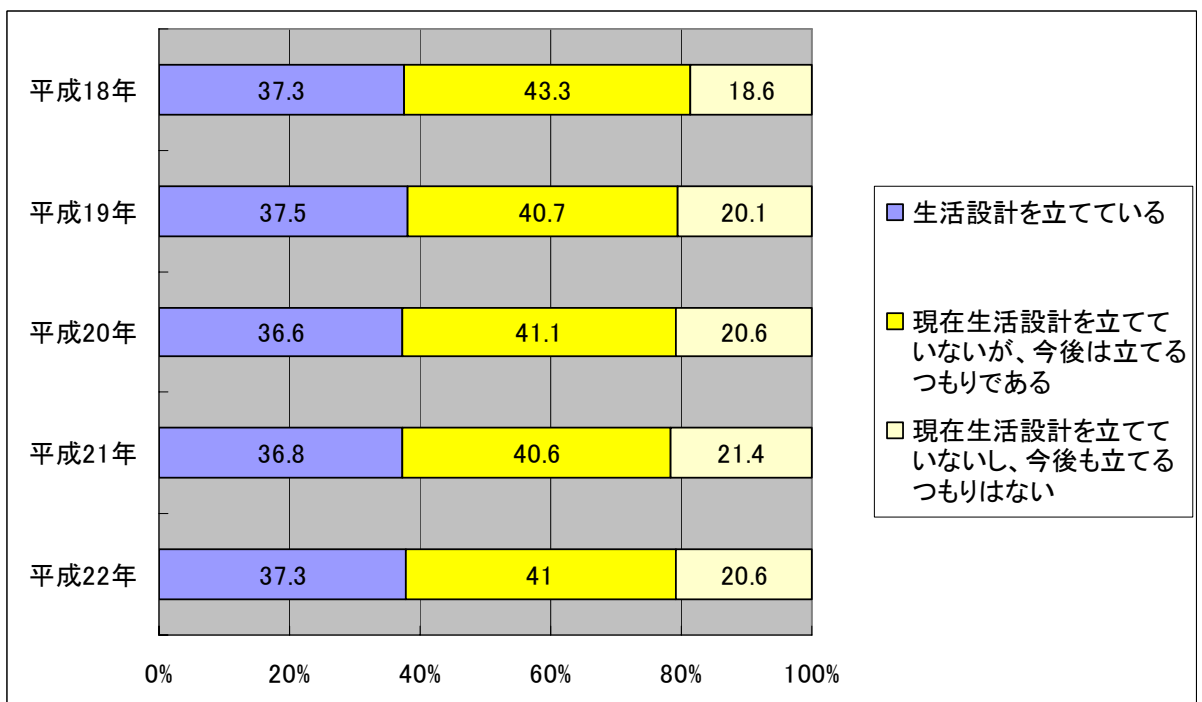


(出所) 総務企画局政策課調

エ. 金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査（金融に関する消費者アンケート調査）

22年は「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が37.3%であり、前年より上昇しています。

【資料11 生活設計設定の有無】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

これらの調査結果等をみると、指標の動きはばらつきがあるものの、生活設計を立てていると回答した世帯の比率が前年より上昇していることやパンフレット配布等の利用者のニーズに応じた取組みにより、総じて国民の金融知識への関心が高まっていると考えていますが、一方、生活設計を立てる予定がない世帯が2割以上もいるなど、引き続き、金融経済教育の充実を図ることが重要と考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を提供することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかりと支えることが求められています。このため、家計部門に適切な投資機会を提供するためには、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要です。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

個人株主の数や特定口座数等が増加するなど、金融・資本市場の公正性・透明性の確保などに向けた取組みは、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものの、個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合は諸外国と比べると依然低い水準であり、今後も更なる取組みが必要と考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融経済教育の充実に係る取組みに際しては、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、国民が直接アクセスできるウェブサイトを媒体とした注意喚起等、多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができたと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 安心して投資できる環境の整備

金融商品取引法の施行状況等を注視し、必要に応じてルールの変更の周知・明確化等を図っていく必要があるとともに、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応等を盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（23年5月17日成立、5月25日公布）の円滑かつ適切な施行に向けて、関係政令・内閣府令を整備する必要があります。

② 個人投資家の裾野拡大のための税制面の環境整備

個人投資家の参加拡大の観点から、金融・資本市場への適切な投資機会を提供できるよう、簡素で分かりやすく、投資しやすい税制面での環境整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

③ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の円滑な施行

22年10月1日から金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）が本格施行されたことを踏まえ、制度の利用者への幅広い周知や金融トラブル連絡調整協議会の枠組み等を活用し、指定紛争解決機関相互の連携を促すこと等により、利用者保護の充実・利用者利便の向上に取り組んでいく必要があります。

④ 金融経済教育の充実

ア. 金融経済教育の推進にあたっては、引き続き、金融広報中央委員会・文部科学省等の関係省庁や金融関係団体等との連携を図って、効率的に諸施策を横断的に進めていくことが重要です。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要があります。

イ. 学校教育において金融経済教育を充実・強化するためには、消費者問題等に対応して作成した教材の一層の普及に努める必要があります。例えば、新学習指導要領を踏まえた教材の改訂など教材の充実に努める必要があります。

ウ. 一般社会人向けの金融経済教育を充実するためには、金融商品・サービスの多様化や、多重債務問題をはじめとする金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の更なる充実・普及に努める必要があります。例えば、利用者の目線に立ったより分かりやすい教材を作成するため、現行のパンフレットの改訂を検討する必要があります。一方、これまで実施しておりました「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」についても、最近の金融庁の重点施策や国民のニーズにマッチした内容に見直す必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
金融税制調査等経費	②	予算 <継続>	7,000千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 日本銀行「資金循環統計」
(平成23年6月公表、<http://www.boj.or.jp/statistics/sj/index.htm/>)
- ・ Federal Reserve Board「Flow of Funds Accounts (Fourth Quarter 2010)」
(平成23年6月公表、<http://www.federalreserve.gov/releases/z1/>)
- ・ Deutsche Bundesbank「Financial accounts」「Monthly Report (February 2011)」
(http://www.bundesbank.de/statistik/statistik_zeitreihen.en.php?open=wirtschaftsdaten)

(http://www.bundesbank.de/volkswirtschaft/vo_monatsbericht_aktuell.en.php)

- ・ 東京証券取引所「投資部門別売買状況」
(平成 23 年 4 月公表、<http://www.tse.or.jp/market/data/sector/index.html>)
- ・ 東京証券取引所「株式分布状況調査」
(平成 23 年 6 月公表、
<http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/index.html>)
- ・ 日本証券業協会調「特定口座数の推移」
- ・ 金融庁総務企画局政策課「パンフレット『はじめての金融ガイド』の配付部数」
- ・ 金融庁総務企画局政策課「『おしえて金融庁』及び『一般のみなさんへ』アクセス件数」
- ・ 金融中央広報委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
- ・ 金融トラブル連絡調整協議会「平成 20 年度の苦情・紛争解決支援の取組みについて」
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryoku/20090619.html)
- ・ 金融トラブル連絡調整協議会「金融 A D R 機関の苦情処理手続実施状況（平成 22 年 10 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日）」、「金融 A D R 機関の紛争解決手続実施状況（平成 22 年 10 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日）」
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryoku/20110214.html)

1 1. 担当課室名

総務企画局市場課、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅲ－２－（１）

金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着

1. 達成目標等

達成目標	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと
目標設定の考え方及びその根拠	内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備するとともに、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。また、これらの実効性を確保する。 【根拠】 ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今後の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」(平成21年12月9日) ・新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・資金移動業者の登録件数 ・自家型前払式支払手段発行者の届出件数 ・第三者型前払式支払手段発行者の登録件数

2. 平成22年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 資金決済法の適切かつ円滑な施行	資金決済に関するサービスの適切な実施の確保及びその提供の促進等を図るため、銀行等以外の者について為替取引を行うことを認めること、前払式支払手段として従来からある紙型・IC型のものに加えてサーバ型を新たな規制対象とすること等を内容とする資金決済に関する法律について、適切かつ円滑な施行に取り組む。

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

「資金決済に関する法律」(平成21年6月17日成立、6月24日公布)の制定に伴う関係政令・内閣府令の制定・整備(22年4月1日)に係る事務を円滑に処理したほ

か、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた取組みも着実に進めていることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、顧客に対してより質の高いサービスを提供する環境の整備には引き続き取り組んでいく必要があります。また、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融サービスの多様化・高度化、金融機関のグループ化が進展する中、金融機関が自ら創意工夫を凝らしながら、金融機関又はグループ全体として顧客に対しより質の高いサービスを提供することが求められています。このため、金融機関の経営の健全性の確保、金融仲介機能の適切な発揮、利用者保護の充実といった観点に留意しつつ、新たな時代のニーズにマッチした制度的枠組みを検討・整備していく必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」	22年6月18日閣議決定	成長戦略における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 資金決済法の適切かつ円滑な施行

①取組内容

以下を内容とする、「資金決済に関する法律」の成立・公布（21年6月17日成立、24日公布）を受け、同法及び具体的な内容を規定した関係政令・内閣府令等（22年3月1日公布）を22年4月1日に施行しました。

- 銀行以外の者（資金移動業者）が為替取引（少額の取引に限る）を行うことができることとする。
- 紙型・IC型の前払式支払手段に加え、サーバ型前払式支払手段¹を法の適用対象とする。

¹ 利用者に交付される証票等や付与されるID等に金額の記載や記録がなく、これによって利用者が店頭の端末やインターネットを利用して発行者等が管理するサーバにアクセスし、サーバに記録された利用者の金額の範囲内で商品やサービスの提供を受ける仕組みとなっているもの

また、前払式支払手段発行者及び資金移動業者に対する日常の監督事務を遂行するため、法令等遵守や利用者保護のための情報提供・相談機能等などの監督上の評価項目等を規定した「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係）（案）」について、22年4月1日から適用しております。

さらに、「資金決済に関する法律」において新たに払戻しに関する規定が設けられたことから、金融庁では、利用者の間に混乱が生じることがないように、23年1月から金融庁HPへ払戻しに関する情報を掲載するなどの取組みを行っています。

②評価

現状、資金移動業者の登録者数が11件、自家型前払式支払手段発行者の届出件数は、652件（前年比+83件）、第三者型前払式支払手段発行者の登録件数は、1,121件（前年比+12件）にのぼっており、前払式支払手段発行者や資金移動業者にかかる新たな制度的枠組みの中で、法的な安定性が図られ、金融サービス業の活力・競争の促進が図られているものと考えています。

（2）その他の多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着に係る取り組み

①取組内容

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(22年6月18日閣議決定)においては、「金融戦略」を7つの戦略分野の1つとして位置づけ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられております。こうした中で、金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境整備に向けて、今後取組んでいく方策として、

- ① 外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備
- ② 本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化

等を盛り込んだ「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月24日)を公表しました。

また、これらの施策のうち、関連する法律で法改正が必要な事項等を一体的に盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が23年3月11日に閣議決定されました。(23年4月1日国会提出、5月17日成立、5月25日公布)

②評価

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

案」は、市場の信頼性の確保に関する我が国資本市場及び金融業の基盤強化のために不可欠な措置を講じるものであり、各般の制度整備により、多様で円滑な資金供給の実現、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供に向けて適切な対応が図られるものと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

少子高齢化が進展する中で、経済の持続的成長を確保し、国民の資産形成に資するため、我が国の金融サービス業が内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高いサービスを提供することが可能となるような制度的枠組みを検討・整備していく必要があります。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

「資金決済に関する法律」の施行に伴い、従来の旧前払式証票の規制等に関する法律において規制対象となっていた紙型・IC型等の前払式支払手段に加え、経済的な機能が紙型・IC型等と同様のサーバ型前払式支払手段が新たに規制対象となったこと等により、自家型前払式支払手段発行者の届出件数は、652件（前年比+83件）、第三者型前払式支払手段発行者の登録件数は、1,121件（前年比+12件）となっております。これらの前払式支払手段発行者により、法の規制の下で適切な表示義務の履行や発行保証金の供託等の義務が履行されつつ、多様な形態による金融サービス提供が行われていると考えています。

また、資金移動業の創設に伴い、少額の為替取引について多様な業者の新規参入が可能となったことから、現状、資金移動業者の登録件数が11件となっており、今後も増加していくと見込まれます。これらの資金移動業者により、法の規制の下で適切な情報提供や履行保証金の保全措置等の義務が履行されつつ、決済に関する新たなサービス提供が行われていると考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。また、各般の制度的枠組みの整備等を行うにあたっては、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用にも努めています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（23年4月1日国会提出、5月17日成立、5月25日公布）の円滑な施行のほか、我が国金融業の中長期的な在り方についての検討や企業の組織再編を念頭に置いた諸課題に関する検討等を通じて、金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計の取り組

みを引き続き行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
障がい者団体と金融機関との意見交換会に必要な経費	①	予算 <新規>	—

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・総務企画局企画課信用制度参事官室「資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案等の公表について」
(21年12月7日、<http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20091207-1.html>)
- ・監督局総務課金融会社室「「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)(案)」の公表について」
(21年12月14日、<http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20091214-2.html>)
- ・「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(22年6月18日公表
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/>)
- ・「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月24日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101224-5.html>)
- ・「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(23年5月17日成立、<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>)

11. 担当課室名

総務企画局企画課、監督局総務課、監督局総務課金融会社室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企業開示課

施策Ⅲ－２－（２）

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進

1. 達成目標等

達成目標	<p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること</p> <p>②地域密着型金融の推進が図られること</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>中小企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は引き続き厳しく、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待される。特に、金融機関が、いわゆる目利き能力を的確に発揮することにより、借手企業の状況に応じた経営改善支援や事業再生支援を含め、借手企業の付加価値を高めるような価値創造型の金融仲介機能を積極的に発揮していくことが一層重要となっている。</p> <p>また、個人の所得環境等が厳しい状況にある中、金融機関による住宅ローン等へのきめ細かな対応も求められている。</p> <p>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、中小企業への円滑な金融、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日）、経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出態度判断D. I.（前年同期に比べプラス判断・23年3月） ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） <p>②地域密着型金融の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（肯定的評価の割合が前年度に比べ上昇・22年度末） ※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞ ・法人向け規模別貸出残高 ・個人向け住宅ローン貸出残高 ・社債・CP発行残高 ・業況判断D. I. 等（日銀短観） ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・金融円滑化に関する検査実施件数

		<ul style="list-style-type: none"> ・金融検査指摘事例集の公表実績 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 ・中小・地域金融機関における地域密着型金融の取組み内容 <p>※ 施策 I - 1 - (1) における各指標について、必要に応じて参照する。</p>
--	--	--

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 中小企業金融円滑化法の適切な運用等、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・21年12月、中小企業や住宅ローンの借り手からの申込みに対し、金融機関が貸付条件の変更等に努めること等を内容とする中小企業金融円滑化法が施行され、これに併せて金融検査マニュアル及び監督指針が改定された。これを受けて、金融機関による貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行うとともに、金融機関の中小企業融資・経営改善支援への取組み状況等について重点的に検査・監督を行う。 ・併せて、引き続き、金融機能強化法の適切な運用を図るとともに、貸出条件を緩和しても不良債権に該当しない場合の取扱いの拡充及び自己資本比率規制の一部弾力化等、企業金融の円滑化等に向けて講じた措置を着実に実施する。 ・金融機関及び中小企業等からのヒアリングや金融円滑化ホットライン等により、中小企業金融をはじめとした企業金融等の実態についてきめ細かい把握に努める。 ・金融機関に対する監督において、借手企業の経営実態や特性を十分踏まえ、実情に応じたきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明するよう、適切な対応を促す。 ・中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化の取組みについては、検査において実態を検証し、金融仲介機能の十全なる発揮を促す。 ・借り手である中小企業等に対し、わかりやすいパンフレット等により、中小企業金融円滑化法の周知徹底を図るとともに、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について中小企業向け説明会を全国で開催する。
② 地域密着型金融の推進	<p>19年8月に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に基づき、各金融機関の自主性をより重視しつつ、引き続き地域密着型金融の推進を図る。</p> <p>金融機関に共通して取組みを求める以下の3項目については、金融機関に年1回、報告を求め、当局からも実績を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化 ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

	<p>③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献</p> <p>また、地域密着型金融への取組み方針や取組み状況について定期的なヒアリングを実施すること等によりフォローアップを行うほか、先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについての事例紹介や顕彰を実施する。</p>
③金融機能強化法の適切な運用 (再掲)	<p>中小企業等に対する信用供与の円滑化を目的とする改正金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。</p> <p>また、国の資本参加を実施した金融機関に対しては、旧金融機能強化法に基づく資本参加行と同様、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。</p>

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、本年度は「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「中小企業金融円滑化法」という。）を適切に運用するとともに、その期限を1年間延長し、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」をとりまとめ・公表する等、積極的な施策の展開に努めました。中小企業の資金繰りは、東日本大震災の影響もあり、引き続き厳しい状況にあるものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは着実に進んでいます。

また、地域密着型金融の推進については、地域金融機関の自主的な取組みを一層促進するため、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（平成22年12月公表）も踏まえ、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案を23年3月に公表するとともに、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）等の充実を図るための取組みを実施しました。

こうしたことから、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進に向けた取組みは、着実に進んでいるものと考えられるため、全体ではAと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もより一層取組みを進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

民間金融機関は、自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、十全なる金融仲介機能を積極的に発揮していくことが重要です。

そのため、中小企業金融等のきめ細かな実態把握に努めながら、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮促進に向けて、様々な施策に取組み、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化を図ることとしています。

また、地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要があります。このため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）に基づき地域密着型金融の推進を図ることとしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 2 章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム II サービス革新戦略 (2) 地域経済の成長力向上 ② 地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成 19 年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の設定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年 1 回実績を公表する。
明日の安心と成長のための緊急経済対策	平成 21 年 12 月 8 日	II. 具体的な対策 3. 景気 <金融対策> (3) 中小企業等に対する金融の円滑化等 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるよう施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。
金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン	平成 22 年 12 月 24 日	I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給 1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給 (1) 地域密着型金融の促進 地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や

		<p>地域の面的再生への積極的な参画等の取組を組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>このような地域金融機関の自主的な取組を一層促進するため、監督に当たっての基本的考え方や監督上の着眼点を明確化するための監督指針の改正について検討を行い、平成22年度中を目途に実施する。また、動機付け・環境整備のための施策（シンポジウム、顕彰等）の充実についても検討を行い、平成22年度中を目途に結論を得る。</p>
平成 23 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度～新成長戦略実現に向けたステップ3～	平成 23 年 1 月 24 日	<p>Ⅱ. 平成23年度経済財政運営の基本的態度（為替、金融面の対応）</p> <p>○為替については、円高の急速な進行は一時に比べ一服しているものの、過度の円高の進行・長期化は経済・金融の安定に悪影響を与え看過できないとの観点から、引き続き、必要なときには為替介入を含め断固たる措置をとる。</p> <p>○日本銀行に対しては、早期のデフレ脱却に向け、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。</p> <p>○また、中小企業金融円滑化法の1年延長を図る。</p>

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

我が国経済は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻以降、急激な景気後退を経験しました。景気は、持ち直してきておりましたが、東日本大震災の影響により、先行きは不透明な状況となっております。

【GDP成長率（四半期、実質、季節調整済前期比、年率換算）の推移】

（単位：％）

21/4-6	21/7-9	21/10-12	22/1-3	22/4-6	22/7-9	22/10-12	23/1-3
9.1	▲2.0	6.3	9.1	0.2	3.8	▲3.0	▲3.7

（出所）内閣府「四半期別GDP速報」

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

（1）中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

①取組内容

ア. 中小企業金融円滑化法の期限の延長等

金融庁は、中小企業金融円滑化法施行後、その円滑な施行に努めるとともに、関係者へのヒアリング等を行ってきたところ、これらの結果を踏まえ、22年12月14日、以下のような方針を決定・公表しました。

- ① 中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長する。
- ② 金融機関によるコンサルティング機能の発揮を促す観点から、監督指針の改定等を行う。
- ③ 開示・報告資料については、大幅に簡素化する。

その後、この方針に基づき、次の施策(i)～ii)を講じています。

i) 改正中小企業金融円滑化法の国会提出及び迅速な施行

23年3月末をもって失効するとされていた中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長し、24年3月までとする、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(以下「改正中小企業金融円滑化法案」という。)」を、23年1月25日、第177回通常国会に提出しました。

その後、同法案は、国会審議を経て、同年3月31日に可決・成立し、同日に改正中小企業金融円滑化法が公布・施行されています。

また、開示・報告様式を簡素化するための、改正中小企業金融円滑化内閣府令等についても、改正中小企業金融円滑化法の公布・施行に併せて、平成23年3月31日に公布・施行されています。

なお、改正中小企業金融円滑化法等の施行に合わせ、金融担当大臣談話を公表するとともに、主要経済団体及び金融関係団体に対し、同法等の周知及び金融の円滑化を要請する文書を発出しました。併せて、分かりやすいパンフレットの作成・配布により、同法等の周知・広報に努めました。

ii) 検査・監督上の措置

改正中小企業金融円滑化法の成立を踏まえ、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を一層定着させるため、貸付けの条件の変更等に関する相談または申込みを行った中小企業者に対して金融機関が果たすべき役割を具体化するよう、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)」をとりまとめ・公表いたしました。

イ. 中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査の実施

中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を22年2月より開始し、22年度は352件(述べ413件)の検査に着手しました。

ウ. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

i) 中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

22年8、9月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、中小企業・団体等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行いました。

また、22年5月、8月、11月、23年2月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施しました。

ii) 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用しています。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施しています。

エ. 金融機関に対する要請

i) 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請しました。具体的には、22年12月6日及び23年2月21日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行いました。

ii) 文書による要請

上述のとおり、改正中小企業金融円滑化法等の施行に合わせた要請文書を発出した他、22年12月6日及び23年2月21日に、金融関係団体に対し、コンサルティング機能を従前以上に発揮しながら、中小企業をはじめとした企業金融等の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出しました。

このほか、「口蹄疫の発生等を踏まえた金融の円滑化について」（22年5月18日付）、「平成22年3月下旬からの低温、降霜等による被害農業者等に対する金融の円滑化について」（22年6月22日付）、「高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた金融の円滑化について」（23年1月28日付）をそれぞれ発出しました。

iii) その他

全ての都道府県において、22年11月から12月にかけて、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の参加する「地域融資動向に関する情報交換会」を財務局、経済産業局、都道府県で共催しました。

オ. 東日本大震災の発生に伴う対応

3月11日に発生した東日本大震災を受け、以下の対応を行いました。

i) 金融上の措置の要請

- ・ 金融担当大臣及び日本銀行総裁の連名で、金融関係団体に対し、災害時における手形の不渡処分について配慮することや、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること等を要請する文書を発出しました（3月11日）。
 - ・ 上記要請の内容について、改めて各営業店への周知徹底を図るとともに、被災に遭われた事業者における期末資金等の必要資金に係る融資申込みに対する弾力的・迅速な対応や、被災に遭われた中小企業者及び住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みに対する積極的な対応を徹底するよう要請する文書を発出しました（3月20日）。
 - ・ 手形決済等が増加する年度末の資金需要期を迎えること等を踏まえ、改めて災害時における手形の不渡処分について配慮することや、災害の影響を直接、間接に受けている顧客から、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、できる限り応じるよう努めること等を要請する文書を発出しました（3月23日）。
- ii) 金融上の措置の周知徹底
- ・ 金融庁ウェブサイト地震関連情報欄を新設しました（3月14日）。
 - ・ 同ウェブサイト金融機関の相談窓口一覧を掲載しました（3月25日）
 - ・ 岩手県、宮城県、福島県、茨城県に対し、金融上の措置の内容を説明し、市町村、避難所、商工団体、地元報道機関等に幅広く周知を図るよう依頼しました（3月24日、25日）。
 - ・ 監督局保険課長が、被災県に赴き、生保・損保各社の取組みを確認・督励するとともに、地元報道機関に対し業界及び金融庁の取組みについて説明、報道を依頼し、避難所にポスター等を掲示しました（3月25日）。
 - ・ 被災地をはじめとする各地の地元新聞社（約40社）に対し、金融庁・財務局・金融機関のこれまでの取組みについて説明、報道を依頼しました（3月29日）。
- iii) 金融機関の報告の提出期限等に係る特例措置
- ・ 被災地（岩手県、宮城県、福島県等）に本店・本社を置く銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信農連、信漁連、少額短期保険業者、貸金業者などを対象に、銀行法第24条に基づく報告（日計表、決算状況表、オフサイトモニタリング関係資料等）の提出期限を延期するなど、東北地方太平洋沖地震による金融機関の報告の提出期限等に係る特例措置を実施しました（3月31日）。

②評価

ア. 貸付けの条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21年12月4日）から23年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の実績は以下のとおりとなっています。

【詳細は資料1-1】

(件数ベース)

	実行/(実行+謝絶)	実行/申込 (注)
中小企業向け貸付け・条件変更実行率	97.3%	89.9%
住宅ローン・条件変更実行率	91.4%	75.0%

(注) 審査中・取下げの案件を含む。

イ. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」(D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比) をみると、21年3月期に▲14となった後、22年3月期▲8、23年3月期±0となっています。【資料1-2】

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」では、中小企業の業況D. I. は、21年2月調査に▲97となった後、22年8月調査では▲80、11月調査では▲78、23年2月調査では▲71と、資金繰りD. I. も、21年2月調査に▲88となった後、22年8月調査では▲66、11月調査では▲62、23年2月調査では▲58と推移しており、いずれもマイナス幅が縮小傾向にあるものの依然として厳しい状況が続いています。【資料1-3】

さらに、当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、22年第1四半期(1~3月期)には79件でしたが、23年第1四半期(1~3月期)には37件と大幅に減少しています。【資料1-4】

ウ. 融資残高等

23年3月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比▲1.6%の減少、中堅・大企業向けが同▲3.3%の減少となっています。【資料1-5】

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進しています。【資料1-6】

エ. まとめ

以上のとおり、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは着実に行われており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続しています。このことから、政策の達成に向けて効果が上がっていると考えています。

一方、東日本大震災の影響もあり、中小企業の業況や資金繰りについては、引き続き注視が必要と考えています。

【資料 1 - 1 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について】

【債務者が中小企業者である場合】

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 ① ※1	実行率 ② ※2
主要行等 (11)	239,816 (123,292)	211,337 (112,107)	6,452 (3,397)	14,596 (5,138)	7,431 (2,648)	97.0%	88.1%
地域銀行 (106)	824,163 (231,678)	739,896 (212,461)	21,331 (5,336)	35,680 (8,622)	27,256 (5,255)	97.2%	89.8%
その他の銀行 (28)	17,329 (2,395)	13,588 (1,383)	1,845 (195)	919 (711)	977 (104)	88.0%	78.4%
信用金庫 (272)	625,508 (114,699)	567,583 (104,133)	13,891 (2,623)	24,977 (4,823)	19,057 (3,109)	97.6%	90.7%
信用組合 (159)	95,226 (19,417)	87,226 (17,632)	1,878 (448)	3,196 (865)	2,926 (467)	97.9%	91.6%
労働金庫 (14)	2 (3)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100.0%	100.0%
信農連・信 漁連(67)	4,410 (3,312)	4,122 (3,115)	44 (50)	175 (80)	69 (64)	98.9%	93.5%
農協・漁協 (881)	31,534 (3,586)	29,207 (3,015)	671 (174)	874 (194)	782 (196)	97.8%	92.6%
合計(645)	1,837,988 (498,382)	1,652,961 (453,849)	46,112 (12,223)	80,417 (20,433)	58,498 (11,843)	97.3%	89.9%

(出所) 監督局総務課調

(注1) 実行率①=実行件数/(実行件数+謝絶件数)。以下同じ。

(注2) 実行率②=実行件数/申込み件数。以下同じ。

(注3) 左端の欄中の括弧内は、本年3月末時点の金融機関数。以下同じ。

(注4) 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

【債務者が住宅資金借入者である場合】

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 ①	実行率 ②
主要行等(11)	35,751 (6,528)	28,959 (5,310)	1,923 (362)	2,265 (404)	2,604 (451)	93.8%	81.0%
地域銀行 (106)	78,866 (11,530)	56,189 (8,267)	6,342 (917)	5,366 (789)	10,969 (1,554)	89.9%	71.2%
その他の銀行 (28)	2,221 (280)	1,811 (209)	175 (37)	126 (17)	109 (15)	91.2%	81.5%

信用金庫 (272)	35,415 (5,008)	27,634 (3,958)	2,178 (289)	1,781 (263)	3,822 (493)	92.7%	78.0%
信用組合 (159)	5,929 (830)	4,746 (673)	381 (51)	253 (38)	549 (66)	92.6%	80.0%
労働金庫(14)	5,523 (748)	3,708 (500)	636 (90)	631 (82)	548 (73)	85.4%	67.1%
信農連・信漁 連(67)	103 (12)	89 (11)	2 (0)	1 (0)	11 (1)	97.8%	86.4%
農協・漁協 (881)	3,746 (497)	2,585 (339)	255 (32)	267 (35)	639 (88)	91.0%	69.0%
合計(645)	167,554 (25,433)	125,721 (19,267)	11,892 (1,778)	10,690 (1,628)	19,251 (2,741)	91.4%	75.0%

(出所) 監督局総務課調

(注1) 実行率①=実行件数/(実行件数+謝絶件数)。以下同じ。

(注2) 実行率②=実行件数/申込み件数。以下同じ。

(注3) 左端の欄中の括弧内は、本年3月末時点の金融機関数。以下同じ。

(注4) 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

【資料1-2 日銀短観の推移(中小企業)】

(四半期ベース)

	21/6	21/9	21/12	22/3	22/6	22/9	22/12	23/3
貸出態度判断D. I.	▲13	▲12	▲11	▲8	▲6	▲4	▲2	0
業況判断D. I.	▲49	▲43	▲37	▲31	▲23	▲18	▲18	▲15
資金繰り判断D. I.	▲20	▲18	▲16	▲14	▲11	▲10	▲9	▲8

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注1) 業況判断D. I. = 「良い」と回答した社数構成比-「悪い」と回答した社数構成比

(注2) 資金繰り判断D. I. = 「楽である」と回答した社数構成比-「苦しい」と回答した社数構成比

(注3) 貸出態度判断D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比-「厳しい」と回答した社数構成比

(注4) 22/3より調査対象企業の見直しを行い、調査対象社数が増加している。

【資料1-3 「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」の推移】

	21/5	21/8	21/11	22/2	22/5	22/8	22/11	23/2
中小企業の業況 D. I.	▲93	▲92	▲92	▲93	▲82	▲80	▲78	▲71
中小企業の資金繰り D. I.	▲79	▲75	▲77	▲78	▲68	▲66	▲62	▲58

(出所) 監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比-「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 全国の財務局等において、各都道府県の商工会議所 47 先に対し聴き取り調査を実施。

【資料 1-4 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報や金融円滑化ホットラインによる情報の受付状況】

(単位：件)

区分	貸し渋り・貸し剥がしに関する情報			金融円滑化ホットライン情報			合計		
	21年	22年	23年	21年	22年	23年	21年	22年	23年
第1四半期	160	50	27	142	29	10	302	79	37
第2四半期	120	28		80	12		200	40	
第3四半期	73	41		33	15		106	56	
第4四半期	88	32		30	8		118	4	

(出所) 総務企画局政策課・金融庁監督局総務課調

(※1) 「貸し渋り・貸し剥がし」に関する情報については、当初、14年10月25日(各財務(支)局等は14年11月1日)に開設した「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」として受け付け、その後、17年7月19日に情報受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に一元化している。

(※2) 「金融円滑化ホットライン」は、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を聞く情報等の受付窓口として、20年4月30日に開設。

【資料 1-5 企業規模別貸出残高(対前年同月比)】

(単位：兆円、%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業 向け		中堅・大 企業向け	
			前年同月比	前年同月比		
22/4	272.8	▲ 3.4	174.2	▲ 1.8	98.6	▲ 6.2
22/5	271.0	▲ 3.5	172.7	▲ 2.1	98.3	▲ 6.0
22/6	272.3	▲ 4.1	173.9	▲ 2.8	98.4	▲ 6.3
22/7	271.1	▲ 4.2	173.4	▲ 2.4	97.7	▲ 7.2
22/8	269.2	▲ 4.3	171.8	▲ 2.5	97.4	▲ 7.2
22/9	272.2	▲ 4.0	175.1	▲ 2.2	97.1	▲ 7.0
22/10	268.0	▲ 4.5	172.1	▲ 2.7	95.9	▲ 7.6
22/11	267.4	▲ 4.5	171.3	▲ 2.6	96.1	▲ 7.6
22/12	270.1	▲ 4.3	174.4	▲ 2.4	95.8	▲ 7.7
23/1	267.0	▲ 4.4	171.0	▲ 3.1	95.9	▲ 6.5
23/2	266.4	▲ 4.4	170.5	▲ 3.3	95.9	▲ 6.3

23/3	272.6	▲ 2.2	175.5	▲ 1.6	97.1	▲ 3.3
------	-------	-------	-------	-------	------	-------

(出所) 日本銀行「貸出先別貸出金」

【資料 1－6 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み状況】

(単位：億円)

	主要行			地域金融機関		
	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
動産・債権譲渡担保融資	6,546	9,276	8,629	1,886	1,749	1,948
うち動産担保融資	3,148	5,032	5,275	585	617	669
うち債権譲渡担保融資	3,398	4,244	3,354	1,301	1,132	1,279
財務制限条項を活用した融資	189,594	188,557	160,504	53,784	50,385	49,006

(出所) 監督局銀行第一課・金融庁監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(2) 地域密着型金融の推進

①取組内容

地域金融機関は、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画、地域や利用者に対する積極的な情報発信といった地域密着型金融の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要です。このような地域金融機関の自主的な取組みを一層促進するため、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月公表)も踏まえ、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正について検討を行い、その改正案を23年3月に公表しました。(23年5月16日に改正済)。

各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、各財務(支)局(沖縄総合事務局含む)において、地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)を開催(23年2月から3月)するとともに、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し顕彰を実施(23年3月以降)しました。

上記のシンポジウムにおいては、一部の地域金融機関の経営者の方々に、「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局等が開催するシンポジウムにご参加いただき、自金融機関における地域密着型金融の取組みを発表いただくなど、広域での知見・ノウハウの共有化やシンポジウムの充実を図るための取組みを実施しました。

②評価

監督指針については、地域密着型金融の取組みを利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的な内容とする観点から、これまで実施してきた「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」における利用者の評価、金融機関の経営者や実務者、有識者からの意見などを踏まえた改正を実施しています。

シンポジウム及び顕彰については、各財務（支）局（沖縄総合事務局含む）の全国11箇所で開催しており、当該シンポジウムには、地域金融機関をはじめ、商工団体、事業者、消費者、地方自治体、学識者等の多数の関係者にご参加いただきました。また、シンポジウム及び顕彰の結果については、金融庁と各財務局等のウェブページで公表を実施しております。こうした取組みを通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組みについて、広く知見・ノウハウの共有化等を図ることができたと考えています。

（3）金融機能強化法の適切な運用

①取組内容

金融機能強化法に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況の報告がなされ、22年3月期（13金融機関）については同年7月に、22年9月期（13金融機関）については翌年1月にその内容を公表しました。

②評価

金融機能強化法に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、法令上、半期毎に当局に報告がなされ、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとされています。

このような枠組みの下、資本参加行の金融仲介機能が一層強化され、中小企業等に対する円滑な資金供給に結びつくことにより、地域経済の活性化に貢献していくものと考えています。

（4）金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知

①取組内容

金融機関による中小企業への融資の判断・評価に際しては、中小企業の経営・財務面の特性等を十分に踏まえた適切な実態把握を行うことが重要です。金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕には、中小企業の実態を適切に把握するための具体的な着眼点、すなわち中小企業の特性、経営状態や将来性を高く評価するための具体的なポイントが記載されています。その内容を知ることは、中小企業にとっては、金融機関と融資の交渉を行う、あるいは経営改善への支援を求めるといった際に役立つと考えます。こうしたことから、中小企業の経営者等に対し、同マニュアルの周知・広報

を更に徹底するため、前年度に引き続き、同マニュアルの内容をわかりやすく記載したパンフレット（『知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』等）を用いて、全国各地で説明会を実施しました。

②評価

上記説明会は、今年度において、全国各地で231件開催し、12,561名の方が参加しました。金融機関のみならず、直接、借り手である中小企業経営者等に対して、当局より金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の内容をわかりやすく記載したパンフレットを用いて説明会を開催したことは、中小企業金融の円滑化のために有益であったと考えています。

なお、説明会を主催した商工会議所等に対するアンケートにおいて、「説明会が役に立った」との意見が大半を占めていることから、借り手である中小企業経営者等の理解の向上に役立ったものと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

（1）必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

東日本大震災の影響もあり、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いています。このような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要となっており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要があります。

また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要があります。

（2）有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは進展しており、また、各種指標は概ね改善の動きが続いているところです。このことから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果をあげていると考えています。

（3）効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

上記のとおり、関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られていると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

東日本大震災の影響もあり、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いており、民間金融機関が自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、十全なる金融仲介機

能を積極的に発揮していくことが重要であるとの基本的考え方に沿って、引き続き、きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて施策の展開を図る必要があります。

また、地域金融機関は、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画、地域や利用者に対する積極的な情報発信といった地域密着型金融の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要であると考えています。当局としては、各種ヒアリング等を通じて、地域密着型金融を推進するための態勢整備をはじめ、地域金融機関の取組みの状況をフォローアップする必要があります。また、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）を開催するとともに、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し顕彰を実施する必要があります。

（２）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
関係機関等との連携強化に必要な経費	①②	予算 <継続>	2,927千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・日本銀行「短観（2011年3月）」
(23年4月1日掲載 <http://www.boj.or.jp/statistics/tk/yoshi/tk1103.htm/>)
- ・監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」
(23年6月22日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20110622-1.html>)
- ・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室・総務企画局政策課・監督局総務課「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
(23年4月28日公表 <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20110428.html>)
- ・日本銀行「貸出先別貸出金」
(23年5月20日掲載 <http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>)
- ・監督局総務課「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について」

(23年6月30日掲載 <http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100630-1.html>)

1 1. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、検査局総務課

施策Ⅲ－３－（１）

金融行政の透明性・予測可能性の向上

1. 達成目標等

達成目標	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること
目標設定の考え方及びその根拠	我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。 【根拠】市場強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果（前回調査結果より向上・22 年度調査時点） 法令外国語訳の公表数（前年度より増加、22 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> 金融業界との意見交換会の開催実績 実施した行政処分の公表実績＜内容・件数＞ 金融検査指摘事例集の公表実績 監督指針等の改正実績及び検査マニュアル等の改定実績 ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 和英両文による報道発表等件数 法令等遵守調査室に寄せられた情報件数（うち受付対象件数及び受付対象外の件数）、調査着手件数

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化	検査・監督上の着眼点、重点項目を明確化すべく、検査マニュアルや監督指針等の整備を進める。
②行政処分についての透明性の向上	金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ速やかに公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制を図る。
③検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実	金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に関する事例を盛り込んだ指摘事例集を作成・公表する。

④ノーアクションレター制度等の適切な運用	ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。
⑤金融機関等との対話の充実	金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、金融機関等とのヒアリングや意見交換会等を利用した対話の一層の充実に努める。
⑥法令外国語訳の推進	規制・監督の透明性・予見可能性の向上の観点から、金融庁所管の重要性及びニーズの高い法令から英訳を行い、金融庁ウェブサイトにおいて公表を行う。
⑦金融行政に関する広報の充実（再掲）	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p> <p>また、海外向け情報発信の充実・強化を図るため、記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。</p>
⑧金融庁法令等遵守調査室の積極的活用	信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等遵守調査室を活用していく。

3. 評価結果

(1) 22年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

金融庁及び財務局等が行った行政処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ四半期ごとに公表することで、他の金融機関における予測可能性が高まり、同様の事案の発生の抑制が図られたものと考えています。加えて、検査マニュアルや監督指針等を整備し、検査・監督上の重点項目・着眼点を一層明確化することにより、行政対応の予測可能性の向上を図るとともに、金融機関との意見交換会等を通じて金融機関における自主的な取組みを慫慂してきました。

また、当庁の施策について、金融庁ウェブサイトを活用した情報発信をはじめ、様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の各種媒体を更に幅広く活用すること等により広報展開を行いました。さらに、当庁所管の重要性及びニーズの高い法令から英訳を行い、金融庁ウェブサイトにて公表することにより、規制・監督の透明性・予見可能性の向上を

図りました。

なお、金融庁ウェブサイトの内容・機能等の充実については、平成22年4月に「改正貸金業法」、23年3月に「東日本大震災に関連する金融上の措置」に関する特設ウェブページを開設し、貸金利用者や被災者の方々が、容易に重要情報（改正ポイント、措置内容、相談窓口一覧等）を入手できるように内容・構成の充実を図りました。

これらの取組みを総合的に考慮すると、ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケートは21年6月以降実施していませんが、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底が進捗していると考えられ、Aと評価しました。

（2）端的な結論

施策の達成に向けて成果が上がっており、金融行政の透明性及び予測可能性の向上の観点から、今後も一層の取組みを進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融庁では、金融規制のさらなる質的向上（ベター・レギュレーション）を目指し、職員の心構えや今後の監督手法の進化の方向性の柱を示しています。その柱の1つである「行政対応の透明性・予測可能性の向上」は、金融機関における業務運営の安定性を確保する等の点で重要です。情報発信の強化などを通じて、行政対応について金融機関の側から見た予測可能性をさらに向上させることなどを目指します。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

（1）検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化

①取組内容

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化している状況を踏まえて、以下のとおり監督指針等の改正等を行い、検査・監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な検査・監督を行いました。

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針（22年4月、6月、7月、23年3月改正）
- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（22年4月、6月、7月、23年3月改正）
- ・ 保険会社向けの総合的な監督指針（22年6月、7月、12月改正）
- ・ 少額短期保険会社向けの監督指針（22年6月、7月、12月改正）
- ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（22年4月、6月、7月、9月、23年3月改正）
- ・ 貸金業者向けの総合的な監督指針（22年6月、7月改正）
- ・ 事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（22年6月、8月、9月、12月、23

年3月改正)

- ・平成22事務年度主要行等向け監督方針(22年8月制定)
- ・平成22事務年度中小・地域金融機関向け監督方針(22年8月制定)
- ・平成22事務年度保険会社等向け監督方針(22年8月制定)
- ・平成22事務年度金融商品取引業者等向け監督方針(22年8月制定、11月改定)
- ・平成22事務年度検査基本方針(22年8月制定)
- ・金融検査マニュアル(22年9月改定)
- ・保険検査マニュアル(22年9月、23年2月改定)
- ・平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化措置(23年3月策定)

②評価

金融検査マニュアル・監督指針等の公表により、検査・監督上の重点項目が明確化されたことで、金融行政の透明性・予測可能性が向上したものと考えています。

(2) 行政処分についての透明性の向上

①取組内容

行政処分を行った場合には、他の金融機関における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表しています(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く。)

また、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処分事例集」として取りまとめ、公表・更新(四半期毎)しています。

②評価

金融庁及び財務局等が実施した法令違反等に対する不利益処分を公表することで、金融行政の透明性の確保が図られるとともに、他の金融機関における予測可能性が高まり、同様の事案の発生が図られたものと考えています。

(3) 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実

①取組内容

金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような事例をとりまとめ、「金融検査指摘事例集」として毎年公表しており、22年7月に、内容を更に充実した「金融検査指摘事例集」を公表しました。具体的には、本事例集において352事例(評定事例47事例、指摘事例305事例)を掲載しました。このほか、今回新たに「別冊」として、「金融グループ管理態勢」(35事例)、「システムリスク管理態勢」(87事例)、「外国銀行在日支店等」(59事例)、「反社会的勢力に係る管理態勢」(42事例)について事例集を作成して

います。これらは、近時、金融機関にとって適切なリスク管理が求められている分野について、参考となる事例を選定したものです。なお、掲載事例数は、全体で 575 事例をとりあげ、前回の 433 事例（評定事例 69 事例、指摘事例 364 事例）から増加させています。

さらに、情報発信の充実・強化を推進する観点から、よりタイムリーに事例集を公表することが重要と考え、新たに、23 年 2 月に、前期版として金融検査結果事例集を公表しました（173 事例（評定事例 26 事例、個別事例 147 事例））。

また、近年の検査では、金融機関における問題点を指摘することに終始するのではなく、優れた点があれば積極的に評価することとしています。本事例集では、「金融円滑化編」において、金融機関のコンサルティング機能の発揮が中小企業等の業況改善に繋がったとして評価できる事例を多く掲載しています。これを踏まえ、名称も「金融検査指摘事例集」から「金融検査結果事例集」と変更しているところです。

なお、公表した事例集について、金融機関へのフィードバックの強化の観点から、各業界団体に対して説明会の実施等（20 件）を行っています。

②評価

上記のように内容を充実させた金融検査結果事例集等の公表・説明会の実施等により、検査結果に関する情報が金融機関に還元されたことで、金融行政の透明性・予測可能性が向上したものと考えています。

（４）ノーアクションレター制度等の適切な運用

①取組内容

ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために金融庁ウェブサイト等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図っています。なお、22 年度については、ノーアクションレター制度及び一般法令照会制度に関する回答実績はありませんでしたが、制度創設からの回答実績累計については、ノーアクションレター制度が 39 件、一般法令照会制度が 2 件となっています。

②評価

ノーアクションレター制度等については、制度創設以降全ての照会内容及び回答内容を公表するなど適切な運用をすることで、金融行政の透明性・予測可能性の向上につながったものと考えています。

（５）金融機関等との対話の充実

①取組内容

金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、各業界団体や金融機関とのヒアリングや意見交換会等を行い、対話の一層の充実に努めました。なお、22 年度における各業界団体との意

見交換会の開催実績は 57 件となっています。

②評価

金融機関等と当局との間で積極的な意見交換を行い、対話の充実に努めたことは、金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであったと考えています。

(6) 法令外国語訳の推進

①取組内容

海外当局・外国金融機関とのコミュニケーションの円滑化等を図るため、銀行法、金融商品取引法及び保険業法等の主要法律を中心に法令外国語訳を推進してきたところです。22年度においても、外国金融機関や海外投資家に関連性が高い法令等について英訳作業を進め、金融庁ウェブサイト等において公表を行いました。

②評価

法令外国語訳の推進は、海外当局・外国金融機関とのコミュニケーションの円滑化等や規制・監督の透明性・予見可能性の向上に資するものであることから、外国金融機関や海外投資家に関連性が高い法令等について、速やかに金融庁ウェブサイト等において公表を行えるよう、引き続き作業を進める必要があると考えています。

(7) 金融行政に関する広報の充実

①取組内容

閣議後（毎週 2 回）の定例大臣記者会見については、従来からの記者クラブ向け会見と、21年10月から開始した外国メディア・専門紙・雑誌・フリーなどのジャーナリストなどを対象とした会見を、22年 6 月に一本化したことにより、記者会見の完全オープン化を実現しました。また、重要な報道発表時に実施する副大臣・大臣政務官による記者会見や、事務方による記者ブリーフについても、引き続き記者クラブに加え上記のジャーナリストに対して積極的に開催を案内しその参加を得ており、当庁の施策・考え方を発信・説明する機会の充実に取り組みました。

また、金融庁ウェブサイト上で公表している日本語版月刊広報誌「アクセス F S A」及び英語版月刊広報誌「FSA Newsletter」を活用し、毎月の報道発表の中から関心の高いと思われる施策について、周知に努めました。

更に、当庁の各種施策のうち、特に国民にとって重要と考えられるもの（「改正貸金業法の完全施行」、「詐欺的な投資勧誘にご注意」等）については、ラジオ・インターネットテレビ、新聞等の政府広報枠を活用することにより、視聴者・購読者である国民に対する直接的な広報展開を行うとともに、平易な表現での情報発信に努めました。

金融庁ウェブサイトの内容・機能等の充実については、アクセシビリティ（利用者からのアクセスのしやすさ）の向上を図るため、日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」に従った改善を行ったほか、22年 6 月にウェブサイト内のキーワード検

索手法を見直し、ウェブサイト閲覧者が、速やかに必要情報を入手できるように機能の強化（検索精度の改善）を図りました。また、22年4月に「改正貸金業法」、23年3月に「東日本大震災に関連する金融上の措置」に関する特設ウェブページを開設し、貸金利用者や被災者の方々が、容易に重要情報（改正ポイント、措置内容、相談窓口一覧等）を入手できるように内容・構成の充実を図りました。

さらに、東日本大震災の被災者に向けた情報発信については、上記の特設ウェブページの開設のほか、財務局を通じて避難所にポスターを掲示するなど、重要な情報がより多くの被災者に伝播するように多角的な取組を実施しました。

②評価

記者会見をはじめとする情報発信については、閣議後の定例大臣記者会見を一本化し記者会見の完全オープン化を実現したことなどにより、専門紙や雑誌など記者クラブに所属していない媒体のジャーナリストの恒常的な会見参加が定着したほか、それら媒体において会見での質疑内容（発言）を踏まえた記事が増加しました。これらは、金融行政の透明性の向上に資するとともに、金融行政に対する関心・注目度を高める効果があったほか、その内容・趣旨等の正確な理解に寄与したものと考えています。

金融庁ウェブサイトについては、前年度は減少していた、トップページのアクセス件数が増加しました。ウェブサイトの内容・構成の充実や検索機能の強化等を図り、閲覧者の利便性向上に努めたことも、一因であると考えています。

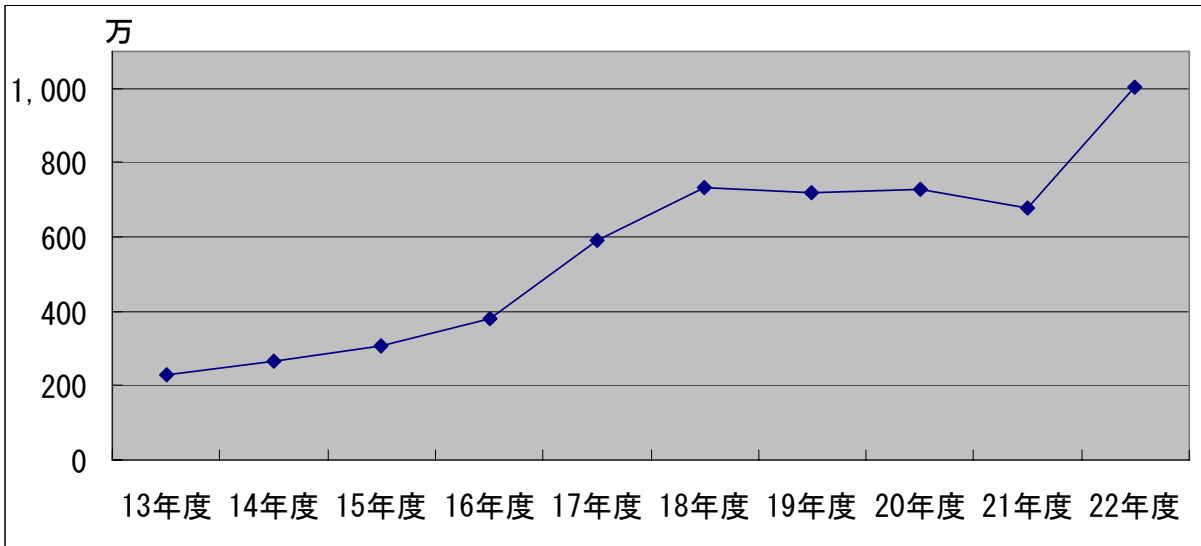
また、ウェブサイトへのアクセス分析については、アクセス経路は現状把握できていないものの（23年度中に立ち上げる新システムにおいて本件課題は解消見込み）、個別ページのアクセス数は、従来から把握していた日本語版金融庁ウェブサイトに加えて、英語版金融庁ウェブサイトでも把握しており、着実に改善を図っています。

ア. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数についてみると、22年度は10,057,651件で、21年度6,805,202件に比較して大幅に増加しています。

【資料1 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数】

(単位：万件)



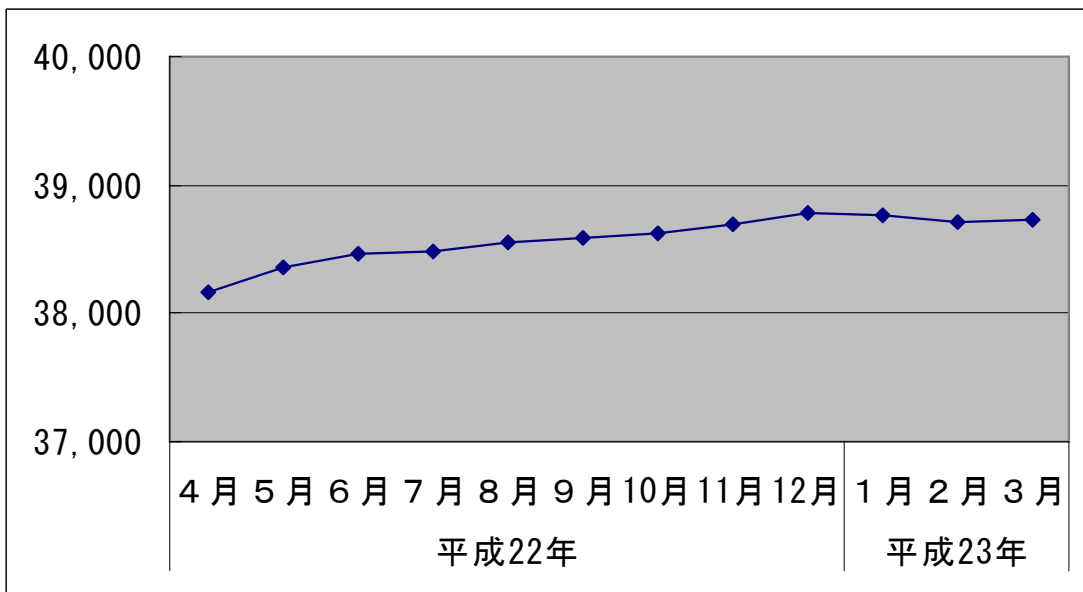
(出所) 総務企画局政策課広報室調

イ. 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービスへの登録状況

利用者が予めメールアドレスを登録すると、更新情報を日々電子メールで案内する「新着情報メール配信サービス」を提供しています。その登録者数は着実に増加しており、23年3月末時点で3万8千件を超えています。

【資料2 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数】

(単位：件)



(出所) 総務企画局政策課広報室調

(8) 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用

①取組内容

当庁における法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室（以下、調査室という。）を15年6月から設置しています。調査室においては、当庁の行為（当庁職員の行為を含む。）にかかる法令等遵守に関する情報を広く外部からも求めるため、当庁ウェブサイトを活用した周知を行い、郵便、ファックス、ウェブサイト等の方法により情報を受け付けています。

調査室に寄せられた全ての情報について、法律の専門家である調査室員の合議により、当庁の法令等遵守に関する情報に該当するか否かを確認しています。

22年度に調査室に寄せられた情報（155件）のうち、当庁の法令等遵守に関するものはありませんでした。なお、受付対象外となった情報は、主に金融機関とのトラブルや相談等であり、調査室においては、これらの情報についても関係部署に回付するなど適切に対応しています。

②評価

上記のとおり、調査室の積極的活用に向けた取組みを進めてきたことは、信頼される金融行政の確立に資するものであったと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことは、我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために有効であると考えます。また、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政のために、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分の公表、ノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報、監督指針等の公表に努めることが必要です。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融検査や行政処分に関する情報、監督指針、幹部講演等の公表は金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであり、実務者レベルでの対話の充実、情報発信の機会の拡充についても、相応の進捗が見られました。これらのことから、これらの業務は施策の達成に効果を発揮しているものと考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

検査・監督に関する基準の設定や、実施した検査や行政処分の事例等を金融庁ウェブサイトを通じて公表することを主な手段としており、必要最小限のコストで効率的に施策を実施することができたと考えています。

行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制に資するものと考えられ、またノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資すると考えられるなど、効率的な手法により、金融機関等に情報提供を行いました。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に応じて、引き続き、

- ①検査・監督上の重点項目や着眼点を明確化
- ②行政処分事例集の更新・公表による金融機関における予測可能性の向上
- ③金融機関との対話の充実
- ④重要政策の外国語訳の推進や金融庁ウェブサイトの充実

等に努める必要があります。また、ノーアクションレター制度等については、民間の金融分野における新商品・サービス創出活動に資する観点から、制度的的確な運用に努めるとともに、金融庁ウェブサイトへの掲載等を通じ、同制度および一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底を図ることにより、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底の透明性・金融機関の予測可能性の更なる向上を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
保険業に関する法律的な高度判断を行うための体制整備	①	機構・定員	

※ 政策Ⅱ－1－(2)「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」における機構・定員要求の再掲です。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトへのアクセス件数」
- ・ 総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数」

1 1. 担当課室名

監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、検査局総務課、

業務支援基盤整備に係る施策

**業務支援基盤整備に係る施策 1-(1)-①
職員の育成・強化のための諸施策の実施**

1. 達成目標等

達成目標	職員の資質の向上を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要である。 【根拠】 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、市場強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	・ 研修生による研修内容に関する評価結果（5段階評価で平均3以上・22年度末）
参考指標	・ 民間専門家の在職者数

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成	ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けての取組みとして、国内外の大学院への派遣や職員が参加しやすい形式での専門研修の実施等を通じた研修の充実により、職員の専門性の強化を図るとともに、高度な専門的知識を有する弁護士や公認会計士、金融・証券の専門知識を有する金融実務経験者など民間専門家の確保に努めていく。

3. 評価結果

(1) 22 年度の達成度

B

【達成度の判断理由】

職員の専門性の向上については、受講生による研修内容に関する評価結果において目標値（5段階評価で3以上）を上回っているなど、一定の成果が上がっているものの、高度な専門知識を有する職員を育成するためには、引き続き更なる取組みを進める必要があることから、Bと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等

を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(必要に応じた見直し)を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、より良い規制環境(ベター・レギュレーション)に向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となります。

こうしたことから、職員の専門能力の向上に向け、研修の充実、人事制度上の工夫、官民の人材交流など、様々な方策に取り組む必要があります。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) (主な事務事業名を記載)

①取組内容

ア. 職員の専門性向上に資する任用体制の確立

職員の人事異動に際し、キャリアパスにかかる要望に配慮した人事配置を継続的に実施しているほか、リスク管理や情報システム等、特に専門性が求められる部署に配属させて若手職員の育成に取り組むなど、専門性に資する人事体制の確立を図りました。

イ. 専門能力向上に資する研修の充実

平成22年度の研修については、各役職に求められる知識や能力、及び業務の専門性の向上を図ることを目的として役職別研修を実施しました。このほか、金融先端技術の進展に対応することを目的とした「先端金融商品研修」など最新かつ専門的な研修を実施し、研修内容の充実・強化を図りました。

ウ. 任用の柔軟化

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関を始めとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法に基づく交流採用や任期付もしくは任期を定めない中途採用の形で、年間を通じて積極的に採用しました。

②評価

ア. 職員の専門性向上に資する任用体制の確立

職員のキャリアパスにかかる要望に配慮しつつ、専門性を意識した人事配置を実施しており、任用体制の確立に向けた職員における意識向上や任用上の取組みとして、

一定の成果があったものと考えています。

イ. 研修の実施状況

22年度については、金融先端技術の進展に対応した専門的な研修である「先端金融商品研修」などを実施しました。全体では68コースの研修を実施したところであり、総受講者数は6,772名となっています（「資料1 研修の実施状況」参照）。

また、20年度より、受講生による研修内容に関する評価を点数で測定する指標（「評価シート」）を導入し、各研修において測定したところ、平均評価点は5段階評価で4.0点となり、目標平均（3点）を上回る結果を示しています。

こうしたことから、専門的な知識の付与や職員の資質の向上に一定の成果があったものと考えています。

【資料1 研修の実施状況】

（単位：コース数、評価点、人員）

	21年度 (21年4月1日～22年3月31日)		22年度 (22年4月1日～23年3月31日)	
	コース数	評価点	コース数	評価点
一般研修	15	4.1	17	4.1
実務研修	47	3.9	44	3.9
理論研修	2	4.0	-	-
通信研修	4	3.3	7	3.6
計	68	4.0	68	4.0
(受講者数)	(6,700)		(6,772)	

（出所）総務企画局総務課開発研修室調

※ 22年度は「理論研修」を廃止し、「役職別研修」として一般研修に含めています。

ウ. 任用の柔軟化

金融の複雑化・専門化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確保していくため、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、金融実務経験者など、民間専門家の登用を積極的に行った結果、23年3月1日現在で323名の民間専門家が在籍しており、様々な分野からの人材の確保が図られているものと考えています。

【資料2 民間専門家の登用状況】

（単位：人）

	21年6月1日現在	22年3月1日現在	23年3月1日現在
弁護士等	30	34	36
公認会計士	33	43	47
不動産鑑定士	10	8	7

アクチュアリー	8	8	8
研究者	2	4	3
情報処理技術者	21	18	17
金融実務経験者	172	204	205
計	276	319	323

(出所) 総務企画局総務課開発研修室調

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性 (国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か)

金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の確保・育成が必要不可欠であり、専門性向上に資する任用体制の確立や研修内容の充実・強化、民間企業経験者や専門家の積極的な確保を図っていく必要があります。

(2) 有効性 (業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか)

職員の専門能力の向上に向けて、金融技術の進展に対応した専門的な研修である「先端金融商品研修」などを実施し、受講機会を拡大したことなどから、受講人数が増加しています。

また、受講生による研修内容に関する評価結果が目標平均点を上回り、ある程度高い評価点を得たことから、職員の資質の向上に一定の効果があったものと考えます。

(3) 効率性 (業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

研修資料については、両面印刷や集約印刷を積極的に行うなど、コストを意識した資料の作成に努めています。

また、職員に対する研修の充実を図るとともに、金融の複雑化・専門化に的確かつ迅速に対応するため、民間専門家の採用を積極的に行っています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

現在、実施している研修について適時適切に見直しを行い、引き続き理論面等を中心とした研修や、金融技術の進展に対応した専門的な研修を行うほか、職員の業務遂行能力やマネジメント能力など、組織を担う人材の育成、資質向上を図るための研修に取り組むなど、研修内容の充実・強化を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

総務企画局政策課「ベター・レギュレーションの進捗状況について」（第3回）の公表について

（平成21年7月13日公表、<http://www.fsa.go.jp/policy/br-pillar4/20090713.html>）

11. 担当課室名

総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

業務支援基盤整備に係る施策 2-(1)-①

行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

1. 達成目標等

達成目標①	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等
測定指標 (目標値・達成時期)	・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 (各測定指標の目標値及び達成時期は、「最適化効果指標」（平成 18 年 6 月 27 日、平成 20 年 8 月 7 日及び平成 21 年 4 月 15 日金融庁行政情報化推進委員会決定）を参照する。)
参考指標	

達成目標②	情報システム調達最適化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等
測定指標 (目標値・達成時期)	・情報システムに係る政府調達案件(競争性のある契約方式による機器の調達を除く)の情報システム調達会議付議状況(100%、22 年度末)
参考指標	・随意契約比率(企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース)

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①業務・システムの最適化の実施	「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）におけるタクソノミ（国際標準のコンピュータ言語であるXBRLを用いた財務情報

	<p>の電子的な様式)を国際標準技術仕様に準拠させるための試験的な開発を行った。</p> <p>「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、平成 24 年度までに情報システムの開発等を進めていく。</p> <p>「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」については、平成 19 年度に構築が完了した情報システムの運用・保守等を実施するとともに、最適化実施状況を把握し、評価を行っていく。</p>
②情報システム調達の適正化	<p>情報システムに係る政府調達案件については、「情報システム調達会議」に付議し、調達の必要性、契約方針、契約内容等の妥当性の審議を行う。</p>

3. 評価結果

(1) 22 年度の達成度

- ①業務・システムの最適化の実施 : B
- ②情報システム調達の適正化 : A

【達成度の判断理由】

- ① 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」及び「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」については、経費、業務処理時間について、引き続き所期の削減目標を達成しました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、平成 21 年 5 月に設計・開発事業者と 21 年 8 月に工程管理支援事業者と請負契約を締結し、スケジュールに沿って設計・開発等のためのプロジェクトを開始しました。21 年 10 月までに要件定義を確定しましたが、設計工程については、進捗に遅れが発生したことから、本来、22 年 3 月に予定していた設計書の納品は行われませんでした。その後、スケジュールの遅延が拡大したことから、金融庁より設計・開発事業者に対して、体制強化を要請しました。その結果、23 年 3 月、当初の予定から 1 年遅れて、設計工程が完了しました。こうした経緯を踏まえ、B 評価としました。

- ② 金融庁情報システム調達会議を 4 回開催し、政府調達案件について、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うなど、情報システム調達の適正化に向けた取組みを行いました。

情報システムに係る政府調達案件(競争性のある契約方式による機器の調達を除く)の情報システム調達会議への付議状況については、100%となっています。

また、調達仕様書を徹底的に見直し、これまで公募で行っていた案件の調達を一般競争入札に変更するなどの成果があったことなどから A 評価としました。

なお、これらの取組みの結果、随意契約比率(企画競争・公募による契約または小額の契約を除く件数ベース)は 10.5%(前年度 15.7%)となりました。

(2) 端的な結論

- ① 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。ただし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていませんが、25年1月の新システム稼働に向け、取組みを充実させる必要があります。
- ② 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に即し、金融庁行政情報化推進委員会、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者（CIO）、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの助言・支援を受けつつ、

- ① 業務・システムの最適化の実施
- ② 情報システム調達の適正化

の取組みを行うこととしました。

【参考】 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日	Ⅲ 分野別戦略 1. 国民本位の電子行政の実現 （1）情報通信技術を活用した行政刷新と見える化 ・「電子行政の推進に際しては、費用対効果が高い領域について集中的に業務の見直し（行政刷新）を行った上で、共通の情報通信技術基盤の整備を行う。」

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成22年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 業務・システムの最適化の実施

①取組内容

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、21年12月の最適化計画の改定に基づき、国内外の企業や投資家による投資活動の維持・促

進を図るため、タクソノミの基本的な部分を国際標準技術仕様に準拠させて、開示情報の国際的な比較・分析を可能とするための開発を行いました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、21年5月に設計・開発事業者と21年8月にプロジェクト管理支援事業者と請負契約を締結し、設計・開発等のためのプロジェクトを開始しました。21年10月までに要件定義を確定しましたが、設計工程については、進捗に遅れが発生したことから、本来、22年3月に予定していた設計書の納品は行われませんでした。その後、スケジュールの遅延が拡大したことから、金融庁より設計・開発事業者に対して、体制強化を要請しました。その結果、23年3月、当初の予定から1年遅れて、設計工程が完了しました。

「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、引き続き運用を行うことにより、業務処理時間及び経費の削減を図りました。

②評価

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、経費は削減目標▲657,240千円に対して実績▲671,266千円、業務処理時間は削減目標どおり▲9,356時間の削減を達成しました。また、国民の利便性を図る指標として新たに設けた「稼働率」等についても目標値を達成しました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、最適化の効果は発現していませんが、調達プロセスを着実に実施し、設計・開発等のプロジェクトを開始しました。なお、設計工程の進捗に遅れが発生していたことから、金融庁は、設計・開発事業者に対して体制強化等を要請しました。この結果、23年3月、当初予定から1年遅れて設計書の納品が行われました。

「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、経費は削減目標▲8,279千円に対して実績▲11,763千円、業務処理時間は削減目標どおり▲800時間の削減を達成しました。

（2）情報システム調達の適正化

①取組内容

情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性等について審議を行っているところであり、引き続き情報システム調達の適正化に取り組みました。

②評価

情報システム調達会議の開催に当たっては、担当CIO補佐官が、調達案件毎に調達対象業務、調達方法、調達スケジュール、見積書等を確認し評価を行っており、さらに、事前に全CIO補佐官等をメンバーとする事前審査会を開催し助言を受けるな

ど、徹底した仕様書等の見直し・合理化を行いました。

また、複数年に亘るシステムの設計・開発等や運用、保守については、国庫債務負担行為を活用し複数年での調達を行うほか、設計・開発等、運用、保守の分離調達を行い事業者への競争参加機会の拡充を図るなど、調達の適正化に向けた取組みを行いました。

これらの取組みの結果、これまで公募で行っていた案件の調達を一般競争に変更するなど、競争性の確保に向けた取組みにより、コストの適正化が図られていると考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされているほか、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされており、業務・システムの最適化及び情報システム調達の適正化に引き続き取り組んでいく必要があります。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

運用段階の「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」及び「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、業務処理時間及び経費について所期の削減目標を達成しています。設計・開発段階の「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」についても、業務・システム最適化計画を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

情報システム調達会議において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、CIO補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図りました。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

業務・システムの最適化の実施については、「今後の行政改革の方針」及び「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務の業務・システム最適化計画」の状況を踏まえ、引き続き最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。

情報システム調達の適正化については、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえ、引き続き情報システム調達の適正化に取り組んでいく必要があります。

す。また、「情報システムに係る政府調達の基本方針」（平成 19 年 3 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、引き続き調達の公平性・透明性の確保を図っていく必要があります。

（２）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 23 年度予算額
金融庁業務支援統合システムの開発に必要な経費	①	予算 <継続>	209,848 千円
情報推進体制の強化のための体制整備	①	予算 <新規>	—
庁内情報システム等に係る情報セキュリティ対策強化のための体制整備	①	機構・定員	
庁内の行政情報化推進に係る業務増大に対する体制整備	①	機構・定員	

上記の他、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」及び「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」及び「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づいて構築したシステムの運用経費については、今後も引き続き予算措置を行っていく必要があります。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

①業務・システム最適化の実施

総務企画局企業開示課

・「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」（平成 23 年 3 月 31 日公表 http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf）

・「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化に係る最適化効果指標」（平成 23 年 3 月 31 日公表

<http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060724/03.pdf>）

総務企画局総務課情報化・業務企画室

・「金融庁検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成 23 年 5 月 16 日公表

http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/01_0.pdf）

・「金融庁検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化に係る最適化効果指標」（平成 23 年 5 月 16 日公表

<http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060724/01.pdf>)

総務企画局総務課情報化・業務企画室

- ・「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」（平成 18 年 4 月 21 日公表

<http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421.html>)

- ・「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化に係る最適化効果指標」（平成 18 年 7 月 24 日公表

<http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060724.html>)

②情報システムの調達の適正化

- ・総務企画局総務課情報化・業務企画室「随意契約比率（企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース）」

1 1. 担当課室名

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

業務支援基盤整備に係る施策２－（２）－①

専門性の高い調査研究分析の実施

1. 達成目標等

達成目標	的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る。
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・調査研究分析成果（研究論文・レポート等の本数・分野）の作成・活用実績 ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績

2. 平成 22 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施	金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に適切に情報発信するとともに、行政運営に適切に活用する。

3. 評価結果

(1) 22 年度の達成度

A

【達成度の判断理由】

近年の金融危機を踏まえ、実証的・理論的調査研究（バブルと金融システム・金融仲介機能の関係、景気変動増幅効果）を実施するとともに、国会提出法案の策定に参考とすべく、リーマン・ブラザーズの破綻と証券決済上の問題点等を調査しました。さらに、G20 のコンファレンス等の場で積極的な対外発信を行いました。また、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を導入するとともに、新たに特別研究員を公募し金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するよう努めました。

このように、金融環境の変化に応じた的確な調査研究分析を実施し、適切な金融行

政の運営に資するよう活用するとともに、研究体制の更なる強化を図っていることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、サブプライム問題に端を発する金融危機、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、業態の垣根を越えた金融コングロマリットの出現や、金融危機の背景にある証券化等の技術を利用した金融商品の急速な発達といったように、高度化、複雑化、国際化が急激に進んでいます。

このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保していくため、実務のニーズに即した短期的調査分析に加え、中・長期的な視野に立った専門性の高い調査研究を行うとともに、学術研究との架け橋となって庁内へのフィードバックを一層充実させることとしています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 22 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施

①取組内容

ア. 調査・研究・分析の実施

平成 22 年度における主な調査・研究・分析は以下のとおりです。

(ア) 金融環境の変化に伴う金融行政等政策対応に関する実証的・理論的研究

1990 年代のいわゆるバブル経済の崩壊やサブプライム問題に端を発する金融危機などに見られるように金融資産価格の急激な変動は、経済に大きな影響を与えます。このことに鑑み、金融危機を招くような資産価格の変動に留意しつつ、フォワードルッキングな金融行政等の政策、また事後的に経済危機の影響を緩和し、より早い経済の回復を図るための政策を検討するため、実証的・理論的調査研究を行っています。22 年度には、①バブルの発生と金融システムの発展の関係にかかる研究、②バブルと金融仲介機能及びマクロ経済の関係にかかる研究、③プロシクリカリティ（景気変動増幅効果）を抑えるために最適な銀行の自己資本規制のあり方の研究を行い、研究成果についてソウルにおける G20 主催のセミナー「G20 と新たな金融秩序」等の場で積極的な対外発信を行いました。

(イ) 資産運用業に関連する課題の実証的研究

「貯蓄から投資」、「市場型間接金融」への流れの中で、資産運用業の重要性が高まっていることを受け、資産運用業に関連する課題の実証的研究を行っています。22年度は、①資本市場の統合が投資家に与える影響に関する研究、②我が国上場投資信託（ETF）市場の価格形成の効率性についての実証的研究、③我が国事業法人を参照組織とするCDS^{*1} スプレッドの決定要因に関する実証的研究を行いました。

（ウ）欧米の金融・証券市場に関する調査

世界的な金融危機を受けた国際的な議論や我が国の実態を踏まえ、店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性向上の観点から平成22年3月に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案の策定に当たり、同法案に盛り込まれた清算機関に関する基盤強化、一定の店頭デリバティブ取引等に対する清算機関の利用の義務付け、取引情報保存・報告制度の創設の検討に資するよう、欧米における証券決済インフラを巡る議論とリーマン・ブラザーズの破綻と証券決済上の問題点について、調査（「欧米の金融・証券市場に関する調査」）を行いました。

（エ）諸外国における金融制度に関する調査

諸外国との制度比較等を行うために内部において使用する資料「諸外国の金融制度の概要」を、金融行政や金融制度の企画立案に資するものとするべく、可能な限り直近の情報を盛り込んだものとするための海外制度の調査（「諸外国における金融制度に関する調査」）を行いました。

イ. 庁内フィードバックの充実

（ア）国際コンファレンス

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等について、官学を中心とした国際コンファレンスを開催しています。22年度は、「アジアの成長と金融セクターの役割」をテーマとして開催し、経済成長著しいアジアにおいて持続的な経済成長を支えるために求められる金融セクターの役割や望ましい金融規制・監督のあり方について報告・議論を行いました（23年2月）。また、国際コンファレンスに招聘したオーストラリア健全性規制庁（調査局研究ユニット）及び韓国資本市場研究院所属の研究者と各研究機関の研究発表を行うワークショップを、庁内関係部局の職員の参加も得て開催しました。

（イ）研究会の開催

*1 クレジット・デフォルト・スワップ（Credit Default Swap）

研究官等の研究活動の一環として、有識者等との検討を行う研究会を開催しています。22年度は、「会計基準と企業競争力に関する研究会」、「企業財務研究会」を、庁内関係部局の職員の参加も得て開催しました（22年度合計2回開催）。

(ウ) 庁内各局に対する行政支援

庁内各局からの要請に基づく専門的知識、技術の提供等として、勉強会の開催・調査レポートの作成等を行いました。例えば、バブルによって引き起こされる金融ショック（マイクロショック）がどのような波及経路を通じてマクロ経済に影響するかに関するマクロ経済学の観点からの分析について解説する勉強会を行いました。また、新規株式公開を行う企業について、新規株式公開前後における企業の特徴の検証に関する調査レポートを作成し、庁内へ配布しました。

(エ) 昼休み勉強会（金曜ランチオン）の開催

学者や民間金融機関・製造業等の様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の最前線にあたる内容をテーマにした勉強会を開催しました（22年度19回開催）。

②評価

ア. 調査・研究の実施

前記の取組内容に掲げた調査研究のうち、(ア)及び(イ)についての成果は、6本の研究論文等としてまとめ、金融研究センター（以下「センター」という。）・ディスカッションペーパー（以下「DP」という。）として公表しました（下記表を参照）。

【資料1 22年度に公表したセンターDP】

公表日	DPタイトル
23年3月	“Asset Bubbles, Endogenous Growth, and Financial Frictions”
23年3月	“Financial Institution, Asset Bubbles and Economic Performance”
23年3月	“Pro-cyclicality of The Basel Capital Requirement Ratio and Its Impact on Banks”
23年3月	「資本市場の統合と国際分散投資を巡る一考察」
23年3月	「日本のETF市場における非効率性とその発生原因」
23年3月	「我が国における一般事業法人のCDSスプレッドの決定要因」

(出所) センター調

上記のとおり、多岐にわたる研究テーマについて研究成果を公表しており、金融環境に応じた、行政上も意義のある有益な研究を実施するという点について一定の成果をあげることができたと考えられます。また、例えば、プロシクリカリティを抑えるために最適な銀行の自己資本規制のあり方の研究について、海外の研究機関主催のコンファレンス等の場で積極的な対外発信を行うなど、対外的にも幅広く周知し、それぞれの研究テーマを巡る議論に貢献するという課題についても成果を得つつあります。

イ. 庁内フィードバックの充実

(ア) 国際コンファレンスの開催

学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国際機関、在日大使館、金融機関、研究者、職員等、306名の参加者を得、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされました。他の研究機関との交流や、センターの情報発信機能強化にもつながったと考えています。また、21年度から取り始めた出席者の評価（エバリュエーション・フォーム）を22年度も取っており、今後の開催のあり方に役立て、さらに質の向上を図っていくことが期待できます。

(イ) 研究会等の開催

庁内関係部局の職員及び有識者の参加を得た上で、研究会等を開催し、有意義な双方向の議論を行うことにより金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する金融行政上の理解が促進されたと考えています。また、そこで得られた情報や議論は今後、研究会報告書としてとりまとめてセンターウェブサイトにて公表することを予定しており、今後の金融行政を考える上での参考となることが期待できます。

(ウ) 庁内各局に対する行政支援

庁内各局から随時の要請に応じた調査レポートの作成、報告会の開催を行うことにより、専門的知識・技術を提供し、行政実務に直接役立てられました（庁内配布した研究官等が作成した「研究官レポート」は下記表を参照）。

【資料2 22年度に庁内配布した研究官レポート】

配布日	レポートタイトル
22年12月	「新規株式公開前後における企業の質」
23年1月	「金融機関の窓口を通じた地域のミドルリスク事業への資金提供」

(出所) センター調

(エ) 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催

昼休み勉強会（金曜ランチョン）については、庁内職員の多数の参加者を得て、合計 19 回開催しました。外部講師を招聘し、最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論する機会を設けることで、庁内職員の専門性・先見性の向上に貢献したと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究分析の実施が必要であると考えています。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図っていくことが欠かせないと考えています。研究成果がより金融行政に役立つ内容となるよう、22 年度からは各テーマ毎に庁内職員を「研究」と「行政」の橋渡し役（「リエゾン」と呼ぶ。）として任命するリエゾン制度を導入しました。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会等を通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えます。また、研究成果を海外の研究機関主催のコンファレンス等の場にて対外発信することにより、国際的な議論に貢献するとの課題についても成果を得つつあります。さらに、実務的かつ時宜を得たテーマを選定し、対外広報を充実させたこと等から 300 名強の参加者を得た 22 年度国際コンファレンスでは、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化につながりました。これらは今後、金融行政への（外部）アカデミズムの知見の一層の活用資するものであり、金融行政の専門性の向上につながるものと考えます。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

調査研究分析の庁内外への公表は、基本的にウェブサイト上でのみ公表し、調査レポートは金融庁ポータルサイト上での公表を主として行っています。

また、調査研究分析にあたっては常勤の研究官にとどまらず、（非常勤の）特別研究員を活用しております。22 年度からは、「特別研究員」を公募し、広く日本の国公私立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている方の中から、センターが指定する研究プロジェクトに取り組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するようにしています。

国際コンファレンスについては、大学や国際機関との共催を進め、共催先に応分の資金負担を求めること等により、効率的な開催を達成いたしました。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

近年の金融危機のような、かつてない金融環境の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保し、かつ国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図っていくため、今後も将来を見通し、金融行政に関わる重要分野において、より一層実務に役立つ調査研究分析に加え、国際的な議論に貢献する研究等に取り組むよう、研究テーマを適切に選定し研究内容の質の向上を図っていく必要があります。また、今後も国際的な場等において、情報発信を強化することが重要であります。さらに、学術研究との架け橋となって、研究成果の庁内へのフィードバック及び、関係部局や民間有識者、アカデミズムとの相互交流を行っていくことは引き続き重要であり、より一層充実させていくことで、金融行政の専門性向上に資するものと考えます。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容【P】

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 23年度予算額
金融庁共通費（国際コンファレンス経費、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費）	①	予算 <継続>	15,587千円

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・センター「平成22年度ディスカッションペーパー」
(<http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html>)
- ・センター「国際コンファレンス（センター、アジア開発銀行研究所（ADB I）、慶応義塾大学グローバルCOE共催）」
(<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20110308.html>)
- ・センター「研究会」(<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html>)
- ・センター「研究課題等」(<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/thema.html>)
- ・その他センター主催の会合の開催・参加者・招聘者実績

11. 担当課室名

総務企画局企画課研究開発室、総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課市場分析室、監督局総務課監督企画室